荒川区地域防災計画

(平成30年修正)

本冊

荒川区防災会議

荒川区地域防災計画

本　冊

用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

1　法令・条例名等の標記

	標　記	説　明
1	防災会議条例	荒川区防災会議条例 （昭和 38 年条例第 8 号）
2	災対条例	荒川区災害対策条例 （平成 14 年条例第 2 号）
3	災対本部条例	荒川区災害対策本部条例 （昭和 38 年条例第 9 号）
4	災対本部施行規則	荒川区災害対策本部条例施行規則 （昭和 38 年規則第 12 号）
5	災対法	災害対策基本法 （昭和 36 年法律第 233 号）
6	災対法施行令	災害対策基本法施行令 （昭和 37 年政令 288 号）
7	水防法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
8	水防法施行規則	水防法施行規則（平成 12 年建設省令 44 号）
9	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成 12 年法律第 57 号）
10	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律 57 号）
11	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
12	救助法施行規則	災害救助法施行規則 （昭和 22 年政令第 225 号）
13	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
14	建築基準法	建築基準法 （昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
15	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例 （平成 12 年条例第 202 号）
16	東京都帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例 （平成 24 年条例第 17 号）
17	火災予防条例	火災予防条例 （昭和 37 年 3 月 31 日条例第 65 号）

２　機関名等の標記

	標　記	説　明
1	防災関係機関	計画事業に関係する、区、東京都（警視庁、東京消防庁、消防団を含む。）、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関をいう。
2	災対本部	荒川区災害対策本部をいう。
3	災対各部	荒川区災害対策本部を構成する各部（局）をいう。

３　特定の用語に含まれる範囲、意味

	標　記	説　明
1	震災	災対法第２条第１項に定める地震により生じる被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。

用語の解説

あ行

・荒川区防災情報システム

区が導入している災害情報を総合的に集約するシステムで、通信系システム、観測系システム、情報処理系システム、映像系システムから構成されており、区が実施すべき災害応急活動を支援する。

・一次避難所

災害により住居が倒壊・焼失する等の被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食等の救援を行う施設で、小中学校等の施設を指定している。

・一時（いっとき）集合場所

火災の延焼等で危険が迫った場合に、防災区民組織を中心に一定の地域や事業所単位に集団を形成して、避難所や避難場所に避難するために一時的に集合する場所。

集合した人の安全が確保されるスペースをもった公園や学校の校庭、大通り上等を、各町会単位に、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織、町会、自治会と協議により選定している。

・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。単に液状化ともいう。

・応急給水拠点

区が避難所等に応急給水用資器材等を配備し、区民に対して応急給水活動をおこなう拠点をいう。

・応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。正式には「被災建築物応急危険度判定」であるが、本計画では「応急危険度判定」と標記する。

・応急給水槽

地震等の災害時に備え、住民の居住場所から概ね２ｋｍの範囲内に、給水拠点（給水所等）の無い空白地域を解消するために、都が設置する応急給水のための水槽をいう。

・屋外子局

防災行政無線用屋外スピーカーをいう。

か行

・外水はん濫

河川の水位が上昇し、河川の水が堤防からあふれる、または堤防が決壊した場合に、はん濫が生じることをいう。

・家屋被害概況調査（一次）

計画的な復興を行うために、災対本部が収集する情報を積極的に取得して、被災後一週間以内に区全域の家屋被害概況を把握し、町丁目単位等で整理することにより当面の建築行為を制限する建築制限区域の指定に向けた判断をするための調査をいう。

・家屋被害状況調査（二次）

復興対象地区を指定する上での重要な基礎資料を得ることを目的として、被災市街地内の全建物の損壊程度（全壊・半壊・一部損壊・無被害等）を調査するものであり、調査によって得られた情報を、被災後一か月以内に家屋被害台帳、街区別被害度分布図及び地区別被害状況図として整理し、復興対象地区の設定等にあわせて適切な時期に公表する。

・家庭内備蓄

災害時に使用できる日用品、食料、飲料等を自宅に備蓄することをいう。
（家庭内備蓄の方法として、日常備蓄やローリングストック法などがある。）

・がれき

震災による建物の焼失、倒壊および解体により発生する廃木材およびコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。

・感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具をいう。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であり、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ等の種類がある。

・帰宅困難者

震度 5 強以上の地震が発生した場合にはほとんどの交通機関が停止するため、外出者（滞留者）の多くが、すぐには帰宅できない状況となる。この場合、帰宅距離が 10ｋｍ未満の外出者は全員を帰宅可能者とし、10ｋｍ以上から 20ｋｍ未満は、1ｋｍ距離が増すごとに帰宅可能者が 10%ずつ逓減するものとし、20ｋｍ以上は全員を帰宅困難者とする。

・急傾斜地

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）では、傾斜度が 30 度以上ある土地を急傾斜地と定義している。

・給水拠点

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等および応急給水槽をいう。居住場所から概ね２ｋｍ程度の距離内に１か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。（災害時給水ステーションともいう。）

・緊急医療救護所・医療救護所

緊急医療救護所は、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。

医療救護所は、災害の状況に応じて各避難所に設置する救護所で、医療救護班の巡回等による医療救護活動を実施する場所をいう。

・緊急地震速報

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での震度や到達時刻を推定し、素早く知らせる情報をいう。

・緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で承認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。

・警戒待機

区は、夜間、休日等勤務時間外の災害発生に備え、迅速かつ的確な防災体制を確保するために、輪番制の管理職および委託業者の 2 名体制で、防災センター2 階の警戒待機室に宿日直することとしている。

・激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

・検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

・広域避難場所（避難場所）

地震火災から区民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所で、東京都が指定している。東京都では避難場所というが、区では、避難所との混同を避け

るため広域避難場所と標記している。

・洪水予報

国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

・後方医療施設

後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、被災を免れて傷病者の受け入れを行う医療機関をいう。

さ行

・災害拠点病院

通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、都知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重病者の医療を行う病院をいう。

・災害復興計画

災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興ならびに区民生活の再建および安定を図るため、策定する計画。

・在宅避難

災害発生時に、自宅に被害が少ないため、避難所へ行かずに自宅で生活を続けることをいう。

・事業所防災計画

東京都震災対策条例にもとづき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都および区の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画。

・指定公共機関

国や地方公共団体と協力して災害等に対処する医療・電気・電気通信・ガス・運送事業者等の機関をいう。

・指定地方公共機関

知事が指定する電気・ガス・運送・通信・医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人をいう。

・社会福祉施設

高齢者、児童、障がい者等の社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行う施設をいう。

・住家被害認定調査

被害のあった住宅について、全壊、半壊等の「被害の程度」を調査するものであり、り災証明書発行の基礎資料となる。

・障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物放置された車両などの交通障害物により通行不能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

・浸水想定区域

水防法第 14 条第 1 項の規定に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

・水防活動

洪水または高潮により、堤防等に漏水、侵食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

・水防計画

水防法第 7 条の規定にもとづき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、水防のための水防団および消防機関の活動、水防管理団体（区市町村）と他防災関係機関の協力および応援ならびに水防に必要な器具、資材および設備の整備および運用に関する計画をいう。

た行

・地域内輸送拠点

東京都地域防災計画において、都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区市町村は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定することとしている。荒川区では、荒川スポーツセンター他５か所を地域内輸送拠点として選定している。

・地域復興協議会

震災後に、地域住民が主体的に地域づくり協議やコミュニティ活動などを行う組織として行政の認定を受けた復興市民組織。町会・自治会、まちづくり協議会などが母体となる。

・地区内残留地区

一定の条件を満たし、市街地大火が発生しない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離（１区画程度）の退避を行えば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がない

とされている地区。広域避難場所と同様、東京都が指定している。

・同行避難

災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難することをいう。避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではない。

・同伴避難

災害発生時に飼い主とペットが同一の空間で居住できる避難方法をいう。

・土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出している。

・トリアージ

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

な行

・内水はん濫

河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川へ排水できなくなり、堤内地にはん濫が生じることをいう。

・二次避難所

妊産婦、乳児、要介護１から３までの高齢者、３級から７級までの身体障がい者の方のうち一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所であり、地震災害発生後、一次避難所が開設されたのちに適宜ひろば館・ふれあい館等を二次避難所として開設する。

・日常備蓄

災害時に備えて、日常から使用している物を常に少し多めに備えることをいう。

は行

・はん濫警戒情報

住民の避難行動に関連する河川のはん濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報をいう。この情報により区市町村は避難勧告等の発令を判断する。

・被災者生活実態調査

被災者を対象に、被災前の状況（住所、世帯構成、住宅状況等）、被災後の状況（居住場所、身体及び健康状態等）、被害状況（住宅、身体等）、今後の生活の意向について把握するための調査をいう。

・被災宅地危険度判定

宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として、迅速に宅地の被害状況を把握して被災した宅地の危険度を判定する。

・避難行動要支援者

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、従来使用されていた「災害時要援護者」の代わりに使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう「要配慮者」のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

なお、荒川区においては、要介護 4 から 5 に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳 1・2 級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者を避難行動要支援者と定義している。

・避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿をいう。

・避難支援個別計画

避難行動要支援者支援体制を実効性のあるものにするため、個々の避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法を定めた計画書をいう。

・避難確保計画

平成 29 年に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設または管理者に対し、施設を利用する要配慮者を確実に避難させられるよう、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられた。

・避難道路

広域避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ東京都が指定した道路をいう。

・福祉避難所（高齢者）・福祉避難所（障がい者）

避難行動要支援者を対象とした避難所であり、災害発生後すみやかに区が指定する社会福祉施設において開設する。なお、福祉避難所は福祉避難所（高齢者）と福祉避難所（障がい者）の２種類とする。

・防災区民組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会を主体に結成されている。自主防災組織ということもある。

・防災都市づくり推進計画

平成 7 年に都が策定した計画で、定期的に見直しを実施し、都や区市等が防災都市づくりを総合的・重点的に展開していくための指針として基本的方向性や整備地域等を指定する「基本方針」、具体的な整備計画等を示す「整備プログラム」を定めている。

ま行

・木造住宅密集地域

老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域をいう。

や行

・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。

・要配慮者利用施設

要配慮者が利用する、社会福祉施設、学校及び医療施設等をいう。

ら行

・ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信など、生活に不可欠な物資や情報などの補給機能を総称している。

・流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

・留守番避難

災害発生後、自宅に安全な場所が確保できる場合に、飼い主は避難所で、ペットは自宅でそれぞれ生活し、ペットの世話は自宅で行う避難方法をいう。

・ローリングストック（法）

日常食べ慣れている食品等を通常より少し多く買い、消費した分を買い足してストックする方法をいう。日常備蓄を行う手法のひとつ。

英字標記

・ＤＩＳ

東京都が整備する東京都災害情報システムをいう。東京都防災行政無線網とともに、区市町村及び関係機関に整備されている。

・ＤＭＡＴ

ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）とは、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」をいう（平成１３年度厚生科学特別研究「日本における災害時派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」の標準化に関する研究」報告書より引用）。

・ＥＭＩＳ

ＥＭＩＳ（Emergency Medical Information System）とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に係る情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムをいう。

・Ｌ－アラート

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤として総務省が整備した災害情報共有システムをいう。

・ＭＣＡ無線機

ＭＣＡ無線（Multi Channel Access System）は、（財）移動無線センターが中継局を全国に整備し、提供している業務用無線通信サービスです。複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。

第１部　　総　　則

目　　次

第１部　総則

第１章　荒川区地域防災計画の概要

第１節　計画の目的 ･･････ 1
第２節　計画の前提条件 ･･････ 1
第３節　計画の性格および範囲 ･･････ 1
第４節　計画の目標 ･･････ 1
第５節　計画の修正 ･･････ 2
第６節　他の法令にもとづく計画等との関係 ･･････ 2
第７節　計画の習熟 ･･････ 2

第２章　荒川区の現状と被害想定

第１節　荒川区の概況 ･･････ 3
　１　区の地勢 ･･････ 3
　２　面積・人口 ･･････ 3
　３　都市構造 ･･････ 5
　４　人口動態・産業・生活環境 ･･････ 6
第２節　地域危険度（第８回） ･･････ 9
　１　調査の目的 ･･････ 9
　２　調査の経緯 ･･････ 9
　３　地域危険度測定調査 ･･････ 9
　４　調査の前提（第８回） ･･････ 9
　５　調査の結果 ･･････ 10
第３節　被害想定 ･･････ 13
　１　経緯と目的 ･･････ 13
　２　被害想定の特徴 ･･････ 14
　３　想定される被害 ･･････ 14
　４　荒川区の被害想定 ･･････ 16

第３章　減災目標

第１節　死傷者の半減及び避難者の減 ･･････ 17
　１　目標 ･･････ 17
　２　目標を達成するための対策 ･･････ 17

第２節　帰宅困難者の安全な帰宅 ･･･ 19
１　目標 ･･･ 19
２　目標を達成するための対策 ･･･ 19

第１章　荒川区地域防災計画の概要

第１節　計画の目的

・この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定にもとづき、荒川区防災会議（以下、この節「区防災会議」という。）が策定する計画であって、区および防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、災害予防をはじめ、災害応急対策および災害復旧・復興対策等、一連の災害対策を実施することにより、荒川区の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

（資料第１「災害対策基本法（抄）」）

第２節　計画の前提条件

・この計画は、第２章第３節に掲げる、平成 24 年４月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化ならびに大きな被害が発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や熊本地震、さらには河川氾濫により大きな浸水被害が発生した関東・東北豪雨など、最近の災害から得た教訓を反映して策定したものである。

（資料第２「最近の主な地震災害（平成５年以降）」）

第３節　計画の性格および範囲

・この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務または業務（以下、この節「事務等」という。）を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務等を包括する総合的かつ基本的な計画である。

・この計画は、区および防災関係機関等の責任を明確にするとともに、事務等を密接的に結合した計画である。

・この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき都知事が実施する地震に係る災害救助事務のうち、同法 30 条の規定にもとづき都知事から区長に委任された場合の計画、または都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画および同法適用前の救助事務に関する計画等を包括する総合計画である。

第４節　計画の目標

・災害の種類には、第一の類型として、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、雪害、土砂災害等の異常な自然現象によるものと、第二の類型として、大規模な火災または爆発その他放射性物質の大量放出、多数の死傷者を伴う列車事故等の人為的原因によるものとに大別される。

・この計画は、第２章第３節に掲げる「被害想定」に対処できる態勢の樹立を目標として、あわせて

都市型水害その他の突発的災害に対処することにより、区民の生命・財産等を守り、区民が安心して生活できる「安全安心都市あらかわ」の実現を目指すものである。

第５節　計画の修正

・この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定にもとづき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、区防災会議においてこれを修正する。

・区および防災関係機関は、関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を区防災会議に提出するものとする。

（資料第３「荒川区防災会議条例」）

（資料第４「荒川区防災会議委員構成」）

第６節　他の法令にもとづく計画等との関係

・この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、指定行政機関等が作成する防災業務計画および東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。したがって、それらの計画と抵触することが明らかであると認められるときは、区防災会議においてこの計画の修正を行うものとする。

第７節　計画の習熟

・区および防災関係機関は、防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通し本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第２章　荒川区の現状と被害想定

第１節　荒川区の概況

１　区の地勢

（１）位置

・荒川区は、東京 23 区の東北部に位置し、区役所（荒川二丁目）の位置は東経 139 度 47 分 11 秒、北緯 35 度 43 分 58 秒となっている。

・区の北東部を隅田川が流れ、足立区、墨田区との境をなし、西部は北区ならびに文京区、南部は台東区に接している。

（２）地形

・荒川区は東西に長く、北東部をう回して隅田川が流れ、これに沿って西尾久、東尾久、町屋、荒川、南千住の各町が連なり、南西部に東日暮里、西日暮里の各町がある。

・区内の大部分はほとんど起伏がなく平坦であるが、南西部に山手台地の一部がある。これは通称諏訪台や道灌山と呼ばれる本区唯一の高台であり、その面積は、わずかに約 0.3 ㎢である。

・高低は、西日暮里 3 丁目付近において最高位を示し、海抜 20.9ｍであり、大部分は 0.0～3.0ｍのほぼ平坦な地形となっている。

（３）地質

・荒川区の地質は、台地部が洪積層、平地部は沖積層から形成されているとみられる。

・日暮里の台地を構成する地質は、洪積層更新統であって、地表部分から関東赤土層（赤褐色の複雑土壌組成を有する火山灰で関東ローム層とも呼ばれる）、山手層（粘土と砂の板橋粘土層と山手砂礫で構成）、東京累層（砂、粘土の互層で貝化石をもっている）からなっている。

・平地部は、荒川の氾濫原と目され、成田層（黄褐色砂礫の海成層）、江古田植物化石層（化石植物群をもち関東ローム堆積後のもの）、有楽町層（青灰色沈泥質粘土からなり貝類、有孔虫類の化石を含む）から構成されていて、とくに荒川沿岸の沖積地にはカキ殻の厚い堆積層がみられる。

２　面積・人口

（１）面積

・荒川区の面積は、（国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（平成 30 年 1 月 1 日現在））10.16k ㎡、23 区中 22 位となっている。これは東京都区部の総面積 626.70ｋ㎡の 1.62％にあたる。

区分地図

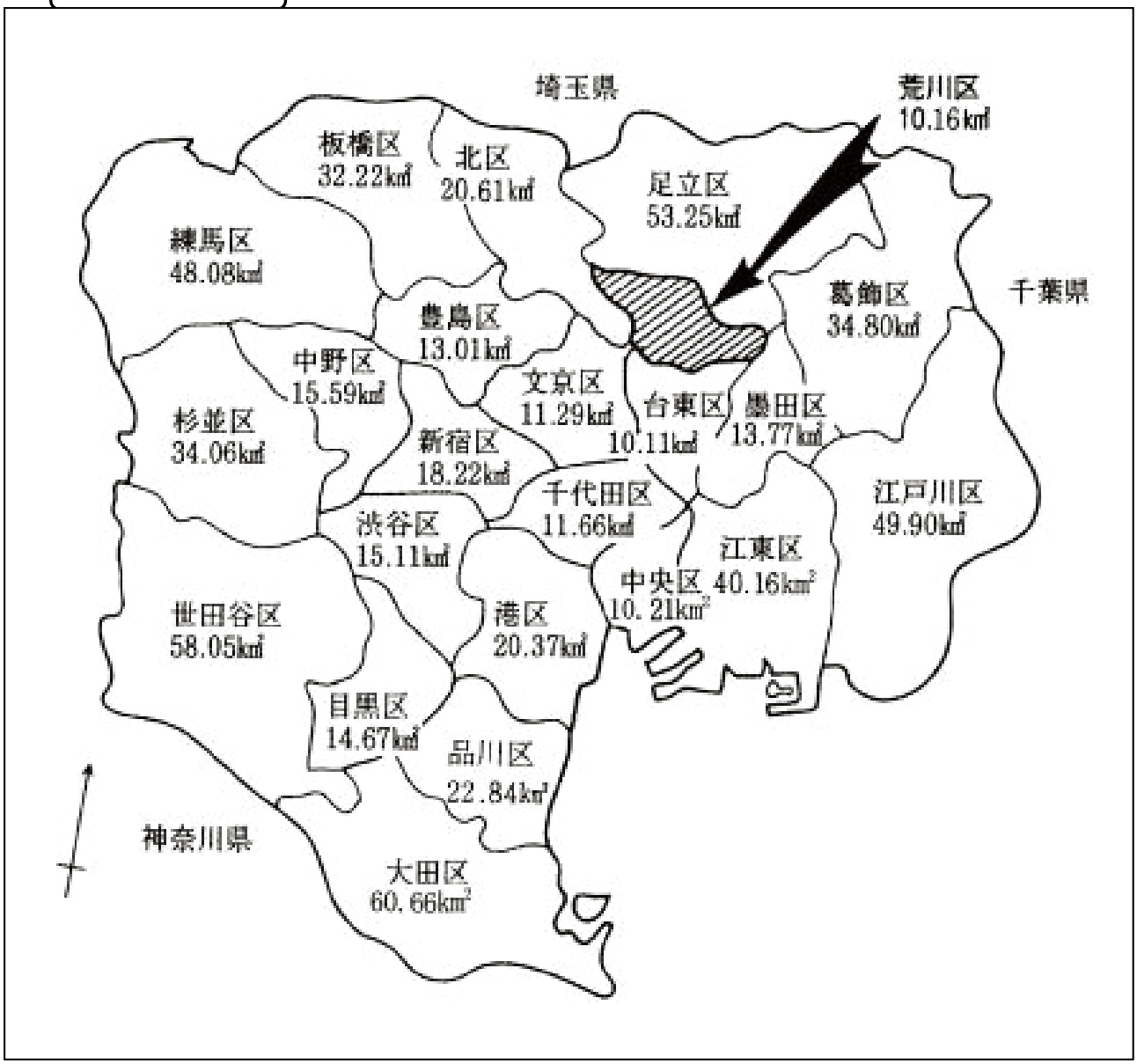

（２）人口

・荒川区の人口(外国人を含む。)は、214,644 人（平成 30 年 1 月 1 日現在）であり、戦前 35 万人を超えたときがあったが、戦後は昭和 35 年の 28 万 5 千人をピークに減少し、昭和 53 年には 20 万人を割ったが、平成 10 年から増加傾向に転じている。

・人口密度は 20,976 人/㎢であり、23 区では豊島区に次いで高い。

・65 歳以上の高齢者が占める割合は 23.39%で、区民の約 5 人に 1 人が 65 歳以上であり、23 区では北区、足立区、葛飾区、台東区に次いで高い。

・外国人は 18,564 人、区内人口の約 8.64%を占めており、都内 23 区では新宿区、港区に次いで高い割合である。

※人口密度および高齢者が占める割合は、住民基本台帳人口より算出（外国人住民を含む）

【荒川区人口】　平成 30 年 1 月 1 日現在

日本人		外国人		人　　口	うち 65 歳
男	女	男	女	（日本人＋外国人）	以上人口
97,839 人	98,241 人	9,045 人	9,519 人	214,644 人	50,216 人

【地域世帯数および地域別年齢別（5 歳階級）人口】　平成 30 年 1 月 1 日現在

	総数	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里
世帯数	114,209	22,093	17,723	14,992	14,776	13,413	17,276	13,936
総数	214,644	46,500	32,617	28,997	27,650	25,809	29,372	23,699
0～4	9,036	2,577	1,169	1,105	1,148	904	1,171	962
5～9	8,172	2,578	998	1,096	1,003	846	867	784
10～14	7,505	2,282	1,037	1,003	883	903	777	620
15～19	8,017	1,792	1,289	1,107	1,007	1,084	966	772
20～24	12,236	1,963	1,897	1,529	1,630	1,439	2,047	1,731
25～29	15,406	2,322	2,344	1,818	2,155	1,629	2,790	2,348
30～34	15,849	2,999	2,304	1,905	2,127	1,726	2,654	2,134
35～39	16,525	3,864	2,221	2,085	2,074	1,686	2,481	2,114
40～44	17,959	4,718	2,463	2,273	2,212	1,904	2,380	2,009
45～49	17,084	4,039	2,646	2,301	1,980	1,996	2,324	1,798
50～54	14,109	3,005	2,364	1,960	1,709	1,733	1,875	1,463
55～59	11,657	2,399	1,876	1,693	1,536	1,427	1,489	1,237
60～64	10,873	2,152	1,736	1,517	1,487	1,424	1,433	1,124
65～69	13,764	2,720	2,270	2,064	1,756	1,957	1,715	1,282
70～74	11,329	2,200	1,908	1,667	1,446	1,595	1,435	1,078
75～79	9,908	1,961	1,615	1,554	1,333	1,447	1,116	882
80～84	8,004	1,565	1,335	1,303	1,111	1,070	935	685
85～89	4,608	863	746	671	683	642	583	420
90～94	1,949	370	298	248	298	300	242	193
95～99	559	108	93	85	60	82	80	51
100 以上	95	23	8	13	12	15	12	12

３　都市構造

・荒川区の防災面から見た都市構造の現状は、関東大震災以降急速に市街化が進んだその歴史的発展過程から、次のような特性を有している。

・舟運の便と、比較的安い地価から、大規模工場と多数の中小工場が立地するところとなった。しかも家内工業的零細工場が多く、住・工用途混在の町として発展してきた。

・区画整理の行われた一部地域を除いて、市街地の多くは、その自然発展的過程のままに木造住宅が密集し、建物密度も高く、防災性能の面で課題がある。そのため区では、広域避難場所や避難道

路の整備を進めるとともに、不燃化の促進や耐震性の向上への支援を実施している。その結果、区内建物の不燃化率が、棟数ベースで昭和 61 年度の 17.4%から平成 23 年度には 46.3%に改善されたが、まだ低い水準にとどまっている。

・道路網の現況においても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分では、6～10m以上の道路でほぼ整然としているが、その他では自然発生的に形成された幅員 4m未満の道路が雑然と存在し、特に環状 4 号線および環状 5 の 2 号線より北側の荒川、町屋地区において顕著である。

・区では、都市計画道路や街路等の整備を進め、道路率が平成 8 年度の 14.4%から平成 24 年度には 16.2%に向上してきており、23 区平均（16.4%）に達しつつある。

・災害時の避難広場や、火災延焼防止帯としても重要な役割を果す公園・児童遊園の総面積は、43.38 haであり、区内では人口 1 人当たり 2.03 ㎡にすぎず、23 区の平均 1 人当たり面積 4.33 ㎡、都市公園法施行令に定められている市街地における 1 人当たり 5 ㎡以上の標準面積を、いずれも大幅に下回っている。

・区内のところどころに、ガスおよび石油等の危険物を貯蔵する施設が存在するとともに、高層建築物等の都市構造物も存在している。

・これらはいずれも、大地震が発生した場合の災害拡大要因と見られるものであり、人命の損傷、建物や都市施設の損壊、各種社会機能の混乱などがもたらされ、その被害は、社会的・経済的にも甚大かつ広範囲なものとなるおそれがある。

4　人口動態・産業・生活環境

（1）人口動態

	人口	世帯数
夜間（27 年国勢調査）	212,264 人	103,101 世帯
昼間（27 年国勢調査）	194,004 人	－

（2）区内主要駅別乗車降車人員数

・ＪＲ東日本（乗車人数※平成 27 年度）

	日暮里	西日暮里	三河島	南千住
年間	39,200,000 人	35,288,000 人	3,971,000 人	6,025,000 人
1 日平均	107,399 人	98,681 人	10,882 人	16,508 人

・京成電鉄

	町屋	新三河島	日暮里
年間	7,394,000 人	2,002,000 人	35,914,000 人
1 日平均	20,258 人	5,485 人	98,395 人

・東京地下鉄

	町屋	西日暮里	南千住
年間	21,616,000 人	60,453,000 人	10,386,000 人
1 日平均	59,222 人	165,625 人	28,455 人

・都電（乗車人数）

	全　線
年間	16,711,000 人
1 日平均	45,784 人

・首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）

	南千住
年間	3,796,000 人
1 日平均	10,400 人

・日暮里・舎人ライナー

	日暮里	西日暮里	赤土小学校前	熊野前
年間	16,652,000 人	9,323,000 人	1,665,000 人	3,099,000 人
1 日平均	45,622 人	25,542 人	4,562 人	8,490 人

※東京都統計年鑑　平成 27 年　運輸および通信

（３）産業

・産業別事業所数、従業者数（平成 28 年経済センサス）

	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給･水道業	情報通信業	運輸業
事業所数	632	1,717	6	85	209
従業者数	5,403	11,303	941	1,581	5,221

卸売・小売業	飲食業･宿泊業	医療・福祉	サービス業	その他	合計
2,256	1,177	747	1,350	1,253	9,432
16,735	7,258	10,573	10,951	9,225	79,191

（4）生活環境

土地	宅地	6,063,722 ㎡（59.4 %）	（平成 23 年土地利用現況調査）
	〈宅地内訳利用状況〉		
	1　公共用地	1,015,903 ㎡（9.9%）	
	官公庁施設	45,263 ㎡　（0.4%）	
	教育文化施設	552,928 ㎡（5.4%）	
	厚生医療施設	106,862 ㎡（1.1%）	
	供給処理施設	310,850 ㎡（3.0%）	
	2　商業用地	1,006,390 ㎡（9.9%）	
	事務所建築物	266,296 ㎡（2.6%）	
	商業施設	110,243 ㎡（1.1%）	
	住商併用施設	583,332 ㎡（5.8%）	
	宿泊・遊興施設	31,386 ㎡（0.3%）	
	スポーツ・興業施設	15,133 ㎡（0.1%）	
	3　住宅用地	3,231,986 ㎡（31.7%）	
	専用独立住宅	1,721,622 ㎡（16.9%）	
	集合住宅	1,510,364 ㎡（14.8%）	
	4　工業用地	809,443 ㎡（7.9%）	
	専用工場・作業所	179,679 ㎡（1.7%）	
	住居併用工場・作業所	385,263 ㎡（3.8%）	
	倉庫・運輸関係施設	244,501 ㎡（2.4%）	
	公園・道路・鉄道・河川等	4,136,278 ㎡（40.6%）	
	計	100 %	

道路	総 延 長	215,084 m	総 面 積	1,662,414 ㎡
	国　　道	1,049 m	36,055 ㎡	
	都　　道	16,368m	394,087 ㎡	
	区　　道	197,667 m	1,232,272 ㎡	
	道 路 率	16.2 %		
公園等	公　　園	都立公園　2 箇所　191,211 ㎡ 区立公園　36 箇所　207,050 ㎡		
	児童遊園	73 箇所 35,500 ㎡		
	総 面 積	111 箇所　433,761 ㎡		
	公 園 率等	3.92%　人口 1 人あたり 2.03 ㎡※公園率は児童遊園を除く		

上下水道	上　水　道	下　水　道
	普及率　100%	普及率　100%

※　道路、公園等は平成 29 年 4 月現在の数値を掲載

第２節　地域危険度（第８回）

１　調査の目的

・「地震に関する地域危険度測定調査」は、東京都が東京都震災対策条例第 12 条に基づき、以下の目的でおおむね 5 年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものである。

⑴　地震に強い都市づくりの指標とする。

⑵　震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

⑶　地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

２　調査の経緯

	調査年度	公表年月
第１回	昭和47 ～ 49年度	昭和50年11月
第２回	昭和56 ～ 57年度	昭和59年５月
第３回	平成元 ～ ３年度	平成５年１月
第４回	平成６ ～ ９年度	平成10年３月
第５回	平成11 ～ 14年度	平成14年12月
第６回	平成16 ～ 19年度	平成20年２月
第７回	平成21 ～ 25年度	平成25年９月
第８回	平成26 ～ 29年度	平成30年２月

３　地域危険度測定調査

（１）調査の種類

・地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての建物倒壊危険度、火災危険度、及び二つの危険度を総合化した総合危険度を測定した。建物倒壊危険度及び火災危険度は地震動に起因する建物倒壊の危険性及び火災の危険性を示す指標であり、防災都市づくりに活用しやすい指標となるよう測定した。総合危険度は、総合的な危険性を示す指標であり、都民に分かりやすい指標となるよう測定した。

（２）調査対象区域

・原則として区部および多摩地域の都市計画区域のうち、市街化区域とした。

・町丁目全域が市街化調整区域となっているものを除き、町丁目を単位として実施した。調査対象町丁目数は、5,177 町丁目である。

４　調査の前提（第８回）

（１）想定地震

・まちの被災可能性を地域間で比較するため、特定の地震（震源など）を想定するのではなく、都内の全ての町丁目において同条件となるよう工学基盤に同一の地震動の強さを設定した。

（２）測定方法

・市街化区域の各町丁目の倒壊棟数及び全焼棟数を測定したが、町丁目の面積の大小が被害量に影響を受けないようにするため、各町丁目の倒壊棟数及び全焼棟数を当該町丁目面積で除し、単位面積当たりの値に密度化したもの（建物倒壊危険量・火災危険量）を測定した。

・第 8 回調査にあっては、荒川区における危険量について前回と比較した場合、「建物倒壊危険量」で 24.7%、「火災危険量」で 42.9%のいずれも大幅な減少となっている。

各危険量の推移

	第７回	第８回	変動率（%）
建物倒壊危険量（棟/ha）	12.77	9.62	-24.7
火災危険量（棟/ha）	11.60	6.63	-42.9
災害時活動困難度	0.139	0.118	-14.8

（３）結果の表示

・結果の表示は、地域危険度のランクを 5 段階の相対評価とし、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割り当てた。

各ランクの町丁目数

ランク	1	2	3	4	5	合計
町　丁　目　数	2,337	1,648	820	287	85	5,177
存在比率（%）	45.15	31.83	15.83	5.55	1.64	100.00

５　調査の結果

（１）建物倒壊危険度

・地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割　合(%)	町丁目数	割　合(%)
5	11	21.1	85	2.7
4	25	48.1	287	9.1
3	11	21.1	811	25.8
2	2	3.8	1,115	35.5
1	3	5.8	840	26.8
合　計	52	100.0	3,138	100.0

（２）火災危険度

・地震の揺れで発生した火災の延焼により被害を受ける危険性の度合いを測定したもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割　合(%)	町丁目数	割　合(%)
5	10	19.2	85	2.7
4	22	42.3	283	9.0
3	6	11.5	689	22.0
2	10	19.2	1,082	34.5
1	4	7.7	999	31.8
合　計	52	100.0	3,138	100.0

（３）災害時活動困難度

・危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を１つの指標にまとめたもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割　合(%)	町丁目数	割　合(%)
5	0	0	29	0.9
4	2	3.8	128	4.1
3	9	17.3	431	13.7
2	21	40.4	891	28.3
1	20	38.5	1,659	52.7
合　計	52	100.0	3,138	100.0

（４）総合危険度

・地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を一つの指標にまとめたもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割　合(%)	町丁目数	割　合(%)
5	14	26.9	85	2.7
4	16	30.8	276	8.8
3	6	11.5	647	20.6
2	9	17.3	904	29.0
1	7	13.5	1,226	39.1
合　計	52	100.0	3,138	100.0

荒川区内　町丁目別地域危険度一覧

（危険度　高い 5⇔4⇔3⇔2⇔1 低い）

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
南千住	１丁目	5	5	2	5
	２丁目	4	3	1	2
	３丁目	3	2	1	2
	４丁目	1	1	1	1
	５丁目	5	5	2	5
	６丁目	4	4	1	3
	７丁目	4	4	2	4
	８丁目	1	1	1	1
荒川	１丁目	4	4	2	4
	２丁目	5	5	2	5
	３丁目	5	5	3	5
	４丁目	4	4	2	4
	５丁目	4	4	2	4
	６丁目	5	5	3	5
	７丁目	4	4	1	3
	８丁目	2	1	1	2
町屋	１丁目	4	4	2	4
	２丁目	5	4	3	5
	３丁目	5	5	2	5
	４丁目	5	5	4	5
	５丁目	4	4	2	4
	６丁目	4	3	1	3
	７丁目	4	3	1	1
	８丁目	3	2	1	2
東尾久	１丁目	4	4	3	5
	２丁目	4	5	3	5
	３丁目	4	4	2	4
	４丁目	4	4	2	4
	５丁目	4	4	2	4
	６丁目	5	4	3	5
	７丁目	1	1	1	1
	８丁目	4	4	2	4
西尾久	１丁目	4	4	2	4
	２丁目	5	4	2	5
	３丁目	3	3	3	4
	４丁目	3	4	1	3
	５丁目	5	5	3	5
	６丁目	4	5	4	5
	７丁目	3	2	1	1
	８丁目	3	2	2	3
東日暮里	１丁目	4	2	1	2
	２丁目	4	2	1	1
	３丁目	4	4	2	4
	４丁目	4	3	1	2
	５丁目	3	2	1	1
	６丁目	4	4	2	4

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
西日暮里	１丁目	4	4	2	4
	２丁目	3	2	1	2
	３丁目	3	4	3	4
	４丁目	3	3	2	3
	５丁目	2	2	1	2
	６丁目	3	2	1	2

※（１）～（４）表の「割合」は、小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

第３節　被害想定

・平成 24 年 4 月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、区部直下地震となる「東京湾北部地震」の被害想定を、荒川区地域防災計画を策定する際の指標として位置づける。

１　経緯と目的

（１）被害想定の見直し

・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。

・日本の観測史上では最大、世界的に見ても 4 番目の大きさとなるマグニチュード 9 を記録した巨大地震により、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害が発生したほか、巨大地震が引き起こした大津波により、東北地方を中心とする太平洋岸地域に壊滅的な被害がもたらされた。この震災により、震源から遠く離れた都内においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が発生した。

・こうしたことから、都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対して、より確かな備えを講じていくため、平成 18 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直すこととし、東京都防災会議地震部会において検討を行った。

（２）基本方針

・防災対策を講じるにあたっては、起こりうる被害像を科学的知見に基づき分析し、被害を軽減するための実効性ある手立てを検討していくことが重要である。

・このため、今回の被害想定の作成にあたっては、客観的なデータや科学的根拠に基づいて、可能なかぎり、実際に起こりうる最大の被害像の把握に努めた。

・想定に際し、東日本大震災による被害状況を反映するとともに、フィリピン海プレートの深さ分布に関し、プレート上面が従来の想定より浅かったという新しい知見をとり入れるなど、現時点における最新の科学的知見を踏まえて作成した。

・平成 18 年の被害想定の作成後、住宅の構造分布や、道路・上水道などのインフラ整備など、東京の都市状況は変化しており、新たな都市データに基づき想定を行った。

・さらに、東日本大震災の経験を踏まえながら、起こりうる被害をより広く捉え、被害を定量的に示すことが困難なものについても定性的な被害シナリオを示すことにより、防災対策を立案する上での基礎資料となるようにした。

２　被害想定の特徴

（１）東日本大震災を踏まえた現行の被害想定の見直し

・客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直す

・フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より浅いという最新の知見を反映

・津波による被害想定を実施

（２）想定結果の特徴

・最大震度７の地域が出るとともに、震度６強の地域が広範囲に

・東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P（東京湾平均海面）2.61メートル（地盤沈下を含む）

・東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人

３　想定される被害

（１）想定されるシーン

・時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

・時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化すると考えられる。このため、本調査では、想定される被害が異なる３種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定する。

シーン設定	想定される被害の特徴
冬、朝５時	・阪神淡路大震災と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬、昼１２時	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ・住宅内滞留者数は、１日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、朝５時と比較して少ない。
冬、夕１８時	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

（資料第５「気象庁震度階級関連解説表」）

（２）想定対象項目

想定項目		想定内容
地震動		震度分布、長周期地震動、地震動継続時間
地盤		液状化危険度、急傾斜地崩壊危険箇所
建物被害		・　ゆれによる建物被害(全壊・半壊) ・　液状化による建物被害.(全壊・半壊) ・　急傾斜地崩壊による建物被害(全壊・半壊) ・　火災による建物被害(出火・焼失) ・　津波による建物被害（全壊・半壊）
人的被害		・　建物倒壊(ゆれ・液状化)による死傷者数 ・　急傾斜地崩壊による死傷者数 ・　火災被害による死傷者数 ・　津波浸水による死者数 ・　屋内収容物の転倒・落下等による負傷者数 ・　ブロック塀等の転倒による死傷者数 ・　落下物等による死傷者数
交通	道路	・　橋梁・橋脚の被害 ・　細街路の閉塞 ・　緊急交通路の渋滞区間延長
	鉄道	橋梁・高架橋橋脚の被害
	港湾・空港	・　港湾施設被害 ・　空港施設被害
ライフライン		・　ライフライン(電力、通信、ガス、上水道、下水道)の被害 ・　各ライフラインの復旧
避難者		発災後の避難者数の推移
帰宅困難者		・　帰宅困難者の人数 ・　主要なターミナル駅別人数
その他		・　エレベーター閉じ込め台数 ・　避難行動要支援者 ・　自力脱出困難者 ・　震災廃棄物 ・　地下街の被災 ・　長周期地震動による被害

4　荒川区の被害想定

想定項目			荒　川　区			東　京　都		
条件	規　　模		東京湾北部地震 M7.3			東京湾北部地震 M7.3		
	時期および時刻		冬の朝 5 時	冬の昼 12 時	冬の夕 18 時	冬の朝 5 時	冬の昼 12 時	冬の夕 18 時
	風　　速		8m/秒			8m/秒		
	最　大　震　度		震度 6 強			震度 7		
人的被害	死　　者		471 人	295 人	422 人	7,649 人	6,296 人	9,641 人
	原因別	建物被害等	459 人	279 人	313 人	6,927 人	4,972 人	5,378 人
		地震火災	10 人	14 人	107 人	540 人	1,138 人	4,081 人
		急傾斜･落下物・ブロック塀	1 人	1 人	1 人	183 人	186 人	183 人
	負傷者（うち重傷者）		5,704 人（891 人）	3,749 人（581 人）	4,484 人（753 人）	138,804 人（18,073 人）	134,854 人（18,267 人）	147,611 人（21,893 人）
	原因別	ゆれ液状化等による建物倒壊	5,624 人	3,660 人	3,969 人	133,140 人	126,530 人	125,964 人
		地震火災	20 人	29 人	457 人	1,725 人	4,381 人	17,709 人
		急傾斜･落下物・ブロック塀	59 人	59 人	59 人	3,939 人	3,943 人	3,938 人
	屋内収容物の移動・転倒		164 人	111 人	113 人	6,167 人	6,665 人	6,211 人
物的被害	建物被害	ゆれ液状化等による建物倒壊	7,217 棟	7,217 棟	7,217 棟	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟
		地震火災（上記倒壊建物を含まない）	400 棟（325 棟）	699 棟（569 棟）	5,521 棟（4,492 棟）	21,240 棟（20,074 棟）	54,417 棟（50,682 棟）	201,249 棟（188,076 棟）
	ライフライン	電力施設（停電率）	42.10%	42.30%	48.70%	11.90%	12.90%	17.60%
		通信施設（不通率）	2.60%	3.10%	15.10%	1.30%	2.60%	7.60%
		ガス施設（支障率）	52.50%	52.50%	52.50%	26.80%	26.80%	26.80%
		上水道施設（断水率）	58.30%	58.30%	58.30%	34.50%	34.50%	34.50%
		下水道施設（被害率）	30.30%	30.30%	30.30%	23.00%	23.00%	23.00%
その他	帰宅困難者の発生		－	39,287 人	39,287 人	－	4,714,314 人	4,714,314 人
	避難者の発生		94,283 人	95,582 人	116,502 人	2,656,898 人	2,788,191 人	3,385,489 人
	エレベータ閉じ込め台数		130 台	130 台	140 台	7,008 台	7,096 台	7,473 台
	災害時要援護者死者数		258 人	207 人	299 人	3,654 人	2,934 人	4,921 人
	自力脱出困難者		3,763 人	2,411 人	2,635 人	60,450 人	56,419 人	56,666 人
	震災廃棄物		142 万ｔ	143 万ｔ	154 万ｔ	3,882 万ｔ	3,957 万ｔ	4,289 万ｔ

※1　小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

（資料第６「首都直下地震による東京の被害想定（抜粋）」）

第３章　減災目標

区は、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街」の実現を最終的な目標としつつ、具体的な防災対策を推進していくにあたっては、被害想定を踏まえ、今後 10 年以内での達成を目標とする「減災目標」を定め、都および区民、事業者と協力して、対策を推進していく。

※　減災目標とは、地震防災対策特別措置法にもとづく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

※　被害想定は、平成 24 年 4 月発表の『首都直下地震等による東京の被害想定』による。

第１節　死傷者の半減及び避難者の減

１　目標

（１）住宅の倒壊による死者の半減

・東京湾北部地震 M7.3、朝 5 時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者を半減する。

・被害想定：荒川区における建物倒壊、屋内収容物の転倒による死者 459 人

（２）火災による死者の半減

・東京湾北部地震 M7.3、夕方 18 時、風速 8m/秒のケースで、火災を原因とする死者を半減する。

・被害想定：死者 107 人

（３）負傷者の半減

・東京湾北部地震 M7.3、朝 5 時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒、火災を原因とする負傷者を半減する。

・被害想定：荒川区における建物倒壊、屋内収容物の移動・転倒、火災による負傷者数 5,624 人

（４）住宅の倒壊や火災による避難者を３割減

・東京湾北部地震 M7.3、夕方 18 時のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者を 3 割減する。

・被害想定：区内では、発災 1 日後に避難者 116,502 人

２　目標を達成するための対策

（１）建物の耐震化

・平成 17 年度から木造建物耐震化推進事業を、平成 19 年度から非木造建物耐震化推進事業を実施している。その後、平成 20 年 4 月に建て替え・耐震改修等を総合的に促進するために、「荒川区耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度に改定した。

・木造住宅を対象に、倒壊しても寝室や睡眠スペースを守る装置として耐震シェルター設置工事、防災ベッド設置への費用助成を行っている。

（２）家具類の転倒防止対策の推進

・区は、平成 20 年度から防災用品のあっせん事業（家具類の転倒防止器具含む）を開始したほか、平成 23 年度から家具類の転倒・落下防止器具の設置助成を実施している。

・消防署は区と協力し、あらゆる機会を捉えて、家具類の転倒・落下・移動防止対策を区民に指導する。

（３）救出・救護体制の強化

・区は、区民が自由に使用できる救助資器材を計画的に配置していく。

・消防署は防災訓練・救命講習等を計画的に実施し、区民の救出・救護能力の向上を図る。

・区および消防署は、地域と事業者の連携強化を図る。

（４）不燃化等の促進

①　不燃化特区整備促進事業

・東京都から「不燃化特区」に指定された区域において老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税等への減免措置など特別の支援を行い、地区の防災性を向上させていく。

②　密集住宅市街地整備促進事業

・昭和 62 年度から、木造住宅が密集し、公共施設が未整備な地区において、老朽住宅等の建て替えを促進するとともに、公共施設の整備をすすめ、住環境の整備・住宅水準の向上を図っている。

③　延焼遮断帯形成事業

・上記の密集市街地整備促進事業地区内で、優先整備路線沿道にミニ延焼遮断帯を形成し、大地震発生時に市街地火災の延焼を防止する。

④　都市防災不燃化促進事業の推進

・昭和 58 年度から防災上重要な避難場所、一時集合場所および避難路の周辺で、早急に不燃化を図る必要がある区域を不燃化促進地域に指定し、耐火建築物を建築する場合に費用の一部を助成している。

（５）細街路の拡幅整備

・昭和 59 年度に細街路拡幅整備要綱を制定し、建て替え時の後退用地の舗装整備及び経費の一部助成等を行っている。

（６）住宅用火災警報器の配布事業および設置促進

・消防署は、消防法及び火災予防条例にもとづき住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、各世帯が必要個数を設置するよう、区民に対して指導していく。

（７）感震ブレーカーの設置促進

・阪神・淡路大震災の際に発生した大規模火災の要因の一つである通電火災を防ぐため、区内全域を対象として感震ブレーカーの設置に関する助成制度を設け普及を促進する。

・平成３０年度からは、特例世帯を対象に簡易タイプの感震ブレーカー及び自動点灯ライトの配布を開始するなど取組みを強化する。

（８）電磁調理器等購入費の助成

・区は、高齢者のみの世帯を対象に、Si センサーコンロ、電磁調理器等の購入に要した費用の一部を助成し、住宅火災を予防する。（平成３２年３月までの時限的措置）

（９）区民や事業所の火災対応力の強化

・消防署は区および関係機関と連携し、訓練等の機会を捉えて区民や事業者に対して初期消火の重要性と訓練指導を推進していく。

・消防署は、区民および事業者に対して、火気使用設備・器具の安全化な使用・取扱いおよび停電復旧に伴う出火防止対策を指導していく。

・消防署は、事業者と町会・自治会との応援協定の締結推進および連携訓練の推進を図る。

・区は、防災区民組織等が使用できる資器材の設置・強化を図る。

（10）消防力の充実・強化

・消防署及び消防団は、多様な方法により消防団への入団促進を図り、定員（荒川消防団 300 名、尾久消防団 200 名）の充足および活動強化を図る。

・消防署は、防火水槽の整備および事業者等と連携した消防水利の確保を図る。

・区は、災害時に上下水道が断水するなど、消火用水が不足した場合でも枯渇しない隅田川の河川水等を活用できる永久水利を整備し、災害時の消火用水を確保する。

第２節　帰宅困難者の安全な帰宅

１　目標

（１）外出者を安全に帰宅

・東京湾北部地震 M7.3、夕方 18 時のケースで、外出者のうち事業継続のための従事者を除き、全員が安全に帰宅できるようにする。

・被害想定：区内では帰宅困難者が 39,287 人発生

２　目標を達成するための対策

（１）区内各駅の混乱防止

・区、警察署、消防署、都交通局、各鉄道事業者、駅近隣事業者および近隣町会等は相互に連携・協力し、区内各駅の混乱防止対策についての検討を推進する。

（２）道路啓開の迅速化

・区、都関係部局及び区内警察署は相互に連携・協力し、避難道路の啓開を迅速に行う。

（３）帰宅訓練の推進

・区は、事業者に対し、従業員の徒歩による帰宅訓練を実施するよう指導していく。

第２部　　施策ごとの具体的計画

目　　次

第２部　施策ごとの具体的計画

第１章　区等の基本的責務と役割

第１節　区、区民及び事業者等の基本的責務 ･･････ 1
　１　基本的理念 ･･････ 1
　２　基本的責務 ･･････ 1
第２節　防災関係機関の業務大綱 ･･････ 7
　１　荒川区 ･･････ 7
　２　区議会 ･･････ 11
　３　国関係 ･･････ 11
　４　都関係 ･･････ 12
　５　自衛隊 ･･････ 12
　６　指定公共機関 ･･････ 13
　７　指定地方公共機関等 ･･････ 13
　８　その他 ･･････ 14

第２章　地域防災力の向上

第１節　現状 ･･････ 15
　１　自助による区民の防災力向上 ･･････ 15
　２　地域における共助の推進 ･･････ 15
　３　事業所との連携による地域防災力の向上 ･･････ 16
第２節　課題 ･･････ 16
　１　自助による区民の防災力向上 ･･････ 16
　２　地域における共助の推進 ･･････ 16
　３　事業所との連携による地域防災力の向上 ･･････ 16
第３節　対策の方向性 ･･････ 17
　１　自助による区民の防災力向上 ･･････ 17
　２　地域における共助の推進 ･･････ 17
　３　事業所との連携による地域防災力の向上 ･･････ 17
第４節　到達目標 ･･････ 17
　１　自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達 ･･････ 17
　２　地域における共助の推進 ･･････ 17
　３　事業所との連携による地域防災力の向上 ･･････ 17
第５節　具体的な取組 ･･････ 18

【予防対策】 ………………………………………………………… 18
1　自助による区民の防災力向上……………………………………… 18
１－１　防災意識の啓発・教育の充実………………………………… 18
１－２　区民による自助の推進………………………………………… 22
2　地域における共助の推進…………………………………………… 26
２－１　防災区民組織等の活動体制の整備・充実 …………………… 26
２－２　地域防災の担い手の育成……………………………………… 28
２－３　消防団の活動体制の整備・充実……………………………… 29
3　事業所との連携による地域防災力の向上 ………………………… 31
３－１　事業所による自助・共助の強化……………………………… 31
３－２　行政・事業者・区民等の連携………………………………… 32
【応急対策】 ………………………………………………………… 35
1　自助による応急対策の実施………………………………………… 35
2　地域における応急対策の実施……………………………………… 35
２－１　防災区民組織等による初期消火等の実施 …………………… 35
２－２　消防団による消火・救助・応急救護活動等の実施 ………… 35
3　事業所による応急対策の実施……………………………………… 36

第３章　災害対策本部を核とした応急対応力

第１節　現状 ………………………………………………………… 37
1　活動体制の整備 ……………………………………………………… 37
2　情報活動体制の整備………………………………………………… 37
3　情報収集・管理・伝達手段の整備………………………………… 37
4　受援・応援体制の構築……………………………………………… 37
5　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理……………………………… 37
6　生活再建のための事前対策………………………………………… 37
第２節　課題 ………………………………………………………… 38
1　活動体制の整備 ……………………………………………………… 38
2　情報活動体制の整備………………………………………………… 38
3　情報収集・管理・伝達手段の整備………………………………… 38
4　受援・応援体制の構築……………………………………………… 38
5　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理……………………………… 38
6　生活再建のための事前対策………………………………………… 38
第３節　対策の方向性……………………………………………… 38
1　活動体制の整備 ……………………………………………………… 38
2　情報活動体制の整備………………………………………………… 38
3　情報収集・管理・伝達手段の整備………………………………… 38
4　受援・応援体制の構築……………………………………………… 39

５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理 39
６　生活再建のための事前対策 39
第４節　到達目標 39
１　活動体制の整備 39
２　情報活動体制の整備 39
３　情報収集・管理・伝達手段の整備 39
４　受援・応援体制の構築 39
５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理 39
６　生活再建のための事前対策 39
第５節　具体的な取組 40
【予防対策】 40
１　活動体制の整備 40
１－１　区の活動体制の整備 40
１－２　防災関係機関の活動体制の整備 47
１－３　区の事業継続体制の確保 59
１－４　応急活動拠点の整備 61
２　情報活動体制の整備 62
２－１　情報収集・提供体制の整備 62
３　情報収集・管理・伝達手段の整備 65
３－１　情報収集・管理・伝達システムの整備 65
４　受援・応援体制の構築 70
４－１　区の受援・応援体制の整備 70
４－２　荒川区災害時受援・応援ガイドラインの整備 70
４－３　他自治体等の協力体制の構築 71
４－４　協定事業者・団体の協力体制の構築 75
４－５　ボランティアとの協力体制の構築 84
５　障害物除去体制の整備 86
６　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理 87
６－１　災害廃棄物処理体制の整備 87
７　二次災害防止のための事前対策 91
７－１　応急危険度判定員等の確保 91
７－２　り災証明書発行の体制整備 91
７－３　応急仮設住宅用地の確保 92
７－４　義援金配分事務の手続きの明確化 93
８　遺体の取扱い 93
８－１　関係機関との連携による体制の整備 93
【応急対策】 94
１　活動体制の運用 94
１－１　区の活動体制の運用 94

１－２　防災関係機関の活動体制の運用 ･･･ 97
１－３　災害救助法の適用 ･･･ 111
１－４　応急活動拠点の運営 ･･･ 112
２　情報活動の実施 ･･･ 113
２－１　情報提供・収集体制の運用 ･･･ 113
３　情報収集・伝達の実施 ･･･ 115
３－１　関係機関等と連携した情報収集 ･･･ 115
３－２　区民への情報伝達 ･･･ 117
４　受援体制の運用 ･･･ 118
４－１　都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定事業者等への人的支援の要請 ･･･ 118
４－２　都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定事業者等への物的支援の要請 ･･･ 119
４－３　自衛隊への派遣要請 ･･･ 120
５　障害物除去 ･･･ 121
５－１　障害物除去の実施 ･･･ 121
６　二次災害防止のための応急対策 ･･･ 124
６－１　応急危険度判定の実施 ･･･ 124
７　その他地震災害対策 ･･･ 125
７－１　地震水害・津波対策 ･･･ 125
７－２　南海トラフ地震 ･･･ 128
【復旧対策】 ･･･ 130
１　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理 ･･･ 130
１－１　災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理 ･･･ 130
１－２　災害廃棄物（がれき）処理 ･･･ 131
２　生活再建のための復旧対策 ･･･ 134
２－１　住家被害認定調査の実施 ･･･ 134
２－２　り災証明書の発行等 ･･･ 135
２－３　応急仮設住宅等の確保等 ･･･ 136
２－４　生活相談、義援金の配分、生活再建支援金の支給等 ･･･ 141
２－５　義援金品等の配分 ･･･ 144
２－６　租税等の徴収猶予及び減免等 ･･･ 146
３　行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等 ･･･ 147
３－１　行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・身元確認等 ･･･ 147
３－２　身元不明遺体の保管、広域火葬の実施 ･･･ 150
４　激甚災害に関する指定計画 ･･･ 151

第４章　医療救護等対策

第１節　現状 ･･･ 155
第２節　課題 ･･･ 155

第３節　対策の方向性 155
第４節　到達目標 155
第５節　具体的な取組 156
【予防対策】 156
１　初動医療体制の整備 156
１－１　医療救護活動体制の整備 156
２　医薬品・医療資器材の確保 162
２－１　薬剤師会との連携 162
２－２　医療資器材の備蓄等 163
【応急対策】 165
１　応急医療体制の運用 165
１－１　医療救護活動の実施 165
１－２　負傷者の搬送 168
２　医薬品・医療資器材の供給 169
２－１　関係機関と連携した医薬品・医療資器材の供給 169
【復旧対策】 170
１　医療救護所の設置・運営 170
２　保健活動の実施 170
２－１　健康相談やメンタルヘルスケア等 170
３　生活衛生の確保 172
３－１　感染症予防の発生及びまん延の防止 172

第５章　避難者等対策

第１節　現状 175
１　避難所・避難場所等の指定・安全化 175
２　避難体制の整備 175
３　避難所の管理運営体制の整備等 175
４　要配慮者対策 175
５　飲料水・食料・生活必需品等の確保 175
６　備蓄倉庫の整備 175
７　輸送体制の整備 176
８　帰宅困難者の一時滞在施設 176
第２節　課題 176
１　避難所・避難場所等の指定・安全化 176
２　避難体制の整備 176
３　避難所の管理運営体制の整備等 176
４　要配慮者対策 176
５　飲料水・食料・生活必需品等の確保 176

６　備蓄倉庫の整備 …… 176
７　輸送体制の整備 …… 176
８　帰宅困難者の一時滞在施設 …… 177
第３節　対策の方向性 …… 177
１　避難所・避難場所等の指定・安全化 …… 177
２　避難体制の整備 …… 177
３　避難所の管理運営体制の整備等 …… 177
４　要配慮者対策 …… 177
５　飲料水・食料・生活必需品等の確保 …… 177
６　備蓄倉庫の整備 …… 177
７　輸送体制の整備 …… 177
８　帰宅困難者の一時滞在施設 …… 178
第４節　到達目標 …… 178
１　避難所・避難場所等の指定・安全化 …… 178
２　避難体制の整備 …… 178
３　避難所の管理運営体制の整備等 …… 178
４　要配慮者対策 …… 178
５　飲料水・食料・生活必需品等の確保 …… 178
６　備蓄倉庫の整備 …… 178
７　輸送体制の整備 …… 178
８　帰宅困難者の一時滞在施設 …… 178
第５節　具体的な取組 …… 179
【予防対策】 …… 179
１　避難所・避難場所等の指定・安全化 …… 179
１－１　避難場所等の確保 …… 179
１－２　避難所の指定と安全化 …… 183
２　避難体制の整備 …… 186
２－１　避難勧告等の発令、避難誘導体制の整備 …… 186
３　避難所の管理運営体制の整備等 …… 187
３－１　一次避難所 …… 187
３－２　二次避難所 …… 189
３－３　福祉避難所 …… 189
４　要配慮者等への対策 …… 190
４－１　高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策 …… 190
４－２　避難行動要支援者対策 …… 193
４－３　外国人支援対策 …… 194
４－４　女性の視点を取り入れた対策 …… 195
５　ペットの取扱い …… 196
５－１　ペットの取扱い …… 196

６　飲料水・食料・生活必需品等の確保 198
６－１　給水体制の整備 198
６－２　備蓄物資の充実 199
６－３　トイレの確保等 202
７　備蓄倉庫の整備 204
７－１　区備蓄倉庫の設置及び備蓄物資管理 204
８　輸送体制の整備等 205
８－１　物資輸送経路の整備 205
９　帰宅困難者の一時滞在施設の確保 207
９－１　一時滞在施設の確保・拡充 207
【応急対策】 211
１　避難所開設、管理運営 211
１－１　避難所開設、管理運営 211
１－２　避難所等における生活衛生の確保 214
２　避難誘導 215
２－１　避難誘導 215
３　要配慮者対策 218
３－１　避難行動要支援者対策 218
３－２　乳幼児・児童等への対策 219
４　ペットの取扱い 223
４－１　ペットの取扱い 223
５　飲料水・食料・生活必需品等の支給 226
５－１　応急給水の実施 226
５－２　備蓄物資等の配給 227
５－３　トイレの運用等 230
６　輸送手段の確保 232
６－１　協定団体等からの必要な車両等の調達 232
６－２　協定団体等からの燃料供給等の要請 234
７　支援物資の輸送 235
７－１　避難所等への物資輸送 235
８　駅周辺での混乱抑制対策の実施 236
８－１　一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入 236
８－２　事業所等における帰宅困難者対策 239
【復旧対策】 240
１　被災者の他区市町村等への移送 240
１－１　被災者の移送先の決定 240
２　飲料水・食料・生活必需品の安定供給 241
２－１　生活用水の確保 241
２－２　被災者ニーズへの対応 242
２－３　炊出しによる被災者への支援 242

第１章　区等の基本的責務と役割

第１節　区、区民及び事業者等の基本的責務

１　基本的理念

・自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、区民はこの観点に立って、行政が行う防災活動に連携・協力しつつ、日頃から自主的に地震災害等に備えるものとする。また、事業者は、従業者や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施等、防災活動の推進を図るものとする。

・さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、平時の防災教育に積極的に取り組んだことにより多数の人命が救われる事例があった一方で、甚大な津波被害により、被災者救援に第一的な責務を負う基礎的自治体が大きく被災し、応急復旧対策に支障が生じた。こうしたことを教訓に、これまで以上に自助・共助の充実強化に取り組むとともに、区としても強固な防災体制を構築する必要があり、各主体は、その役割に応じて更なる防災力向上の責務を果たすものとする。

２　基本的責務

（１）区の基本的責務

・区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、平時の組織体制はもとより、災害発生時、被災者救援に迅速かつ効果的に対処できるよう、災害対策本部の機動的な活動体制を構築する。

・区は、荒川区地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定にもとづき荒川区防災会議が作成するものをいう。)の定めるところにより、総合的かつ計画的に災害対策を推進するものとする。

・区は、前項に規定する荒川区地域防災計画その他の防災計画の策定にあたっては、地域の実態把握に努めるとともに、区民、防災区民組織及び事業者(以下、この節「区民等」という。)ならびに消防署、警察署等の災害対策を実施する機関(以下、この節「防災関係機関」という。)から意見を聴取するものとする。

・区は、災害対策に関する事業(以下、この節「災害対策事業」という。)の実施にあたっては、区民等及び防災関係機関の協力を求めるとともに、区民及び防災区民組織等が自主的に行う災害対策に関する活動に対し、必要な指導、助言及び支援を行うものとする。

・区は、災害対策事業の円滑な実施を図るため、国及び東京都(以下、この節「都」という。)、他区その他の地方公共団体と連絡調整を行うとともに、国及び都、他区その他の地方公共団体が実施する災害対策事業に協力するものとする。

・区職員は、基礎的自治体の職員として、被災者救援に第一義的な責務を有することを十分自覚し、災害時における迅速な応急活動等が実施できるよう、日頃から防災知識の習得に努めるとともに、非常時を想定した訓練等を通じて、危機管理意識及び災害対策に係る実践能力の維持・向上に努めるものとする。

（２）区民の基本的責務

・区民は、日頃から防災知識の習得に努め、災害発生時は住居からの出火を防止し自らの安全を確保することはもとより、近隣の住居等を巻き込んだ大規模な延焼火災を未然に防ぐとともに、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

⑴　住居等の耐震性及び耐火性の確保

⑵　家具の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー及び電磁調理器具等の設置

⑶　初期消火に必要な消火器等の準備

⑷　消火及び生活用の貯水

⑸　ローリングストック法による飲料水及び食料の確保（7 日間（最低３日分）×家族の人数分以上を確保しておくことが望ましい。）

⑹　避難の経路、一時集合場所、広域避難場所、避難所の場所、及び避難方法についての確認

⑺　前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと

・区民は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練に積極的に参加するなどして、防災行動力を身につけるよう努めるものとする。

・区民は、災害時においては、自らの安全を確保するとともに、情報の収集に努め、相互に協力して、初期消火、救出救護及び安否確認ならびに区、消防署及び警察署への通報等を行い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保ならびに地域社会の混乱の防止に努めるものとする。

（３）防災区民組織等の基本的責務

①　防災区民組織　［防災区民組織標準組織図］

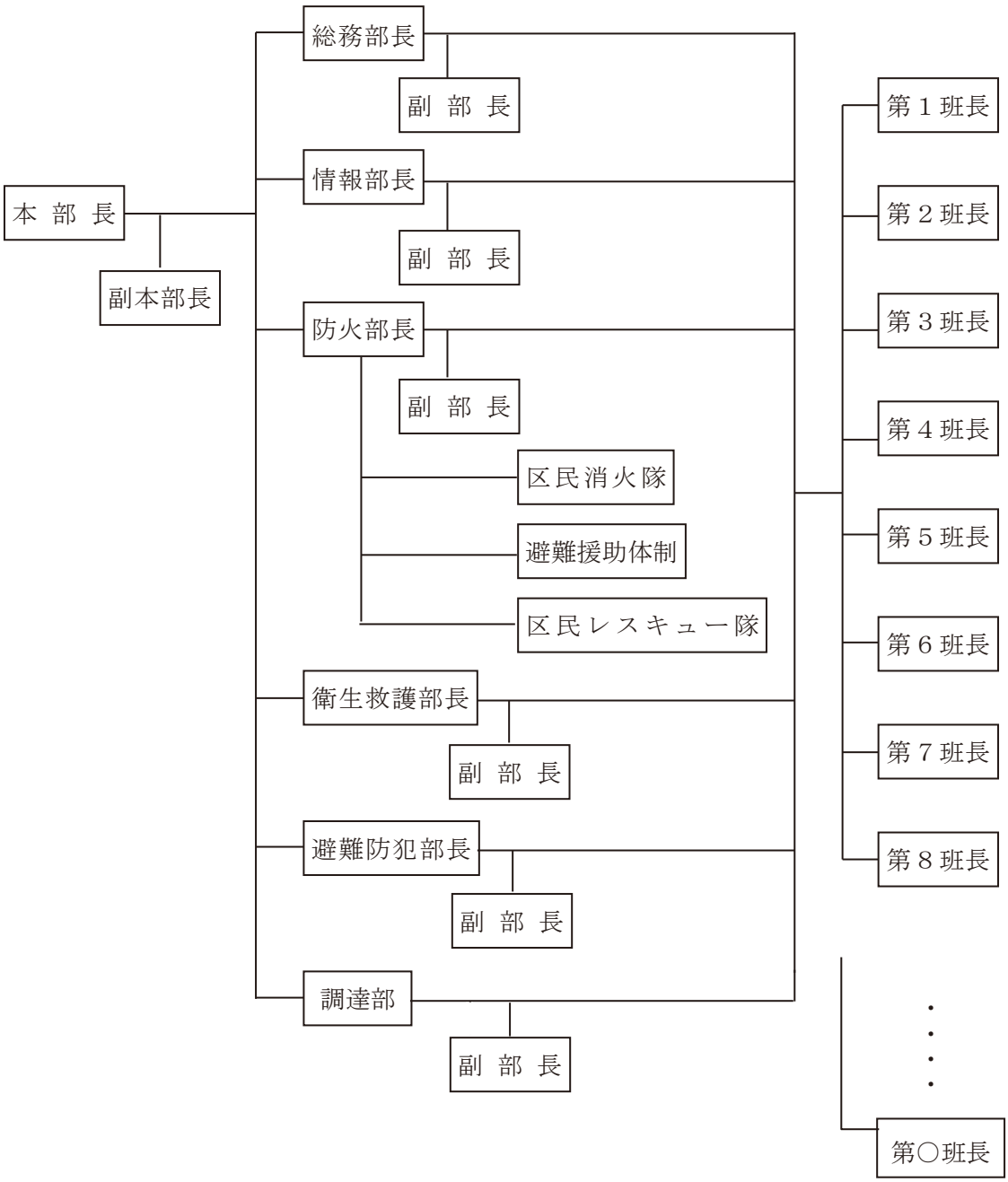

・防災区民組織は、災害に備え、消火、救助及び救護の活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的に訓練を行うことにより、消火、救助及び救護に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。

・特に、避難所の運営については、平時から、区、学校等の関係機関と連携し、共同生活のルールづくりや開設運営訓練への積極的な参加など、自主的・主体的な行動に努めるものとする。

・防災区民組織は、災害時においては、区、消防署、消防団、警察署、事業者等と協力して、消火、救助、救護、避難誘導、避難所運営等の活動に努めるものとする。

・防災区民組織は、おおむね次の事項について活動する。

平 常 時 の 活 動	⑴　防災訓練の実施 ⑵　家庭における出火防止の徹底 ⑶　防災資器材の点検、保守管理 ⑷　住民の防災意識の高揚 ⑸　火災予防などの防災活動

②　区民消火隊

・区民消火隊は、地震による火災の発生、拡大に備えて、東京消防庁が昭和 47 年から組織づくりを進めた区民の組織である。

・区民消火隊は、地域の地震火災、特に避難道路沿いの火災を制圧することがその任務とされてきたが、区への移管後は、防災区民組織の防火部に位置付けられ、当該地域内の消火活動の中核的役割を担っている。

・隊は、1 隊を概ね 10 名で編成し、消防署、消防団の指導のもとに、消火ポンプ（C級）の操作訓練を行い、災害時に備えている。

（資料第７「区民消火隊一覧表)」）

・区民消火隊は、おおむね次の事項について活動する。

平 常 時 の 活 動	⑴　出動に備えて、日頃から消火訓練及び機器の点検を実施し、消火ポンプの操作習熟を図る。 ⑵　地域住民に対する初期消火活動の指導及び防災意識の普及、高揚に努める。 ⑶　防災区民組織の防火訓練に際しては、各部と協力して積極的に取り組む。

③　災害時要援護者避難援助体制（おんぶ作戦）

・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等を援助する方法として避難援助体制を推進しており、災害時にはおんぶしてでも救出するという趣旨から、これを「おんぶ作戦」と名付けている。

・荒川区では、国際障害者年を契機とした地域における防災施策の一貫として昭和 59 年度から制度化し、約半数の防災区民組織において避難援助体制を整備している。

（資料第８「避難援助体制一覧表」）

［おんぶ作戦の体系図］

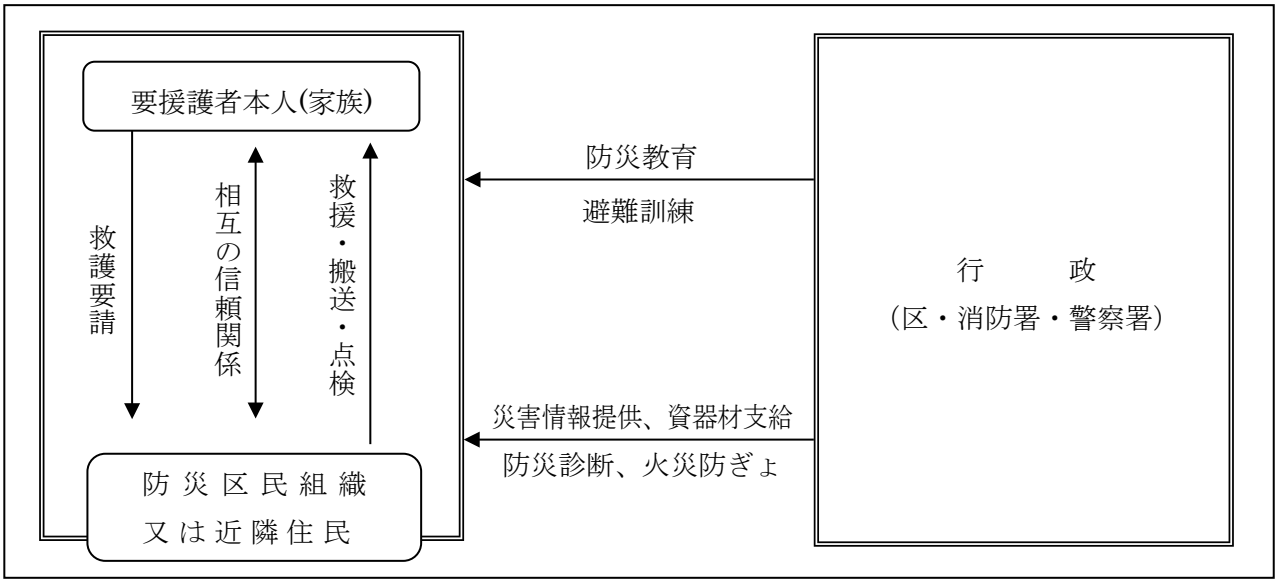

④　区民レスキュー隊

・阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により、多くの人々が下敷きなったが、救助資器材の不備等により、救助できる可能性のあった人々を助け出せなかった例が多数あった。このような事態に備え、各防災区民組織では、「区民レスキュー隊」を結成し、区民自らの手による救出、救護体制の整備を目指している。

（資料第９「区民レスキュー隊一覧表」）

（資料第 10「荒川区区民レスキュー隊の結成及び育成指導に関する要綱」）

・区民レスキュー隊は、おおむね次の事項について活動する。

平　常　時　の　活　動	⑴　救出・救護訓練の実施 ⑵　救急法講習会への参加 ⑶　救助資器材の点検・保守管理 ⑷　地域住民に対する防災意識の啓発

（４）事業者の基本的責務

・事業者は、その社会的責任を自覚し、災害に備え次に掲げる手段を講ずるよう努める。

⑴　施設及び設備の耐震性及び耐火性の確保

⑵　自衛消防隊等自主防災組織の設置

⑶　消火、救助及び救護に必要な資機材の整備

⑷　飲料水及び食料の備蓄

⑸　一斉帰宅抑制のため、帰宅困難となった従業員及び顧客等が一時的に滞在できる体制の整備

⑹　前各号に掲げるもののほか、事業所の防災対策に関し必要なこと

・事業者は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練等を実施し、災害対策の充実に努めるものとする。

・事業者は、災害時においては、初期消火ならびに消防署及び警察署への通報等を行うとともに、

情報の収集に努め、事業所内の従業員及び顧客、事業所の周辺住民等の安全の確保に努めるものとする。

（５）帰宅困難者の基本的責務

・区内の事業所、学校等に通勤し、または通学する者等で徒歩により帰宅することが困難な者は、災害時における帰宅に係る安全を確保するため、「むやみに移動を開始しない」といった一斉帰宅抑制のルールを理解するとともに、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保、自治体等が発表する情報の入手方法の事前確認その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

（６）荒川区災害対策基本条例

・荒川区では、上記（１）から（５）を踏まえ、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「荒川区災害対策基本条例」を制定し、区（区長）及び区民、事業者等の責務を定めている。

（資料第 11「荒川区災害対策基本条例」）

・東京都震災対策条例では、都民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務を、下記のとおり定めている。

区　　分	基 本 的 責 務
都　　民	⑴　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 ⑵　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ア　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 イ　家具の転倒防止 ウ　出火の防止 エ　初期消火に必要な用具の準備 オ　飲料水及び食料の確保 カ　避難の経路、場所及び方法についての確認 ⑶　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第 57 条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 ⑷　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。 （東京都震災対策条例第 8 条）
事　業　者	⑴　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第 57 条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止ならびに震災後の都民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

	⑵　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下、この節「周辺住民」という。)ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 ⑶　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。 （東京都震災対策条例第 9 条）

（資料第 12「東京都震災対策条例」）

第２節　防災関係機関の業務大綱

１　荒川区

災対総務企画部【（構成する通常組織、以下同じ）総務企画部】	⑴　本部長室会議の運営に関すること ⑵　震災復興に係る基本方針の策定に関すること ⑶　災害対策関係予算に関すること ⑷　車両の調達及び運用に関すること（特定の部が用途を限定して使用する車両を除く。） ⑸　議会と本部との連絡調整に関すること ⑹　所管する施設の被害状況の確認、管理及び保全に関すること ⑺　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること ⑻　他の部への職員派遣に関すること ⑼　前各号に掲げるもののほか、他部及び他班に属しないこと
災対区政広報部【区政広報部】	⑴　本部長及び副本部長の庶務に関すること ⑵　区民からの広聴に関すること ⑶　区民からの相談及び問合せに関すること ⑷　区民への広報に関すること ⑸　報道機関への情報提供に関すること ⑹　災害状況の記録に関すること ⑺　他の部への職員派遣に関すること
災対管理部【管理部、会計管理部】	⑴　職員の出勤状況の把握、服務及び給与に関すること ⑵　職員及びその家族の被災状況の把握に関すること ⑶　職員の健康管理に関すること ⑷　本部職員の給食及び宿泊に関すること ⑸　公務災害補償に関すること ⑹　他の自治体からの応援職員の受入及び配置に関すること ⑺　作業員の募集に関すること ⑻　本庁舎の管理に関すること ⑼　会計事務に関すること ⑽　支援物資の調達に関すること

	⑾　庁舎及び収容施設の危険度判定及び応急修理に関すること ⑿　情報システムの復旧に関すること ⒀　他の部への職員派遣に関すること
災対区民生活部 【区民生活部】	⑴　避難所の開設計画及び調整に関すること ⑵　避難所の状況の集約に関すること ⑶　義援金の受領及び支給に関すること ⑷　被災相談所開設及び運営の総括に関すること ⑸　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること ⑹　所管する施設の管理及び保全に関すること ⑺　行方不明者の相談及び捜索に関すること ⑻　遺体の埋火葬に関すること ⑼　地域の被害状況の調査及び報告に関すること ⑽　地域の避難所の開設、管理運営及び撤収に関すること ⑾　避難所活動の記録に関すること ⑿　地域避難者の収容及び把握に関すること ⒀　備蓄物資の搬送及び配分に関すること ⒁　避難所で必要となる必要資器材の搬送に関すること ⒂　炊き出し活動に関すること ⒃　災害用トイレの搬送に関すること ⒄　飲料水の搬送及び配給に関すること ⒅　地域や避難所等における防犯・治安対策に関すること ⒆　他の部への職員派遣に関すること 【運用班】 ⑴　災害対策本部設置の上申に関すること ⑵　非常配備態勢の管理に関すること ⑶　被災状況に応じた対処方針の立案及び上申に関すること ⑷　災対各部が実施した応急復旧対策の状況把握に関すること ⑸　災対各部相互の調整に関すること ⑹　本部長（室）の指示に関すること ⑺　災害対策会議の運営に関すること ⑻　災害情報の収集、分析及び伝達（伝令を含む）に関すること ⑼　通信情報設備の管理及び運用に関すること ⑽　発信文書及び受領文書の保管に関すること ⑾　災害活動記録の整理に関すること ⑿　報道発表内容の確認に関すること ⒀　東京都及び他の自治体との連絡調整に関すること ⒁　防災関係機関との連絡調整に関すること ⒂　自衛隊災害派遣に関すること ⒃　災害対策基本法及び災害救助法に関すること

災対地域文化スポーツ部 【地域文化スポーツ部】	⑴　給水計画に関すること ⑵　給水体制整備に関すること ⑶　水道局との連絡調整に関すること ⑷　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること ⑸　所管する施設の管理及び保全に関すること ⑹　区民の一時避難及び区の応急対策の協力に関すること ⑺　他の部への職員派遣に関すること
災対産業経済部 【産業経済部、選挙管理委員会事務局、監査事務局】	⑴　支援物資等の受領、搬送及び配分に関すること ⑵　義援品の集積、保管及び配分計画に関すること ⑶　他の部への職員派遣に関すること
災対環境清掃部 【環境清掃部】	⑴　環境対策に関すること ⑵　所管する施設の管理及び保全に関すること ⑶　ごみの処理に関すること ⑷　臨時ごみ集積所の設置に関すること ⑸　ごみの一時仮置場の確保に関すること ⑹　し尿の収集に関すること ⑺　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること ⑻　他の部への職員派遣に関すること
災対福祉部 【福祉部】	⑴　社会福祉団体との連絡調整に関すること ⑵　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること ⑶　所管する施設の管理及び保全に関すること ⑷　高齢避難者の援助及び相談に関すること ⑸　在宅の高齢者の援助及び相談に関すること ⑹　障がいのある避難者の援助及び相談に関すること ⑺　在宅の障がい者の援助及び相談に関すること ⑻　福祉避難所の開設及び管理運営に関すること ⑼　避難者の援助及び相談に関すること ⑽　避難者の保護に関すること ⑾　福祉避難所での備蓄及び支援物資の配給に関すること ⑿　ボランティアの受入及び配置に関すること ⒀　他の部への職員派遣に関すること
災対健康部 【健康部】	⑴　緊急医療救護所等の開設、管理運営及び撤収に関すること ⑵　荒川区医療活動調整センターの開設、管理運営及び撤収に関すること ⑶　被災地等の感染症予防に関すること ⑷　避難所等の感染症予防に関すること ⑸　感染症関係機関との連絡調整に関すること ⑹　被災地等の生活衛生の確保に関すること ⑺　避難所等の生活衛生の確保に関すること

	⑻　区民の感染症予防活動の指導に関すること ⑼　保健活動に関すること ⑽　関係医療機関との連絡調整に関すること ⑾　医薬品及び医療資器材の調達及び搬送に関すること ⑿　後方医療施設への搬送に関すること ⒀　動物の保護に関すること ⒁　他の部への職員派遣に関すること
災対子育て支援部 【子育て支援部】	⑴　保育園児、学童クラブ児童等の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること ⑵　保護者への引渡し不能の保育園児、学童クラブ児童等の保護に関すること ⑶　保育所、学童クラブ及び子ども家庭支援センターの施設の管理及び保全に関すること ⑷　保育所、学童クラブ及び子ども家庭支援センターの復旧再開に関すること ⑸　荒川遊園の管理及び保全に関すること 【夜間休日等の勤務時間外に発災した場合に限り次の⑹から⑼まで】 ⑹　災対区民生活部が行う地域の被害状況の調査及び報告への職員派遣に関すること ⑺　災対区民生活部が行う避難所の開設及び管理運営への職員派遣に関すること ⑻　災対福祉部が行う災害時要援護者の安否確認及び避難誘導への職員派遣に関すること ⑼　災対福祉部が行う福祉避難所の開設及び管理運営への職員派遣に関すること ⑽　上記 6 から 9 までのほか、他の部への職員派遣に関すること
災対防災都市づくり部 【防災都市づくり部】	⑴　建築物等の被害状況の集約に関すること ⑵　建築物等の応急措置等に係る相談の総合調整に関すること ⑶　被災宅地の危険度判定に関すること ⑷　他部への職員の派遣に関すること ⑸　部の応急活動体制に関すること ⑹　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること ⑺　部の災害対策活動の記録に関すること ⑻　部の庶務に関すること ⑼　り災証明調査体制整備に関すること ⑽　り災証明申請受付及び発行に関すること ⑾　被災住宅の応急融資相談に関すること ⑿　応急仮設住宅用地の確保に関すること ⒀　応急仮設住宅入居者の選定に関すること

	⑭　道路、橋りょう、公園、護岸等の被害状況の集約に関すること ⑮　ライフラインの復旧状況の把握に関すること ⑯　道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること ⑰　道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること ⑱　公園等及び防災船着場が災害応急対策に使用される場合の応援並びに協力に関すること ⑲　水防業務に関すること ⑳　被災住宅の危険度判定に関すること
災　対　教　育　部 【教育委員会事務局】	⑴　教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ⑵　都教育庁との連絡調整に関すること ⑶　学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握に関すること ⑷　被災児童、生徒及び園児の保護状況に関すること ⑸　応急教育材の供給に関すること ⑹　教育の復旧再開に関すること ⑺　学校、幼稚園及びこども園の指導及び援助に関すること ⑻　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること ⑼　所管する施設の管理及び保全に関すること ⑽　児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること ⑾　保護者への引渡し不能の児童及び生徒の保護に関すること ⑿　学校施設の管理及び保全に関すること ⒀　区民の一時避難及び区の応急対策の協力に関すること ⒁　園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること ⒂　保護者への引渡し不能の園児の保護に関すること ⒃　幼稚園及びこども園施設の管理及び保全に関すること ⒄　他の部への職員派遣に関すること

２　区議会

区議会災害対策本部	⑴　被災地及び避難所等での調査に関すること ⑵　区災害対策本部活動状況等に関する情報の収集に関すること ⑶　区本部への情報提供及び要請に関すること ⑷　被災者に対する相談及び助言に関すること ⑸　その他必要と認める事項

３　国関係

国　土　交　通　省 関 東 地 方 整 備 局 荒川下流河川事務所	⑴　河川の保全に関すること ⑵　災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること ⑶　大規模自然災害が発生した場合の地方公共団体に対する被害の拡大

	を防ぐための緊急対応に関すること

4　都関係

警視庁 第六方面本部 荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署	⑴　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること ⑵　被災者の救出及び避難・誘導に関すること ⑶　行方不明者の調査に関すること ⑷　遺体の調査等及び検視に関すること ⑸　交通規制に関すること ⑹　公共の安全と治安の維持に関すること
東京消防庁 第六消防方面本部 荒川消防署 尾久消防署	⑴　水火災及びその他災害の救助、救急に関すること ⑵　水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること ⑶　危険物施設及び火気使用設備、器具の仕様及び取扱い指導に関わること ⑷　区民の防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導に関すること ⑸　応急救護技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること
東京都建設局 第六建設事務所	⑴　河川の保全に関すること ⑵　道路及び橋梁の保全に関すること ⑶　水防に関すること ⑷　河川道路等における障害物の除去に関すること
東京都水道局 東部第二支所	⑴　水道施設の保全に関すること ⑵　応急給水に関すること
東京都下水道局 北部下水道事務所	⑴　下水道施設の保全に関すること ⑵　し尿の受入に関すること
東京都交通局 荒川電車営業所 日暮里・舎人営業所	⑴　鉄軌道施設等の安全保安に関すること ⑵　利用者の避難誘導、停留場及び駅の混乱防止に関すること ⑶　災害時における鉄軌道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都交通局 南千住自動車営業所等	利用者の安全確保及び混乱防止に関すること

5　自衛隊

陸上自衛隊第一師団	⑴　災害派遣の計画及び準備に関すること ア　防災関係資料の基礎調査 イ　災害派遣計画の作成 ウ　東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ⑵　災害派遣の実施に関すること

	ア　人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧 イ　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6　指定公共機関

日本郵便株式会社 荒川郵便局長	⑴　郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること ⑵　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 オ　為替貯金業務の非常取扱 カ　災害ボランティア口座の開設 キ　簡易保険業務の非常取扱
東日本旅客鉄道株式会社	⑴　鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること ⑵　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること
日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
東日本電信電話株式会社 東京東支店	⑴　電信及び電話施設の建設ならびにこれらの施設の保全に関すること ⑵　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	⑴　電力施設等の建設及び安全保安に関すること ⑵　電力需給に関すること
東京ガス株式会社 東部支店	⑴　ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること ⑵　ガスの供給に関すること
日本通運株式会社 東京コンテナ支店 隅田川コンテナ事業所	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送に関すること
ヤマト運輸株式会社 隅田川コンテナ支店	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送に関すること

7　指定地方公共機関等

京成電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	⑴　鉄道施設等の安全保安に関すること ⑵　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること ⑶　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

一般社団法人荒川区医師会	救急医療及び助産活動に関すること
公益社団法人東京都荒川区歯科医師会	歯科医療活動に関すること
一般社団法人荒川区薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
荒川区獣医師会	動物の医療保護活動に関すること

８　その他

公益社団法人東京都柔道整復師会荒川支部	災害時における柔道接骨活動に関すること
東京女子医科大学東医療センター	傷病者の受け入れ及び重症者の医療に関すること
京成バス株式会社	利用者の安全確保及び混乱防止に関すること

第２章　地域防災力の向上

区民・事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念とし、災害に対する普段の備えを進めるとともに、区民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による地域防災力の向上を図る。

第１節　現状

１　自助による区民の防災力向上

①　情報提供

・防災対策は、自助の取組みが重要であり、区は区民一人ひとりの防災意識を高め、自助の取組みを推進するため、防災地図、荒川区家庭用防災マニュアル等の刊行物を作成、配布により、広く啓発を続けている。

・荒川区ホームページ、荒川区防災アプリ等の配信による情報提供等、啓発のための仕組みを整備している。

・区では、各家庭における食料、飲料水等の日常備蓄について、ローリングストック法により７日間（最低３日分）×家族の人数分を備蓄するよう啓発している。

②　自助の支援

・区は区民へ、地域の防災訓練、救命講習、防災イベント等への参加を呼びかけ、実動により防災力向上を図っている。

・地域の防災訓練や区による防災ミニ講座、防災講話を実施し、防災知識の向上を図っている。

・区では、家具類の転倒・落下・移動防止器具及び感震ブレーカー等の設置による通電火災防止対策、耐震シェルターや防災ベッドの設置、電磁調理器等の普及を推進しており、助成制度を設け普及啓発に努めている。

・地域における防災訓練への参加者数　年間約 9,960 人（平成 28 年度）

２　地域における共助の推進

・現在、区内には 120 の町会が結成され、各地域において防災訓練などの自主的な取組みが進められており、区は、その支援等を行っている。

・都は、「東京防災隣組」の認定や「地域防災力向上モデル地区（平成 24 年、平成 25 年度）」の取組みを進め、地域の自主防災組織の活性化を図っている。

・区内の防災区民組織結成率　100％（平成 29 年４月現在　特記なき場合、以降同じ）

・防災訓練を実施した防災区民組織数　90 組織

・区民消火隊の組織数　10 隊

・災害時要援護者避難援助体制（おんぶ作戦）の組織数　55 組織 59 体制

・区民レスキュー隊の組織数　58 組織 95 隊

・区内の「東京防災隣組」認定団体数　９団体

・防災区民組織結成への助成

・中学校防災部の活動等を通じた、防災ジュニアリーダーの育成

３　事業所との連携による地域防災力の向上

・発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区は、避難所開設運営訓練の訓練等を通じ、災害時に町会や事業所など地域の連携を図る取組みを推進し、地域における防災力向上を図っている。

第２節　課題

【被害想定（東京湾北部地震】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	最大　7,217 棟
火災焼失棟数	最大　4,492 棟
死者数 （冬の朝 5 時）	建物被害　459 人、地震火災　10 人、急傾斜・落下物・ブロック塀　1 人
負傷者	最大　5,704 人
自力脱出困難者	最大　3,763 人
避難者	最大　116,502 人

１　自助による区民の防災力向上

・被害想定では、区内における死者数が最大 471 人、負傷者数が 5,704 人発生するとしており、こうした被害を軽減するため、区は区民へ建物の耐震化、家具類の転倒等防止対策の推進、食料等の備蓄などの普及を図る必要がある。

・食料等の備蓄については、これまで最低 3 日分の備蓄を行うよう啓発してきたが、熊本地震等を踏まえ、支援物資の輸送及び災害発生後の物流の再開までの期間を考慮し、ローリングストック法による 7 日間（最低 3 日分）×家族の人数分の備蓄を推奨し、積極的に周知啓発を行う必要がある。

・区民は自らの生命は自らが守るという観点に立ち、一人ひとりが自助を推進する必要がある。

２　地域における共助の推進

・東京都が発表した被害想定では、死者、負傷者数が多く、発災時に一人でも多くの生命を守るためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが不可欠である。区民一人ひとりの共助への参画や防災区民組織等の活性化を一層推進していくことが必要である。

３　事業所との連携による地域防災力の向上

・事業所は、平時には地域の一員として、事業の継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるほか、発災時においては、地域住民の生活の復旧、安定化に寄与する等の役割を求められている。現在、最大約 11 万人の避難者や約 4 万人の帰宅困難者の発生など大きな被害が想定されており、各事業所での防災計画の策定を推進し、訓練を実施するなど、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

第３節　対策の方向性

１　自助による区民の防災力向上

・区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」との自覚を高め、家具類の転倒・落下・移動防止対策や７日間（最低３日分）×家族の人数分の食料等の備蓄、感震ブレーカー、耐震シェルター、防災ベッド、電磁調理器等の設置などの防災対策に積極的に取組めるよう啓発を推進する。

・区民、事業所への啓発、児童・生徒への防災教育の推進により、「自助」「共助」の防災意識の向上に努める。

２　地域における共助の推進

・防災区民組織の活動を支援し、地域の共助を推進する。

・区は「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、防災区民組織が主体となる避難所開設運営訓練、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的な防災訓練を推進する。

・軽可搬ポンプの資機材助成を引き続き実施し、消防署と連携した操作訓練を行う。

３　事業所との連携による地域防災力の向上

・行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時に自らの役割を果たすよう、事業所の防災力向上を促進する。

第４節　到達目標

１　自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達

・町会等による防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が防災を自分自身のこととして捉え、自ら防災対策に取り組むよう啓発する。

・被災後において、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が不安を感じないよう、普段から効果的な情報提供を推進する。

２　地域における共助の推進

・区民相互の災害時の協力・救助体制を地域と行政が協働して進め、地域防災力の向上を図る。

・「助けあい」意識に基づく区民の自主的な活動が継続する地域社会をめざす。

・区民や防災区民組織等を対象とした防災訓練等や避難所開設運営訓練の推進を図るとともに、要配慮者を含め、地域の防災行動力の向上を図る。

３　事業所との連携による地域防災力の向上

・自衛消防活動の充実・強化による事業所防災計画の実効性を確保し、防災区民組織等と連携することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。

・事業所防災計画の作成を推進するとともに、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図り、事業所相互の協力体制及び防災区民組織等との連携を強め、保有資機材を活用した地域との協力体制づくりを推進する。

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　自助による区民の防災力向上	３　事業所との連携による地域防災力の向上
２　地域における共助の推進	

１　自助による区民の防災力向上

１－１　防災意識の啓発・教育の充実

（１）主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区政広報部 ・区民生活部 ・地域文化スポーツ部	○　区報、ホームページ、メールマガジン等を利用した防災情報の掲載及び発信、防災地図等の配布、防災アプリの配信 ○　飲料水、食糧、携帯トイレ等日用品の備蓄の普及啓発 ○　家具類等の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー及び電磁調理器具等の設置の普及啓発 ○　防災講座、起震車体験訓練の実施 ○　「あらＢＯＳＡＩ」等、防災イベントの実施 ○　多言語による防災普及啓発
各消防署	○　個人及び事業所を対象として、地震への備えや出火防止対策、初期消火、救出及び応急救護の知識等の普及啓発 ○　地域イベント等における防災講座等の実施 ○　区立中学校防災部に対する指導及び活動支援
各警察署	○　区等の防災関係機関と連携し、町会、事業所等における各種会議、防災訓練、その他あらゆる機会を通じた防災教育の推進
東京都水道局	○　自宅での飲料水の備蓄方法等及び応急給水に関する情報の周知
東京都下水道局	○　防災イベントでの「下水道なんでもガイド（下水道と暮らしの便利帳）」の配布 ○　宅地内排水設備のつまり、掃除等で困ったときの相談窓口をホームページで紹介
東京電力パワーグリッド株式会社	○　電気製品等に関する災害時の対応や事前の備え、感電事故防止等ついて、ホームページ等へ掲載 ○　停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○　病院等重要施設への自家用発電機の設置要請
ＮＴＴ東日本	○　災害時伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○　災害用伝言ダイヤル 171 等の利用方法等について紹介
東京ガス	○　防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 ○　災害時の対応及び安全、防災対策の紹介

（２）詳細の取組内容

①　荒川区

ｉ）主な広報活動

・区報「防災特集号」の発行や区ホームページ、ＣＡＴＶ等を利用し、防災情報を発信している。また、事前に登録しておくことにより、区からの災害情報を受信できる荒川区メールマガジンへの登録について啓発を行っている。

・防災地図の全戸配布、ホームページへの掲載を行っており、日頃から地震が起きた際の避難方法や、事前の備えを確認できるよう情報を発信している。また、様々な方法で自助に寄与する防災情報を事前に収集できるよう、スマートフォンやタブレット対応の荒川区防災アプリを配信している。

ⅱ）主な防災事業

・防災に対する関心を深めてもらうため、起震車を利用して防災教室を実施しているほか、町会や学校等での出前講座、幅広い世代を対象とした、あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントを通じ、災害時における区民の自主的な防災活動や家庭での食料備蓄、避難方法の確認等の重要性を啓発している。

ⅲ）今後の活動

・現在、区では、大地震に備え震災対策の強化・充実を図っているところであるが、近年の大震災によって、防災関係機関、各地域による自主防災対策の重要性を再認識した。また、今後も防災訓練等を通じて、区民および防災区民組織に対して、個人による事前の備え及び室内の安全対策の有効性等の自主防災活動の重要性を啓発していく。また、区内消防署と締結した覚書をもとに、様々な防災事業を展開する。

・震災時には、公的機関も被害を受ける可能性があるため、町会・自治会の「共助」の取り組みが重要であることから、防災区民組織への支援の充実を図る。

・震災での負傷原因のうち、3 割から 5 割が家具類の転倒・落下・移動によるものであるという実状を踏まえ、負傷者を減らすことを目的に、自宅や事業所での家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

・震災時に、自宅が安全であれば、避難所へ行かず、自宅で生活する在宅避難についても普及啓発する。

・小、中学校の教育課程の中に「防災教育」をとりあげることは、児童生徒の防災意識を高める上で、効果が極めて大きい。引き続き、事業所やボランティア団体等の協力を得て、防災教育の充実を図る。さらに、中学校防災部において、生徒が意欲的に防災についての知識を獲得し、技能を習得できるよう推進する。

・ＣＡＴＶ、ホームページ、メールマガジン、荒川区防災アプリ等の広報媒体による普及、啓発活動を行う。

（資料第 13「安全安心都市実現のための覚書」）

② 消防署

ⅰ）防災広報の充実

○　区民および事業所の防災意識の高揚を図るため、次により広報活動を推進する。

<table>
<tr><td>広報内容</td><td colspan="2">⑴　地震に対する 10 の備え（家具類の転倒・落下・移動防止、非常持ち出し品など）
⑵　出火防止、初期消火、救出および応急救護の知識
⑶　事業所の地震対策（事業所防災計画）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">広報手段</td><td>印刷物</td><td>⑴　各消防署で発行する広報紙、パンフレットの配布
⑵　東京消防庁として発行した各種パンフレットの配布</td></tr>
<tr><td>講習会等</td><td>⑴　防火管理者等の講習会
⑵　春・秋の火災予防運動を始めとした各種防災イベント
⑶　防火座談会、防火防災診断</td></tr>
<tr><td>常設展示場所の利用案内・促進</td><td>次の施設について利用案内
⑴　消防博物館
⑵　都民防災教育センター（池袋、本所、立川の各防災館）</td></tr>
<tr><td>ホームページおよびソーシャルネットワーク</td><td>事業所および家庭での地震対策や各種行事・講習会等の案内</td></tr>
<tr><td>その他広報媒体への情報提供・取材協力</td><td>⑴　ラジオ、テレビ、新聞等の活用</td></tr>
</table>

ⅱ）防災教育の充実

・児童・生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防災標語を募集する。
・地域の町会・自治会等を対象とした講演会・座談会を開催する。
・防災区民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図る。
・参加者の年齢層などに合わせた防火防災訓練を推進する。
・定期的な救命講習を開催する。
・事業所に対する事業所防災計画作成を推進する。

③ 警察署

・区等の防災関係機関と連携し、町会、事業所等における各種会議、防災訓練、その他あらゆる機会を通じて防災知識の普及を図る。

④ 東京都水道局

・平常時から、水道事業に関する十分な理解を求めるとともに、地震の規模によっては、広範囲の断水が避けられず、飲料水を確保する体制も必ずしも万全でないことから、区民一人ひとりが非常事態を想定して飲料水を貯えるよう周知徹底を図る。
・震災発生時は、東京都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧および応急給水の状況等を適宜適切に広報し、混乱を防止するように努める。

⑤　東京都下水道局

・防災イベント等において、「下水道なんでもガイド（下水道と暮らしの便利帳）」を配布し、震災時のトイレ利用に関する啓発等を行っている。

・宅地内排水設備のつまり、掃除等で困ったときの相談窓口をホームページで紹介している。

⑥　東京電力パワーグリッド株式会社

ｉ）広報内容

○　災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を中心として広報活動を行っている。

・無断昇柱、無断工事をしないこと

・電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに同社事業所に通報すること

・断線・垂下している電線には絶対にさわらないこと

・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと

・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること

・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること

・その他事故防止のため留意すべき事項

ii）広報の方法

・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布をしている。

iii）停電関連

・病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

⑦　ＮＴＴ東日本

ｉ）利用者の対応

・大きな地震による電話機の落下や受話器のみが外れることは、一斉に電話を掛けた状態と同じで、電話交換機が能力を上回る使用状態となり、通話困難となる。このため、ゆれが治まるた時点で受話器が外れていないかを確かめる。

・揺れが治まった直後から、被害状況や家族の安否の問い合わせ、被害地へのお見舞いの電報、電話が殺到し、電話がかかりにくくなる等、通信に影響がでる。このため、次のような心がけが必要となる。

・地震関係の情報はテレビ・ラジオから聞く。

・家族、学校、職場などへの電話連絡、問い合わせは控える。

・家族間、職場間の情報連絡方法や待ち合わせする場所は、普段からあらかじめ決めておく。

・電報・電話が混みあった場合、防災機関等が行う災害救助・復旧活動等の重要通信を確保するため、電話の利用、電報の受付けを制限することがある。電話が混んでいるとき、または話し中のときなどは、電話利用をしばらく見合わせる。

ⅱ）NTT 東日本の対応

○　災害用伝言ダイヤルサービス

・被災者の通信確保のため、避難所等へ特設公衆電話の設置を行うと共に、災害用伝言ダイヤル 171 のサービス提供を開始する。

○　災害時の通話確保

・加入電話がかかりにくくなった場合でも公衆電話からの通話は確保している。

・NTT 東日本の交換機が被災したり、通信に大きな被害があったりした場合、非常用交換機やポータブル衛星車が出動し、早期に通話確保ができる態勢を整えている。

○　利用者は通話確保のため、次のことに留意する

・普段から、公衆電話の設置場所を確認しておく。

・公衆電話は、多くの人が利用できるよう短めの話を心がける。

⑧　東京ガス

・震度５弱程度の揺れでマイコンメーターが自動停止することから、その機能の普及啓発及び同社施設の安全が確認できたのちにお客様による機能復帰方法の周知を図る。

・利用者に対し、東京ガスの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策を紹介する。

１－２　区民による自助の推進

（１）主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・福祉部	○　防災用品等の斡旋事業 ○　ローリングストック法により家族の人数×7 日分（最低 3 日分）の飲料水と食料、携帯トイレ等日用品の家庭内備蓄方法の普及啓発 ○　家具類等の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー、電磁調理器具等の設置・購入費用助成 ○　避難時にブレーカーを下ろす、ガスの元栓を閉めるなどの啓発
各消防署	○　救命講習会の実施 ○　区と連携した家具類等の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発 ○　住宅用火災警報器の設置及び定期交換に係る普及啓発
区民	○　消火器、防火用バケツ等防災用品の準備 ○　家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止措置 ○　ブロック塀の点検補修、植木鉢等の落下防止等、安全対策 ○　飲料水・食料・医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備 ○　家族の人数×7 日分（最低 3 日分）の飲料水と食料、日用品の家庭内備蓄の実施 ○　携帯トイレ等日用品の備蓄及び使用方法の確認 ○　災害時の家族の役割分担、避難場所や連絡方法などを話し合う ○　区や地域町会が実施する防災訓練や地域の自主防災活動への参加 ○　町会・自治会などが行う地域イベントへの参加、協力

	○　荒川区メールマガジンへの登録、荒川区防災アプリのダウンロード等、様々な情報収集手段の確保

（２）詳細の取組内容

①　防災用品等の斡旋

・地震が発生した場合の被害を最小限に抑えるためには、区民一人ひとりによる「事前の備え」が重要となる。そのうち、着手しやすいものの一つが防災用品の購入であり、区としては、防災用品の斡旋事業を実施し、区民による自助の備えを促進する。

②　日常備蓄の周知徹底

ⅰ）日常備蓄の考え方

○　備蓄物資の選定における留意点

・災害発生時、商品の生産停止、販売店への消費者集中、買占め、搬送拠点の被災、道路交通の渋滞等により、物資が平時のように入手できない可能性が高い。

・発災直後等において、行政は人命救助を最優先として活動することから、発災から 72 時間は物資の供給が見込めないことが想定される。

・区等による備蓄物資についても、発災直後は避難者に十分にいきわたらない可能性もある。

・ライフラインが被害を受ける可能性が高いため、調理不要の食料の保存が必要である。

○　食料や飲料水の備蓄

・日常食べ慣れている食品等を通常より少し多く買い、消費した分を買い足してストックする方法（「ローリングストック法)」による日常備蓄の実施により、平時から家族の人数×7 日分（最低 3 日分）を備蓄するよう啓発する。併せて、自宅が安全であれば、避難所へ行かず、自宅で避難生活を送る在宅避難の考え方についても啓発する。

・事業所においても、従業員の一斉帰宅の抑制による事業所滞在を想定し、最低 3 日分の備蓄に努めるよう啓発する。

○　携帯トイレ等日用品の備蓄

・発災後、トイレを使用するにあたり、断水、下水道被害が原因で、流せない、または流れていかない状況が想定されることを踏まえ、衛生的な使用環境確保のため、携帯トイレの備蓄の重要性を周知し、家庭においても平素から携帯トイレの使用方法等を確認するよう呼びかける。

・家族構成や性別を考慮し、災害発生時に購入が難しい常備薬、流通量が少ない電池、日用品類は必ず備えるよう啓発する。

・家庭のほか事業所においては、当面の目標として最低 3 日分の携帯トイレを備蓄するとともに、家屋に被害がなくても、ライフライン等の支障により、トイレが使用できないことがある場合に備え、マンション管理者等は、携帯トイレの備蓄に努め、区は普及啓発に努める。

ⅱ）生活用水の確保

・水道の復旧までに期間を要する可能性が高く、事業所および家庭においては、平素から水の汲み置き等により、生活用水の確保に努める。区においても普及啓発を行っていく。

［食品の備蓄方法例（内閣府「防災情報のページ」引用）］

③　家具類等の転倒・落下・移動防止器具購入・設置費用助成

・区および消防署は家具類等の転倒・落下・移動防止等について次のとおり推進する。

区	○　区有施設における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・区施設管理者は、全ての什器を対象に、改めて家具転倒・落下・移動防止対策の実施を徹底する。 ○　避難所等における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・避難所に指定された施設の管理者に対し、屋内収容物の転倒・落下・移動防止対策を実施するよう要請し、避難所として機能するように努める。 ・区は、医療機関や福祉施設等の施設管理者に対し、屋内収容物の転倒・落下・移動防止対策実施の徹底について要請する。 ○　家庭における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・区は、阪神・淡路大震災の発生を教訓に、一人暮らしの高齢者と障がい者および高齢者や障がい者のみの世帯を対象とした、家具の転倒防止工事を行う事業を実施した。 ・首都直下地震の切迫性から、区は区民の安全確保を図るため、家具類転倒・落下・移動防止器具等のあっ旋事業や、防止器具取り付けを支援する。 ・荒川区木造建物耐震化推進事業において、耐震診断を行った結果、大地震の揺れにより倒壊する可能性がある建物について、耐震シェルターや防災ベッドの設置に係る費用の補助を行い、大地震発生時においても生命の安全を確保できるよう支援を行う。
消防署	・家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用する。 ・防災週間等のイベントや防災訓練時において、家具類の転倒・落下・移動防止対策指導を実施する。 ・防火防災診断を区と連携して実施し、家庭内の対策状況をチェックするとともに、対

	策の実施を促す。 ・関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施する。

④　感震ブレーカーの設置、電磁調理器具等の設置の推進

・区は、地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い感震ブレーカーの設置や電磁調理器具等の安全な調理器具の使用について下記のとおり推進する。

区	○　家庭における感震ブレーカー設置推進 ・阪神・淡路大震災の際に発生した大規模火災の要因の一つである通電火災を防ぐため、区内全域を対象として感震ブレーカーの設置に関する助成制度を設け設置を推進。 ・特例世帯（６５歳以上のみの世帯、世帯全員が特別区民税・都民税非課税、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護４以上の認定を受けている方がいる世帯）を対象に、簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライトを配付。 ・ホームページ、パンフレットによる広報、実機の展示等による普及啓発を実施。 ○　電磁調理器具等への買い替えを促進 ・住宅火災の発生事案のうち、高齢者がガステーブル等を使用する際の火災が多いことから、助成制度を設け、電磁調理器や安全装置のついたガスコンロへの買い替えを促進する（平成 32 年 3 月までの時限措置）。 ○　その他の取組 ・区では、重度の心身障がい者を対象として、災害予防のため自動消火装置や火災警報器、ガス安全システム等の給付を行っているが、今後ともこれらの事業の充実と普及を図る。 ・高齢者や障がい者に対して行っている緊急通報システムについても、より一層の推進を図るよう努める。

２　地域における共助の推進

２－１　防災区民組織等の活動体制の整備・充実

（１）主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　防災区民組織の運営に関する助成 ○　消火・救助・活動用資機材の配備 ○　地区防災計画（マニュアル等）の策定支援 ○　区民消火隊、区民レスキュー隊の結成・運営支援 ○　永久水利施設等を活用した防災訓練の実施 ○　消防用水バケツの活用 ○　災害時安否確認ツール（無事ですシール、避難者カード）の普及・啓発
東京都	○　東京防災隣組の認定
各消防署	○　防災教育・防災訓練の充実 ○　消火資機材を活用した実践的な訓練指導により、防災区民組織等の初期消火能力を強化
防災区民組織	○　防災意識の普及啓発 ○　各種訓練の実施

（２）詳細の取組及び支援内容

①　防災区民組織運営に関する助成

結成助成費・運営助成費の支給	区は、防災区民組織に対する財政的な援助を行うため、「荒川区防災区民組織の育成および指導に関する要綱」にもとづき、結成助成金、運営助成金（組織割、世帯割）を助成している。
資器材等の助成	⑴　区は、防災区民組織の結成時にトランジスターメガホン、救急箱、棒担架、ラジオ付強力ライト、旗等の資器材を支給している。 ⑵　初期消火の重要性から、地域危険度の高さなどを考慮し、防災区民組織に対し、軽可搬消防ポンプ（Ｄ級）、防火用水バケツ、スタンドパイプなどの資機材を配備している。 ⑶　防災区民組織の自助・共助の継続的な取組みを支援するため、防災区民組織が自ら備蓄する救助用資機材や非常用物資の更新に対し助成を行っている。
通信機器の貸与	災害時に区、各関係機関、防災区民組織相互間等との連絡がすみやかに行えるよう、防災区民組織に対して、ＭＣＡ無線及び災害時優先携帯端末の貸与を実施している。
その他の支援	・　防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ・　講演会、防災リーダーを養成するための講座などを実施 ・　具体的な訓練指導マニュアル等の策定 ・　軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ、バケツリレー等を活用した実践的な初期消火対策を指導

（資料第 14「荒川区防災区民組織の育成及び指導に関する要綱」）
（資料第 15「Ｄ級ポンプ配備一覧表」）

②　区民消火隊への支援

・区は次の事項について支援する。

運営助成費の支給	運営助成金の交付
隊員装備品の支給	作業服、防火衣等の装備品の支給
資器材の配備	消火ポンプ用ホース等の付属品の更新や夜間災害発生に備え、投光器、発電機の配備等、区民消火隊の装備資器材充実のため、計画的な配備を行う
ポンプ点検指導	区職員が巡回し軽可搬消防ポンプ（Ｃ級）の点検・指導を行う

③　おんぶ作戦への支援

・区は結成時において、リヤカーや担架等を支給するとともに、体制の維持に努める。

④　区民レスキュー隊への支援

・各機関は次のとおり支援する。

結成助成金の支給	区は、区民レスキュー隊を結成した組織に対して、「荒川区区民レスキュー隊の指導および育成に関する要綱」にもとづき、活動に必要な資器材の購入経費として結成助成金を支給する
訓練および講習会の実施	消防署と区は、協力して区民レスキュー隊に対する訓練および講習会を実施し、震災時等において円滑な活動ができるよう指導する

（３）その他の取組み

①　東京防災隣組

・都は、地域において意欲的な防災活動を継続している自主防災組織等を、「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取組みに関して情報共有を行い、周辺地域への波及を図っている。

・区内においては、9 団体が東京防災隣組として認定されている。

（資料第 16「東京防災隣組認定団体一覧」）

②　地区防災計画

・地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区内居住者等が行う自発的な防災活動に関する内容を、取りまとめたものである。

・地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、荒川区防災会議に対し、荒川区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

２－２　地域防災の担い手の育成

（１）主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・産業経済部 ・教育委員会事務局	○　防災教育の推進 ○　防災ジュニアリーダーの育成 ○　アラカワ・ユース・ボランティア（荒川区青年社会貢献活動者）の募集
各消防署	○　区立中学校防災部に対する指導及び活動支援 ○　防災区民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成 ○　各種訓練の実施

（２）詳細の取組内容

①　防災教育の推進

・区は、幼児期から社会人まで継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。

・防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、性別によらない避難所運営や防災リーダー育成を実施する。

・地域防災の担い手を育成するため、防災区民組織を対象に防災リーダーを養成するための講座などを実施する。

・区は、区民、防災区民組織等を対象とした防災訓練の内容を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図る。防災訓練の実施にあたっては、東京都や消防署等関係機関と連携し、下記を例として参加者の属性により、適宜見直す。

⑴　女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施

⑵　区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進

⑶　初歩的な基礎訓練のほか、発災対応型訓練などの実践的な訓練や、都民防災教育センター（防災館）体験施設を活用した訓練の実施

⑷　防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進

⑸　出火防止等に関する教育・訓練の実施

⑹　起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進

⑺　区民等に対するＡＥＤの使用方法を含めた救命講習の実施

⑻　区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当資器材の整備・充実

⑼　応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上

⑽　幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

⑾　都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

⑿　都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

⒀　小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

⒁　町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施

⒂　要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進

⒃　消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

②　防災ジュニアリーダーの育成

・「助けられる人から助ける人へ」を合言葉に、中学生が、防災区民組織や消防団をはじめとする地域の方々と共に防災活動に関わることにより、地域への愛護精神を育み、防災活動はもとより、将来、様々な活動で地域社会に貢献できる人材を育成するため、平成２７年度にすべての区立中学校に防災部を創設した。

・中学校防災部の様々な活動をとおして防災意識の向上を図っている。

⑴　地域の防災訓練や避難所開設運営訓練等への参加

⑵　あらＢＯＳＡＩ等、防災イベントの運営

⑶　ジュニア防災検定の受検を通じた防災知識の向上

⑷　被災地訪問による避難行動、救助活動への意識涵養

⑸　中学生防災対策会議への参加による意識共有

⑹　一部の小学校で行われている防災教育の検証による取組拡大

③　アラカワ・ユース・ボランティア（荒川区青年社会貢献活動認証制度）の募集

・就職活動を予定している大学生等を対象として、消防団等の地域活動やボランティア活動等の社会貢献活動に顕著な実績がある方を認証し、就職活動を応援する「荒川区青年社会貢献活動認証制度」を実施している。

２－３　消防団の活動体制の整備・充実

（１）対策内容と役割分担

・消防団は、行政機関と防災区民組織や区民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

・消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を次のとおり推進する。

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　消防団運営に関する助成 ○　活動資機材の配備
各消防署	○　消防団員の確保 ○　消防団員の教育訓練

（２）詳細の取組内容

・消防署は、消防団の活動のため、以下の支援を実施する。

⑴　消防団の意義と活動に係る広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

⑵　震災時の消火活動や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を配備する。

⑶　各種資機材を活用して、地域特性に応じた活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

⑷　応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

⑸　新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の向上を図る。

⑹　消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる特殊技能体制を整備する。

⑺　消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。

⑻　消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

⑼　区民等に対する防火防災訓練を通じて、消防団と区民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

⑽　消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に実施するため、都知事の付属機関として消防団運営委員会を設置し、都知事の諮問に対する審議を行う。

［消防団の現況（平成 29 年 12 月 1 日現在）］

	分団数	団員	可搬ポンプ	可搬ポンプ積載車
荒川消防団	8 分団	271 名 （定数 300 名）	17 台	3 台
尾久消防団	6 分団	161 名 （定数 200 名）	14 台	4 台
合計	14 分団	435 名 （定数 500 名）	31 台	6 台

３　事業所との連携による地域防災力の向上

３－１　事業所による自助・共助の強化

事業所で取り扱う火気および危険物等は各家庭より規模が大きく、また、火気使用設備等も多種類であり、地震時における危険性も無視できない。

事業所と地域との協定締結の促進や、合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力の向上を次のとおり推進する。

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　事業所防災計画や業務継続計画の策定支援
各消防署	○　事業所防災計画の作成指導 ○　事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化
事業所	○　事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

（２）詳細の取組内容

①　事業所の役割

・帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の計画に反映する。

・社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の最低３日分が目安）、家具類等の転倒・移動・落下防止等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策を整備する。

・災害が発生しても短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、（事業継続計画＝ＢＣＰ（Business Continuity Plan の略））を策定する。

・事業活動拠点である事業所、工場等の耐震化の促進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前の対策を推進する。

・組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。

・東京商工会議所や東京経営者協会などと連携した災害時の地域貢献の促進を図る。

②　事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化

・事業所は、自衛消防隊が、バール、とび口等震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出、救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

・防火管理者の選任を要する事業所（消防法第８条、８条の２等）は、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

・一定規模の事業所（消防法第８条の２の５）は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

・ホテル、百貨店等多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（第 55 条の５）により自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。震災時には、これら一定の知識・技術を持つものが自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）

として活動することが有効である。

・自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバール、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

・発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講を促進する。

・事業所関係者は、火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。消防署は、編成された組織が有効に活動できるよう指導を推進する。

③　事業所防災計画

・消防署は、事業所に対し、東京都震災対策条例第 10 条及び 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

事業所別	計画内容等
防火管理者の選任を要する事業所	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。 ⑴　震災に備えての事前計画 ⑵　震災時の活動計画 ⑶　施設再開までの復旧計画 ※　⑴から⑶の事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を消防計画に定めるように指導する。
防火管理者の選任を要しない事業所（小規模事業所）	事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。
防災対策上重要な施設事業所	都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6 業種 32 事業所）を管理する事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

④　事業所と防災区民組織の連携

・区と消防署は、事業所相互間の協力体制および事業所と防災区民組織等との連携を強化するための協力体制づくりを推進する。

・区と消防署は、防災区民組織と事業所間での相互応援協定の締結に向けた働きかけを行う。

３－２　行政・事業者・区民等の連携

（１）詳細の取組内容

①　防災区民組織と事業所等との連携強化

・地震による火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であるため、消防署および区は、防災区民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に連携・協力できる体制を整備する。

② 地域における防災体制の確立

・区および各防災関係機関は、防災区民組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、町会等の地域コミュニティの活性化対策を講じ、防災訓練への積極的な参加を区民に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る。

③ 区民（防災区民組織）、事業所の自主防災体制の強化

ｉ）区民（防災区民組織）の防災行動力の向上

・区と消防署は連携・協力し、防災区民組織の活動力の向上に努める。

・防災区民組織に対しては、訓練指導用資器材を整備し、地域ぐるみの防災訓練を通じて、通報、初期消火、応急救護に関する知識、技術の普及を図る。

・初歩から実践に至る段階的な体験が可能な都民防災教育センター（防災館）等を活用した訓練を推進する。

・消防団による自主防災活動の指導をより推進し、地域が一体となった防災行動力の向上を図る。

・地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域の防災行動力の向上を図る。

ⅱ）事業所の自主防災体制の強化

・消防署は、事業所に対し自主防災体制の強化促進および指導を推進する。

・全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成を推進する。

・事業所相互間の協力体制および防災区民組織等との連携を強化するとともに、保有資器材を整備し、区と連携を図り、地域との協力体制づくりを推進する。

④ 地域における相互支援ネットワークづくり

・災害時における迅速な応急活動を目的として、町会、事業所、ボランティア等の、地域で活動している各団体が相互に連携し、協力しあう体制が必要となる。

・区は、各団体を対象に広報誌等を活用した自助・共助のあり方についての普及啓発に努めるとともに、地域で行われる防災訓練等を通じて、積極的に地域とのネットワークを構築する。

⑤ 相互に連携した社会づくり

・区は、行政、企業、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することを目指して、次の対策を図る。

⑴ 区、事業所および地域との相互支援を協議する場の設置

⑵ 行政、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成、啓発

⑶ 震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講習会の開催

⑷ 震災に強い社会づくりに関して、地域や企業、区等が実施しているユニークな取り組み事例の収集・周知や意見交換の場の設置、顕彰制度の検討

⑥　地域における防災連携体制づくり

・大地震の発生直後には、消火活動、救助活動が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、円滑な応急活動が困難となることも予想される。

・区をはじめとする防災関係機関は、震災から地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制を確立する。

ⅰ）地域ぐるみの防災協力体制の整備

・区は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の強化を推進する。

ⅱ）地域コミュニティの活性化

・区は、町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を実施し、地域防災体制を強化する。

・新たに建設される集合住宅については、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例により、町会加入や自治会設立に関する協議を定め、地域コミュニティの活性化を推進する。

ⅲ）合同防災訓練の促進・充実

・区は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練を充実する。

ⅳ）応急手当の普及促進

・区民への応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

【応急対策】

１　自助による応急対策の実施	３　事業所による応急対策の実施
２　地域における応急対策の実施	

１　自助による応急対策の実施

・発災時、まず自身と家族の身を守り、揺れが収まってから調理器具のスイッチを操作し、出火・延焼を防止する。

・災害情報、避難情報の収集を行い、自宅及び周辺の状況から自ら判断の上、避難する。また、避難所においては自ら活動し、共同運営の体制とする。

・地震発生後数日間は、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が極めて高いため、家庭内で備蓄している７日分（最低３日分）×家族の人数分の食料及び飲料水等を活用する。また、下水道等の破損により排水が不可能な場合でも衛生的にトイレが使用できるよう、携帯トイレ等を活用する。

２　地域における応急対策の実施

２－１　防災区民組織等による初期消火等の実施

（１）詳細の取組内容

・防災区民組織は、発災直後から、おおむね次の事項について活動する。

災害時の活動	⑴　情報収集伝達 ⑵　初期消火 ⑶　救助救出 ⑷　救急救護 ⑸　避難誘導 ⑹　避難所運営

（資料第 17「防災区民組織結成状況」）

２－２　消防団による消火・救助・応急救護活動等の実施

（１）詳細の取組内容

・消防団は、自助、共助の精神に基づき、次のとおり、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動を実施する。

⑴　発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

⑵　災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、ＭＣＡ携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

⑶　同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

⑷　消防署隊応援要員として消火活動等の支援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

⑸　救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

⑹　避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

３　事業所による応急対策の実施

（１）詳細の取組内容

・各事業所は、自助、共助の精神に基づき、次のとおり発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

⑴　来訪者や従業員等の身体の安全を確保し、救出、救護を行う。

⑵　出火防止、初期消火を速やかに実施する。

⑶　正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。

⑷　施設の安全を確認した上で、従業員へ備蓄している食料、毛布などを活用しながら、一斉帰宅を抑制する。

⑸　事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。

⑹　初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

⑺　応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第３章　災害対策本部を核とした応急対応力

震災が発生した場合、直後の的確かつ迅速な初動対応が人命を守ることにつながるため、区の災害対策本部においても、状況に応じた対応や、東京都、警察署、消防署、自衛隊等、関係機関との密接な連携体制の構築が必要である。

本章では、震災発生における災害対策本部の体制や、上述の関係機関との連携等について示す。

第１節　現状

１　活動体制の整備

・震度５強以上の地震が発生した場合、荒川区災害対策本部を自動的に設置

・災害発生時職員行動マニュアルの整備

２　情報活動体制の整備

・情報伝達系統の確立

３　情報収集・管理・伝達手段の整備

・ＭＣＡ無線、災害時優先携帯電話（スマートフォン）を防災区民組織、防災関係機関等へ配備

・防災行政無線及び東京都災害情報システム（DIS)、高所カメラ等を配備し、被災情報の収集、管理、伝達の体制を確保

・区ホームページ、メールマガジン及び荒川区防災アプリを活用した防災情報の提供

・エリアメール・緊急速報メールを活用した情報提供

・Ｌアラートを用いたメディア等への情報提供

４　受援・応援体制の構築

・災害時における相互応援体制の整備

・「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」

・「災害時における自治体との相互応援に関する協定」

・民間事業者等との応援協定

・「荒川区災害時受援・応援ガイドライン」の策定

５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

・民間事業者と災害時のごみ、がれき処理に関する協定を締結

・東京都下水道局により、仮設トイレが設置可能なマンホールを指定

６　生活再建のための事前対策

・大規模災害以外の火災や風水害等に対するり災証明書を発行

第２節　課題

１　活動体制の整備

・災害対策本部設置など、迅速に初動体制を確立する必要がある。

・災害対策本部の的確かつ円滑な運用のため、防災関係機関との間で、平素から「顔の見える関係」を築く必要がある。

２　情報活動体制の整備

・区民へ避難等の情報を適確に提供する必要がある。

３　情報収集・管理・伝達手段の整備

・被災状況等を迅速に収集・管理する必要がある。

・区民等に向け迅速かつ的確に情報を伝達するためのシステム構築により、各機器への入力時間短縮等、マンパワーの省力化を推進する必要がある。

・機器の老朽化等による情報の収集・区民への伝達に支障がないよう、定期的な保守及び機器更新を行う必要がある。

４　受援・応援体制の構築

・相互応援協定の実効性を担保するため、関係機関との連携を強化する必要がある。

・迅速な応急対応のため、他機関からの人的支援を活用する必要がある

・発災時の具体的な受援体制について各部災対マニュアルに記載し、訓練を実施する必要がある。

５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

・膨大な量のごみ、がれきを効率的に処理するための手順を予め決めておく必要がある。

・東京都と連携し、し尿回収体制を構築する必要がある。

６　生活再建のための事前対策

・膨大な棟数の建物被害により、り災証明書の発行が滞る可能性がある。

第３節　対策の方向性

１　活動体制の整備

・災害対策本部訓練等の実施による職員配置体制の確立、手順の再確認・見直し

・防災関係機関の訓練への参加等による連携強化

２　情報活動体制の整備

・災害対策本部訓練等を通じた情報活動能力の向上

３　情報収集・管理・伝達手段の整備

・災害時優先電話または優先回線を持つ端末（スマートフォン等）を用いた情報伝達訓練の実施

・災対本部及び関連機関で情報共有が可能なシステムを検討、導入
・防災行政無線のデジタル化、情報を的確に伝達するための機器の導入や手段を検討

４　受援・応援体制の構築

・平時から協力可能な業務や連絡先を確認するなど、協定自治体や協定事業者・団体との連携強化
・荒川区災害時における受援・応援ガイドラインに基づき受援の手順等について各部災対マニュアルへ反映、訓練等を実施

５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

・ごみ・がれきの集積場所の確保
・し尿回収体制の構築

６　生活再建のための事前対策

・応急危険度判定員等の養成、被災者生活再建支援システムを活用した手続きの迅速化

第４節　到達目標

１　活動体制の整備

・迅速かつ的確な活動を可能とする応急対応力の向上
・緊密な防災関係機関との連携

２　情報活動体制の整備

・的確な情報収集・提供のための体制の整備

３　情報収集・管理・伝達手段の整備

・迅速かつ正確な情報収集及び管理・共有のためのシステムの導入と活用
・区民への迅速かつ的確な情報伝達手段及び体制の構築

４　受援・応援体制の構築

・他自治体・関係機関等との相互応援体制の強化、円滑な協力体制の構築
・荒川区災害時受援・応援ガイドラインに基づき、他機関からの人的支援、物資受入れを的確かつ有効的に機能する受援体制を構築

５　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

・ごみ・がれき・し尿処理体制の構築

６　生活再建のための事前対策

・早期の生活再建のための体制構築

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　活動体制の整備	５　障害物除去体制の整備
２　情報活動体制の整備	６　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理
３　情報収集・管理・伝達手段の整備	７　生活再建のための事前対策
４　受援・応援体制の構築	８　遺体の取扱い

１　活動体制の整備

１－１　区の活動体制の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・各部	○　活動拠点の整備 ○　各種訓練の実施 ○　災害発生時職員行動マニュアルの整備

（２）詳細の取組内容

①　区の活動態勢（基本的事項）

・区職員は、平素から荒川区災害対策基本条例第 2 条第 6 項に基づき、危機管理意識及び災害対策についての対応能力の向上に努める。

・災害発生時に速やかな対応がとれるよう、各所属長は、勤務時間内における所属職員の状況を把握する。

・区職員は、その住所を離れるときは、荒川区職員服務規程第 12 条にもとづき、各所属長に連絡先等を報告するとともに、各所属長は勤務時間外における各所属職員の参集態勢を把握する。

・区は、必要があるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、区長を本部長とする、災害対策本部を設置し、災害応急活動に従事する職員を配置する。

・災害対策本部の設置に至らないような被害規模の災害が発生した場合、通常業務を継続しつつ、当該災害に対処できる活動態勢を別途定める。

・勤務時間外の場合は、警戒待機者が、災害対策本部長及び災害対策副本部長への連絡を行い、すみやかに災害対策本部が設置されるよう、情報の収集・伝達、災害対策本部設置準備等の初動措置を行う。

・区職員は、震度 5 強以上の地震の発生に伴い、全員が自動参集・出勤し、活動する。

・災害救助法が適用されたときは、区長（区災害対策本部長）は都知事（都災害対策本部長）の指揮を受けて、法にもとづく救助事務を補助する。

・非常勤職員・再雇用職員については、現行制度の下、勤務時間に合わせ所属する災対各部における応急対策活動に従事する。

② 災害対策本部の構成員

・災害対策本部は、次の者をもって構成する。

⑴　災害対策本部長（以下「本部長」という。）

⑵　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

⑶　災害対策本部員（以下「本部員」という。）

⑷　災害対策本部職員（以下「本部職員」という。）

・本部長は、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

・副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

・本部員は、次の職にある者を充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子育て支援部長、防災都市づくり部長、会計管理部長、教育部長、防災課長、区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

・本部職員は、本部員を除くすべての区職員（常勤及び非常勤）をもって充て、所属する部長の命を受け、所属する部の事務に従事する。

・上記のほか、本部の構成員に関し必要な事項は、条例及び規則で定める。

・本部員は、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、直ちに区民生活部長を通じて区長に災害対策本部の設置を要請することができる。

③ 災害対策本部の設置

・区長は、区の地域において災害が発生したとき、または発生するおそれのある場合に、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

・災害が発生するおそれがある場合とは、次のことをいう。

⑴　気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合

⑵　区の地域内を対象とした特別警報が発表されたとき

⑶　区の地域内を対象とした警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあると区長が認めたとき。なお、洪水などの外水氾濫（荒川、隅田川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。

⑷　その他、区長が必要と認めたとき

・区長に事故があるとき、または区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。

・区長は、前記による要請があったときは、直ちに、本部員を招集し協議するものとする。

○　災害対策本部の設置の通知等

・区民生活部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に災害対策本部の設置を通知しなければならない。

⑴　本部員

⑵　荒川区防災会議委員

⑶　荒川区防災関係機関

⑷　東京都知事

・災対各部長及び災対各部長の補佐にあたる者は、災害対策本部設置の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

・災害対策本部が設置されたときは、本部設置施設の正面玄関または適当な場所に荒川区災害対策本部の掲示をする。

○　災害対策本部の廃止

・本部長は、区の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

・災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて行う。

④　本部長室及び災対部課の運営

○　本部長室の運営及び基本的事項

・本部長室は、次の職にある者をもって構成し、所掌事項を審議する会議（本部長室会議）の開催にあたっては、必要に応じて、関係する部長の出席及び課長の陪席を求める。

⑴　本部長（区長）

⑵　副本部長（副区長、教育長）

⑶　災対総務企画部長、災対区政広報部長、災対管理部長、災対区民生活部長（以上、本部員）

⑷　危機管理専門監（本部長補佐）

・本部長の職務代理については、災害対策本部及び本部長室の機能を確保するため、荒川区長の職務代理順序に関する規則（平成 19 年荒川区規則第 19 号）に定める順位に続き、次の順序とする。

教育長、総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、防災都市づくり部長、福祉部長、健康部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、子育て支援部長、会計管理部長、教育部長

・本部長室は、災害対策本部の活動を統制し、次の事項について所掌する。

⑴　非常配備態勢に関すること

⑵　災害対処方針に関すること

⑶　重要な災害情報の収集、分析及び伝達に関すること

⑷　災害応急復旧対策の実施に関すること

⑸　避難の勧告または指示に関すること

⑹　応援の要請及び受入に関すること

⑺　東京都及び防災関係機関との連絡調整に関すること

⑻　自衛隊災害派遣に関すること

⑼　災害対策に係る経費の処理方法に関すること

⑽　災害対策会議の招集に関すること

⑾　上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

・危機管理専門監は、本部長の補佐として、本部長からの諮問に対し専門的な立場から意見を述べるほか、災害対処方針の決定や応急対策活動の実施内容、防災関係機関との効果的な

連携方法等を検討するにあたり意見を具申する。

・災対総務企画部は、災対区民生活部（運用班）と連携し、本部長室会議の運営を行う。

・本部長は、特に必要があると認めたときは本部長室の運営に関し、次に掲げる防災関係機関の長に対し、協力を求めることができる。また、本部長は派遣された防災機関の職員に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

⑴　東京都

⑵　警視庁

⑶　東京消防庁（荒川消防署、尾久消防署）

⑷　陸上自衛隊

⑸　指定公共機関

⑹　指定地方公共機関

○　災対各部の運営及び基本的事項

・部の構成及び分掌事務は、本計画第 1 部（総則）第 2 章（防災関係機関の業務大綱）1（区）に定めるとおりとする。

・部における分掌事務の配分単位は、通常組織の「課」単位に対応させるものとし、名称については、通常組織の課の名称に「災対」を冠するものとする。また、必要に応じて、当該災対各課の分掌事務の内容を簡潔に説明するため、「災対〇〇〇課」の後に「(△△△担当)」を付記する。

・災対各課の分掌事務については、通常組織の改正に合わせ、その都度見直しを行う。

・災対各部課長の職務代理者については、災対各部課における応急復旧対策を確実に実施するため、部長・課長それぞれについて職務代理者を定める。職務代理順位の設定にあたって対象となる職員は、原則として、課長級・課長補佐級・係長級の全職員とする。

・災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害対策本部の業務に従事する本部職員が、直ちに災害対策応急活動に従事できるよう、共通の防災用被服を本部職員全員に貸与している。

・本部職員の給食は、備蓄食糧により 3 日分を確保している。また、災害時相互応援協定を締結している自治体からの調達など、平常時からその他の食料の確保調達方法等を確立する。

・上記のほか、本部長室及び災対各部課の組織、運営等に関し必要な事項は、条例及び規則で定める。

（資料第 18「荒川区災害対策本部組織図」）

⑤　災対区民生活部運用班の設置

・災害対策本部の活動統制に必要となる実務を一元的に処理する組織として、区民生活部長の指揮監督の下、「運用班」を設置し、情報収集、分析・作戦、受援調整、庶務の各担当を担う。

・運用班は、防災課長を班長（補佐：防災課担当課長）とし、防災課、総務企画部の管理職、本部長の承認の下で区民生活部長があらかじめ指名した職員（以下「区民生活部長指名職員」という。）及び職員寮入居職員をもって構成する。

・運用班員に対して、災害に即応できるよう実践的な訓練を繰り返し実施する。

⑥　災害対策会議

・災害対策本部の会議体として、災害対策会議を置く。

・災害対策会議は、次の職にある者をもって構成する。

⑴　本部長

⑵　副本部長

⑶　本部員

⑷　危機管理専門監

⑸　区議会災害対策本部から派遣された者

⑹　警視庁

⑺　東京消防庁

⑻　自衛隊

⑼　東京都

⑽　ライフライン機関

⑾　本部長が必要と認める防災関係機関及び関係団体（荒川区社会福祉協議会等）

・災害対策会議は、次の事項を所掌する。

⑴　災害対処方針の周知

⑵　重要な災害情報の共有

⑶　災対各部及び防災関係機関等の活動状況の把握

⑷　災対各部及び防災関係機関等の相互連携に係る調整

⑸　重要案件に係る処理方針の確認

⑹　上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

・災害対策会議は、原則として定時開催とし、会議開催時を除き、各本部員は、執務室等の自席で所属職員を指揮監督する。

（資料第 19「荒川区災害対策会議構成図）

⑦　本部長室等の活動場所等

・本部長室等の活動場所は、次のとおりとする。

⑴　本部長室：本庁舎 4 階区長室

⑵　災害対策会議：本庁舎４階庁議室

⑶　災対区民生活部運用班：本庁舎 3 階 304・305 会議室

※　運用班は、発災直後は、東京都災害対策本部との通信を優先確保するため、防災センターにおいて活動し、災対各部の態勢確立に合わせて、防災センター通信要員以外は、本庁舎 3 階 304・305 会議室に移動する。

⑷　防災センターは、防災情報拠点として、区と自衛隊・消防・警察・ライフライン機関など防災関係機関や関係団体との連絡調整所や、これら機関の現地指揮所等に活用する。

［活動拠点施設概要表］

活動拠点	施設概要	拠点としての目的及び指定理由
本　庁　舎	敷地面積：8,147.35 ㎡ 構造・規模：SRC 造 地上 7 階地下 1 階 延床面積：16,770.10 ㎡ 竣工年月日：昭和 43 年 7 月	⑴　原則として、災害が発生した場合、区長、特別職、各部長及び関係職員をもって、荒川区災害対策本部を設置し、荒川区内の災害状況の分析、応急活動計画の立案・指揮を行うとともに、防災関係機関と連携し被災者の救援にあたるための指揮を行う施設とする。 ⑵　東京都防災行政無線、荒川区防災情報システム等を活用し、東京都からの情報収集や応援要請を行う。 ⑶　本庁舎に隣接する区立荒川公園を活用した被災者の救護、支援物資の集配をはじめ、総括的に応急対策活動を行う拠点施設とする。 ⑷　平成 23 年度に、本庁舎耐震改修工事が終了し、震度 6 強相当の地震が発生しても、倒壊等の大規模な被害を受けない耐震性を確保している。 ⑸　停電時、上記災害対策本部の設置箇所で使用する電力については、本庁舎地階の非常用発電機により対応する。
防災センター	敷地面積：521.07 ㎡ 構造・規模：SRC 造　4/1 延床面積：1,382.50 ㎡ 竣工年月日：平成 10 年 6 月	⑴　災害時には、荒川区防災情報システムを活用して、区、関係機関からの情報を入手し、発生する被害をはじめとする災害情報の迅速な処理を行い、防災情報拠点としての役割を担う。 ⑵　不測の事態により本庁舎に荒川区災害対策本部が設置できない場合には、防災センターにこれを設置する。この場合、本庁舎に拠点を有する災対各部は、北庁舎、健康づくり・がん予防センター及び荒川区民会館を活動拠点とする。

※本庁舎及び防災センターのいずれも使用できない場合は、これらに近接する区施設のうち、使用可能な施設を選定し、活用するものとする。

（資料第 20「荒川区災害対策本部条例」）

（資料第 21「荒川区災害対策本部条例施行規則」）

⑧　区災害対策本部訓練の実施

・災害発生時に災対本部が的確かつ迅速に業務を遂行できるよう、「訓練計画の策定」→「訓練実施」→「課題抽出」→「マニュアル・地域防災計画修正」というＰＤＣＡサイクルを実施することにより、定期的に改善を図る。

項　目		内　　容
訓練	訓練項目	・職員参集 ・災害対策本部開設・運営 ⑴　本部招集 ⑵　本部員指揮・配置 ⑶　防災行政無線運用 ⑷　避難所開設・運営 ⑸　医療救護所開設・運営 ⑹　支援物資の受入・搬送 ⑺　その他災対各部運営
	訓練方法	・定期の訓練は、年 1 回程度実施する。なお、災対各部及び運用班による訓練内容は職員の職務分担を定め、行うものとする。 ・訓練の方法は実動または図上によるものとする。 ・随時の訓練は、職員に異動があった場合等必要に応じて実施する。
啓発のための研修	研修内容	・地震等災害に関する全般的知識 ・荒川区における防災対策 ・災害対策本部の役割 ・その他防災に関すること
	研修時期	・採用時、または人事交流等により、新たに職員を受け入れたとき ・災対各部による所属職員への役割を周知する必要が生じたとき ・その他必要があるとき

ｉ）警戒待機者制度の整備

・区は、昭和 56 年 4 月、勤務時間外に発生する災害に備えて、警戒待機制度及び特別非常参集職員制度を発足させた。

・警戒待機制度は、部長級及び課長級の管理職員が防災センターの警戒待機室で宿日直し、地震その他の災害が発生した場合（あるいは発生のおそれが生じた場合）、災対区民生活部運用班長が参集するまでの間、災害対策本部長及び副本部長への連絡、被害状況の確認など、すみやかに災害対策本部が設置されるよう、連絡・調整を行うものである。なお、運用班長の参集後は、自己の所属で指揮を執る。

（資料第 22「荒川区災害対策本部運用班員設置要綱」）

・平成 19 年度から、警戒待機者 1 名及び委託業者 1 名の 2 名体制とし、すみやかに災害対策本部の設置等の初動態勢が構築できるよう、強化を行っている。

ⅱ）警戒待機者の任務

・警戒待機している管理職員は、災対区民生活部運用班長（班長：防災課長、補佐：防災課担当課長）が到着するまでの間、次の任務を代行し、運用班長の到着後は、自己の所属で指揮を執る。

・区長及び副区長への連絡、参集職員の情報収集による被災状況の把握等、すみやかに災害対策本部が設置され、その確実な初動態勢が構築されるよう、情報収集・情報伝達を行う。

・区長に対し、災害対策本部の設置を判断するために必要な情報を報告する。（震度 5 強以上の地震が発生した場合、災害対策本部は自動設置）

・地震以外の災害が発生した場合は、警察署、消防署等と連携して情報収集を行うとともに、区長、副区長及び関係各部に対して、連絡・調整を行う。

ⅲ）定期訓練の実施

・警戒待機を行う部長級及び課長級の管理職員は、災害時、迅速に対処できるよう、定期的に訓練を実施する。

⑨　災害発生時職員行動マニュアルの整備

・職員が災害時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう災対各部ごとに、応急対策業務の役割と手順等を記載した災害発生時職員行動マニュアルを策定している。

・過去の災害の教訓を踏まえるとともに、区災害対策本部訓練等を通じて、内容を検証し、適宜見直しを図る。

１－２　防災関係機関の活動体制の整備

（１）詳細の取組内容

①　活動体制の整備

ｉ）警察署の活動体制

［警備本部組織図］

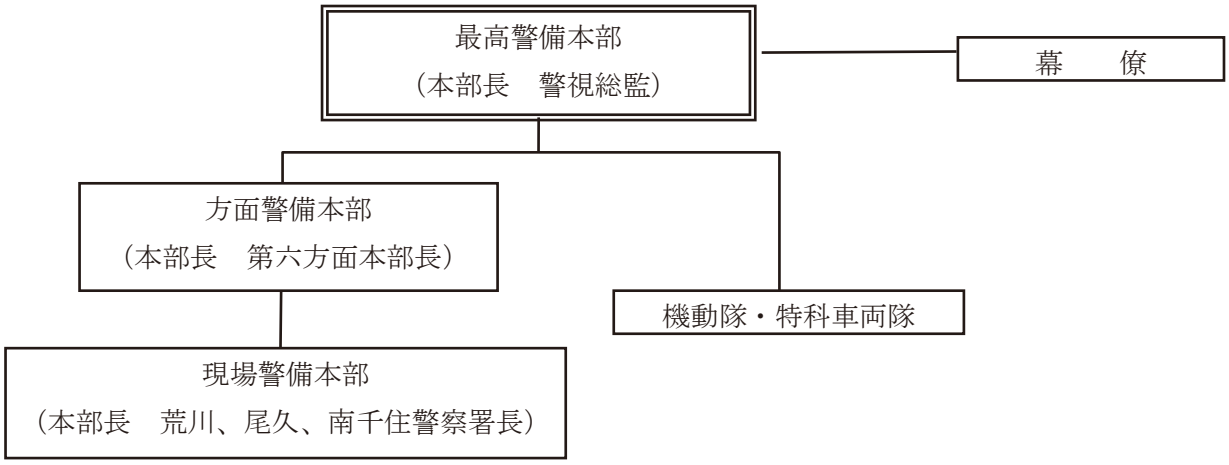

ⅱ）消防署の活動体制

・消防署は、消防団、事業所及び区民と連携を図り、災害時には地震被害予測システム、延焼シミュレーション等の活用を図り、被害状況を把握し、すみやかに全組織及び関係各機関と協力し対処する。

［消防署の活動態勢］

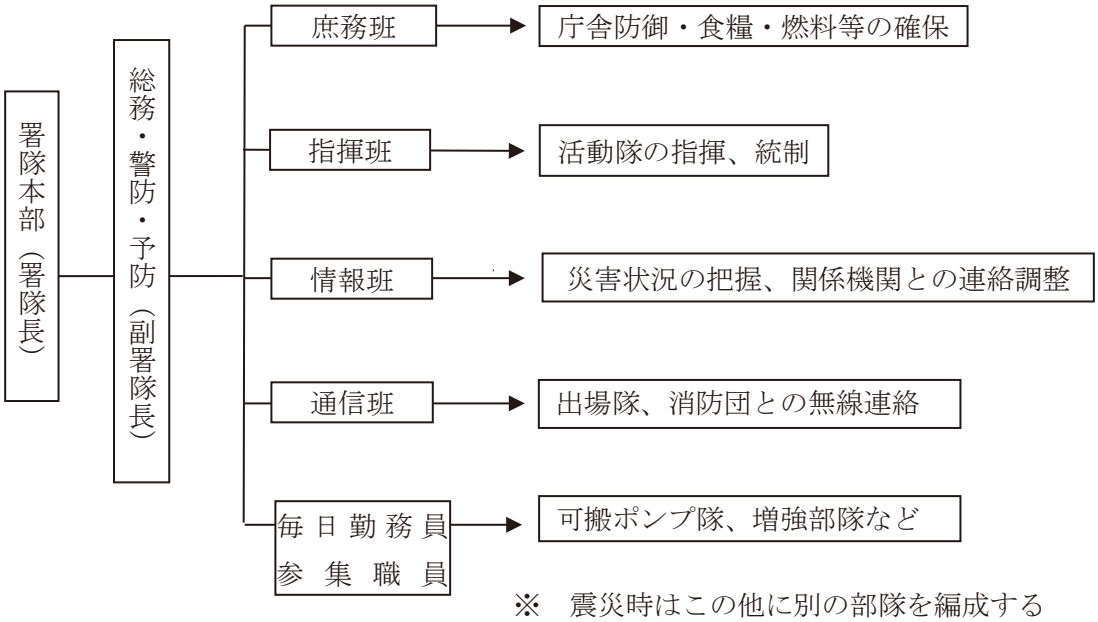

※　震災時はこの他に別の部隊を編成する

iii）消防団の活動体制

・区内には、荒川消防団、尾久消防団があり、その現況は次のとおりである。

［荒川消防団組織編成］

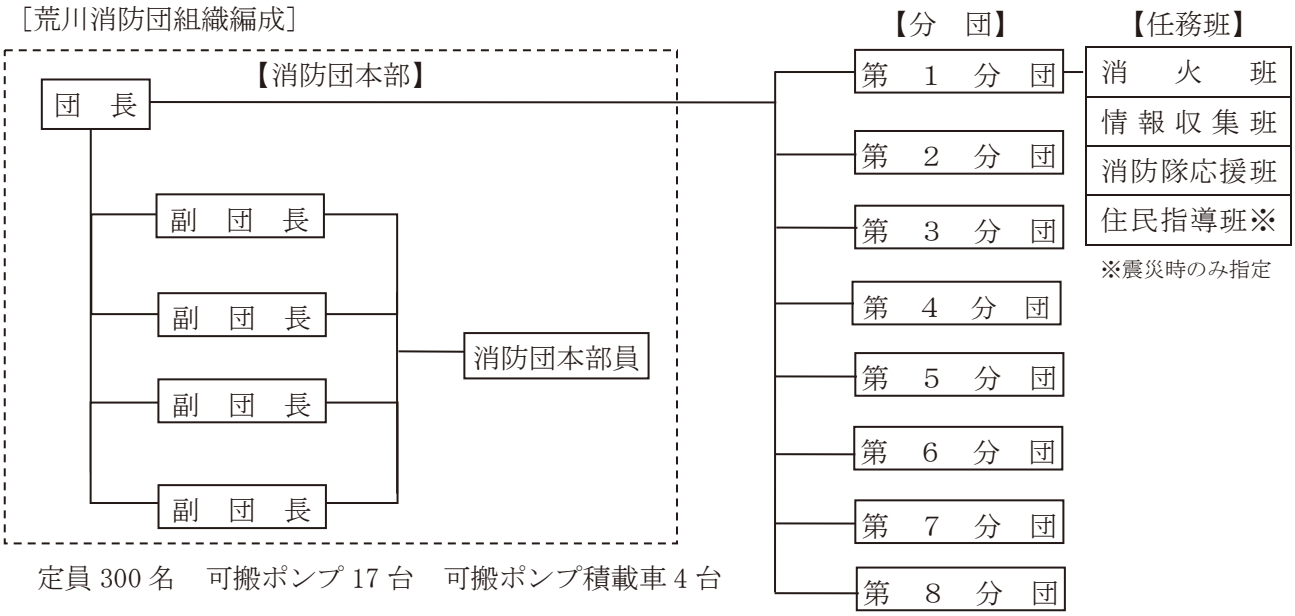

定員 300 名　可搬ポンプ 17 台　可搬ポンプ積載車 4 台

［尾久消防団組織編成］

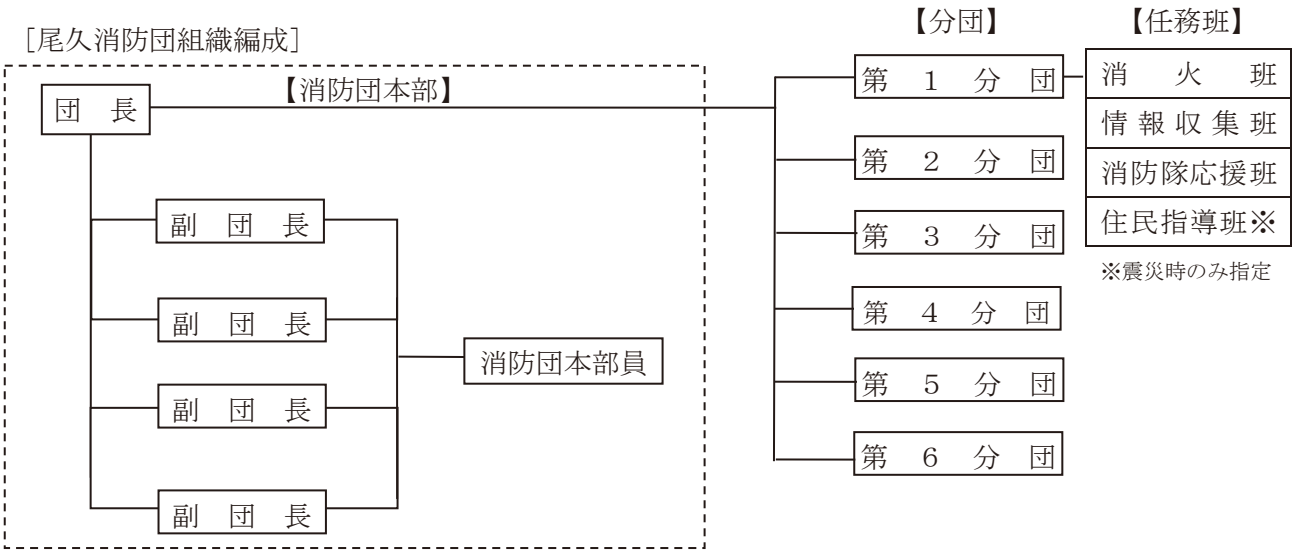

定員 200 名　可搬ポンプ 14 台　可搬ポンプ積載車 4 台

・平常時（火災時）及び震災時における任務班別の活動内容は、次のとおりである。

	班　名	平常時（火災時）の任務	震災時の任務
消防団本部	消　防　団 指 揮 本 部	⑴　担当分団区域内の火災出場に関すること ⑵　消防団の指揮統制に関すること ⑶　指揮本部からの指示命令の伝達に関すること ⑷　消防団の活動状況の把握に関すること ⑸　出場した団員の把握に関すること ⑹　消防署隊指揮本部運営の支援に関すること	⑴　分団の指揮統制に関すること ⑵　局面指揮に関すること ⑶　署隊本部の指示命令の伝達に関すること ⑷　署隊本部との連絡調整及び報告に関すること ⑸　応援要請及び応援隊の派遣に関すること ⑹　団員の参集状況の把握に関すること ⑺　無線統制に関すること
各分団	消　火　班	⑴　可搬ポンプによる消火活動 ⑵　救助及び避難誘導に関すること ⑶　警戒の配備 ⑷　充水及び排水に関すること ⑸　再出火防止の警戒	⑴　分団区域内の消火活動 ⑵　消防署隊と連携した消火活動 ⑶　延焼阻止線設定、阻止後の残火処理 ⑷　避難路の確保 ⑸　充水、遠距離送水 ⑹　自主防災組織等の消火指導
	情報収集班	⑴　消火活動の応援に関すること ⑵　救助・避難誘導に関すること ⑶　消防警戒区域の設定に関すること ⑷　群衆の整理に関すること ⑸　傷病者の応援救護に関すること ⑹　広報・飛火警戒に関すること ⑺　分団本部・消防からの下命事項に関すること	⑴　分団区域内の区民等の動向把握 ⑵　分団区域内の被害情報及び道路障害等の収集 ⑶　災害遭遇時の初期対応 ⑷　火災・救助事象の発見、通報 ⑸　団本部からの指示・命令の伝達
	消　防　隊 応　援　班	⑴　情報収集及び報告に関すること ⑵　伝令等に関すること ⑶　消火活動の応援に関すること ⑷　群衆の整理に関すること ⑸　広報に関すること ⑹　分団本部・消防からの下命事項に関すること ⑺　水損防止に関すること	⑴　指定消防署所の応援活動 ⑵　消防署所応援活動解除後、新たに付与された任務の遂行

	住民指導班		⑴　分団区域内の区民等の動向把握 ⑵　分団区域内の出火防止、初期消火の呼びかけ指導 ⑶　災害遭遇時の初期対応 ⑷　火災・救助事象の発見、通報 ⑸　救助、応急救護、傷者の搬送避難誘導 ⑹　住民等の避難誘導等

（資料第 23「消防団資機(器)材格納庫所在一覧」）

（資料第 24「消防団標準資材一覧」）

ⅳ）東京消防庁災害時支援ボランティア

・東京消防庁は、平成 7 年 7 月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。また、平成 18 年 1 月には、「東京消防庁災害支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

概　　要	
要　　件	活　動　内　容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学するものであり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 ⑴　応急救護に関する知識を有する者 ⑵　過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者 ⑶　元東京消防庁職員 ⑷　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。 ⑴　応急救護活動 ⑵　消火活動の支援 ⑶　救助活動の支援 ⑷　災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 ⑸　参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 ⑹　その他、必要な支援活動
	平常時には、以下の活動を実施する。 ⑴　災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 ⑵　チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 ⑶　その他、登録消防署の要請による活動

ⅵ）東京都水道局東部第二支所の活動体制

○　活動方針

・給水対策本部等の設置は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、あわせて、

当該支所、浄水場等は、速やかに応急給水活動の基本態勢を整え、応急対策活動を組織的に進める。

○　情報連絡活動

・復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

・被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び震災情報収集システム等を使用して行う。

・一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

⑴　水運用専用電話

⑵　業務用無線

⑶　衛星携帯電話

⑷　東京都防災行政無線

○　復旧活動

・首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後 3 日以内の復旧を目指す。

・上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にしたうえで、あらかじめ定める復旧の優先順位にもとづき、段階的に復旧作業を進める。

・取水、導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。

○　応急給水活動

・建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担にもとづいた段階的な応急給水を実施する。

○　広報活動

・都給水対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

○　職員の活動態勢

・職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、地震の震度に応じて必要な職員を確保する。

・夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、待機職員等により初動態勢を構成する。

・都水道局職員で不足する人員は、都給水対策本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。

○　復旧活動に従事する民間事業者の確保

・復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

○　復旧用材料の確保

・首都中枢機関等への供給に係る材料は、すべて局が保有する。

・局は、被害想定を踏まえ、復旧用材料を的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

ⅶ）東京都下水道局北部下水道事務所の活動体制

・地震の規模、被害状況に応じて、東京都災害対策本部または下水道局災害対策本部の指令により、非常配備態勢等（非常配備態勢及び特別非常配備態勢（震度 6 弱以上））が発令される。

・非常配備態勢等の発令により、以下の対応がとられる。

○　北部下水道事務所災害対策本部の設置

[対策本部の主な業務]

・下水道管きょの緊急調査及び応急措置対応

・工事現場の安全確保と危険箇所の応急復旧の指示

・水再生センター及びポンプ所施設の緊急点検、応急措置、暫定復旧に向けた運転

・監理団体、協力団体への協力及び出動要請

・水再生センター内の流入及び放流水質の調査と水質分析体制の確保

・し尿の受け入れ

○　施設が広範囲にわたり被害を受け、機能確保まで長期間を要する場合、お客さまに下水道使用制限、使用自粛等の協力を要請

○　宅地内排水設備の復旧が可能な事業者情報の提供、相談窓口の設置及び固着調査

ⅷ）東京電力パワーグリッド株式会社上野支社の活動体制

・地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、

・非常災害対策活動等を行う。

○　非常態勢の組織

・非常態勢の組織は、本店、店所、及び本店・店所が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、次表のとおり編成する。

事業所	非常態勢の組織	機　　能
本　　店	非常災害対策本部	⑴　本店における非常災害対策活動の実施 ⑵　全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
店　　所	非常災害対策本部	⑴　自事業所における非常災害対策活動の実施 ⑵　自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関等	非常災害対策支部	自事業所における非常災害対策活動の実施

・非常態勢の組織は、非常態勢の発令にもとづき設置する。ただし、供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

○　非常態勢の発令と要員の確保

・非常態勢の発令

区　分	情　勢	発 令 者	
		本　店	店所及び第一線機関等
第１非常態勢	⑴　被害の発生が予想される場合	総務部長	それぞれの長

	⑵　被害が発生した場合		
第 2 非常態勢	大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む）	副 社 長	それぞれの長
第 3 非常態勢	⑴　大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ⑵　判定会が招集された場合 ⑶　その他対応が必要な発令がされた場合	社 長 判定会の招集ならびに警戒宣言発令時は総務部長	それぞれの長

○　要員の確保

・非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。

・供給区域内において、震度 6 弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準にもとづき所属事業所に参集する。

・交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

○　非常災害対策活動

・非常態勢が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度 6 弱以上の地震の発生により、対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもとで行う。

○　情報連絡活動

・災害が発生した場合は、店所及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

⑴　一般的被害情報等

⑵　当社被害情報等

viii）東京ガス㈱東部支店の活動体制

	特別出動体制
第一次	総括指揮者 ・供給作業班（中圧等供給操作、圧力管理） ・屋外緊急作業班（緊急出動、本修理作業） ・連絡記録班（事業所、消防署等との連絡調整） ・広報担当（広報・報道対策） ・屋内緊急作業班（緊急出動、本修理作業） ・巡回・状況調査班（需要家状況調査、閉・開栓対策）
第二次	総括指揮者 ・副指揮者 ・副指揮者 ・供給作業班（中圧等供給操作、圧力管理） ・屋外緊急作業班（緊急出動、本修理作業） ・連絡記録班（事業所、消防署等との連絡調整） ・広報担当（広報・報道対策） ・被災対策総務班（総務、被災状況調査、被災対策） ・大口需要家対策班（大口需要家対策） ・屋内緊急作業班（緊急出動、本修理作業） ・巡回・状況調査班（需要家状況調査、閉・開栓対策）

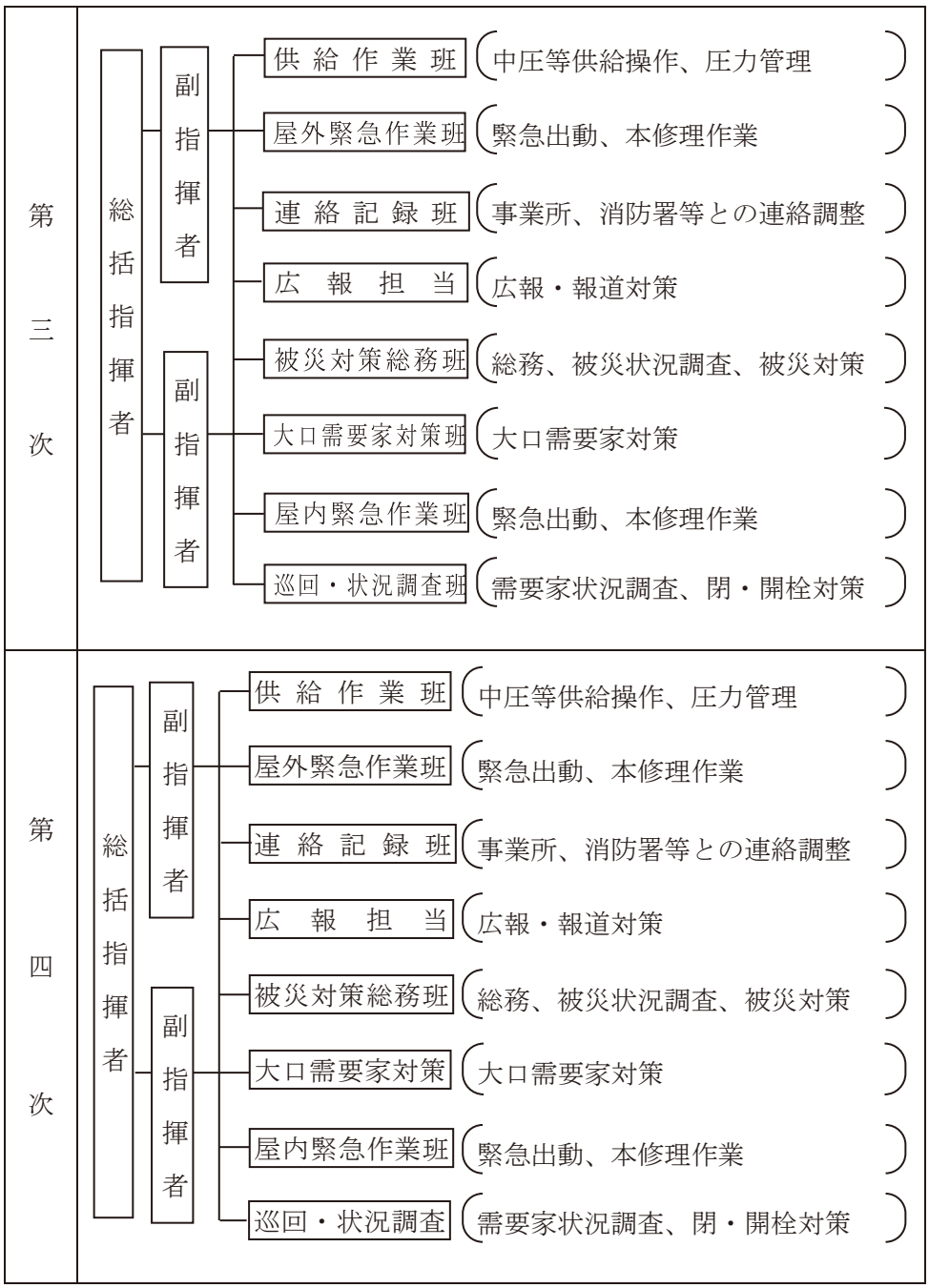

第三次	総括指揮者	副指揮者	供給作業班	中圧等供給操作、圧力管理
			屋外緊急作業班	緊急出動、本修理作業
			連絡記録班	事業所、消防署等との連絡調整
			広報担当	広報・報道対策
		副指揮者	被災対策総務班	総務、被災状況調査、被災対策
			大口需要家対策班	大口需要家対策
			屋内緊急作業班	緊急出動、本修理作業
			巡回・状況調査班	需要家状況調査、閉・開栓対策
第四次	総括指揮者	副指揮者	供給作業班	中圧等供給操作、圧力管理
			屋外緊急作業班	緊急出動、本修理作業
			連絡記録班	事業所、消防署等との連絡調整
			広報担当	広報・報道対策
		副指揮者	被災対策総務班	総務、被災状況調査、被災対策
			大口需要家対策	大口需要家対策
			屋内緊急作業班	緊急出動、本修理作業
			巡回・状況調査	需要家状況調査、閉・開栓対策

ｘ）東日本電信電話株式会社東京東支店の活動体制

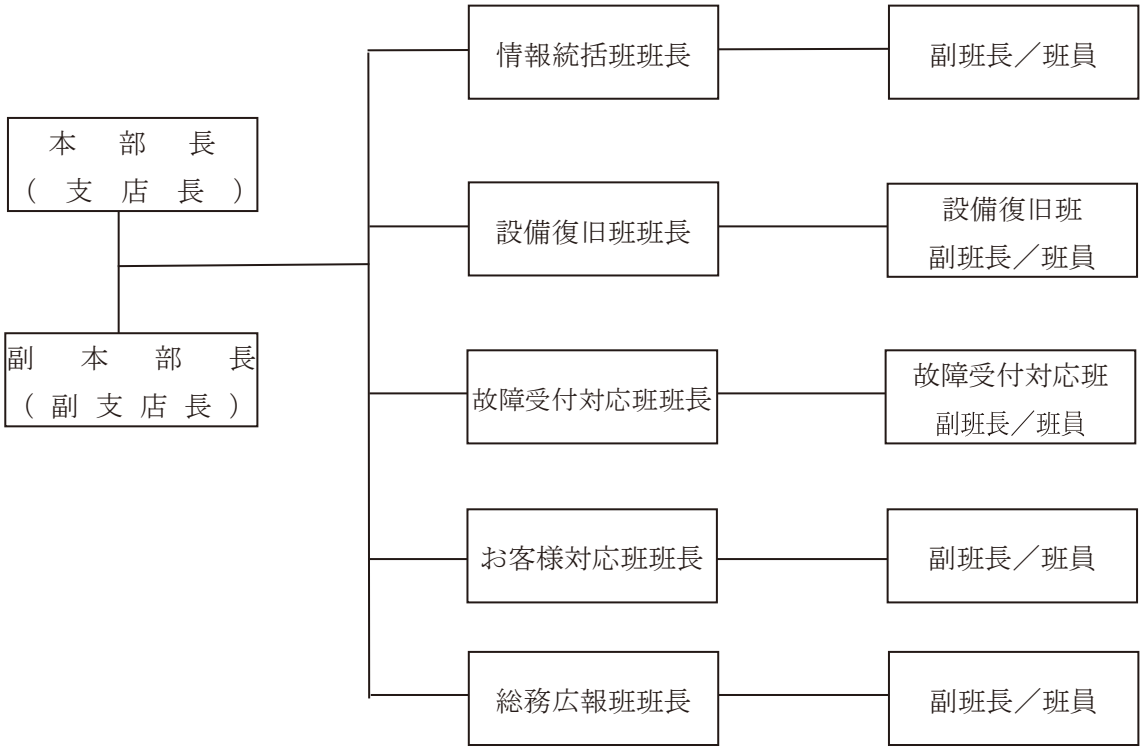

②　防災関係機関との連携強化

・発災時において、防災関係機関と円滑に連携するためには、平時から互いに「顔の見える関係」を構築していることが有効である。

・平時おいて、区と警察・消防・自衛隊など防災関係機関の実務担当者を構成員とする定期連絡会を実施し、防災対策に係る課題の検討や意見交換等を行う。

③　訓練の実施

ｉ）警察署による防災訓練の実施

・大地震が発生した場合、区民の生命身体の安全を最優先とした避難誘導、交通規制、救出救護等の災害警備訓練を実施する。

ⅱ）消防署による防災訓練の実施

・地震の発生に起因する火災をはじめとする各種災害に対処するため、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア（以下この章で「災害時支援ボランティア」という。）、事業所、区民等が連携活動を重視した総合訓練を実施する。

訓練実施対象	訓練項目	実施時期
消　防　団	⑴　情報活動訓練 ア　参集しながらの情報収集及び初期活動（災害対応） イ　情報整理及び通信運用 ⑵　部隊編成 ⑶　消火・救出・救護 ⑷　消防署隊との連携 ⑸　災害時支援ボランティア等各種団体との連携 ⑹　地域住民との協働による消火、救出、救護	年間教育訓練計画を樹立し、実施するほか、防災週間等をとらえ、防災区民組織等と総合的に実施する。
区　　民	⑴　出火防止 ⑵　初期消火 ⑶　救出・救助 ⑷　応急救護 ⑸　通報連絡 ⑹　身体保護 ⑺　避難 ⑻　その他	基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等の時期をとらえて随時実施する。総合訓練は、年 1 回以上実施する。
事　業　所	⑴　出火防止 ⑵　防護 ⑶　消火 ⑷　救出・救助 ⑸　応急救護 ⑹　避難 ⑺　情報収集 ⑻　その他	消防計画に基づいて訓練計画を作成し実施する。また、一連の訓練を総合訓練として実施する。
災害時支援ボランティア	⑴　応急救護活動 ⑵　災害情報提供 ⑶　消火活動支援 ⑷　救助、救急活動支援 ⑸　その他の支援活動	防災週間、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において講習会、総合訓練等を実施する。

・震災時消防活動の能力を図るため、震災消防活動訓練を実施するとともに、年 1 回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

ⅲ）東京都水道局（東部第二支所）による訓練の実施

・発災後の情報収集、応急対策等が円滑に実施できるよう、職員及び関係機関と連携した訓練を次のとおり実施する。

種別	内　容	方　法
訓　　練	⑴　情報連絡訓練 ⑵　施設点検訓練 ⑶　応急復旧訓練 ⑷　応急給水訓練 ⑸　その他の訓練	⑴　定期の訓練は、年１回程度実施する。 ⑵　なお、訓練は職員の役割分担を定めた上で行うものとする。 ⑶　給水拠点における応急給水訓練は、荒川区等と連携し、実施する。

１－３　区の事業継続体制の確保

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部**	**○　事業継続計画の見直し**

（２）詳細の取組内容

・災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる区の機能を確保するため、区政の事業継続計画（ＢＣＰ）を適宜見直す。

①　ＢＣＰの役割

・ＢＣＰとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

・ＢＣＰの主な内容は、事業のバックアップシステムや活動場所の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

・事業継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

⑴　事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること

⑵　災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと

⑶　各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを出して検討すること

⑷　重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること

⑸　重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること

⑹　指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

［ＢＣＰ策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図］

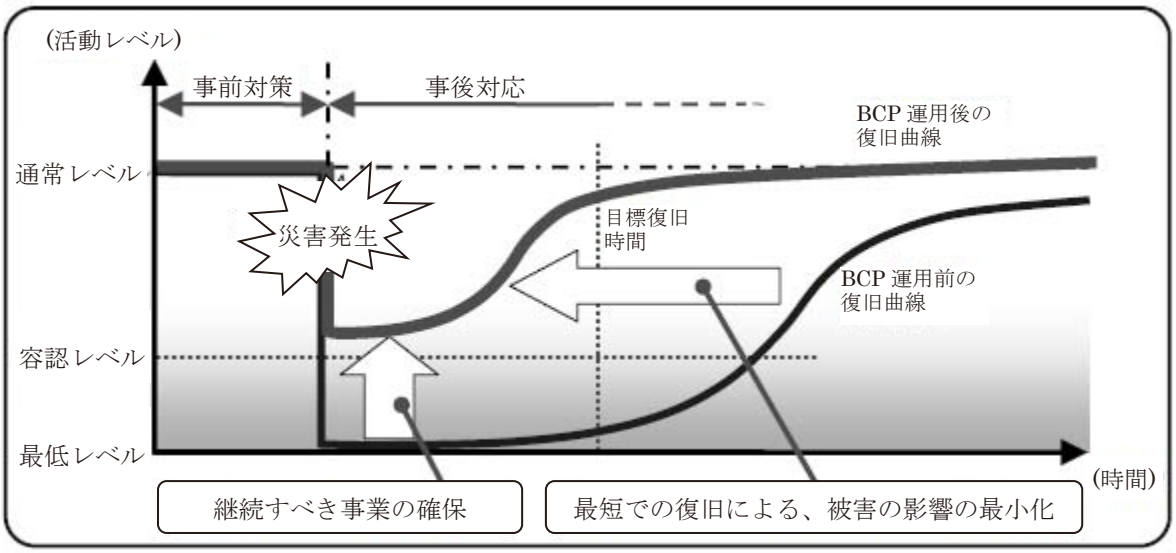

② 区政のＢＣＰの策定

・区は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、区民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

・応急活動以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のサービス提供水準を確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

・区においても、訓練で得られた課題を踏まえ、ＢＣＰを適宜見直す。

１－４　応急活動拠点の整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・防災都市づくり部 ・教育委員会事務局	○　オープンスペースの確保 ○　大規模救出救助活動拠点の確保 ○　船舶の活動拠点の確保 ○　ヘリコプター活動拠点の確保及びヘリサインの整備
東京都	○　オープンスペースの確保 ○　大規模救出救助活動拠点の確保 ○　ヘリコプター活動拠点の確保

（２）詳細の取組内容

①　オープンスペースの確保

・震災時に、避難誘導、救出・救助等の応急対策業務を迅速かつ効率的に実施するため、応急活動拠点として重要な役割を担うオープンスペースの確保に努める。

・都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議の上、具体的な活用方法を確立する。

②　大規模救出救助活動拠点の確保

・都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

・現在、東京都が、東京二十三区清掃一部事務組合との間で締結した協定に基づき、清掃一部事務組合が所有する清掃工場を拠点として指定しているほか、区内においては、都立汐入公園を大規模救出救助活動拠点に指定している。

③　船舶の活動拠点

・区は、隅田川を活用した負傷者の搬送、物資の輸送等に資する船舶の活動拠点等について、関係機関と協議する。

④　ヘリコプターの離発着場及びヘリサインの整備

・迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプター緊急離着陸場所等について、東京都及び関係機関と協議し、区内の都立公園を候補として確保する。

・震災時に、被災地上空から被害状況を確認できるよう、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、区は、小中学校等の区施設を中心にヘリサイン（公共建築物の屋上等への施設名の表示）の増設を図る。

（資料第 25「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」）

２　情報活動体制の整備

２－１　情報収集・提供体制の整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区政広報部 ・区民生活部	○　災害対策本部等における情報伝達系統の確立 ○　収集する情報の確認 ○　多様な手段による区民への情報伝達

（２）詳細の取組内容

①　平時における情報伝達系統の確立

・情報伝達の停滞や錯綜を回避するため、平時において、災害対策本部内や防災関係機関との間の情報伝達の系統をあらかじめ確立する。

・災害対策本部の情報伝達は、防災行政無線や文書回付、伝令など多様な手段で実施されるが、短時間に伝達を完了させるとともに、伝達漏れなどを防ぐため、平時から、組織間の伝達手順をあらかじめ定めておく。

②　状況認識共有の徹底

・事案報告や対応指示などの情報伝達と、状況認識（延焼拡大予測や避難者増加見込など）共有のための情報伝達を区別し、後者については、必要に応じて対面により伝達するとともに、当該情報について意見交換を行うなど、認識の一致を徹底させる。

・状況認識の共有を図る際、情報発信者は、文書回付や音声伝達だけでなく、災害対策会議など防災関係機関を招集し、当該情報について意見交換を行い、認識の共有を徹底する。

③　収集・伝達体制の統括

・災害対策本部が設置される前は、情報収集・伝達は区民生活部防災課が統括する。ただし、勤務時間外については、自動参集した防災課及び防災課兼務職員が収集した情報を、警戒待機者に伝達し、警戒待機者が区長、副区長及び災対本部員等に伝達する。

・災害対策本部設置後は、災対区民生活部運用班が情報収集・伝達を統括する。

④　災害対策本部の情報収集・伝達体制

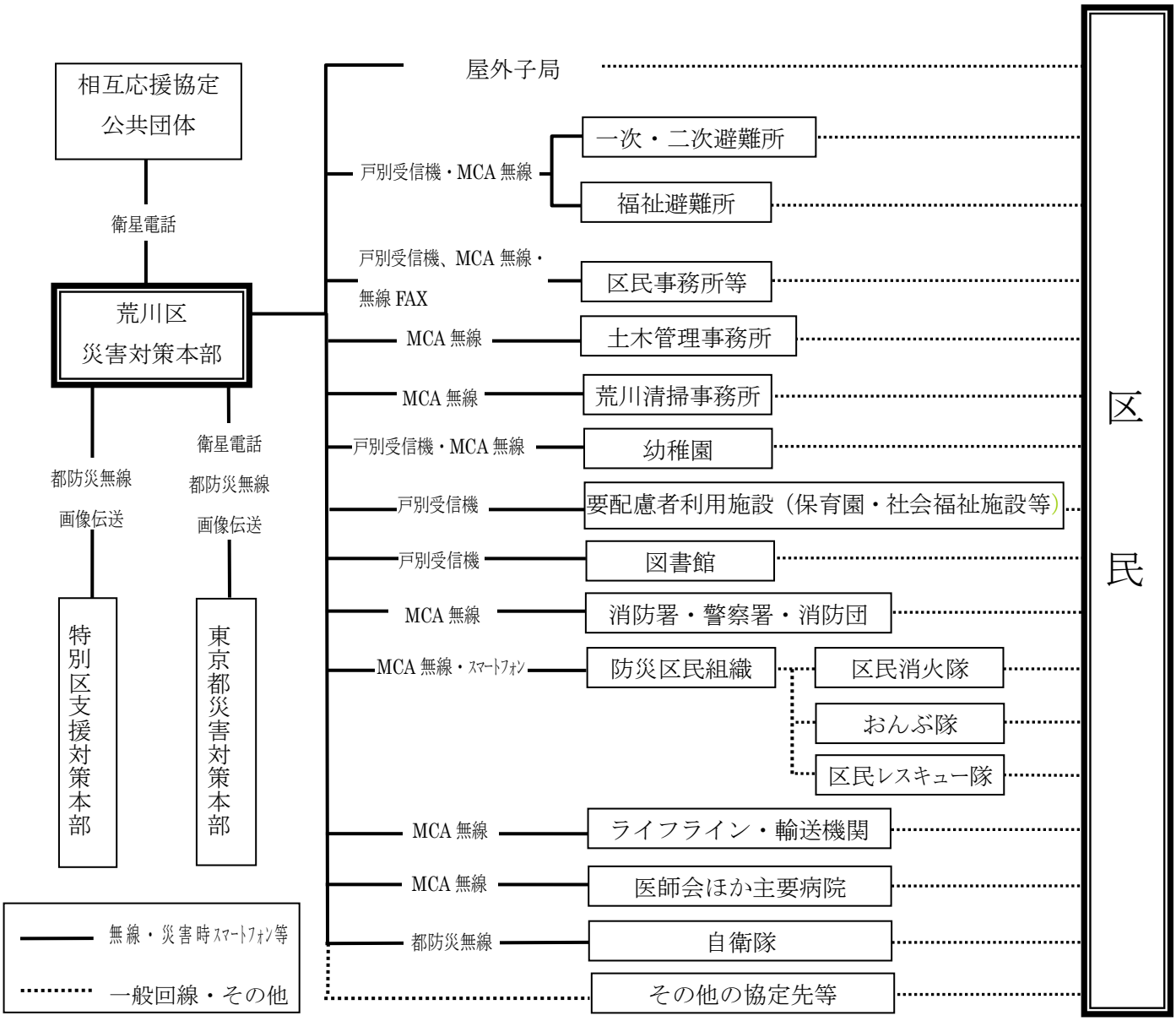

⑤　収集する情報

・収集する情報は、災害の状況に応じて重要度を判断していく必要があり、特に、災害発生直後は、区民の安全を確保するために必要な情報や災害対策を決めるうえで必要となる情報を中心に収集する。

・収集にあたっては、各関係機関から無線等で寄せられる情報や、リエゾン（情報連絡員）からの情報も最大限有効活用するものとする。

・収集する主な情報を以下に掲げる。

⑴　人的被害の状況

⑵　区民の避難状況

⑶　火災の状況

⑷　建物等の倒壊状況

⑸　電気、ガス、水道、電話の被害状況及び復旧状況

⑹　道路や交通機関の被害状況及び復旧状況
⑺　避難所等の状況
⑻　水や食料の充足状況
⑼　医療の状況
⑽　支援物資の状況
⑾　その他の生活関連情報
（資料第 26「災害時の情報交換に関する協定」）

⑥　区民への広報

・発災後、災対区政広報部長の指揮監督の下、広報班長は区民に対し、適時的確な広報を行う。
・広報内容については、運用班長による事前確認とともに、重要な広報案件については、本部長の判断によるものとする。

ｉ）広報手段

・さまざまな広報手段を確保し、区民に対し的確な情報伝達に努める。

広報手段	内　　容
区防災行政無線（固定系無線）	・区内に設置した屋外子局（屋外スピーカー）から区内全域に情報を伝えるとともに、戸別受信機により、区施設への指示や情報伝達を行う。
広報車	・庁有車や安全安心パトロールカーを広報車として活用し、区民に直接情報を伝えるとともに情報収集を行う。
本庁舎、区施設等での掲示	・情報を正確に伝えるとともに、無線等音声による情報を文字により確認できるように、パネル等により掲示する。
災害広報紙	・複雑な内容や保存が必要な情報あるいは正確に伝えたい情報は、災害広報紙として区民に配布するとともに、区施設等に掲示する。
ＣＡＴＶ	・ＣＡＴＶの区民チャンネルを利用し、災害の状況や生活関連情報等を映像やテロップにより繰り返し放送する。
インターネット	・区のホームページを災害時専用画面とすることで、災害の状況や生活関連情報等を発信するとともに区民から災害情報等を収集する。 ・ＳＮＳ（ツイッターやフェイスブックなど）の公式アカウントを活用し情報を発信する。 ・災害用ホームページが自ら運用できない場合には、他の自治体との相互応援協定により、ホームページでの情報発信体制を確保する。
その他	・Ｌアラートを通じ各メディアへ情報を発信する。 ・前記のほか、状況に応じて職員が直接情報を伝える。

ⅱ）広報内容

・災害時の広報は、状況の変化に応じた正確かつ適切な情報を伝えることが必要である。

項　目	内　　容
地震発生直後	・主に区民の安全を確保するための情報や混乱を回避するための情報を伝える。 ⑴　火災情報 ⑵　避難情報 ⑶　交通情報 ⑷　避難所や医療救護所の開設情報 ⑸　安否情報
避難し、応急的な生活を始めた段階	・主に区民生活に必要な情報を伝える。 ⑴　飲料水、食料、生活用品等の情報 ⑵　ライフラインの復旧情報 ⑶　交通機関情報 ⑷　情報入手手段 ⑸　金融機関情報 ⑹　り災証明書情報 ⑺　廃棄物処理情報 ⑻　相談所開設情報 ⑼　住宅供給情報

３　情報収集・管理・伝達手段の整備

３－１　情報収集・管理・伝達システムの整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区政広報部** **・区民生活部**	**○　荒川区防災情報システムの整備** **○　ＭＣＡ無線機、災害時優先携帯端末を防災区民組織、防災関係機関等へ配備** **○　防災行政無線及び災害情報システム（ＤＩＳ）、高所カメラ等を配備し、被災情報の収集・管理・伝達の体制を確保** **○　区ホームページやメールマガジンを活用した情報提供及び携帯電話会社によるエリアメール・緊急速報メール等を活用した情報提供**
東京都	**○　災害情報システム（ＤＩＳ）の整備** **○　無線電話及び無線ＦＡＸの整備** **○　画像伝送システム端末の整備**

（２）詳細の取組内容

① 整備の目的

・災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各防災関係機関が連携して組織的に活動するとともに、適切な情報を区民に伝えていくことが必要である。

・区は、この災害情報の収集及び伝達の拠点、区民の意識高揚を目的に、平成 10 年 6 月に「荒川区立防災センター」を整備した。

・防災センターの整備とともに、情報の迅速な処理と的確な応急活動を推進するために、「荒川区防災情報システム」を構築した。

② 荒川区防災情報システムの概要

システム名	内　　容
通信系システム	⑴　管理体制 　親局及び基地局に統括責任者及び副統括責任者をおき、無線局全般の管理を行う。 　子局及び移動局の設置先に無線設備管理者及び無線取扱者をおき、無線設備の管理にあたる。 ⑵　運用・訓練 　設備の機能点検や操作方法の習熟を図るため、交信訓練を定期的に行うとともに、日常業務等の中で活用する。 ⑶　無線種別 ア）固定系無線 ・公園や区施設等に設置した屋外子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機により、区民や小・中学校、保育園等の各施設に対して情報の伝達を行う。 イ）ＭＣＡ無線 ・区施設や防災関係機関、町会等に双方向通信が可能なＭＣＡ無線機を設置し、災害情報の収集及び伝達を行う。 ウ）衛星携帯電話 ・防災行政無線のバックアップとして、衛星携帯電話を配備する。
観測系システム	⑴　震度（地震計）、風向風速、雨量等の観測データを情報処理系システムに取り込み蓄積管理し、必要に応じて各種の表示装置に表示する。 ⑵　また、当システムで観測された地震データは、都防災無線及びＩＳＤＮ回線により東京都ならびに気象庁に送られ広域観測情報として災害対策に活用される。
情報処理系システム	集められた被害状況、気象観測データなどのすべての情報を地図情報としてコンピューターで集計・管理し情報の一元化を図るとともに、迅速な応急活動や区民への情報提供などに活用する。
映像系システム	⑴　高所カメラによる被災状況の映像やテレビ放送映像等災害に関する映像や地図情報等を災害対策本部室の大型スクリーンに表示し、効果的な

	本部運営に資する。 ⑵　都防災無線を介して都とテレビ会議を行うことが可能である。
非常電源設備	⑴　防災センターでは、地震等により停電となった場合でも、無停電電源装置や自家発電装置により 72 時間程度、システムを稼動することが可能である。 ⑵　通信系システムには、停電時に備えて基地局等で 24 時間、固定系屋外子局（屋外スピーカー）で 24 時間使用できる非常電源設備や蓄電池を設置している。 ⑶　浸水害発生時にも通信系システムを約 3 日間稼働できるよう、防災センター屋上に非常電源設備を設置している。

③　情報の収集・伝達手段

・災害時における情報収集・伝達手段は、災害対策本部が各防災区民組織や消防、警察等の防災関係機関などとの情報連絡を行う一点集中型（災対区民生活部運用班による一元的な情報管理）とする。

機関	手段・設備	設置数及び概要
都	都防災行政無線	・都防災行政無線は、区と都の間で迅速に情報の収集・伝達を行うため設置されており、無線電話、無線ＦＡＸ、画像伝送システム端末、災害情報システムで構成されている。 ⑴　無線電話及び無線ＦＡＸ 多重無線回線、バックアップ用のＭＣＡ回線を整備している。 ⑵　非常通信ルート 多重無線回線、バックアップ用ＭＣＡ回線の通信が途絶した場合に備え、区と荒川消防署との間に非常通信ルートを整備している。 （資料第 27「非常通信の運用に関する協定書」） ⑶　画像伝送システム端末 ビデオに撮影した災害状況等の映像を送受信することができるほか、テレビ会議等、リアルタイムで映像のやりとりができる。 ⑷　災害情報システム（ＤＩＳ） 区の災害状況を都に即時に報告する事ができるとともに、都内の他地域の災害状況や気象情報、地震情報等を検索し、区の災害対策に活用している。
区	区防災行政無線	⑴　固定系無線 ａ）屋外子局（屋外スピーカー）：公園、区有施設などの屋上等に設置 ｂ）戸別受信機：小・中学校、保育園等に設置 ※　屋外子局（屋外スピーカー）については、区民に広く浸透していることから、引き続き基幹的な伝達手段として位置付ける。あわせて、放送内容の短文化など区民が聞き取りやすくする対策を講じる。また、音声

		の明瞭化、ピンポイント放送などを可能にし、的確に情報を伝達できるよう機器の更新及びデジタル化を進める。 ※　区では、放送が聞き取れない場合に、直前の放送内容を確認することができる「屋外スピーカー自動応答サービス」を運用しており、区民への情報伝達の強化を図っている。 ※　災害対策本部から災対各部や各出先施設に対して、対処方針の伝達や災害情報の提供を円滑に実施するため、戸別受信機（グループ化を実施）を活用する。 ⑵　ＭＣＡ無線 区施設や防災関係機関、町会等に設置 （資料第 28「荒川区防災行政無線屋外子局設置場所一覧」） （資料第 29「荒川区防災行政無線戸別受信機設置場所一覧」） （資料第 30「荒川区防災対策用ＭＣＡ無線設置場所一覧」） ※　ＭＣＡ無線機については、平成 23 年 2 月にデジタル化を完了している。 ア　防災区民組織（町会・自治会）に配備したＭＣＡ無線機は、避難時に携行し、各避難所において、所管の区民事務所との交信を確保する。 イ　ＭＣＡ無線機の使用にあたっては、回線使用の一時的な集中による混線を防止するため、定期的な講習会を実施し、機器操作の習熟や災害時における通信統制の必要性を周知徹底する。 ウ　ＭＣＡ無線機を配備する区施設において、定期訓練のほか、平時の通常業務において簡易な連絡に使用するなど、区職員の習熟度向上を図る。
	衛星電話	・(財)自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークを導入しており、災害時に電話による通信が不能な場合でも、衛星電話を活用して都や災害時相互応援協定先の交流都市との通話、ＦＡＸによる情報連絡が可能な態勢を構築している。
	衛星携帯電話	・防災行政無線等の地上基地局が被災するなどして使用不能な場合であっても、確実な通信を確保するため、衛星携帯電話を配備する。
	荒川区ホームページ等	・災害発生時には荒川区ホームページのトップページを災害時用ホームページに切り替え、リアルタイムで区の被災状況、災害対策等、必要な情報をすみやかに提供する。 ・災害用ホームページが自ら運用できない場合を想定し、他の自治体との相互応援体制を構築する。
	エリアメール・緊急速報メール	・携帯電話会社大手３社（NTT ドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク）によるエリアメール・緊急速報メールを運用し、区民や帰宅困難者などの滞留者等に対し、避難勧告・指示等の情報を提供する。
	電話（ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ）	・災害時優先通話機能を有したスマートフォンをＭＣＡ無線等の補完手段として、区災対本部や町会等に配備している。
	高所カメラ	・高所カメラからの映像を災対本部に送信し、被災状況を把握するとともに、警察署・消防署へ映像を転送することにより、より迅速な避難誘導・初期消

		火態勢を構築できる。 （資料第 31「高所カメラ設置場所一覧表」）
	原動機付自転車	・災害対策本部から遠方の広域避難場所等との情報収集・伝達を迅速に行うために 2 台の原動機付自転車を配備している。
	自転車	・災害時に防災センターから近隣の町会等へ情報収集・伝達を行うためにノーパンクタイヤ装備自転車を配備している。
	ＦＡＸ	・重要な情報や複雑な情報は、ＦＡＸを活用し正確に伝える。
	口頭の伝達	・前記の情報収集・伝達手段が使えない場合や近距離の情報収集・伝達は、直接職員が行う。
	本庁舎館内放送	・災害対策本部から災対各部や各出先施設に対して、対処方針の伝達や災害情報の提供を円滑に実施するため、本庁舎の館内放送を活用する。
	アマチュア無線	・災害対策本部の活動状況に応じて、アマチュア無線従事者免許を有する区職員を活用する。

④　ＩＣＴ活用による情報管理業務の効率化

・災害対策本部における情報の収集、分析及び伝達等の業務（以下「情報管理業務」という。）の実施にあたっては、災害対策本部及び防災関係機関において、より円滑な情報共有を図るとともに、少人数の職員でも対応できるよう、個々の情報管理業務を定型化・標準化した上で、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した業務の効率化を図る。

・被災者に対する支援を効率的に行うため、被災者台帳の作成、り災証明書の発行、避難所設置情報、避難者の入退所情報、死者・行方不明者情報、仮設住宅管理などを処理するシステムを導入する。システム導入にあたっては、当該業務を所管する災対各部における事務処理フローを定める。

⑤　情報システムの復旧

・平時に情報収集・伝達等で活用している情報システムを、有事にも活用できるよう、電力・通信回線を含めた情報システムの耐災害性の強化を図る。また、発災時の対応手順の明確化や増援要員の確保等を図り、情報システムの継続運用・早期復旧に向けた体制を整備する。

⑥　その他の情報提供

・平時の一般広報に使用しているメールマガジン、ツイッターやフェイスブックの公式アカウントを活用した情報提供を行う。

４　受援・応援体制の構築

区が大規模な災害に見舞われた際に他自治体等から適切な人的・物的支援を受け入れることができるよう、受入体制を整備する。また、他自治体が被災した場合の区の応援体制も整備する。

４－１　区の受援・応援体制の整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・各部	○　災害対策本部における人的・物的に関する受援・応援体制の確立

（２）詳細の取組内容

・受援の総合調整を行う部署として、災害対策本部の運用班内に「受援調整担当」を設置する。

・災対各部の庶務担当課には「受援業務担当窓口」を設置し、人的・物的支援の受入関連部署との調整を行う。

①　人的支援の受入関連部署と主な役割

ｉ）災対職員課

・災対各部職員の参集状況の把握、不足人員の集約、応援必要人員の算出等

ii）災対国保年金課・荒川区社会福祉協議会

・ボランティアの募集・受入・調整等

②　物的支援の受入関連部署と主な役割

ｉ）災対産業経済部

・物資の受入拠点となる地域内輸送拠点の開設、物資受入・管理、避難所への物資配分計画の作成、物資輸送、協定事業者との調整等

ii）災対区民生活部・災対福祉部

・各避難所における支援物資の受入及び管理、必要物資の算出、物資輸送（※災対税務課）

４－２　荒川区災害時受援・応援ガイドラインの整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・各部	○　荒川区災害時受援・応援ガイドラインの策定 ○　荒川区災害時受援・応援ガイドラインに基づく訓練の実施 ○　災害発生時職員行動マニュアルへの反映

（２）詳細の取組内容

・「荒川区災害時受援・応援ガイドライン（以下「受援・応援ガイドライン」という。）において、受援・応援のルールを定める。

・災対各部は、本ガイドラインに基づき「災害発生時職員行動マニュアル」に具体的な職員の行

動を盛り込むとともに、災害対策本部訓練の実施等により課題を抽出・解決し、適宜「災害発生時職
員行動マニュアル」に反映させていく。

４－３　他自治体等の協力体制の構築

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・各部	○　他自治体との災害時の相互応援体制の整備 「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」 「災害時における自治体との相互応援に関する協定」
東京都	○　支援担当自治体の決定・調整

（２）詳細の取組内容

・災対各部において、災害時の応急活動に必要となる人員や必要物資の具体的な内容等を把握した上で、応援可能な自治体や団体と適宜協定締結を行う。また、災害発生時に受援・応援ガイドラインに基づき迅速に対応ができるよう、平常時から相互応援協定を締結した協定自治体と相互に必要な資料、情報の交換等を行い、応援体制の強化を図る。

①　他市町村との相互応援協定

ｉ）協定内容

・飲料水、食料、生活必需品等の救助支援物資の提供
・医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
・職員の派遣
・被災者の一時収容施設の提供と被災者の受け入れ
・その他、特に要請のあった事項

ⅱ）協定先

市町村名	所在地・連絡先電話	締結年月日
新潟県上越市(旧吉川町)	新潟県上越市木田 1-1-3 025-526-5111	平成 7 年 8 月 5 日
千葉県大多喜町	千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 0470-82-2111	平成 7 年 10 月 1 日
埼玉県秩父市(旧荒川村)	埼玉県秩父市熊木町 8-15 0494-22-2211	平成 7 年 10 月 8 日
千葉県鴨川市	千葉県鴨川市横渚 1450 04709-2-1111	平成 7 年 11 月 9 日
福島県石川町	福島県石川郡石川町字下泉 153-2 0247-26-2111	平成 8 年 1 月 17 日
岩手県釜石市	岩手県釜石市只越町 3-9-13 0193-22-2111	平成 11 年 3 月 25 日
福島県福島市	福島県福島市五老内町 3-1 024-535-1111	平成 18 年 4 月 17 日
福島県桑折町	福島県伊達郡桑折町字東大隅 18 024-582-2111	平成 23 年 7 月 11 日
岐阜県大垣市	岐阜県大垣市丸の内 2-29 0584-81-4111	平成 23 年 8 月 24 日
山形県鮭川村	山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7 0233-55-2111	平成 24 年 5 月 30 日
茨城県つくば市	茨城県つくば市苅間 2530-2 029-883-1111	平成 24 年 8 月 24 日
新潟県津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 025-765-3111	平成 25 年 12 月 20 日
富山県射水市	富山県射水市戸破 1511 番地 0766-57-1300	平成 26 年 7 月 15 日
静岡県下田市	静岡県下田市東本郷 1-5-18 0558-22-2211	平成 26 年 10 月 17 日
山梨県北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1 0551-42-1111	平成 27 年 6 月 5 日
山梨県南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376 055-282-1111	平成 27 年 10 月 7 日

ⅲ）要請の方法

・ファクシミリ、電話（衛星電話含む）または電信により応援を要請し、後日すみやかに文書により処理するものとする。

（資料第 32「荒川区と上越市（旧：吉川町）の非常災害時等における相互応援に関する協定」）
（資料第 33「荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定」）
（資料第 34「荒川区と秩父市（旧：荒川村）の非常災害時等における相互応援に関する協定」）
（資料第 35「荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定」）
（資料第 36「荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定」）

（資料第 37「災害時等における相互応援に関する協定（釜石市）」）
（資料第 38「災害時における相互応援に関する協定書（福島市）」）
（資料第 39「災害時における相互応援に関する協定書（桑折町）」）
（資料第 40「災害時における相互応援に関する協定書（大垣市）」）
（資料第 41「災害時における相互応援に関する協定書（鮭川村）」）
（資料第 42「災害時における相互応援に関する協定書（つくば市）」）
（資料第 43「災害時における相互応援に関する協定書（津南町）」）
（資料第 44「災害時における相互応援に関する協定書（射水市）」）
（資料第 45「災害時における相互応援に関する協定書（下田市）」）
（資料第 46「災害時における相互応援に関する協定書（北杜市）」）
（資料第 47「災害時における相互応援に関する協定書（南アルプス市）」）

ⅳ）応援職員等の宿舎の確保

・区は、応援職員や全国から派遣された救助部隊が宿泊場所を確保できない場合に備え、都立産業技術高等専門学校荒川キャンパスと施設利用に関する協定を締結している。

② 特別区における相互協力及び相互支援

ⅰ）特別区相互の支援体制

・阪神・淡路大震災を契機に、災害時における特別区間の迅速な協力、支援体制の確保は、いつ発生するかわからない直下型地震に対応するための急務の課題であるとの認識のもとに、災害時における特別区間の相互協力及び相互支援に関する協定を平成 8 年 2 月 16 日の特別区長会において締結した。

・東日本大震災や「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく都、特別区の地域防災計画の改定状況を踏まえ、見直しが必要な項目及び新たに盛り込むべき必要がある項目を整理し、平成 26 年 3 月 14 日に再締結した。

ⅱ）特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

○ 目的

・特別区の区域で大規模な地震等の災害が発生した場合において、災害を受けた区独自では、十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

○ 特別区支援対策本部の設置

・被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援に当たれるよう、支援区間の調整機能をもった特別区支援対策本部を発災後直ちに設置する。

○ この本部は、次の順序により、支援を行う区のうちの 1 区に設置する。

・区長会会長区

・区長会副会長区のうち、行政順位が先の区

・区長会副会長区のうち、行政順位が後の区
・支援区のうち、区長会幹事区で行政ブロック順が先の区
・支援区のうち、区長会拡大役員区で行政ブロック順が先の区
・支援区のうち、行政順が先の区
※　本部長は、本部設置区の区長とする。
※　本部は、被災区の要請に基づいて活動することが原則となるが、被災区からの要請を待っていては応急対策に支障が出ることが予想される場合には、要請を待たずに本部の判断で行動することができる。

ⅲ）支援を行う区の体制

・支援を行う区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後、直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部からの要請に従いすみやかに支援活動を行う。

ⅳ）相互協力、相互支援の内容

・被災区への応援職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内における宿舎、食料の提供等
・被災区への支援物資の提供、支援物資の支援区内における集積場所の提供等
・避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
・被災区へのボランティアのあっ旋、支援区内におけるボランティアへの情報、宿舎の提供等
・支援区における被災住民の受入れに関する施設の提供等
・動物の保護に関する支援等
・医療救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
・ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
・災害時要時援護者支援に関する専門職員の派遣、支援区内における施設等への受け入れ等
・遺体の搬送、埋葬等に関する支援
・道路の早期復旧への支援
・応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する支援
・仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
・帰宅困難者対策に関する支援
・児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する支援
・被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する支援
・その他被災区からの要請があった事項に対する支援

（資料第 48「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」）
（資料第 49「特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目」）
（資料第 50「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目」）
（資料第 51「救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目」）
（資料第 52「避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目」）

（資料第 53「被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目」）
（資料第 54「被災住民の受入れに関する実施細目」）
（資料第 55「動物の保護に関する実施細目」）
（資料第 56「医療救護活動に関する実施細目」）
（資料第 57「ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目」）
（資料第 58「災害時要援護者の救援支援に関する実施細目」）
（資料第 59「遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目」）
（資料第 60「道路の早期復旧に関する実施細目」）
（資料第 61「応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目」）
（資料第 62「仮設住宅の提供に関する実施細目」）
（資料第 63「帰宅困難者対策に関する実施細目」）
（資料第 64「児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目」）
（資料第 65「被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目」）

４－４　協定事業者・団体の協力体制の構築

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部** **・各部**	**○　民間事業者からの応援に関する協定締結**

（２）詳細の取組内容

①　関係機関・民間団体

ｉ）協力業務

・防災区民組織及び区民は、非常災害時の区及び防災関係機関の活動業務に全面的、積極的に協力しなければならない。

・協力業務の内容は、おおむね次のとおりである。

⑴　異常現象、災害危険箇所発見等の場合、区または防災関係機関に連絡すること
⑵　震災に関する予報、警報及び各種情報の収集と伝達等の広報活動に協力すること
⑶　震災時における広報広聴活動に協力すること
⑷　震災時における出火防止、初期消火の徹底に協力すること
⑸　避難誘導、避難所内の被災者の世話業務に協力すること
⑹　震災時における救助・救出・応急救護に協力すること
⑺　被災者に対する炊出し、救助用物資の配分等に協力すること
⑻　被害状況の調査に協力すること
⑼　被害区域内の秩序維持に協力すること
⑽　り災証明書交付事務に協力すること

⑾　その他の災害応急対策業務に協力すること

・他の関係機関・民間団体との協力

・区及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務に関し、関係する機関及び民間団体とあらかじめ協議し、区あるいは防災関係機関に対する協力業務、協力及び連絡方法を明確にしておき、災害時に積極的な協力を得られるよう努める。

・区と協力協定を締結している団体は、実務担当者を構成員とする「災害時応援協定締結団体実務担当者連絡会」を適宜開催し、体制の検証及び協定の見直し等について協議する。

・区との協定を結んでいる団体等は以下のとおりである。

［関係機関及び民間協定一覧］

	分野	協定名称	協力団体	締結日	所管部
1	食糧関連	震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書	東京都麺類生活衛生同業組合荒川支部	昭和54年11月14日	管理部
2	食糧関連	災害時における給食業務の協力に関する協定書	学校給食調理業務委託業者	平成８年４月１日	教育委員会事務局
3	食糧関連	災害時における米穀供給に関する協定書	東京都米穀小売商業組合荒川支部	平成14年11月6日	管理部
1	給水関連	大震災時飲料水使用協定	東京都公衆浴場商業協同組合加盟浴場、区内主要事業所	昭和53年10月2日	区民生活部
2	給水関連	災害時協力井戸の指定に関する協定書	区内個人等（箇所）	平成8年7月22日	区民生活部
3	給水関連	災害時の給水活動等に関する協定書	有限会社K’プランニング	平成17年3月23日	区民生活部
4	給水関連	災害時における飲料の優先供給に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成25年9月17日	区民生活部
5	給水関連	災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書	株式会社アペックス	平成25年10月10日	管理部
6	給水関連	災害時協力井戸の指定に関する協定書	おかもとポンプ株式会社	平成28年５月13日	区民生活部
1	支援物資関連	災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定	東京都燃料小売商業組合荒川支部 東京都ＬＰガス協会	平成7年5月23日	管理部
2	支援物資関連	災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書	東京都石油商業組合荒川支部	平成8年10月11日	管理部
3	支援物資関連	災害時における応急物資供給に関する協定書	荒川区商店街連合会	平成12年1月27日	管理部
4	支援物資関連	災害時における応急物資の優先供給に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	平成15年10月27日	管理部
5	支援物資関連	災害時における応急物資の優先供給に関する協定書	株式会社ライフコーポレーション	平成24年8月3日	管理部
6	支援物資関連	災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書	ロイヤルホームセンター株式会社	平成2８年5月24日	管理部
1	車輛関連	災害時における緊急輸送業務に関する協定	一般社団法人東京都トラック協会荒川支部	昭和60年4月1日 平成28年5月9日修正	総務企画部

2	車輌関連	災害時における応急対策活動支援に関する協定書	東京都製本工業組合城北支部荒川地区	平成11年3月9日	防災都市づくり部
3	車輌関連	災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定	荒川区自転車商協同組合連合会	平成14年9月11日	総務企画部
4	車輌関連	災害時における運搬車両類の提供に関する協定書	荒川区リサイクル事業協同組合	平成22年7月2日	総務企画部
5	車輌関連	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	東京都個人タクシー協同組合荒川支部(警視庁荒川警察署)	平成25年4月15日	総務企画部
1	施設関連	災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書	荒川区機械設備防災協力会	平成11年8月26日	区民生活部
2	施設関連	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	株式会社ＮＴＴ東日本 - 東京	平成25年6月20日	区民生活部
3	施設関連	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人聖風会荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 社会福祉法人上智社会事業団荒川区立特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川 社会福祉法人カメリア会荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川 社会福祉法人聖風会荒川区立南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター 荒川区立老人福祉センター	平成25年12月1日	福祉部

3	施設関連	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人聖風会 荒川区立町屋在宅高齢者通所サービスセンター	平成25年12月1日	福祉部
			社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター		
			社会福祉法人東京都社会福祉事業団 荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター		
			社会福祉法人聖風会 荒川区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター		
			社会福祉法人信愛報恩会 特別養護老人ホーム信愛のぞみの郷		
			社会福祉法人北養会 特別養護老人ホームさくら館		
			社会福祉法人三幸福祉会 特別養護老人ホーム癒しの里南千住		
			社会福祉法人エンゼル福祉会 特別養護老人ホームおたけの郷		
			社会福祉法人有隣協会 養護老人ホーム千寿苑		
4	施設関連	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書	株式会社大起エンゼルヘルプ	平成27年7月31日	区民生活部

5	施設関連	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書	町屋文化センター指定管理者 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 荒川区立生涯学習センター指定管理者 株式会社讀賣・日本テレビ文化センター 荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家指定管理者 株式会社旺栄	平成30年4月1日	地域文化スポーツ部
6	施設関連	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書	学校法人東京朝鮮学園	平成26年6月11日	区民生活部
7	施設関連	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書	立正佼成会	平成27年10月30日	区民生活部
8	施設関連	大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会東京事務局	平成27年10月30日	区民生活部
9	施設関連	大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会東京事務局	平成27年10月30日	区民生活部
10	施設関連	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書	株式会社千代田セレモニー	平成27年11月18日	区民生活部
11	施設関連	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書	荒川区立荒川授産場指定管理者公益社団法人荒川区シルバー人材センター	平成26年10月31日	福祉部
12	施設関連	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書	荒川区ムーブ町屋指定管理者ムーブ町屋株式会社コングレ	平成30年4月1日	地域文化スポーツ部
13	施設関連	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書	株式会社コングレ	平成27年11月20日	地域文化スポーツ部
14	施設関連	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	東京都住宅供給公社	平成28年3月18日	区民生活部
15	施設関連	大規模な水害時における一時	独立行政法人都市再	平成28年3月18日	区民生活部

		避難施設の利用に関する協定書	生機構東日本賃貸住宅本部		
16	施設関連	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書	ＴＭ共同事業体	平成28年3月1日	地域文化スポーツ部
1	電力関連	災害時等における電力供給に関する相互支援協定	東京電力株式会社上野支社	平成21年5月27日	区民生活部
2	電力関連	災害時における仮設電力供給等に関する協定書	一般財団法人関東電気保安協会東京北事業本部	平成23年11月28日	区民生活部
3	電力関連	「街なかメガソーラー」登録にかかる協定	区内居住者・事業者	戸別随時(平成24年度から)	環境清掃部
1	医療関連	災害時の医療救護活動についての協定書	社団法人荒川区医師会	昭和52年2月22日	健康部
2	医療関連	災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書	東京都荒川区柔道接骨師会	平成7年3月1日	健康部
3	医療関連	災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	公益社団法人東京都荒川区歯科医師会	平成7年6月15日	健康部
4	医療関連	災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書	社団法人荒川区薬剤師会	平成7年6月15日	健康部
5	医療関連	災害時における動物救護活動に関する協定書	荒川区獣医師会	平成21年5月27日	健康部
6	医療関連	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	医薬品卸売販売業者（6社）	平成25年9月～10月	健康部
1	葬祭関連	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成12年1月27日	区民生活部
2	葬祭関連	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 全東京葬祭業連合会	平成12年1月27日	区民生活部
1	その他	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	荒川区建設業協会	昭和60年4月1日	防災都市づくり部
2	その他	災害時における応急協力に関する覚書	郵便事業株式会社荒川支店	平成10年2月12日	区民生活部
3	その他	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合荒川支部	平成13年2月2日	健康部
4	その他	災害時における放送要請に関する協定書	東京ケーブルネットワーク株式会社	平成16年4月1日	区政広報部
5	その他	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会	平成25年12月1日	福祉部
6	その他	災害時における応急対策業務	荒川区建築業連絡協	平成23年10月6日	防災都市

		に関する協定書	議会		づくり部
7	その他	災害時における応急対策業務に関する協定書	荒川美化研究会	平成28年5月17日	防災都市づくり部
8	その他	災害時における応急対応業務に関する協定書	東京都塗装工業協同組合荒川支部	平成28年5月23日	区民生活部
9	その他	災害時における語学ボランティア協力に関する協定書	学校法人新井学園赤門会日本語学校	平成29年3月13日	区民生活部

（資料第 66「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書」）
（資料第 67「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目」）
（資料第 68「災害時における給食業務の協力に関する協定書」）
（資料第 69「災害時における給食業務の協力に関する協定細目」）
（資料第 70「災害時における米穀供給に関する協定」）
（資料第 71「災害時における米穀供給に関する協定細目」）
（資料第 72「大震災時飲料水使用協定」）
（資料第 73「災害時協力井戸の指定に関する協定書」）
（資料第 74「災害時の給水活動等の関する協定書」）
（資料第 75「災害時における飲料の優先供給に関する協定書」）
（資料第 76「災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書」）
（資料第 77「災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定」）
（資料第 78「災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目」）
（資料第 79「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書」）
（資料第 80「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目」）
（資料第 81「災害時における応急物資供給に関する協定書」）
（資料第 82「災害時における応急物資の優先供給に関する協定書」）
（資料第 83「災害時における緊急輸送業務に関する協定」）
（資料第 84「災害時における応急対策活動支援に関する協定書」）
（資料第 85「災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定」）
（資料第 86「災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目」）
（資料第 87「災害時における運搬車両類の提供に関する協定」）
（資料第 88「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」）
（資料第 89「災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書」）
（資料第 90「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」）
（資料第 91「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（高齢者施設）」）
（資料第 92「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理）」）
（資料第 93「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理以外）」）
（資料第 94「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書」）

（資料第 95「災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書」）
（資料第 96「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書」）
（資料第 97「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書」）
（資料第 98「大地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書」）
（資料第 99「大地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書」）
（資料第 100「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書」）
（資料第 101「災害時における避難所等の設置運営に関する協定書」）
（資料第 102「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」）
（資料第 103「災害時等における電力供給に関する相互支援協定」）
（資料第 104「災害時における仮設電力供給等に関する協定書」）
（資料第 105「「街なかメガソーラー」登録にかかる協定」）
（資料第 106「災害時の医療救護活動についての協定書」）
（資料第 107「災害時の医療救護活動実施細目」）
（資料第 108「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」）
（資料第 109「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目」）
（資料第 110「災害時における歯科医師会の協力に関す協定書」）
（資料第 111「災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目」）
（資料第 112「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」）
（資料第 113「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目」）
（資料第 114「災害時における動物救護活動に関する協定」）
（資料第 115「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」）
（資料第 116「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書」）
（資料第 117「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目」）
（資料第 118「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」）
（資料第 119「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目」）
（資料第 120「災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定」）
（資料第 121「災害時における応急協力に関する覚書」）
（資料第 122「避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書」）
（資料第 123「避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目」）
（資料第 124「災害時における放送要請に関する協定書」）
（資料第 125「災害時における放送要請実施細目」）
（資料第 126「災害時におけるボランティア活動に関する協定」）
（資料第 127「災害時における応急対策業務に関する協定書（荒川区建築業連絡協議会）」）
（資料第 128「災害時における応急対策業務に関する協定書（荒川美化研究会」）
（資料第 129「災害時における応急対策業務に関する協定書（東京都塗装工業協同組合荒川支部」）
（資料第 130「災害時における語学ボランティア協力に関する協定書」）

４－５　ボランティアとの協力体制の構築

発災時には、膨大かつ多岐にわたる業務が発生し、区及び関係機関のみでは対処できない恐れがある。その対応として、ボランティアを円滑に受け入れる体制の整備を行う。

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・福祉部 ・区民生活部	○　ボランティア活動の条件整備 ○　ボランティアの受入体制の整備 ○　ボランティアセンター運営マニュアルの整備

（２）詳細の取組内容

①　行政とボランティアとの役割分担等

・ボランティアの自主性と主体性を尊重しつつ、行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うためには、あらかじめ行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から行政とボランティアとの間に連携・協力関係を確立しておく必要がある。

②　一般ボランティアの活動領域

・被災状況の把握と情報連絡など、行政の情報収集・伝達体制の補完
・給水や給食など避難所での被災者支援
・支援物資の整理、搬送
・ボランティアの受け入れや組織化、振り分けなどのコーディネイト
・被災動物の保護及び環境管理、里親探し、他地域への移送等
・その他、軽作業等

③　ボランティア活動の条件整備

ｉ）区内のボランティア組織の現状

・荒川区内のボランティア組織としては、荒川区赤十字奉仕団や災害救護活動を大きな活動目的とするファーストエイドクラブ、災害時支援ボランティア（東京消防庁所管）、災害時交通支援ボランティア（警視庁所管）、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、荒川区社会福祉協議会ボランティアセンター登録者・団体、NPO、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、荒川区国際交流協会などのように福祉全般あるいは専門分野での活動を主としているものまで数多く存在する。

ⅱ）ボランティアの条件整備

・災害時に、ボランティアがその能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行うために、国と都、区、防災関係機関は協力してボランティアの条件整備に努めることとする。
・また、区は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設を設置・開設し、ボランティア活動等の支援を行うとともに、平時からボランティア団体とのネットワークづくりを行う。

ⅲ）ボランティアの育成

○　ボランティア教育

・ボランティア活動を振興するためには、地域と連携を図りながら、学校におけるボランティア教育や社会教育におけるボランティア教育等を積極的に推進する必要がある。

・災害におけるボランティア活動は、体力を必要とするものや専門的な知識が必要など多岐にわたる。区では、平時において社会福祉協議会のボランティアセンター事業を通じて、区内の高校及び大学と連携して、学生ボランティアの育成を行う。

○　地域等でのボランティア育成

・「わが町はわが手で守る」という自主防災意識と隣近所での助け合い精神を基本に、すべての区民が災害時にはボランティアとして活動できる態勢を作るため、区及び防災関係機関は、社会福祉協議会と連携して、区民対象のボランティア研修や訓練、マニュアル等の配布などボランティアの普及・啓発に努める。

・医療活動等の専門分野での活動を行う専門ボランティアの確保にあたり、資格を保持する者の把握については、平時から区と社会福祉協議会とが連携し、同協議会が運営するボランティア登録を活用するなど、災害時に利用できるよう情報を整備する

④　ボランティア協力への支援

・荒川区の区域外で大規模な災害が発生した場合、区及び防災関係機関は、被災自治体への公的支援を行うほか、民間ボランティアに対し、情報の提供や調整等を積極的に行い、ボランティア活動を支援する。

⑤　ボランティアの受入体制の整備

ｉ）ボランティアセンター運営の基本方針

・災害対策本部の自動設置要件に合わせ、震度５強以上の地震が発生した場合、区は荒川区社会福祉協議会と連携して自動的に荒川区ボランティアセンターを設置する。

・区民、団体等からのボランティアの申し込み、および派遣を依頼する際の窓口は、ボランティアセンターが行う。

・ボランティアセンターの運営にあたって、区は、荒川区社会福祉協議会との間で締結した協定に基づき、同協議会と連携する。

・設置場所は荒川区総合スポーツセンターとし、ボランティアの人数規模や活動内容等に応じて追加又は代替施設（首都大学東京荒川キャンパス又は産業技術高等専門学校荒川キャンパス）を確保する。

・ボランティアセンターの運営に従事する職員については、区職員及び荒川区社会福祉協議会職員を中心として、東京都社会福祉協議会等からの派遣職員、応援のＮＰＯ等をもって構成する。

・ボランティアセンターは、都災害ボランティアセンターと連携し、一般ボランティアの派遣の調整を行い、活動場所へ派遣する。

・ボランティアセンターは、「受援・応援ガイドライン」に基づき、災対区民生活部運用班や災対各部と連携してボランティアの受入を行う。

ⅱ）ボランティア募集方法

・区ホームページ及び荒川区社会福祉協議会のホームページ等で区外部への募集を行う。

ⅲ）ボランティアセンターにおける支援業務

・ボランティアセンターでは、災害対策本部との連携による情報収集及び提供、東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティア団体との連絡調整、ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示、ボランティア保険の加入手続き、他地域の社会福祉業機会職員及び協力団体の派遣要請・受入を行う。

ⅳ）ボランティアセンター運営マニュアルの改善

・荒川区社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営のためのマニュアルを策定しており、被災地支援や被災地におけるボランティアセンターの運営事例を踏まえ、適宜改善を図っていく。

※　専門ボランティアについて

以下のように専門的な能力を活かしたボランティア活動を行う人や団体を専門ボランティアといい、専門ボランティアについては、必要に応じて適宜要請し受け入れを行う。

・被災者に対するカウンセリングや相談活動

・外国語の翻訳や通訳、視覚障がい者支援ボランティア等による要配慮者対応

・医療活動や応急救護活動・救急活動の支援、住宅危険度判定等、専門分野での活動

５　障害物除去体制の整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・防災都市づくり部**	**○　関係機関との障害物除去等応急対策業務に関する協定締結**
東京都建設局第六建設事務所	**○　緊急道路障害物除去路線等の指定**

（２）詳細の取組内容

①　荒川区

・区では、関係団体とあらかじめ協定を締結し、震災時における応急対策業務の万全を期すこととしている。

・応急対策業務協定は前述のとおりであるが、災害時に応急対策業務の円滑な運営の確保について、関係団体の協力を得ながら推進するものとする。

・応急対策業務協定を締結している団体には、訓練等への積極的な参加を要請し、震災時における円滑な活動態勢が図られるよう、平常時から密接な連携をとる。

［関係団体との応急対策業務協定］

協定名称	締結年月日	協定先
災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	昭和60年４月１日	荒川区建設業協会 荒川区東尾久4-19-14

災害時における応急対策活動支援に関する協定	平成 11 年 3 月 9 日	東京都製本工業組合城北支部（荒川地区） 荒川区町屋 8-10-9
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 23 年 10 月 6 日	荒川区建築業連絡協議会 荒川区町屋 2-21-18
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 28 年 5 月 17 日	荒川美化研究会 荒川区南千住 1-43-1

② 東京都建設局第六建設事務所

・地震により、道路上に落下若しくは倒壊した障害物及び放置された自動車を除去し、また陥没亀裂等の破損箇所を修繕するため、応急救援活動の必須となる道路を「緊急道路障害物除去路線」として指定し、他の道路に先駆けて除去作業を行い、救援活動の円滑化を図る。

ⅰ）緊急道路障害物除去路線

・第六建設事務所が分担する緊急道路障害物除去路線は次のとおりである。

道路種別	延　長	主 な 路 線
主 要 地 方 道	11.5ｋｍ	明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り
特　例　都　道	3.0ｋｍ	道灌山通り、小台通り、補 108 号線　ほか
区　　道	5.8ｋｍ	ゆいの森通り、千住間道　ほか
計	20.3ｋｍ	

ⅱ）緊急道路障害物除去路線等の選定基準

・災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、次の基準により行う。

⑴　緊急交通路等の交通規制を行う路線

⑵　緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）※

⑶　広域避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線

⑷　上記⑴～⑷は、原則として、幅員 15m 以上の道路の路線

※　緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般道路及びこれらに連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

６　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

６－１　災害廃棄物処理体制の整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・環境清掃部** **・防災都市づくり部**	**○　関係機関と連携した災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備**
下水道局	**○　仮設トイレ設置可能なマンホールを指定**

（２）詳細の取組内容

①　災害廃棄物処理体制

ｉ）活動方針

・すみやかに災害廃棄物の処理が行えるよう、特別区災害廃棄物処理対策本部（(特別区、東京二十三区清掃一部組合（以下「清掃一組」という）及び東京二十三区清掃協議会（以下「協議会」という）で構成する臨時組織。以下「特別区本部」という)）及び東京都等の関係機関と連絡を緊密に行い、災害廃棄物の発生量の把握をするとともに、災害廃棄物処理実行計画を作成し、実施体制を確保する。

ii）災害時に取扱う廃棄物の種類

・災害時に区が処理を行う必要がある廃棄物は次のとおりである。

廃棄物の種類		概要
一般廃棄物	災害廃棄物	・被災した住民の排出する生活ごみ （通常生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ） ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物（発災後、国庫補助の対象となった中小事業者の事業場から搬出される廃棄物に限る。事業活動に伴う廃棄物は除く。）
	家庭ごみ・し尿	・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿,
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

iii）基本方針

・東京都災害廃棄物処理計画（東京都、平成 29 年 6 月）に定める「①計画的な対応・処理、②リサイクルの推進、③迅速な対応・処理、④環境に配慮した処理」を基本方針として、災害廃棄物を処理する。

・「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針(マスタープラン)(環境省、平成 23 年 5 月)」及び東日本大震災の事例等を参考に、処理期間は 3 年間を目標とする。

ⅳ）災害廃棄物処理の実施主体

・災害廃棄物の処理の実施主体と主な役割は次のとおりである。

実施主体	主な役割
区	・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物の処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定 ・し尿収集計画の策定 ・区民等への周知・広報 ・がれき等の応急的な集積場所の設置・運営 ・一次仮置場の設置・運営 ・臨時作業計画の策定 ・災害廃棄物の収集・運搬
特別区本部	・特別区全体の災害廃棄物処理に関する調整 ・関係機関との情報連絡体制の確保と情報収集 ・車両（人員含む。以下同様。）の各区への配車の調整 ・二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整 ・二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営及び処理した災害廃棄物の運搬
都環境局等 （がれき処理部会）	・一次仮置場及び二次仮置場の都有地及び国有地利用の調整 ・民間事業者への車両の応援要請・確保 ・多摩地区市町村へ車両の応援要請・確保 ・他県への車両の応援要請・確保 ・中間処理済みの災害廃棄物の埋立処分 ・がれきの広域処理の調整
清掃一組	・管理する施設での災害廃棄物の中間処理
協議会	・廃棄物の収集及び運搬に係る契約についての調整
区民	・災害廃棄物の排出段階での分別の徹底及び排出ルールの順守
事業者	・事業揚から排出される廃棄物の処理 ・廃棄物処理の知見及び能力を有する事業者は、災害廃棄物処理への協力

ｖ）災害廃棄物処理の役割分担

・災害廃棄物の処理については、長期間を有すること、復興施策に影響を及ぼすことなどから、区においても横断的な臨時組織により対応することとするが、役割分担は概ね次のとおりとする。

	がれき	避難所ごみ	し尿
環境清掃部	・必要車両等の算定 ・建物等のがれきの撤去・運搬 ・一次仮置場の管理（がれき処理時） ・二次仮置場への運搬	・必要車両等の算定 ・一次避難所・二次避難所・福祉避難所から排出されるごみの収集・運搬	・必要車両等の算定 ・一次避難所・二次避難所・福祉避難所の仮設トイレから排出されるし尿の収集・運搬
防災都市づくり部	・がれき発生量の予測 ・解体等の受付 ・道路啓開等のがれきの撤去・運搬 ・一次仮置場の管理（道路啓開時）		
区民生活部	・撤去・運搬等に要する人員・資器材等の要請	・収集・運搬等に要する人員・資器材等の要請 ・一次避難所・二次避難所のごみ保管場所の管理	・収集、運搬等に要する人員、資器材等の要請 ・区が備蓄する仮設トイレの運搬 ・仮設トイレの要請・地域内輸送拠点からの運搬 ・一次避難所、二次避難所の仮設トイレの設置・管理
産業経済部			・仮設トイレの地域内輸送拠点での受け入れ
福祉部		・福祉避難所のごみ保管場所の管理	・福祉避難所の仮設トイレの設置・管理
健康部		・避難所等の衛生指導・助言	・避難所等の衛生指導・助言
各部			・所管する施設の仮設トイレの設置・管理

７　二次災害防止のための事前対策

７－１　応急危険度判定員等の確保

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・防災都市づくり部	○　応急危険度判定士の確保 ○　被災宅地危険度判定士の確保
東京都	○　応急危険度判定士の確保 ○　被災宅地危険度判定士の確保

（２）詳細の取組内容。

・東京都と連携し、建築士の資格等を有する区職員や民間建築士に対し、応急危険度判定に関する講習の受講、登録を促進し、人員の確保に努める。

・東京都と連携し、一定の実務経験を有する区職員等に対し、被災宅地危険度判定士に関する講習の受講、登録を促進し、人員の確保に努める。

７－２　り災証明書発行の体制整備

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・防災都市づくり部	○　被災者生活再建支援システムの整備 ○　住家被害認定調査及びり災証明発行業務に関する研修等の実施
各消防署	○　区との事前協議によるり災証明書発行に係る連携体制の確立

（２）詳細の取組内容

①　被災者生活再建支援システムの整備

・区は住家被害認定調査、り災証明書発行、生活再建支援の業務等を迅速かつ効率的に実施できるよう被災者生活再建支援システムを整備している。

・区は被災者生活再建支援システムの活用により、住家被害等の情報が被災者台帳としてデータベース化し、り災証明書発行業務のみならず、様々な被災者生活支援業務の効率的な実施を図る。

②　住家被害認定調査及びり災証明書発行業務に係る人員の確保

・発災後、円滑に調査を実施するため、区は、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査やり災証明書発行に関する手順や実施に必要となる資機材等をマニュアル等にして整理する。

・また、住家被害認定調査からり災証明書発行に至るまでの業務内容を、担当職員等に周知・徹底するため、研修の実施を図る。

③　消防署との連携体制の確立

・消防署と区は、り災証明書発行に係る協定を締結し、被害状況調査及びり災証明書発行体制の役割分担を明確にするとともに、連携体制を確立する。

・消防署と区は、円滑な罹災証明書発行業務が行えるよう、定期的に、り災証明書発行に係る手順等の確認、情報交換を行い、連携を強化する。

（参考）応急危険度判定、住家被害認定調査、被災区分判定の関係

・応急危険度判定、住家被害認定調査、被災度区分判定の内容については以下のとおりである。

	応急危険度判定	住家被害認定調査	被災度区分判定
実施目的	余震等による二次災害の防止	住家に係るり災証明書の発行	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	区	区	建物所有者
調査員	応急危険度判定員（行政職員または判定員）	行政職員	民間建築士
判定内容	当面の使用の可否	住家の損害割合（経済的損害の割合）の算出	継続使用のための普及の要否
判定結果	危険・要注意・調査済み	全壊・大規模半壊等	要復旧・復旧不可等

７－３　応急仮設住宅用地の確保

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・防災都市づくり部**	**○　応急仮設住宅用地の選定**

（２）詳細の取組内容

・区はあらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。

⑴　接道及び用地の整備状況

⑵　ライフラインの状況

⑶　避難場所などとの重複利用の有無

⑷　建設予定地ががれき置場と競合した場合は、原則として応急仮設住宅地としての用途を優先し、住宅建設地に適さない用地をがれき置場に割り振るものとする。

・応急仮設住宅の建設予定地は次のとおりとする。

⑴　都立汐入公園

⑵　南千住野球場

⑶　あらかわ遊園運動場

・上記で不足が生じる場合は、区立公園等のスペースについても、被害状況等を勘案して、応急仮設住宅建設用地として活用する。

７－４　義援金配分事務の手続きの明確化

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　義援金募集・配分について必要な手続きを明確化

（２）詳細の取組内容

・区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

８　遺体の取扱い

８－１　関係機関との連携による体制の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　遺体の収容に係る体制整備

（２）詳細の取組内容

①　遺体収容所の確保

・区は、遺体収容に必要なスペースを備えた区有施設等を、災害時の遺体収容所として確保し、大規模災害が発生した場合は、速やかに必要器具を用意した上で、遺体収容所を設置する旨を区内の各警察署に通知する体制の確立を図る。

②　遺体収容所の活動マニュアル

・遺体収容所の設置及び活動にあたっては、発災直後から円滑な運用が求められることから、事前に活動マニュアルを策定する。

【応急対策】

１　活動体制の運用	５　障害物除去
２　情報活動の実施	６　二次災害防止のための応急対策
３　情報収集・伝達の実施	７　その他地震災害対策
４　受援体制の運用	

１　活動体制の運用

１－１　区の活動体制の運用

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対総務企画部 ・災対運用班	○　災害対策本部の活動態勢を整備 ○　災害対策本部の運営 ○　警戒待機制度の整備

（２）詳細の取組内容

①　災害対策本部の非常配備態勢

ⅰ）非常配備態勢に係る基本方針

・大規模災害時における職員の非常配備態勢は、初動対応が手遅れにならないよう「大きく招集して状況に応じて縮小する」ことを基本とする。

・発災から概ね 72 時間までは、救出救助、消火、医療救護、避難所開設、緊急輸送など区民の生命及び身体の保護に係る応急対策に重点を置き、その後は、避難所の安定した運営の確保に、応急危険度判定、被災者生活実態調査、住家被害認定調査、仮設住宅供給など被災者の生活再建に重点を置いた配備態勢とする。

・災害対策本部は、災害応急復旧対策を強力に実施推進するための組織であり、本部設置期間中、区は災害対処に専念するため、区の全組織を挙げた配備態勢とする。

ⅱ）職員の配備態勢

・災害対策本部における職員の配備態勢は、全職員動員・出勤の単一態勢とする。

・本部長は、災害対策本部の配備態勢を確立した後、活動状況に応じて、職員の動員を縮小（退庁または通常業務に従事）させることができる。

ⅲ）区職員の非常参集等

・職員（非常勤を除く）は、夜間休日等の勤務時間外において震度 5 強以上（災対区民生活部運用班に属する職員は震度 5 弱以上）の地震が発生した場合、災害対策本部の自動設置（震度 5 弱の場合は設置準備）に合わせ、本部からの連絡を待つことなく自動的に参集する。また、非常勤職員については、所定の勤務時間の開始までに出勤する。

・職員は、自身と家族及び自宅の安全を確保するとともに、被害状況を可能な限り把握し、平時に調査した経路の安全を確認しながら参集・出勤する。

・参集、出勤場所は、原則として、自己の所属とする。ただし、出先施設に所属する職員について、道路閉塞や延焼火災により所属に到達できない場合や施設が被災して使用不能な場

合など、自己の所属に参集できない場合は、本庁舎の所属部課に参集・出勤する。また、災対区民生活部運用班に所属する職員については、本庁舎 304・305 会議室に参集する。

・参集手段については、公共交通機関が停止している場合、原則として、徒歩または自転車とする。

・職員は、参集途上において、地域の被害状況や区施設（避難所となる小中学校やひろば館・ふれあい館、高齢者・障がい者施設等）の被災状況を把握し、所属到着時に各所属長へ報告する。

・各所属は、参集職員が収集した情報を定期的に集約し、災対各部で取りまとめの上、運用班へ定期的に報告する。なお避難等、緊急を要する情報についてはその都度報告する。

・区施設の被災状況の把握については、当該施設を所管する災対各部によるものとし、外壁のほか、落下危険のおそれがある設備類を点検する。

・各所属長は、所属する職員の参集時にその家族及び自宅の被災状況を把握し、災害対策本部の災対各部に報告するとともに、職員の勤務管理等の参考とする。

② 災害対策本部職員の配置及び服務

ｉ）災害対策本部職員の配置

・各災対部長は、部の分掌事務を継続して遂行するため、所属の本部職員を的確に配置するとともに、職員及びその家族も被災する可能性が高いことを考慮し、当該本部職員が動揺することなく職務を遂行できるよう、勤務の割り振り等に配慮しなければならない。

・災害対策本部の業務は、発災直後から当分の間は 24 時間体制で実施されることから、各部長は、所属の本部職員の心身の疲労に留意して勤務ローテーションを編成しなければならない。

ⅱ）本部職員の服務

・すべての本部職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴ 常に災害に関する情報及び災害対策本部関係の指示に注意すること

⑵ 正規の勤務時間を終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと

⑶ 勤務場所を離れている場合においても常に連絡できる体制を整備すること

⑷ 数ヶ月間にわたり実施される応急復旧対策活動に動揺することなく従事できるよう、可能な限り家族の安全を確保した上で参集すること

⑸ 本部職員は、自らの言動によって区民に不安をあたえ、区民の誤解を招き、または災害対策本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること

⑹ 応急対策活動の内容に応じて、所定の災害対策用被服（防災服）及びヘルメットや安全靴等を着用するとともに、災害対策本部又は所属との連絡用通信機器を携帯すること

③ 本部職員の健康管理

・災害応急救援活動に従事した本部職員が心身の過労等で職務遂行に支障をきたすことのないよう、保健師やカウンセラーによる相談を実施するなど支援体制を整える。

④　災害応急対策業務従事者の災害補償

・本部職員または防災業務従事者の災害に対する補償は、地方公務員災害補償法または災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の定めるところにより実施するものとする。

⑤　災害対策本部の財務

ｉ）費用の負担

・災害対策本部設置後、災対各部の分掌事務の遂行に要した経費は、災害対策本部が負担する。

ⅱ）予算手続

・災害対策本部が設置されたときの予算手続の方法は、荒川区予算事務規則に準じて処理する。

・災対総務企画部長は災害対策本部が設置されたときは、すみやかに予算措置方針を災害対策本部長室に付議し、決定後、関係災対部長に必要な指示をしなければならない。

・各災対部長は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるときまたは予算措置が講じられていないときは、直ちに災対総務企画部長の指示を受けなければならない。

・各災対部長は、緊急の経費について上記の指示を求める時間がないときは、臨機応変に適切な措置をとることができる。この場合、事後すみやかに災対総務企画部長に報告し、その承認を得なければならない。

・災対総務企画部長は、災対各部の分掌事務が円滑に遂行できるように、予算事務について、指導、協力しなければならない。

ⅲ）物資調達手続

・災害対策本部が設置された場合の物資調達は、荒川区予算事務規則及び荒川区契約事務規則に準じて処理する。

・災対管理部長は、災害時において上記によることができないときは、本部長室に付議し、決定後、臨機応変に適切な措置を行い、または災対各部長に対して措置するよう指示することができる。

ⅳ）工事施行手続

・災対防災都市づくり部長は、災害時において緊急に災害応急対策工事を施行する必要が生じたときは、本部長の指揮を受けて、荒川区契約事務規則に定める手続によらず処理することができる。ただし、事後、直ちに所定の手続をとらなければならない。

ⅴ）支払手続

・災害対策本部が設置されたときの支払手続の方法は、荒川区会計事務規則に準じて処理する。

・災対管理部長は、災害時において前項の手続によることができない場合は、すみやかに本部長室に付議して決定後臨機応変に適切な措置を行い、または災対各部長に措置させることができる。

・即時支払を必要とする経費については、荒川区会計事務規則に準じて財務担当の災対課長及び本部長が適当と認めた災対課長が資金前渡を受けて処理する。

・災対管理部長は、災害対策本部が設置されたときは、すみやかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議し、決定後、各部長に必要な指示をしなければならない。

ⅵ）事後手続

・災対各部長は、災害応急対策終了後、活動に要した経費について本部長に報告しなければならない。

ⅶ）物品の取り扱い

・災害対策本部が設置された場合の物品出納手続は、荒川区物品管理規則に準じて処理する。

・災対管理部長は、災害時において前項によることができない場合は、すみやかに災害対策本部長室に付議し、決定後、臨機応変に適切な措置を行い、または災対各部長に措置させることができる。

１－２　防災関係機関の活動体制の運用

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
各警察署	○　警備本部の設置 ○　救出・救助活動の実施 ○　警備活動・交通規制
各消防署	○　消火活動を中心とした震災消防活動の実施 ○　組織的な人命救助・救急活動の実施 ○　災害情報の収集・伝達及び関係機関との情報交換の実施
水道局	○　給水対策本部の設置
下水道局	○　災害対策本部の設置 ○　下水道施設の緊急調査及び応急措置の実施
東京電力パワーグリッド	○　非常配備態勢の適用 ○　非常配備活動の実施
東京ガス	○　二次災害防止のための措置 ○　ガスの早期復旧
ＮＴＴ東日本	○　情報連絡室、災害対策本部の設置 ○　通信の確保、特設公衆電話の設置
日本郵便	○　業務運行の確保

（２）詳細の取組内容

①　警察署

・警察署は、現場警備本部を設置し、警視庁最高警備本部の指揮の下、防災関係機関、被災地住民、その他支援ボランティア等と連携協力しながら災害警備活動にあたる。

ⅰ）警備措置

・警備本部等の設置

大地震が発生した場合は、次により警備本部を設置して指揮体制を確立する。

⑴　最高警備本部

警視庁本部に設置され、警視総監が本部長となり総括的指揮にあたる。

⑵　方面警備本部

第六方面本部に設置され、方面本部長が方面区内の総指揮にあたる。

⑶　現場警備本部

各警察署に設置され、警察署長が管轄区域内の警備指揮にあたる。

各警察署現場警備本部の位置は、原則としてそれぞれの本署とするが、本署が災害その他の事由により使用不可能の場合は、あらかじめ選定された代替施設に設置する。

ⅱ）警備要員の配置

・警備要員は、東京都（島しょ部を除く。）に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、招集命令を待つことなく自所属に参集する。

・東京都（島しょ部を除く。）に震度 5 強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、災害警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。

・各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

・大震災時における警察の活動

⑴　被害実態の把握及び各種情報の収集

⑵　交通規制

⑶　被災者の救出救助及び避難誘導

⑷　行方不明者の捜索及び調査

⑸　遺体の調査等及び検視に関すること

⑹　公共の安全と秩序の維持

（資料第 131「警察署管轄区域」）

ⅲ）交通規制

・大震災（震度 6 弱以上の地震により多数の人的被害が生じた災害をいう。）又は震度 5 強以上の地震が発生した場合に、救出救助活動等の初期活動が円滑に行われるための緊急交通路等の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施する。

○　大震災が発生した場合

・第一次交通規制

大震災が発生した場合は、交通対策本部長（交通部長）の命令により、第一次交通規制を実施する。

⑴　環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

⑵　環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

⑶　下記「指定 7 路線」に掲げる路線を緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。

［都内の指定 7 路線］

首都高速道路・高速自動車国道	国道 4 号（日光街道他）
国道 17 号（中山道・白山通り他）	国道 20 号（甲州街道他）
国道 246 号（青山通り・玉川通り）	目白通り
外堀通り	

［荒川区内の指定 7 路線該当区間］

路線名	区間	荒川区内の区間
日光街道	日本橋元標～毛長川	常磐線三の輪ガード～千住大橋

・都内において極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じてさらに広範囲に交通規制を実施することとなる。

○　第二次交通規制

・第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、交通対策本部長の命令により、第二次交通規制を実施する。

・第一次交通規制における緊急自動車専用路「指定 7 路線」を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。

・下記「指定 31 路線」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

ⅱ）震度 5 強の地震が発生した場合

・震度 5 強の地震が発生した場合は、交通対策本部長は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を把握し、必要に応じて大震災発生時の第一次交通規制に準じ、次の規制を実施する。

⑴　環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

⑵　環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

・現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、パトカー、白バイ、広報車等の車両により広報を行うものとする。

・原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。

・現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状 7 号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若

しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。

（資料第 132「大震災発生時における交通規制」）

② 消防署

ｉ）震災消防活動

○　消防署の活動態勢

・荒川、尾久消防署は、災害活動組織の総括として、各消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。

項　目	内　　容
震災配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認められた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、発令時に勤務している職員及び所要の職員により事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、警防本部長が必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、全職員及び全団員をもって事前計画に基づく活動を開始する。

○　活動要領

項　目	内　　容
活動方針	⑴　延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ⑵　震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ⑶　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	⑴　地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 ⑵　地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
消火活動	⑴　防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用し、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ⑵　延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利や永久水利を活用し、遠距離送水装備を運用する。 ⑶　道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防

	災区民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助救急活動	⑴　救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ⑵　救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図る。 ⑶　救急活動にあたっては、医療救護所が開設するまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ⑷　救急救命士等のトリアージに基づき、緊急性の高い傷病者を最優先とし、医療機関へ迅速に搬送する。 ⑸　警視庁、自衛隊、東京ＤＭＡＴ、防災区民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

（資料第 133「消防署管轄区域」）

ⅱ）消防署の情報伝達・広報活動・広聴体制

○　情報伝達

・都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、都民に周知を図る。

・地震被害予測システム、高所カメラ、情報活動隊等により災害の発生状況等について情報収集し関係機関と情報交換を図る。

○　広報活動

・広報内容

⑴　出火防止、初期消火の呼びかけ

⑵　救出救護及び避難行動要支援者への支援の呼びかけ

⑶　火災及び水災に関する情報

⑷　避難勧告または指示に関する情報

⑸　救急告示医療機関等の診療情報

⑹　その他区民が必要としている情報

・広報手段

⑴　消防車両等の拡声装置

⑵　消防署ホームページ、消防署及び町会等の掲示板への掲示

⑶　報道機関を介しての情報提供

⑷　消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等を介しての情報提供

○　広聴体制

・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。

ⅲ）消防団活動

○　活動方針

・消防団は、地域に密着した消防機関として、地域住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災・武力攻撃災害等その他災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動にあたる。

○　活動の基本

活動区分	活 動 概 要
出　火　防　止	発災と同時に付近の区民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
情 報 収 集 活 動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、ＭＣＡ無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
消　火　活　動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受け持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。
消防署隊への応援	所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
救 出 ・ 救 護	救助器具等を活用し、区民の協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所に搬送を行う。
避難場所の防護等	避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

ⅳ）東京消防庁災害時支援ボランティア（荒川・尾久消防ボランティア）

・東京消防庁管内に震度６弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、各消防ボランティアは、活動できる準備をして自発的にあらかじめ登録してある消防署に参集し、消防隊に協力し次の活動を行う。

項　目	内　　容
震　災　時　の　活　動	⑴　応急救護活動 ⑵　災害情報提供活動 ⑶　消火及び救出・救助活動支援 ⑷　消防職員の指導と助言に基づく活動
大 規 模 災 害 発 生 時 及 び 大規模自然災害発生時の活動	消防活動の後方支援

③　水道局

ｉ）活動方針

○　給水対策本部等の設置

・地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、あわせて、当該支所、浄水場等は、速やかに応急給水活動の基本態勢を整え、応急対策諸活動を組織的に進める。

○　施設の点検

・地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

・取水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごと行う。

・管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。

・点検に先立ち、浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメーター記録等から異常個所の情報を把握する。

○　情報連絡活動

・復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

・被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び震災情報収集システム等を使用して行う。

・一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

⑴　水運用専用電話

⑵　業務用無線

⑶　衛星携帯電話

⑷　東京都防災行政無線

○　復旧活動

・首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後 3 日以内の復旧を目指す。

・上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にしたうえで、あらかじめ定める復旧の優先順位にもとづき、段階的に復旧作業を進める。

・取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。

○　応急措置等

・被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大のおしれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

⑴　給水所等

・給水所等の施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて給水の停止又は減量を行う。

⑵　送・配水管路

・漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安昨冬による危険防止装置を可能な限り実施する。

・管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

・配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

・浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

⑶　給水装置

・倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、第一止水栓により止水する。また、第一止水栓で止水できない場合は、キャップ、プラグ等により応急措置（止水）する。

○　応急給水活動

・建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担にもとづいた段階的な応急給水を実施する。

○　広報活動

・都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

ⅱ）職員の活動態勢

・職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、地震の震度に応じて必要な職員を確保する。

・夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、待機職員等により初動態勢を構成する。

・都水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。

ⅲ）復旧活動に従事する民間事業者の確保

・復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

ⅳ）復旧用材料の確保

・首都中枢機関等への供給に係る材料は、すべて局が保有する。

・局は、被害想定を踏まえ、復旧用材料を的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

・配水管路線の復旧に係る材料は、局が調達する。

・震災時における材料の調達は、迅速、確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する。

・局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。

④　下水道局

ⅰ）活動方針

・地震発生時には、都災害対策本部の連絡及び一定の条件に基づき、直ちに都下水道局災害対策本部（下水道事業所は事業所災害対策本部）を設置して災害に対処し、二次災害の防止及び下水の流下機能の確保に努める。

ⅱ）活動態勢

・都本部の非常配備態勢等に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に

応急復旧活動を行う。

・被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、民間団体及び他都市等と応急復旧に関する協定を締結している。

ⅲ）活動内容

・震災発生時には、防災関係機関と連絡調整を行い、施設の緊急調査、点検、他都市への支援要請、民間協力団体への出動要請など状況に応じた迅速な応急対策を実施する。

・応急復旧は、下水の流下機能の確保を優先し、水再生センター、ポンプ所、幹線管渠等重要な施設から復旧する。

・水再生センター、ポンプ所において、停電のためポンプ機能が停止した場合は、ガスタービン発電設備等の運転により、可能な限り機能停止による排水不能の事態が起こらないように対処する。

・工事施行中の箇所においては、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補充を行わせる。

ⅳ）広報活動

・下水道の被害及び復旧等の状況についての広報は、都災害対策本部を通じて報道機関の協力を得て行う。

ⅴ）訓練

・防災訓練は本庁舎及び全事業所において以下のとおり毎年実施している。

⑴　参加機関

本局各部、事業所、災害時協力団体

⑵　訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次災害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、情報連絡訓練、災害時協力団体との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

⑤　東京電力パワーグリッド

ⅰ）非常態勢の組織

・非常態勢の組織は、本店、店所、及び本店・店所が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、次表のとおり編成する。

事業所	非常態勢の組織	機　　能
本　　店	非常災害対策本部	⑴　本店における非常災害対策活動の実施 ⑵　全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
店　　所	非常災害対策本部	⑴　自事業所における非常災害対策活動の実施 ⑵　自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関等	非常災害対策支部	自事業所における非常災害対策活動の実施

・非常態勢の組織は、非常態勢の発令にもとづき設置する。ただし、供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

ⅱ）非常態勢の発令と要員の確保

○　非常態勢の発令

区　分	情　勢	発 令 者	
		本　店	店所及び第一線機関等
第 1 非常態勢	⑴　被害の発生が予想される場合 ⑵　被害が発生した場合	総務部長	それぞれの長
第 2 非常態勢	大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む）	副 社 長	それぞれの長
第 3 非常態勢	⑴　大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ⑵　判定会が招集された場合 ⑶　警戒宣言が発令された場合	社 長 判定会の招集ならびに警戒宣言発令時は総務部長	それぞれの長

○　要員の確保

・非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。

・供給区域内において、震度 6 弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準にもとづき所属事業所に参集する。

・交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

○　非常災害対策活動

・非常態勢が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度 6 弱以上の地震の発生により、策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもとで行う。

○　情報連絡活動

・災害が発生した場合は、店所及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

⑴　一般的被害情報等

⑵　当社被害情報等

ⅲ）広報活動

・感電事故の防止に関する公衆ＰＲ、電力施設の被害状況及び復旧予定のＰＲを、ＰＲ車（広報車）、区防災行政無線、テレビ、ラジオ等の広報機関、その他を通じて周知する。なお、伝達経路は次のとおりとする。

⑴　支社　→　ＰＲ車　→　一般公衆

⑵　支社　→　区防災行政無線　→　一般公衆

⑶　本社　→　各広報機関　→　一般公衆

ⅳ）被害状況の早期把握

・全般的被害の掌握は、復旧計画におおいに影響するので、区災害対策本部等への派遣を含め、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

ⅴ）災害時における危険予防措置

・災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

ⅵ）復旧資材の確保

○　調達

・調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

⑴　第一線機関相互の流用

⑵　本店対策本部に対する応急資材の請求

○　復旧資材置場の確保

・災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、区災害対策本部に依頼し、迅速に確保を図るものとする。

ⅶ）復旧順位

・復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に係わる箇所、復旧対策の中枢となる官公署、報道機関、被災者の避難所等を原則的に優先するなど、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

⑥　東京ガス

・地震が発生した場合、当社で構築した超高密度地震防災システムによる、速やかな被害状況収集により、被害の甚大地域を特定し、二次災害防止を目的に、ブロック化・ガス供給停止を実施する。供給停止地域については、要員を集中し、迅速な供給再開を行う。

ⅰ）応急対策

・非常災害対策本部は、ただちに二次災害防止のため、次の措置をとる。

⑴　官公庁、報道機関及び社内各事業所から被害状況等の情報収集

⑵　ガス施設又は需要家の被害状況に応じ、ガス供給の地域的遮断

⑶　導管損傷箇所のガス流出阻止

⑷　被害状況及び措置に関する関係各機関、付近住民へ広報

⑸　その他状況に応じた適切な措置

ⅱ）復旧対策

・復旧対策として次のとおり復旧にあたる。

⑴　非常災害対策本部の指示に基づき、速やかに施設の応急復旧にあたる。

⑵　施設を点検し、昨日及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。

⑶　供給停止区域については、供給可能な範囲で供給系統の切替等を行い、速やかにガスの供給再開に努める。

⑷　復旧措置に関して、付近住民及び関係機関への広報に努める。

⑸　その他現場の状況により適切な措置を行う。

⑦ NTT 東日本

ｉ）応急対策

○　初動措置

・非常災害が発生した場合は、次の初動措置を行う。

⑴　通信電源の確保

⑵　非常用衛星通信装置、非常用無線装置、非常用鋼管装置、非常用電源装置の設置依頼

⑶　ポータブル衛星車、移動電源車の出動要請

⑷　社屋建物等の防災設備の点検

⑸　工事用車両、工具等の点検

⑹　保有資材、物資等の点検

⑺　社内外設備の巡回点検

⑻　災害用食糧、飲料水の点検

⑼　予備エンジン燃料の点検

○　情報連絡室、災害対策本部の設置

・災害が発生した場合には、その災対の規模、状況等により情報連絡室又は災害対策本部を設置し、上部機関との情報連絡及び災害対策にあたり、電気通信設備の応急対策、復旧対策を実施する。

○　連絡体制

・非常災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、区、警察署、消防署と密接な連絡体制をとる。

○　応急措置

・災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、次の応急措置を行う。

⑴　最小限の通信確保

広範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような最悪の場合でも、電報、電話については、最小限の通話ができるよう措置する。

⑵　特設公衆電話の設置

東京都指定の広域避難場所及び荒川区指定の避難所に公衆電話（特設公衆電話）を設置する。また、広域停電が長期に渡るような場合は、街頭公衆電話を無料で開放する。

⑶　臨時回線の設置

政府機関、保安機関及び情報連絡、救護、復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため移動無線車等を利用して臨時回線を敷設する。

⑷　通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、通信の利用制限を行う。

ア　通信が著しく輻輳するとき

イ　通信電源確保が困難なとき

ウ　回線の全面維持が困難なとき

エ　運用要員の全面的確保が困難なとき

⑸　非常通話、緊急通話等の優先

災害に関する通信については、非常電報、緊急電報、非常通信、緊急通話として他の通話に優先して取り扱う。

○　利用者への周知

・災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、次の事項について案内するほか、広報車、窓口掲示、ラジオ等を利用して、利用者に周知する。

⑴　通信の途絶、利用制限の理由

⑵　通信の途絶、利用制限の内容

⑶　災害復旧に対して、とられている措置及び復旧見込時期

⑷　通信利用者に協力を要請する事項

⑸　その他の必要事項

ⅱ）復旧対策

・被災した通信回線の復旧順位は指定行政機関、指定公共機関及び生活確保に必要な関係機関の順に復旧工事を進める。

・災害復旧工事は状況により次の各号により行うものとする。

⑴　応急復旧工事

電気通信設備等を応急的に復旧させる。

⑵　原状復旧工事

電気通信設備等をその機能、形態を被災前の状態に復旧させる。

⑶　本復旧工事

被害の再発を防止し、設備拡張、改良をおりこんで復旧させる。（電気通信設備が全て消滅した場合に新たに復旧させる工事を含む。）

⑧　日本郵便

ⅰ）業務運行の確保

・警戒宣言が発生られた場合にあっても、東京の都市機能を極力平常通り確保するため、原則として平常通り取扱いを行う。

ⅱ）広報活動

・郵便局をご利用中のお客様に対し、警戒宣言が発せられた旨を適切な方法により周知する。

ⅲ）防災体制

・発災に備え、必要に応じて災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を郵便局に設置し、防災措置に遺漏のないよう努める。

・発災後、被災者援護のため必要に応じて、郵便貯金非常取扱い及び簡易保険非常取扱いを行う。

ⅳ）料金免除等の取扱い

・災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

○　郵便関係

・被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯１世帯当たり、はがき５枚及び郵便所管

枚の範囲で無償交付する。

・被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙、はがき等の料金免除を実施する。

・被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

・利用の制限又は業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、災害の規模等に応じ、郵便物の利用制限又は郵便業務の一部停止をすることがある。

○　郵便貯金関係

・被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便為替の料金免除

被災者の援助を行う、地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替（通常払い込み及び通常振替）の料金免除を実施する。

・郵便貯金業務の非常取扱い

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払渡し及び非常貸付け等を実施する。

・災害ボランティア口座の開設

非常災害時におけるＮＧＯ活動を支援するため、郵便振替口座の預り金をＮＧＯへ配分することを総務大臣に委託できる。

○　簡易保険関係

・被災地の郵便局において簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料の振込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

○　周知方法

・郵便局窓口や局前等に掲出する。

ｖ）支援物資の振り分け

・全国から救援小包が殺到したときは、荒川区の災害対策本部の要請に基づき、郵便局で内容を開封し、分類、指定集積所等への配達を行う。

ⅵ）郵便局施設及び車両の貸出

・荒川区の災害対策本部の要請に基づき、協議のうえで郵便局の予備室等及び四輪車等の貸出を行う。

１－３　災害救助法の適用

（１）対策内容と役割分担

・一定規模以上の災害が発生したとき、被災者の保護と社会秩序の保全のために必要な応急的救助を知事が行う旨を定めたものが、災害救助法である。

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班**	**○　都知事への災害救助法の適用申請**

（２）詳細の取組内容

①　基本方針

ｉ）都知事への災害救助法の適用申請

・災害に際し、区域内における災害が災害救助法第２条の規定にもとづく適用基準に該当し、または、該当する見込みがある場合、区災対本部長は、直ちに都知事（都災害対策本部長）に報告し、災害救助法の適用を申請しなければならない。

ⅱ）急迫した事態の措置

・災害の事態が急迫し、都知事による救助法にもとづく救助の実施を待つことができないときは、区長は、救助に着手し、その状況をただちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

ⅲ）都知事への補助等

・区災対本部長は、救助法にもとづき都知事（都災害対策本部長）が救助に着手したときは、都知事（都災害対策本部長）を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

ⅳ）繰替支弁

・救助の実施に要する費用は、区が一時繰替支弁し、後日、都から繰替支弁金の交付を受ける。

②　災害救助法の適用

ｉ）災害救助法の適用基準

・災害救助法（以下、この章「救助法」という。）の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところにより、荒川区においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法が適用される。

⑴　荒川区の区域内で住家が滅失した世帯の数が 100 世帯以上である場合

⑵　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上あって、荒川区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上である場合

⑶　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

・多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合

ⅱ）被災世帯の算定基準

○　被災世帯の算定

・住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

○　住家の滅失等の認定

設　定　項　目	認　定　基　準
住家が滅失したもの	ア　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの イ　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	ア　住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの イ　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	ア　上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの イ　土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

○　世帯及び住家の単位

・世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

・住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1 住家として取り扱う。

（資料第 134「災害救助法（抄）」）

（資料第 135「災害救助法施行令（抄）」）

（資料第 136「区市町村別災害救助法適用基準表」）

（資料第 137「災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）」）

１－４　応急活動拠点の運営

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班**	**○　東京都の取組みについて、必要に応じて支援**
東京都	**○　オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整**

（２）詳細の取組内容

① 区の取組み

・区は、オープンスペースや航空機の使用に関する都の取組みについて、支援する。

・区は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。

② 都の取組み

・地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都災害対策本部で総合的に調整する。

・都災害対策本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

・都災害対策本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。

・オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

・都災害対策本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

・都災害対策本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。

・離発着場の指定

・応急対策に使用する航空機の需給調整

２　情報活動の実施

災害時に区民の安全と生活を守るためには、災害の状況を迅速かつ的確に把握して、その状況を分析した上で、早急に対策を講じるとともに、区民に対し適切な情報を提供し、不安や混乱を解消していく必要がある。

情報活動は、主として災害に関する情報の収集・分析・伝達から構成され、災害対策活動を実施するうえで最も重要であり、また防災関係機関と密接に連携・協力を行っていくためにも不可欠である。

２－１　情報提供・収集体制の運用

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部運用班	○　情報のトリアージ・収集・分析・伝達活動の実施

（２）詳細の取組内容

① 情報活動の基本原則

ｉ）活動全般

○　重要情報のトリアージ

・災害対策本部では膨大な情報を扱うことから、全体の対処方針や具体的な活動方針に照らし、優先度の高い重要情報を明確にし、効率的かつ効果的な情報活動を実施する。

・災害現場で直接救助等を行うのは消防や警察であり、区として対応が必要となる住民の避難にかかわる情報等を見極め、優先順位をつけることが求められる。

○　情報の一元管理

・災害対策本部における情報活動については、本部長（室）による統制を徹底させるため、災対区民生活部運用班が一元的に管理する。

○　ＩＣＴの積極活用

・災害時、限られた災害対策本部職員で情報活動を効率的に実施するため、個々の情報処理業務を定型化・標準化した上で、可能な限りＩＣＴ（情報通信技術）を活用する。

・災害時、可能な限り平時からの継続業務の省力化を図り、より多くの職員のマンパワーを担当任務に振り向けることで、災害対策本部全体としての対処能力を向上させる。

ⅱ）収集活動

○　使用目的の明確化

・情報収集は、常に当該情報を必要とする具体的な災害対策活動と一体的に捉え、当該情報の使用目的を明確にする。

○　適切な情報内容の設定

・収集する情報は、当該情報を使用する災害対策活動において、適切な判断に資するように具体的な内容を定める。

○　重要情報の能動的な収集

・災害応急対策を実施していく上で重要となる情報については、報告を待つのではなく、自ら能動的に収集する。

・災害対策本部において関係機関へ要員を派遣するなど、積極的かつ能動的に情報を収集する。また、電気・ガス・水道の状況は、東京消防庁の震災情報システムでも把握が可能であるなど、入手の相手先について、平時からその把握に努める。

ⅲ）分析活動

○　状況予測の実施・修正

・全体の状況が把握できない場合であっても、収集した情報に基づき、状況予測を早期に実施し、以後、追加収集した情報でその都度修正しながら、全体状況の把握に努める。

・災害対策本部は、設置直後から対処方針を定め、具体的な応急対策を速やかに実施する必要がある。そのため、全体状況の把握を待たず、入手した情報を手掛かりに状況予測を行うことも重要である。状況予測にあたっては、市街地特性（木造密集、狭隘路、人口分布など）や、東京都が公表している地域危険度調査、図上訓練での検討結果など平時から有する情報を活用する。

○　情報の視覚的把握

・被害状況や活動状況の把握にあたっては、文字形式で収集した情報について、地図上に内容を記載し、視覚的な状況把握に努める。

・災害対策活動では、火災や建物倒壊、道路閉塞など物理的・空間的な制約を受ける中で、「ヒト」と「モノ」を移動させなければならないことから、被害の状況や応急対策活動上必要な情報を地図上に記載し、視覚的な状況把握に努める。

○　分析結果の簡潔整理

・情報の分析結果については、災害対処の判断が的確に行えるよう、その要点を簡潔な文章で整理する。

・情報の分析結果は、災害対処判断の根拠となるものであり、指揮者の交代や実務担当者の引継時において、活動の継続性を確保する上で重要なものであることから、分析結果については、簡潔な文章で整理し記録する。

・迅速かつ適切に処理を行うため、日時、情報の発信者や宛先、受信取扱者、確認者、件名、情報内容、分析結果などを記載した災害対策本部内共通の情報処理伝票（複写式）や集計様式を活用する。

ⅳ）伝達活動

○　情報伝達手段の複数確保

・情報を確実に伝達するため、防災行政無線、文書回付、伝令など複数の手段を確保する。

○　平時における情報伝達系統の確立

・情報伝達の停滞や錯綜を回避するため、平時において、災害対策本部内や防災関係機関との間の情報伝達の系統をあらかじめ確立する。

○　状況認識共有の徹底

・業務指示や事案発生などの情報伝達と、状況認識共有のための情報伝達を区別し、後者については、必要に応じて、対面により伝達するとともに、当該情報について意見交換を行うなど、認識の一致を徹底させる。

②　区役所代表電話受付への広聴担当職員等の配置

・発災後、区民等からの問い合わせや情報提供の外線電話が殺到することが想定され、内容の重要度や緊急度を見極めて各所管に取り次ぐ必要がある。

・区役所代表電話の受付に災対区政広報部の広聴担当職員を中心に、災対各部からの派遣職員を配置し、区民等から伝えられた内容を見極めて所管に取り次ぐ体制を整備する。

③　直接通報への対応

・住民から被害等の通報が、直接、区施設にあった場合、当該区施設の職員は、災対区民生活部運用班に対し、配備されているＭＣＡ無線機等を用いて通報内容を連絡するとともに、災対区民生活部運用班は、その内容を所轄の警察署・消防署から派遣された連絡員に速やかに伝達する。

３　情報収集・伝達の実施

３－１　関係機関等と連携した情報収集

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部運用班	○　災害情報システム（ＤＩＳ）等を活用した東京都への被害状況報告
東京都	○　被害状況の収集活動

（２）詳細の取組内容

①　都に対する被害状況の報告

ｉ）報告内容

・被害状況の迅速・正確な把握は、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。区及び防災関係各機関は、協力して被害状況の把握に努め、都災害対策本部に対して被害状況・措置概要等を逐次報告する。

・災対区民生活部運用班は、災害発生直後から当該災害に関する応急対策が完了するまでの間、おおむね次の要領で都に報告する。

○　報告を要する災害要件

⑴　災害救助法の適用基準に合致するもの

⑵　区が災害対策本部を設置したもの

⑶　災害が小災害であっても、被害が拡大するおそれのあるもの。または、2 都道府県以上にまたがるもので、区における被害が軽微であっても、広域的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

⑷　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

⑸　災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

○　報告事項

⑴　災害の原因

⑵　災害が発生した日時

⑶　災害が発生した場所または地域

⑷　被害状況

⑸　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

⑹　災害救助法の要旨及び必要とする救助の種類

⑺　その他必要な事項

ⅱ）報告の方法

・災害情報システム（ＤＩＳ）端末の入力による。

ⅲ）報告の種類・期限等

・災害速報は、被害を覚知したときは直ちに所定の事項について判明したものから順次次表の要領で報告する。

（資料第 138「震災時広報文例」）

３－２　区民への情報伝達

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区政広報部** **・災対区民生活部運用班**	**○　様々な広報手段を活用した災害情報等の提供**

（２）詳細の取組内容

①　区民への広報

・発災後、災対区政広報部長の指揮監督の下、広報班長は区民に対し、適時的確な広報を行う。広報内容については、運用班長による事前確認とともに、重要な広報案件については、本部長の判断によるものとする。

ｉ）広報手段

・さまざまな広報手段を確保し、区民に対し的確な情報伝達に努める。

広報手段	内　　容
区防災行政無線（固定系無線）	・区内に設置した屋外子局（屋外スピーカー）から区内全域に情報を伝えるとともに、戸別受信機により、区施設への指示や情報伝達を行う。
広報車	・庁有車や安全安心パトロールカーを広報車として活用し、区民に直接情報を伝えるとともに情報収集を行う。
本庁舎、区施設等での掲示	・情報を正確に伝えるとともに、無線等音声による情報を文字により確認できるように、パネル等により掲示する。
災害広報紙	・複雑な内容や保存が必要な情報あるいは正確に伝えたい情報は、災害広報紙として区民に配布するとともに、区施設等に掲示する。
ＣＡＴＶ	・ＣＡＴＶの区民チャンネルを利用し、災害の状況や生活関連情報等を映像やテロップにより繰り返し放送する。
インターネット	・区のホームページを災害時専用画面とすることで、災害の状況や生活関連情報等を発信するとともに区民から災害情報等を収集する。 ・ＳＮＳ（ツイッターやフェイスブックなど）の公式アカウントを活用し情報を発信する。 ・災害用ホームページが自ら運用できない場合には、他の自治体との相互応援協定により、ホームページでの情報発信体制を確保する。
その他	・Ｌアラートを通じ各メディアへ情報を発信する。 ・前記のほか、状況に応じて職員が直接情報を伝える。

ⅱ）広報内容

・災害時の広報は、状況の変化に応じた正確かつ適切な情報を伝えることが必要である。

項　目	内　　容
地震発生直後	主に区民の安全を確保するための情報や混乱を回避するための情報を伝える。 ⑴　火災情報 ⑵　避難情報 ⑶　交通情報 ⑷　避難所や医療救護所の開設情報 ⑸　安否情報
避難し、応急的な生活を始めた段階	主に区民生活に必要な情報を伝える。 ⑴　飲料水、食料、生活用品等の情報 ⑵　ライフラインの復旧情報 ⑶　交通機関情報 ⑷　情報入手手段 ⑸　金融機関情報 ⑹　り災証明書情報 ⑺　廃棄物処理情報 ⑻　相談所開設情報 ⑼　住宅供給情報

４　受援体制の運用

４－１　都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定事業者等への人的支援の要請

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班** **・災対管理部** **・災対福祉部**	**○　都への応援要請** **○　支援担当自治体、協定締結自治体等への応援要請** **○　協定締結事業者等へ応援要請** **○　ボランティアの人的支援の応援要請**
東京都	**○　国、全国知事会等の広域応援協定団体への支援要請や支援受入れ等の総合調整を行う。**

（２）詳細の取組内容

①　基本的な考え方

・区が被災した場合、区を一対一で支援する自治体（以下、「支援担当自治体」という。内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」における「カウンターパート団体」に当たる。）が割り当てられ、支援担当自治体との間で調整を行い、人的支援を受け入

れる。

・並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも人的支援の受入を行う。

② 人的支援の要請・受入の流れ

・各避難所・災対各部において、応援が必要な人員を把握する。

・一般の応援職員については、災対職員課が各避難所・災対各部の応援必要人員数をとりまとめ、運用班受援調整担当に連絡し、運用班受援調整担当が都、支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等へ応援要請を行う。

・専門業務に関する応援職員等の派遣要請であらかじめ手続が定められている業務（被災建築物応急危険度判定等）については、災対各部が直接、都へ応援要請を行う。

・ボランティアについては、荒川区災害ボランティアセンターが必要人員数をとりまとめ、都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集・受入・派遣調整等を行う。

・その他、受援応援については、受援・応援ガイドライン等に基づき活動する。

４－２　都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定事業者等への物的支援の要請

荒川区災害時における受援・応援ガイドラインに基づき、東京都災害ボランティアセンターと十分な連携をとりながら対応する。

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班** **・災対産業経済部**	**○　都への応援要請** **○　支援担当自治体、協定締結自治体等への応援要請** **○　協定締結事業者等へ応援要請**
東京都	**○　国、全国知事会等の広域応援協定団体への支援要請や支援受入れ等の総合調整**

（２）詳細の取組内容

① 基本的な考え方

・区が被災した場合、区を一対一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、人的支援と同様に支援担当自治体との間で調整を行い、物的支援を受け入れる。

・並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも物的支援の受入を行う。

② 物的支援の要請・受入の流れ

・各避難所・災対各部において、必要な物資を把握し、災対産業振興課に連絡する。

・災対産業振興課は必要な物資を集約し、運用班受援調整担当に連絡する。運用班は、都や支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等に応援要請を行う。

・応援自治体等は区の地域内輸送拠点まで物資を輸送し、そこから区が避難所等へ輸送する。

・その他、受援応援については、受援・応援ガイドライン等に基づき活動する。

③　物資の集積場所（地域内輸送拠点）

・他自治体等からの支援物資を集積する場所（地域内輸送拠点）として６か所を指定する。

・屋内施設である荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、サンパール荒川は、主に屋外保管に適さない支援物資を集積する。また、屋外施設である南千住野球場、あらかわ遊園運動場、東尾久運動場は、晴天時に支援物資を一時的に集積し、すぐに各避難所へ搬送することにより効率的な搬送を行うとともに、物資の荷捌き拠点としても利用する。

・地域内輸送拠点で他自治体等からの支援物資を受け入れた後は、区が幹線道路沿いの一次避難所（中継拠点）に物資をいったん搬送し、そこを拠点として近隣の避難所に小型トラックやリアカー等を活用して搬送する。

［物資の集積場所（地域内輸送拠点）］

	施設名	住所
1	荒川総合スポーツセンター	南千住 6-45-5
2	南千住野球場（※近接する荒川総合スポーツセンターの荷捌き拠点としても活用）	南千住 6-45-5
3	あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久 8-3-1
4	あらかわ遊園運動場（※近接するあらかわ遊園スポーツハウスの荷捌き拠点としても活用）	西尾久 8-3-1
5	サンパール荒川	荒川 1-1-1
6	東尾久運動場 （※荷捌き拠点としても活用。平成３０年９月以降）	東尾久 7-1-1

・状況に応じて、次の施設についても地域内輸送拠点として使用する。

	施設名	住所
1	町屋文化センター	荒川 7-20-1
2	ムーブ町屋	荒川 7-50-9
3	旧道灌山中学校	西日暮里 5-37-5

４－３　自衛隊への派遣要請

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班**	**○　自衛隊への応援要請**

（２）詳細の取組内容

・災対本部長は、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するよう求める（都知事に要請できない場合、直接自衛隊に要請）。

・自衛隊の作業計画の策定、活動拠点の確保、派遣部隊の受入を実施する。

・災害派遣の目的を達成又は必要ないと判断した場合、速やかに文書で都知事へ通知する。
・受入等については、受援・応援ガイドライン等に基づき行う。

５　障害物除去

被災者に対する救援・救護活動や緊急物資の輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を指定し、震災時には、各道路管理者がこれらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に優先して実施する。

５－１　障害物除去の実施

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対防災都市づくり部**	**○　被害状況の調査** **○　道路、公園等の障害物の除去**
東京都建設局第六建設事務所	**○　道路の緊急点検及び損壊箇所の応急措置** **○　障害物の除去**

（２）詳細の取組内容

①　荒川区

・道路上の破損、倒壊等による障害物の除去を行い、交通の確保に努める。特に避難道路及び避難道路等に通じる主要区道については、最優先で実施する。
・区の行う障害物除去作業は、原則として区道を対象とするが、道路管理者は、障害物の状況を調査し、荒川区災害対策本部に報告するとともに他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行うものとする。

［道路障害物の除去の流れ］

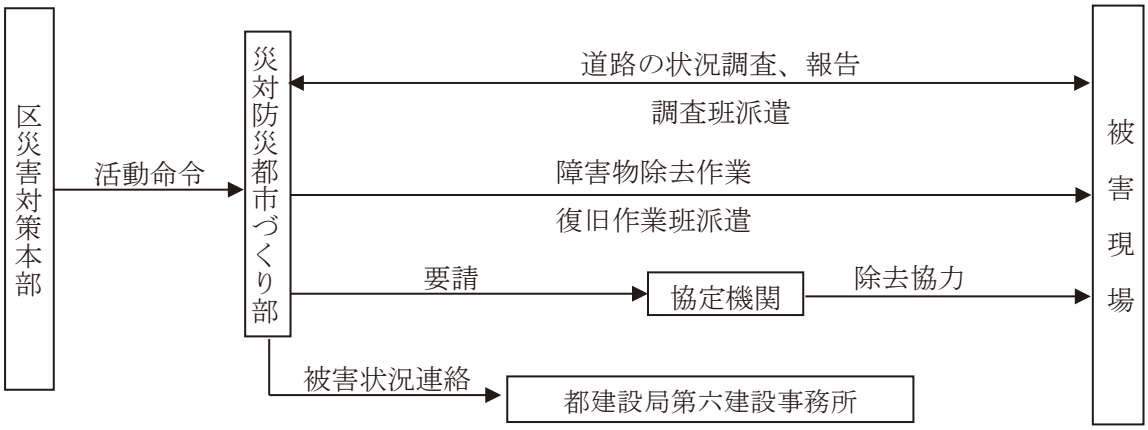

ｉ）被害状況の調査

○　一次調査

・発災直後の調査（一次調査）は、事前に定めた主要道路等を中心に現地調査し、被害状況

を集約するとともに、障害物除去に向けた資器材等の確認・準備を行う。

○　二次調査

・一次調査以外の生活道路や公園等の被害状況を調査する。

ⅱ）応急復旧計画

○　主要道路の障害物の除去

・震災が発生した直後の道路は、倒壊した家屋や自動車などの障害物が散乱するとともに、道路の陥没や亀裂などにより、一時的に交通途絶状態となることが想定される。

・災対防災都市づくり部は被災者に対する救援・救護活動や物資の緊急輸送路等を確保するため、その活動の要となる緊急道路の障害物除去作業を他の道路に先駆けて実施するとともに、被害箇所の応急復旧作業を行う。

・主要道路の障害物除去に当たっては、一次調査の結果及び区災害対策本部で集約した被害情報をもとに、国道事務所、第六建設事務所等と連携を図り、緊急度等を勘案して優先路線を指定し、順次除去作業にあたる。

○　生活道路等の障害物の除去

・地震により、道路上に落下若しくは倒壊した障害物等を除去する。

○　主要公園の障害物除去

・被害の状況等により公園を避難場所等に使用する場合に備え、主要道路の障害物除去の目途がたった段階で、主要な公園から地域の状況を踏まえて障害物を除去する。

[障害物除去の考え方]

路線等	内　　容	除 去 目 標
主　要　道　路	広域避難場所・避難所・備蓄倉庫・給水所等へ通じる道路を優先的に除去	有効幅員 2 車線を確保
生　活　道　路	区内の一般道路	1 車線を確保
公　　園　　等	各地区を均等に、地区公園・近隣公園・街区公園・児童遊園の順に除去	

ⅲ）応急復旧態勢

・復旧活動は、災対防災都市づくり部が作業に当たり、予め行動計画を定めておくものとする。なお、緊急道路障害物除去路線の啓開は、他の作業に優先して実施する必要があるので、道路障害物の状況に応じて、災対防災都市づくり部及び協定機関と連携して作業態勢をとるものとする。

・道路上の障害物の状況を調査し、速やかに災害対策本部に報告するとともに、道路上の障害物を除去する。

・道路啓開作業の実施にあたっては、緊急輸送道路等の重要路線から着手し、次いで医療機関や避難所など防災上重要な施設へのアクセス道路を中心に実施していく。

・道路啓開作業中の路線付近において、警察・消防・自衛隊等による人命救助活動が実施されている場合、連携して対応する。

ⅳ）応急復旧内容

・災害発生後、支援物資等の輸送ができるよう、道路の障害物の除去を各機関と相互に密接な連絡をとりながら実施する。

・歩道がある箇所では、歩道側に障害物を寄せる。

・作業実施に当たっては、応急復旧計画にもとづき、緊急道路障害物除去路線を最優先に実施する。

・道路附属物等のき損により障害物が道路交通を妨げている場合は、速やかに応急啓開措置をとる。

・倒壊した街路樹・街路灯については、交通に支障がないように一時整理し、後日、障害物を撤去する。

・転倒した電柱に架線等が付いている場合は、東京電力、ＮＴＴ東日本等所管の機関へ除去するよう指示する。

・発生材（廃材）については、状況に応じて仮置場を指定して集積する。

・発生材の仮置場は、下記(ｱ)～(ｹ)の候補地から、搬出作業を考慮し、幹線道路に近接した施設を指定する。

⑴　宮前公園（予定地含む）

⑵　尾竹橋公園

⑶　都立汐入公園駐車場

⑷　町屋七丁目公園

⑸　日暮里南公園

⑹　町屋公園拡張予定地

⑺　尾竹橋施設

⑻　東尾久運動場多目的広場

・なお、用地が不足した場合は、都災害対策本部が設置するがれき処理部会に対して、仮置場の確保を要請する。

ⅴ）応援協力態勢

・都建設局第六建設事務所その他関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じて協力を要請する。

・障害物除去に必要な資器材、人員に不足を生じた場合は、災害時における障害物除去等応急対策業務に関する協定にもとづき、災対防災都市づくり部は、荒川区建設業協会に応援を求め、対処するものとする。

・荒川区建設業協会が建設重機を調達し、道路啓開作業に着手できるまで（概ね発災後３日間程度）の間、区及び同協会は、東京都や国などの関係機関と連携し、通行可能道路情報の収集及び作業計画の策定に重点を置いて活動する。

・路上駐車の自動車の移動について道路管理者は、警察と連携し、移動措置をとる。

②　東京都建設局第六建設事務所

ⅰ）巡回及び障害物除去作業

・都は協力業者の協力を得て、災害時における道路の緊急点検及び損壊箇所の応急措置

並びに障害物の除去を行う。

［協力団体等との業務提携］

業務内容	協力団体等
道路の緊急点検 損壊箇所の応急措置 障害物の除去	㈳東京都建設業協会及び会員 ㈳東京都中小建設業協会及び会員 ㈳日本道路建設業協会及び会員 上記協会に属さない建設業者のうち協力承諾書を交わした業者

・震度６弱以上の地震が発生した場合、都と協力承諾書を交わした業者は、予め決められた割当区間を自主的に巡回し、結果を事務所長へ報告する。併せて必要に応じて二次災害防止のための措置を行うと同時に本格的な道路障害物除去作業を行う。

・その他の地震においては事務所長の要請により実施する。

・点検ルート及び点検業者は、上記⑴の路線を荒川区管内担当業者により実施するものとする。

（資料第 139「緊急道路障害物除去路線網」）

６　二次災害防止のための応急対策

６－１　応急危険度判定の実施

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対防災都市づくり部**	**○　応急危険度判定の実施** **○　都への応急危険度判定員の派遣要請** **○　被災宅地危険度判定の実施** **○　都への被災宅地危険度判定士の派遣要請**

（２）詳細の取組内容

①　応急危険度判定の実施

ｉ）目的

・区は地震後、余震等による被災住宅の倒壊部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用の可否について応急的に判断する。

ⅱ）判定対象住宅

・区が行う判定対象住宅は、次のとおりである。

⑴　民間住宅(戸建て住宅、共同住宅等)

⑵　区が管理する共同住宅等

ⅲ）判定の実施

・区は「荒川区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、応急危険度判定を実施する。

ⅳ）判定結果の表示

・応急危険度判定による調査結果は、「危険」、「要注意」、「調査済み」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者及び歩行者等に周知を図る。

② 被災宅地危険度判定の実施

ⅰ）目的

・区は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として、迅速に宅地の被害状況を調査し、立ち入り等の可否について応急的に判断する。

ⅱ）判定対象宅地

・区が行う判定対象宅地は、次のとおりである。

⑴ 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所内の宅地

⑵ その他、被害を受けた宅地

ⅲ）判定の実施

・区は「荒川区被災宅地危険度判定実施行動マニュアル」に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

ⅳ）判定結果の表示

・被災宅地危険度判定による調査結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の三種類のステッカーにより、宅地の出入口等の見やすい場所に表示し、当該宅地の利用者、居住者及び周辺の歩行者等に周知を図る。

7 その他地震災害対策

7－1 地震水害・津波対策

（1）詳細の取組内容

・地震発生時において、津波や堤防護岸等の崩壊などによる浸水被害の発生、または、発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関等においてすみやかに水防態勢を確立することが重要である。

・区、消防署、警察署、消防団等をはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

① 荒川区

・震災時において、津波等による浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合、すみやかに防災態勢を確立し、区域内の水防を十分果たすものとする。

・震災時における荒川区の水防活動態勢等は、【風水害編】第１章第２節「活動態勢」に準じる。

・津波警報が発表された旨、東京都等より伝達を受けたときは、屋外子局によりすみやかに区民に周知する。
・危険予想区域に近隣施設から職員を派遣し、区民に周知する。

② 東京都建設局第六建設事務所

ｉ）事業の内容

・堤防護岸の崩壊による災害の発生防止のため、既設の河川管理施設の維持、補修を鋭意実施する。なお、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

ii）災害時における配備態勢

・大地震が発生し、当事務所管理の河川施設に被害が発生または、発生のおそれが生じた場合は、次により配備態勢を確立し、水防活動を実施する。
・都第六建設事務所の非常配備態勢は次のとおりである。

態勢の別	時　期	参　集	内　容
非常配備態勢	【風水害編】第１章第２節「活動態勢」を準用する。		
特別非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度６弱またはこれに準ずる地震により災害が発生したとき。	発災初期の活動態勢を確保するため、災害応急対策に従事することができる全職員が自発的に参集して対処する態勢	⑴　水位等の観測 ⑵　被害状況の把握 ⑶　被災河川施設の応急対策

iii）災害時における応急復旧

・堤防護岸の崩壊による災害の発生防止または崩壊の拡大防止のため、都第六建設事務所は関係協力団体の協力を得て、損壊箇所の応急復旧を迅速かつ円滑に行う。

［協力団体との業務協定］

業務内容	協力団体等
⑴　河道内からの巡回・点検 ⑵　堤防・護岸の応急復旧業務 ⑶　河道内の障害物除去による河積確保 ⑷　緊急水上輸送路の確保	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
⑴　堤防・護岸の応急復旧 ⑵　河道内の障害物除去による河積確保	社団法人東京都建設業協会 社団法人東京都中小建設業協会

③ 警察署

・津波警報が発表された旨、警視庁本部から伝達された警察署は、直ちに、区及び管下の交番等（勤務員）に、その旨を連絡し、防災態勢を整える。
・交番等（勤務員）は、危険予想区域を優先し、広報資器材を活用して住民等に周知させる。

④　消防署

ⅰ）活動方針

・津波の危険が予想される場合の活動態勢は、震災消防活動の体制を準用する。

・東京消防庁は、都総務局からの情報にもとづき、地震による津波等が発生するおそれがある場合や、津波警報が発表された場合は、直ちに各消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は住民に周知を図る。

・水防活動は、本章【応急対策】１－２「防災関係機関の活動体制の運用」により対処するものとする。

ⅱ）活動の内容

・避難勧告、指示が発令された場合には、津波の規模、来襲の状況、及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区・関係機関に通報するとともに、住民に広報し周知徹底を図る。

・避難が開始された場合は、消防団員との協力により避難誘導にあたる。

・河川における救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

（資料第 140「東京都の津波予報区」）

[津波予報（注意報・警報）伝達系統図]

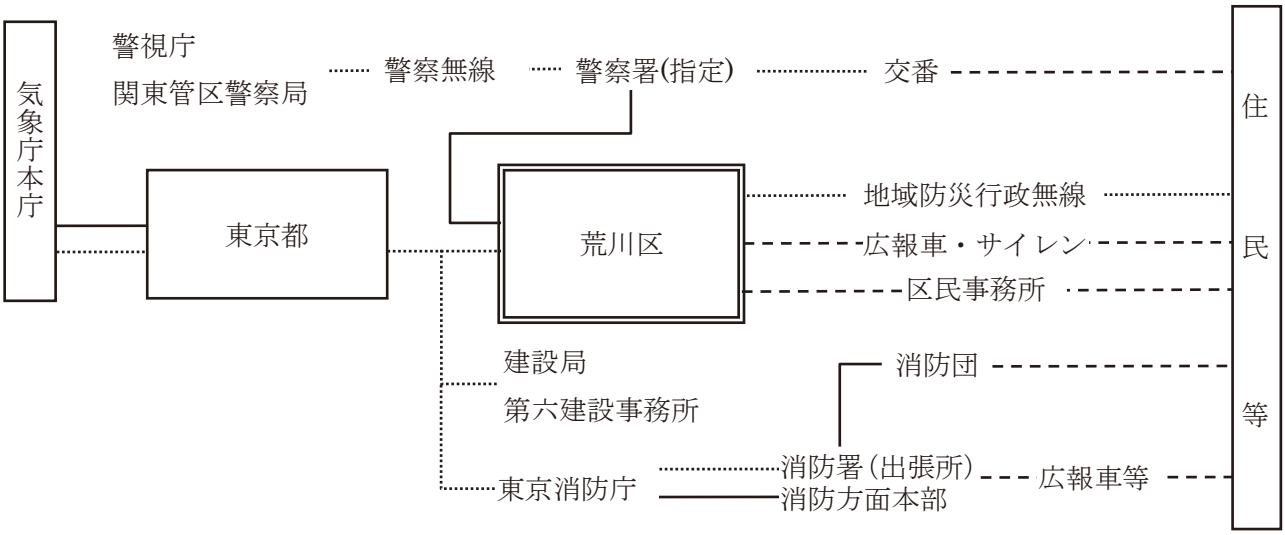

７－２　南海トラフ地震

（１）詳細の取組内容

①　南海トラフ地震に関する検討経過

・昭和 53 年、大規模地震対策特別措置法が施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としていた。

・この法律では、「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード 8 程度）が発生した場合、著しい被害を受けると予想される地域（震度 6 弱以上を基準）が「強化地域」（静岡県等 6 県 167 市町村、その後 8 都県 173 市町村）として指定された。

・平成 29 年 9 月、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対策検討ワーキンググループ」の報告（中央防災会議防災対策実効会議）が、「南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象」を観測し、その分析や評価結果を防災対策に活かせるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であること、国と地方自治体も当面の暫定的な防災体制を定めておく必要があると指摘した。

・これを踏まえ、気象庁は、新たな防災対策が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。区は、引き続き、国や都の動向に注視し、南海トラフ地震に対する防災体制について検討する。

②　気象庁の対応

・気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

ｉ）「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）

・南海トラフ沿いで異常な現象（※１）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

（※１）南海トラフ沿いでマグニチュード７以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などの現象

③　東京都の対応

・気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合は、都民に対し今後の備えについて呼びかけ、日頃からの地震への備えの再確認を促す

（例）家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

・情報収集・連絡体制の整備、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など（必要に応じて実施）

④　荒川区の対応

・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」（以下、「臨時情報」という。）が発せられた場合においても、以下のとおり区の社会的経済的機能を極力平常どおり確保することおよび区民の生命、身体、財産の安全を確保する。

⑴　臨時情報に伴う社会的混乱を防止するための対応措置

⑵　南海トラフ地震による被害を最小にとどめるための防災措置

・本計画は、原則として臨時情報に基づく国や都からの準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。

・南海トラフ地震発生前後の予防対策および応急対策は、本計画「震災編」によることとする。

・臨時情報が発表された際は、次の事項に十分留意する。

⑴　臨時情報が発表された場合、その時点から当該地震発生の可能性があること。

⑵　都および隣接区等と緊密な調整を図る必要があること。

[臨時情報に関連する基本的な流れ]

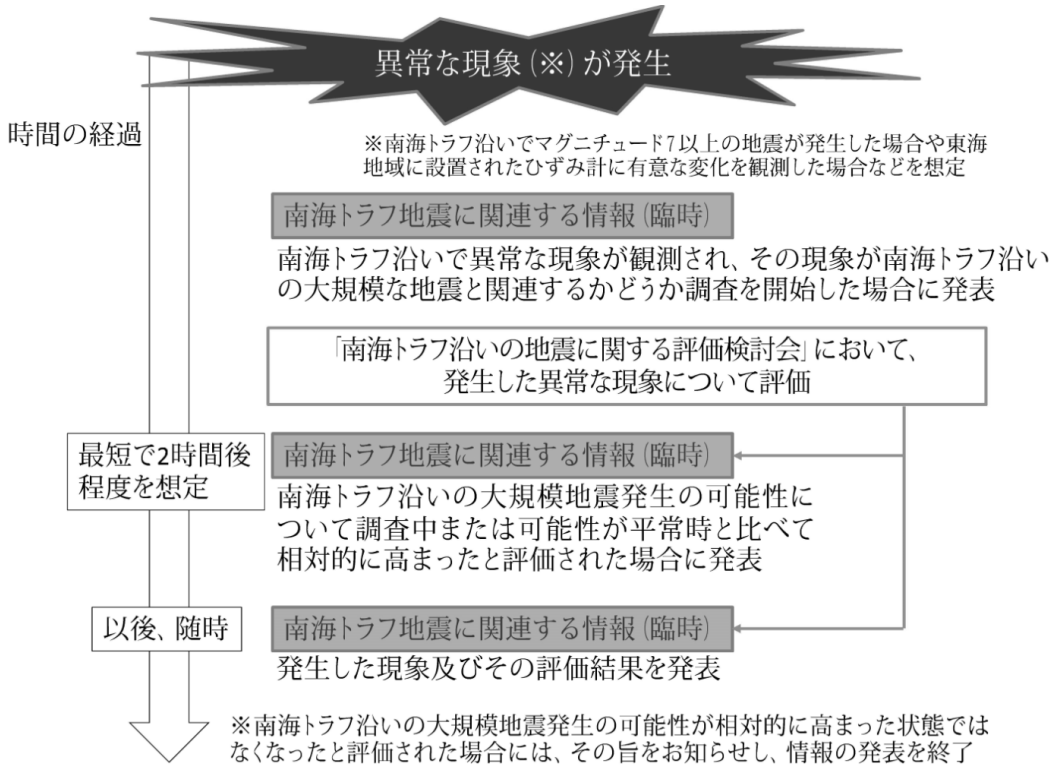

【復旧対策】

１　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理	３　行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・身元確認等
２　生活再建のための復旧対策	４　激甚災害に関する指定計画

１　災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

１－１　災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対環境清掃部	○　災害廃棄物（がれき）処理活動の実施

（２）詳細の取組内容

①　災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理

ｉ）仮設トイレ等のし尿処理

・特別区における発災～1 週間程度までのし尿処理の基本フロー図は次のとおりである。

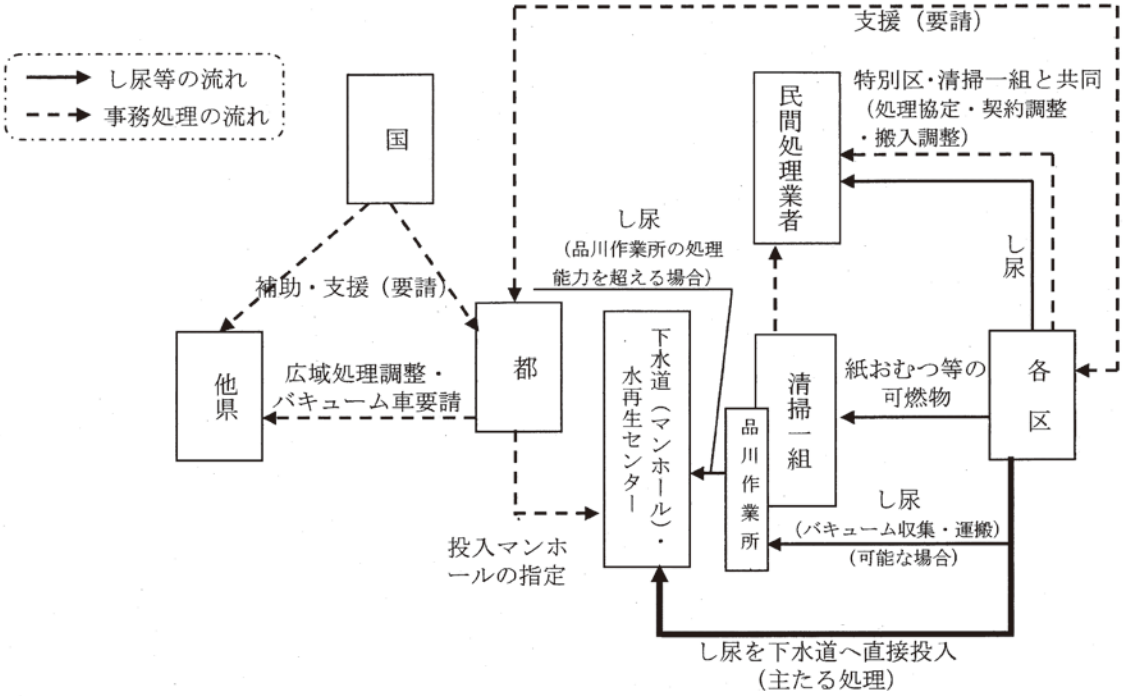

・一次避難所、二次避難所及び福祉避難所等に設置された、仮設トイレの数量を把握し、し尿の収集・運搬に必要な人員・車両（バキューム車）の必要量を把握する。

・し尿の収集・運搬に必要な人員・車両は、災害時相互応援協定締結自治体、近隣自治体及び都環境局への要請により確保する。

・災対環境清掃部は、仮設トイレの設置場所・数量、確保した人員・車両及び車両通行可能な道路状況を勘案し、収集コース（し尿収集計画）を作成する。なお、発災直後は時間の経過とともに状況が変化するため、収集コースは日毎に見直すこととする。

・避難所等に設置される仮設トイレのし尿については、主として都下水道局施設に運搬し、処理する。携帯トイレで排出されるし尿については清掃一組施設に搬入し、焼却処理する。

ⅱ）避難所ごみ・生活ごみの処理

・避難所ごみ及び生活ごみについては、通常時の人員・車両体制により収集可能であるが、雇上会社の被害や人員不足、交通渋滞・交通規制による遅延等も想定されることから、協議会に状況を確認するとともに、不足する場合には特別区本部、協議会、都環境局、災害時相互応援協定締結自治体及び近隣自治体への要請により確保する。

・災対環境清掃部は、道路啓開の進捗及び車両通行可能な道路を把握し、避難所ごみ及び生活ごみの収集コース（臨時作業計画）を作成するとともに、臨時のごみ集積所の選定が必要な地域についても把握する。なお、発災直後は時間の経過とともに状況が変化することが想定されることから、収集コースは日毎に見直すこととする。

・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の発生を防止するため、廃棄物の収集方法（排出場所、分別方法等）を区民等に広報する。

○　避難所ごみ

・避難所ごみは、一次仮置場に搬入せずに、既存の清掃一組施設に運搬する。

○　生活ごみ

・避難所以外の一般家庭から排出されるごみ（可燃・不燃・粗大）は、一次仮置場に搬入せずに、既存の清掃一組施設及び民間事業者に運搬する。なお、道路閉塞により、平時のごみ集積所が利用できない場合には、近隣住民及び道路管理者等の関係機関と調整の上、臨時のごみ集積所を設定して収集する。

ⅲ）集団回収（資源回収）

・集団回収については、リサイクル推進団体及び関係事業者の被災状況を確認した上で、回収日程等を調整し実施する。

・避難所等から排出される資源は、区が収集する。

１－２　災害廃棄物（がれき）処理

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対環境清掃部** **・災対防災都市づくり部**	**○　災害廃棄物（がれき）処理活動の実施**

（２）詳細の取組内容

①　災害廃棄物（がれき）処理

ⅰ）消防・警察・自衛隊等との連携

・消防、警察及び自衛隊等の応急活動・救助活動に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。特に、初動期においては人命救助の要素も含まれるため、情報の一元化の観点から、消防、警察及び自衛隊等と連携し、活動を行う。

ⅱ）がれき処理の優先順位

・がれき処理の優先順位は次のとおりである。

優先順位	内容
第一段階	・人命救助・不明者捜索（道路啓開含む）に係るがれき類の撤去
第二段階	・道路啓開がれき類の撤去 ・被災車両の撤去
第三段階	・損壊家屋の解体・撤去
第四段階	・地震動により損壊した家財類の撤去

ⅲ）がれきの処理

・特別区におけるがれき処理の基本フロー図は次のとおりである。

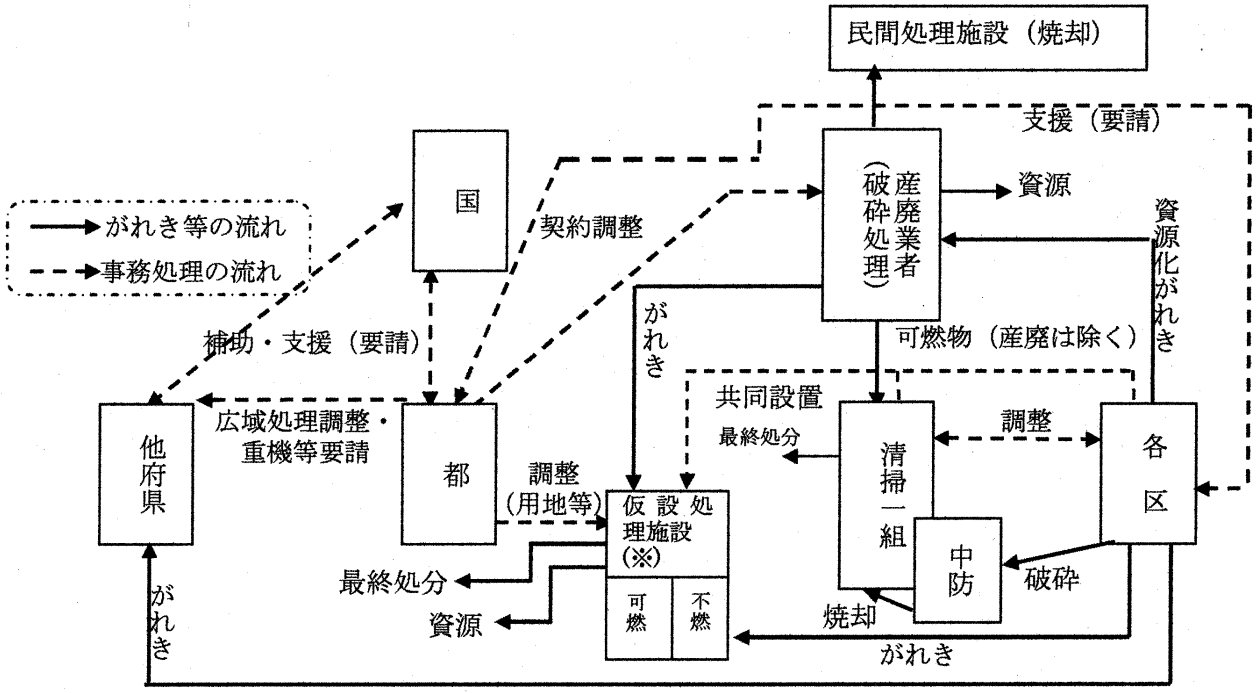

ⅳ）一次仮置場の設置・運営

・特別区におけるがれき処理の役割分担は次のとおりである。

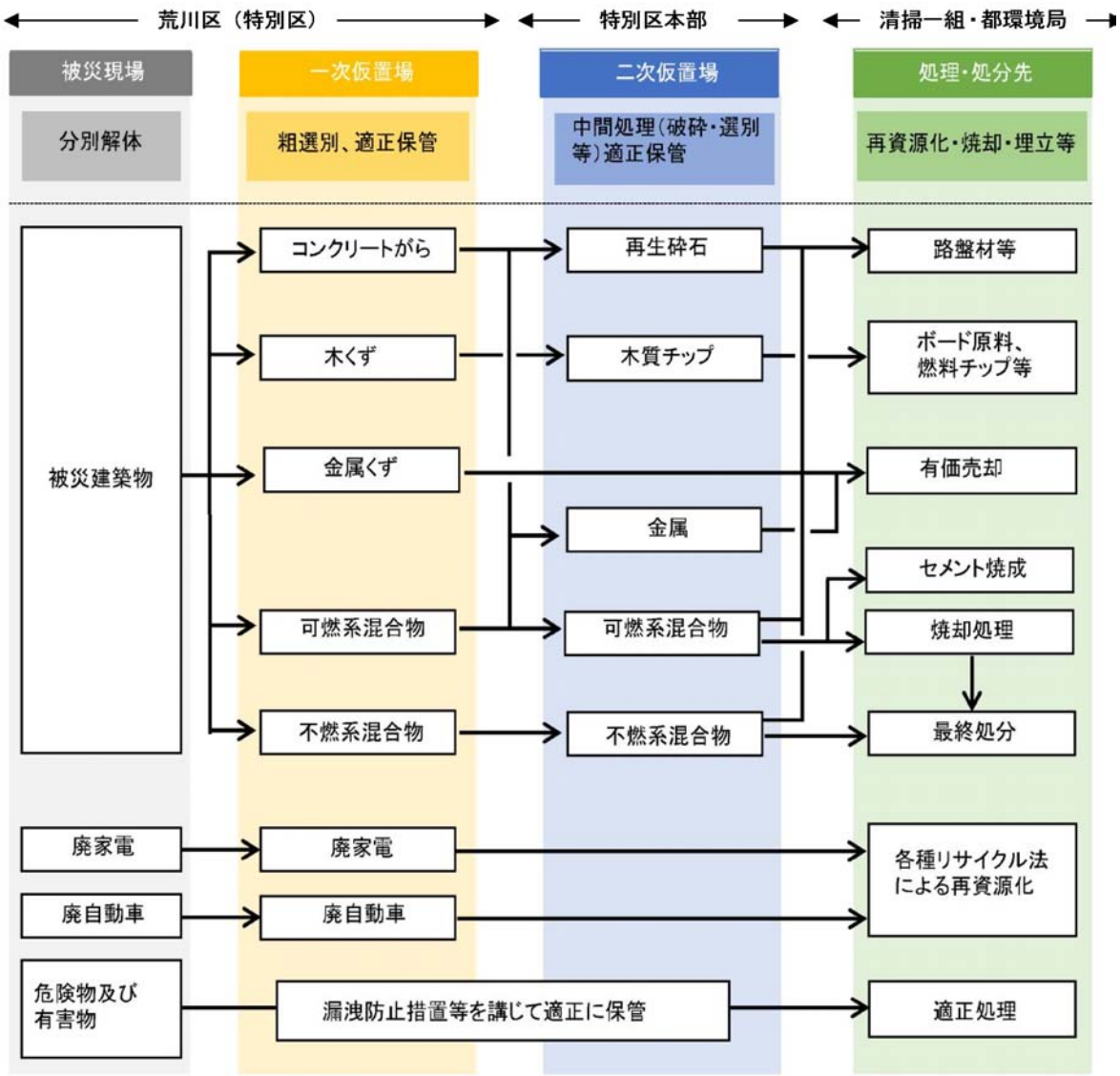

・一次仮置場は、本章【予防対策】６「災害廃棄物（がれき、し尿等）処理」のとおりとするが、道路閉塞等により候補地への車両進入が困難となる場合については、候補地を見直す。

・また、一次仮置場に不足が生じる場合は、都等が設置するがれき処理部会に対して、仮置場の確保を要請する。

・一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行い、資源化が可能なものについては、直接リサイクル先、処理先に運搬する。また、破砕処理や機械選別が必要なものについては、特別区本部が設置する二次仮置場に運搬する。

・一次仮置場では、様々な種類・状態の災害廃棄物を選別・保管・搬出する必要があることから、専門知識を有する産業廃棄物処理業者等の民間事業者を活用した管理・運営体制に移行する。

ｖ）災害廃棄物処理実行計画の策定

・災対環境清掃部は災対各部と連携・協力し、環境省で作成する災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。また、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

vi）倒壊の危険のある建物の撤去（公費解体）

・公費解体に伴うがれき処理の流れは次のとおりである。

想定される時間軸		内容	主な役割分担
初動期 応急期	発災～2 週間程度	○応急危険度判定	区 (災対防災都市づくり部)
復　　旧 復　興　期	～1 か月程度	○住家・家屋被害状況調査 ○被災者台帳作成 ○罹災証明書発行	区 (災対防災都市づくり部)
		○災害廃棄物処理実行計画の策定	区（災対環境清掃部）
	～3 か月程度	○公費解体の対象範囲決定	区 (災対防災都市づくり部)
	～1 年（長期の場合は 3 年）程度	○専門家、解体業者等との契約 ○申請・相談窓口の設置・受付 ○解体前作業（記録） ○解体実施 ○記録・証明書発行 ○一次仮置場への運搬 ○一次仮置場での処理 ○二次仮置場への運搬	区（災対環境清掃部・災対防災都市づくり部）
		○二次仮置場での処理 ○最終処分場（広域処理含む）への運搬	特別区本部
	～3 年以内を目標	○最終処分	都

・第一に車両等の通行上支障のある道路障害物を撤去し、次に倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合も分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

・建物の解体・撤去については、消防、警察及び自衛隊等による救助救出活動により居住者の安否が確認できた建物から、危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。

・所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。

・解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行う。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

２　生活再建のための復旧対策

２－１　住家被害認定調査の実施

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部** **・災対防災都市づくり部**	**○　住家被害認定調査の実施**

（２）詳細の取組内容

① 住家被害認定調査

・地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定するための調査である。

・調査によって得られた情報は、被災者生活再建支援システムを活用し、被災者台帳として整理され、り災証明書発行や被災者生活の再建に係る様々な支援策の公平かつ効率的な実施に活用する。

２－２　り災証明書の発行等

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対防災都市づくり部	○　被災者生活再建支援システムを活用したり災証明書の発行

（２）詳細の取組内容

・災害発生後、り災証明を求める区民に対し、区は「３－１　住家被害認定調査」にもとづき証明できる範囲で区民の請求に応ずるものとする。

・被災した住家に対するり災証明については、災対防災都市づくり部、人的被害に対してのり災証明については、災対区民生活部が所掌する。

① り災証明の内容

ⅰ）住家の被害

・全壊（焼）、流失、大規模半壊、半壊（焼）、一部損壊、床上浸水、床下浸水の別

ⅱ）人的被害

・死亡、行方不明、負傷、その他

② り災証明の申請及び様式

・り災者が、所定の申請書により申請する。

・なお、火災によるり災証明書の様式は、東京消防庁と協議する。

③ 手数料

・区手数料事務規則第３条等により免除する。

④ 発行

・震災に伴う災害を除き、状況に応じて、別途詳細を定めるものとする。

・火災によるり災証明については、消防署と区が協議して決定した場所で発行する。

・り災証明書の発行にあたっては、必要に応じて他部や他の自治体職員等の協力を得て、人員を確保する。

２－３　応急仮設住宅等の確保等

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対防災都市づくり部	○　応急仮設住宅等の必要量の算定 ○　都と連携した応急修理、応急仮設住宅建設等の実施

（２）詳細の取組内容

①　応急仮設住宅等の必要量の算出

ｉ）応急仮設住宅等の供給量の算定

・住家被害認定調査や被災者生活実態調査等に基づき、応急仮設住宅等の必要量を概算するとともに、被害状況の詳細を把握し、全体必要量を都へ報告する。

ⅱ）供給可能量の算出

・被災直後の現地調査及び関係団体等と連絡・調整を行い、算出する。

ⅲ）建設可能用地の確保

・都や他区市町村等と調整の上、民間の登録用地や公有地を確保し、建設予定地とする。

・震災発生後、地権者などから、提供の申し出のあった民有地を使用する場合には、初期段階において所有者等との間で、借地期間や借地料等について契約関係を明確にする。

②　時限的市街地の方針や計画の策定（被災後２か月以内）

ｉ）時限的市街地づくりの方針（原案）等の作成

・区は、各種調査結果を踏まえて、都と調整した上で被災市街地全体を対象とした時限的市街地づくりの方針（原案）を策定する。

・方針には以下の内容を盛り込む。

⑴　国有地、公有地及び民有地の利用方針

⑵　応急仮設住宅建設の方針

⑶　公的住宅及び民間住宅の空き家利用の方針

⑷　事業用仮設住宅建設の方針

⑸　自力仮設住宅等の方針

⑹　仮設店舗・工場等支援の方針

⑺　被災住宅の応急修理の方針

⑻　時限的市街地の建設と運営

・区が作成した原案をもとに、都は時限的市街地づくりの方針を策定する。

ⅱ）被災者の配置計画案の作成

・区は時限的市街地づくりの方針を踏まえて、地域特性や被災状況等を加味し、被災者の時限的市街地への配置計画案を作成する。

・都が時限的市街地計画を策定する際に、生活復興の視点で東京都と行う協議のための資料に活用する。

・被災者の従前居住地の近傍に配置できるよう努める。

・コミュニティ単位の集団移転等により、従前のコミュニティが維持できるように努める。

ⅲ）時限的市街地計画の策定（東京都）

・都は時限的市街地づくりの方針を踏まえ、区の配置計画の検討と連携をとりながら、用地過不足などに関する調整を行い、時限的市街地計画を策定する。

計画種別	計画の内容
1　時限的市街地の対象区域	時限的市街地の対象区域
2　応急仮設住宅建設計画	・建設量 ・建設用地（区内、区外、都外） ・住宅種別 ・建設スケジュール ・入居方法　　など
3　公的住宅等・民間住宅利用計画	・公的住宅等の空家確保（施設名、戸数） ・民間住宅の共同住宅の空室確保（施設名、戸数） ・入居方式　　など
4　事業用仮設住宅建設計画	・建設量 ・建設用地 ・建設スケジュール ・入居方法　　など
5　住宅応急修理推進計画	・対象棟数 ・修理限度額 ・施工業者の登録制度　　など
6　自力仮設住宅等支援計画	・対象棟数 ・支援限度額　　など
7　仮設店舗・工場等供給計画	・建設量 ・建設用地 ・住宅種別 ・建設スケジュール ・入居方法　　など

③　被災住宅の応急修理

ⅰ）目的

・居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

・取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

ⅱ）実施主体

・住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合で、区長が特に必要と認めたときは区において実施する。

ⅲ）申請建物の要件審査

・希望する被災者が区に申込書を提出し要件審査を受ける。

○　対象者

・災害のため住家が半壊、または半焼し、自らの資力では応急修理が出来ない者及び大規模

な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

○　応急修理の範囲

・居室、炊事場、トイレ等、生活上欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損個所に限られる。

○　調査、選定

・災害救助法適用後、被災者の資力、その他生活条件等の調査及びり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定する。

・災害救助法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは区が基準を定め、選定する。

ⅳ）応急修理の方法

○　修理

・都が一般社団法人東京建設業協会のあっ旋する建設業者により応急修理を行う業者のリストを作成する。

・区はリストにより業者を指定する。

・災害救助法が適用されない場合で、区長が実施の必要性を認めた時は、区は区内建設業者を通じて修理する。

○　経費

・1 世帯あたりの経費は、国の定めによる

○　期間

・原則として、災害発生の日から 1 か月以内に完了しなければならない。

④　建設資材等の調達

ⅰ）応急仮設住宅資材等の調達

・都は、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人東京建設業協会があっ旋する建設業者を通じて資材等を調達する。

・災害救助法が適用されない場合は、区は、区内建設業者を通して迅速に調達するものとする。

ⅱ）災害復旧用材（国有林材）の供給

・農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、災害復旧用木材の供給を行う。

・災害復旧用材の供給は、区長等からの要請により行う。

⑤　応急仮設住宅の供与

ⅰ）供与の目的

・災害救助法が適用された地域において、震災により住家が全壊、全焼、又は流失し、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するため応急的に仮設の住宅を供与する。

ⅱ）計画方針

・災害時、住家が滅失または破損することが予想され、その場合、自己の資力によって居住する住家を確保できない被災者を対象に応急仮設住宅の設置を実施する。

ⅲ）設置主体

・応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合は区において設置する。

ⅳ）構造及び規模

○　建設地

・都は予定された建設地の中から選定する。

・用地の選定にあたっては、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間での融通を行う。

・区立公園等のスペースについても、被害状況等を勘案して、応急仮設住宅建設用地として活用する。

・また、緊急の疎開先として、災害時相互応援協定にもとづき、希望者を各協定都市の施設で受入れるように、要請を行うこととする。

（資料第 141「応急仮設住宅建設予定地」）

○　構造及び規模等

・平屋建、2 階建の軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

・1 戸当たりの床面積は 29.7 ㎡を標準（3 人から 4 人世帯）とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

・1 戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

○　設置戸数

・災害救助法の適用となった区を単位として、法に基づき、原則的に区内の全焼、全壊または流失世帯の合計数の 3 割以内を設置戸数とするが、被害の程度及びその他の事情により不合理であると判断される場合、当該区相互間において設置戸数の融通を行うことができる。

・以上の設置戸数については、都において決定する。

○　建設工事

・災害発生の日から 20 日以内に着工する。

・災害救助法適用後は、区長が都に要請する。

・都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。

・工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区が委任を受けて行う。

・災害救助法の適用がない場合で区が設置する場合には、区内建設業者の協力を得て実施する。

・災害救助法適用前に区が実施する場合は、次により災対防災都市づくり部が必要戸数を建設する。なお、この場合、前記基準に準じて実施するものとする。

○　応急仮設住宅の型式

・組立住宅

・現場建設仮設住宅

○　実施の方式

・建設の方式としては、リース及び購入による。

○　応急仮設住宅の設置業務

・組立住宅または現場建設仮設住宅の建設の指令を受けたときは、直ちに建設地を調査するとともに、工事の設計、仕様及び工事費の見積を行い、緊急を要するときは本部長の指揮を受け、災対管理部に契約を依頼し、事後、荒川区契約事務規則に定める手続により事務処理をする。

・工事中は工事の指導監督、工程管理を行う。

・組立住宅または現場建設仮設住宅の建設を終了したときは、直ちに検査員の検査を受け、その旨を本部長に報告する。

・組立住宅の購入または、現場建設仮設住宅の建設を完了し、検査を終えたときは支払請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。

ｖ）民間賃貸住宅等

・用地や資機材の確保が難しい場合、東京都と連携して民間賃貸住宅や宿泊施設の借上げについても実施し、居住住家の困窮解消に努める。

⑥　入居者の募集・選定

・災害救助法が適用され、都が応急仮設住宅の建設等を実施する場合の入居者の募集・選定については、都の依頼により、都が定める基準に基づき区が行う。

ｉ）入居資格

・次の各号の全てに該当する者とするほか、都知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申し込みは１世帯１箇所限りとする。

⑴　住家が全焼、全壊または流出した者

⑵　居住する住家がない者

⑶　自ら住家を確保できない者

ⅱ）入居者の募集・選定

・都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を区に対し依頼する。

・割り当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

・住宅の割り当てを受けた区は、区の被災者に対し募集を行う。

・入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

・災害救助法が適用されない場合には、募集計画の策定、入居者の募集、選定事務のすべてを区が行う。

・区は、東京消防庁が策定する防火安全対策を、入居者に対して周知する。

⑦　応急仮設住宅の撤去

・入居後、自己建設等で空家となった応急仮設住宅等については、リース、賃貸、購入等、対応方法毎に区分し、次により撤去又は原状回復する。

ｉ）組立住宅

・リースによる組立住宅の撤去の指令を受けたときは、直ちに撤去搬出させるとともにリー

ス料の請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。

ⅱ）現場建設仮設住宅

・現地建設の仮設住宅は、取り壊しに要する工事の仕様と工事費の見積を行い、災対管理部に契約を依頼する。

・取り壊し工事中は工事の指導・監督を行い、工事を完了したときは検査員の検査を経て、支払、請求書の提出を求め、内容を審査して工事費の支払を行う。

ⅲ）民間賃貸住宅

・通常の借上げと同様、原状回復に要した費用を管理者へ支払う。

ⅳ）宿泊施設

・管理者等により別途定める費用を支払う。

⑧　応急仮設住宅の管理

・応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区が行う。

・応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

・災害救助法が適用されない場合に区が設置したものについては、区が管理する。

・区が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め、災対防災都市づくり部災対施設管理課が管理する。

２－４　生活相談、義援金の配分、生活再建支援金の支給等

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部** **・災対産業経済部** **・災対福祉部**	**○　避難所等における生活相談の実施** **○　災害弔慰金の支給** **○　災害援護資金・住宅資金等の貸付け** **○　被災者生活再建支援金の支給** **○　職業の斡旋**

（２）詳細の取組内容

①　生活相談

・次の機関は、災害の規模に応じてそれぞれ区民からの相談に応じる相談所を設置する。

機関	内容
区	⑴　被災者の生活再建を図るための様々な相談に応じるため、区民相談所の機能を拡大し、対処するものとする。災対区民生活部が災対各部の応援を得て、これにあたる。 ⑵　災害対策本部が解散した後も、これに準ずる体制で当該業務を遂行する。 ⑶　避難所及び区民事務所における生活相談業務は、区本庁舎の相談所と密接な連携を保ちながら、その指揮のもとに行うものとする。

消　防　署	災害後における出火防止を図るため、消防署等に災害の規模に応じて消防相談所を設置し、次の業務を行う。 ⑴　被災建物、仮設住宅及び避難所等における火災予防対策の徹底 ⑵　電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ⑶　危険物施設等における余震に対する計画体制、構造、設備に関する点検等の強化 ⑷　被災者からの申請による区と連携したり災証明の発行

②　災害弔慰金等の支給

・災害弔慰金の支給等に関する条例の規定にもとづき、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた区民に対し、災害障害見舞金を支給する。

ⅰ）災害弔慰金

○　支給対象者・順位

・①死亡者の配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母（①から⑤の遺族がいない場合、死亡した方と同居又は生計同一の兄弟姉妹）

○　支給限度額

・死亡者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円、それ以外の場合 250 万円

ⅱ）災害障害見舞金

・地震等の自然災害により負傷または疾病にかかり、精神または身体に障がいがある区民に対し、災害障害見舞金を支給する。

○　支給対象者

・法別表に掲げる程度の障がいのある者

○　支給限度額

・障がい者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円、それ以外の場合 125 万円

ⅲ）災害救援品等の支給

・日本赤十字社東京都支部では、災害救援品の支給基準にもとづき、東京支部各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

（資料第 142「災害弔慰金の支給等に関する条例」）

（資料第 143「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」）

③　災害援護資金・住宅資金等の貸付け

・災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し及び自立助長の資金として、災害救助法の適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に被害を受けた区民に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

応急資金貸付	
	貸付限度額 1 世帯 30 万円以内（特別の場合は 60 万円）
	荒川区福祉部福祉推進課
災害援護資金貸付	
	貸付限度額 1 世帯 150 万円～350 万円（国制度）、150 万円（都制度）
	荒川区福祉部福祉推進課
生活福祉資金貸付貸付	
	貸付限度額 1 世帯 150 万円
	荒川区社会福祉協議会
荒川区中小企業融資制度　経営基盤強化融資	
	融資限度額　1,250 万円
	荒川区産業経済部経営支援課
東京都中小企業融資制度　災害復旧資金融資〔略称（災）〕	
	融資限度額　一災害につき 8,000 万円以内
	東京都産業労働局金融部金融課
東京都中小企業融資制度　経営支援融資「区市町村認定書不要型」〔略称（経営一般）〕	
	融資限度額　1 企業　1 億円 1 組合　2 億円
	東京都産業労働局金融部金融課
災害復興住宅融資	
	1　基本融資額 建設資金・新築購入資金　耐火・準耐火・木造（耐久性）1,460 万円　など 2　土地融資額 土地取得資金 970 万円、整地資金 390 万円　など
	住宅金融支援機構

④　被災者生活再建支援金の支給

ｉ）概要

・被災者生活再建支援法が適用された自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活必需品等の購入経費として支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

ⅱ）支給要件等

・居住する住宅が、全壊した世帯、半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅が居住不能で長期避難している世帯、大規模半壊の世帯に対して、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額を支給する。（世帯人数が１人の場合は３／４の額）

［支給要件等一覧］

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

○　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	半壊・解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

○　住宅の再建方法に応じて支給するし遠近（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

（資料第 144「被災者生活再建支援法（抄）」）

（資料第 145「被災者生活再建支援法施行令」）

⑤　職業のあっ旋

・災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、公共職業安定所と連携し、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施により、早期再就職の促進を図るものとする。

２－５　義援金品等の配分

全国から拠出され、区に寄託された被災者あての義援金品を確実、迅速かつ公平に被災者に配分する必要がある。

都本部に、東京都義援金配分委員会を設置し、義援金の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定め、包括的に対応する。

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部** **・災対産業経済部**	**○　都と連携した義援金品等の募集・配分** **○　義援金品等の保管**
東京都	**○　東京都義援金配分委員会の設置**

（２）詳細の取組内容

①　東京都義援金配分委員会

ｉ）義援金募集の検討

・都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

ii）東京都義援金配分委員会の設置

・義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下、この節「都委員会」という。）を設置する。

・都委員会は、次の事項について審議し、決定する。

⑴　被災区市町村への義援金の募集・配分計画の策定
⑵　義援金の受付・配分に係る広報活動
⑶　その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

・都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

②　義援金品の募集・受付

ⅰ）義援金品の募集

・義援金品の内容等については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について、都と区が連携し、広く広報して募集を行い、都及び区において受け付けるものとし、区の役割は下記のとおりとする。

ⅱ）義援金の募集

・災対区民生活部は義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に区民生活部長名義の専用の普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

・受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振り込みによって義援金を受け付けた場合は、振り込み用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

・義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送付する。ただし、都委員会に送付するまでの間は、義援金受付口座に預金保管する。

ⅲ）義援品の受付

・災対産業経済部は義援品の受付窓口を開設し、直接義援品を受け付ける。

・受領した義援品については、寄託者に受領書を発行する。

・義援品の受付状況について災害対策本部へ報告する。

③　義援金品の保管・配分

・委員会の配分計画により、委員会から送金された義援金品について、区は下記のとおり対応する。

ⅰ）義援金

・都委員会から送金された義援金は、区民生活部長名義の専用の普通口座に保管し、都委員会の配分計画にもとづく配分率及び配分方法により、災対区民生活部から被災者に配分する。

・災対区民生活部は、被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都委員会に報告する。

ⅱ）義援品

・受領した義援品については、災対産業経済部が集積・保管し、配分計画にもとづき被災者に配分する。

・配分にあたっては、防災区民組織（町会）、日本赤十字社奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

・配分方法は、第５章【応急対策】5「飲料水・食料・生活必需品等の支給」に準じる。

・被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録する。

２－６　租税等の徴収猶予及び減免等

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部	○　区税の徴収猶予、減免措置

（２）詳細の取組内容

①　区税の徴収猶予及び減免等

ｉ）基本方針

・被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下、この節「納税者」という。）に対し、地方税法または荒川区特別区税条例（以下、この節「法律等」という。）により、区税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講ずる。

ⅱ）期限の延長

・災害により、納税者が区税に関する法律等にもとづく申告、申請その他書類の提出または納付若しくは納入することが期限までにできないと認めるときは、次により期限の延長を行う。

・災害の区域が広域にわたる場合においては、区長が法律等にもとづき、適用の区域、期限の延長その他必要事項を指定する。

・納税者が災害その他やむを得ない理由により、期限の延長を受けようとする場合は、前記の期限延長を適用する場合を除き、納税者の申告にもとづき、区長が期限の延長その他必要事項を指定する。

ⅲ）徴収猶予

・災害により、財産に被害を受けた納税者が、区税を一時的に納付または納入することができないと認められるときは、その者の申請にもとづき、1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

ⅳ）滞納処分の執行停止

・災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

ｖ）減免

・被災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

○　特別区民税

・災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて被災の状況に応じ減免する。

○　軽自動車税

・災害により、その者の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車について納期限前に甚大な損害を受けたときは、損害の程度に応じ減免する。

３　行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等

災害に際し、行方不明者または死亡者が発生したときは、捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都、区相互間及び各関係機関の連絡を緊密にして、遅滞のないよう対応し、人心の安定を図るものとする。

３－１　行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・身元確認等

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部	○　警察署との連絡体制の構築 ○　行方不明者の捜索 ○　遺体収容所の設置、遺体の搬送 ○　区民への情報提供
警察署	○　検視等の実施 ○　遺体の身元確認

（２）詳細の取組内容

①　遺体の捜索・収容等

［遺体取り扱いフロー］

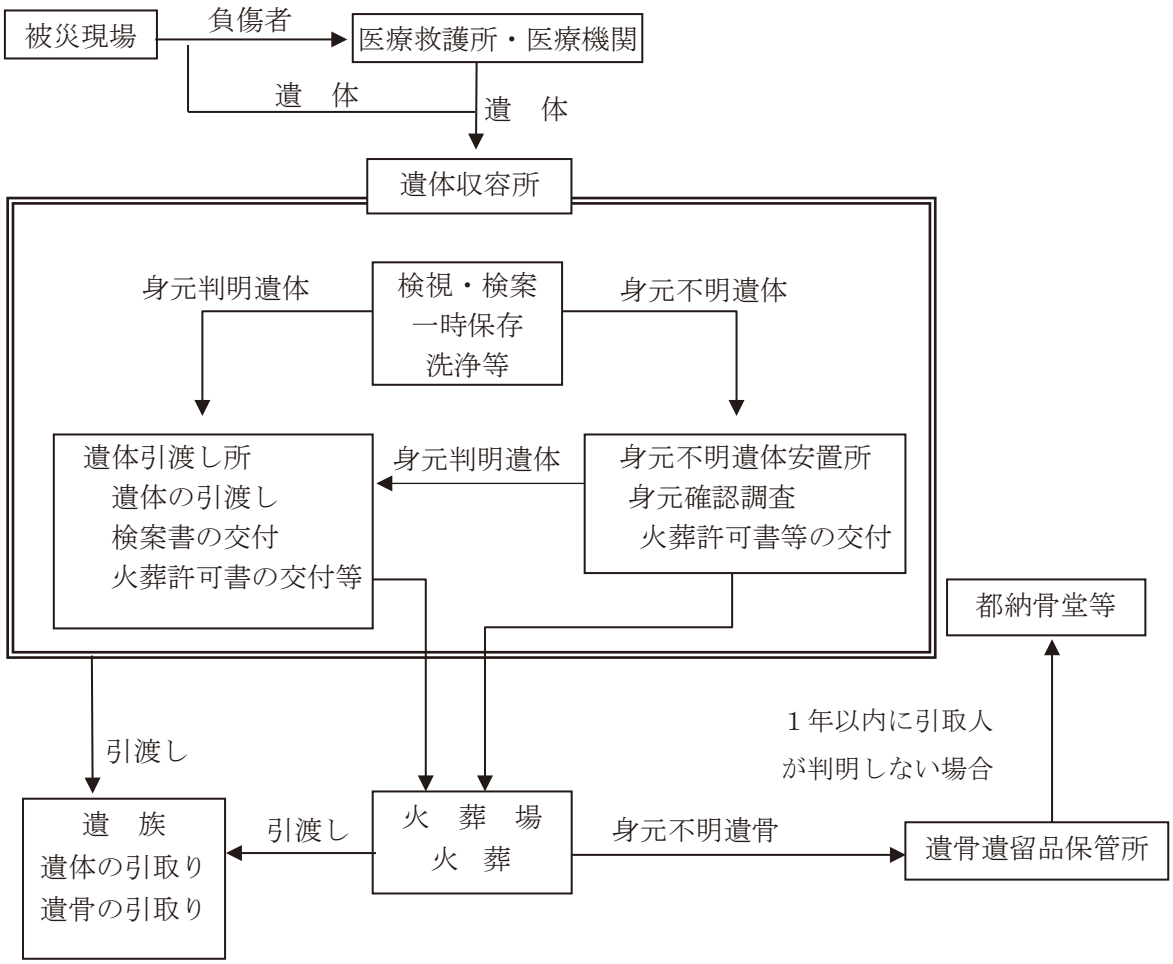

ｉ）遺体・行方不明者の捜索

［機関別活動内容］

機関名	活 動 内 容
区	⑴　災対区民生活部は、都総務局と協議し、都各部局、警察、民間団体等の協力を得て、遺体の捜索及び発見した遺体を遺体収容所へ収容する。 ⑵　遺体の搬送については、車両等を用いて配置された職員（全職員対象）が行う。 ⑶　災対区民生活部は、警察署と連携して行方不明者の相談・情報収集に努める。
都	区からの協議にもとづき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整にあたり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警　察　署	⑴　行方不明者相談所等を設置し、行方不明者の届出相談等を受けるとともに、情報収集に努める。 ⑵　区の捜索に協力する。 ⑶　死体の見分、検視は、原則として遺体収容所において、検視規則等にもとづき実施する。 ⑷　死体の見分、検視にあたっては、身元確認資料の収集に努める。 ⑸　身元不明死体については、区災害対策本部を通じ、区歯科医師会等に協力を要請し、身元確認に努める。 ⑹　捜索するも身元の判明しない死体については、一定期間経過後、区災害対策本部に引き継ぐ。
自　衛　隊	⑴　都の要請にもとづき、警察署、防災区民組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関して、関係機関へ引き継ぐ等適正な処理を行う。 ⑵　状況に応じて、遺体の搬送に協力する

○　捜索期間

・災害発生の日から 10 日以内とする。また、災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。

○　捜索に関わる帳票

・救助実施記録日計票

・捜索用機械器具燃料受払簿

・遺体の捜索状況記録簿

・遺体の捜索費関係支出証拠書類

ⅱ）遺体の搬送（遺体収容所まで）

・区は遺族等による搬送が困難な遺体の収容依頼があったときは、都や関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

・搬送にあたっては、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について確認する。

ⅲ）遺体収容所の設置及び活動

○　遺体収容所の設置

・災対区民生活部は、発災後すみやかに遺体収容所を開設し、開設状況について都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知する。

・遺体収容所は死亡者の状況、周辺施設の被災状況及び避難所の開設状況を勘案し、すみやかに公共建物等に開設し、遺体を収容する。

・必要器具（納棺用品等）については、災害時棺等葬祭用品供給等協力協定により確保する。

・区は、大規模災害等により多数の死者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の開設場所について事前指定しておくなど遺体を迅速に収容する体制の確立に努める。

○　遺体収容所の活動

・遺体収容所においては、検視・検案の実施、遺体検案書の交付、死亡届けの受理、火葬許可証の交付等の関係法令にもとづく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

・遺体収容所に管理責任者をおき、連絡調整等にあたらせる。

・遺体収容所の運営にあたる職員（全職員対象）においては交代制を確保し、安定運営に努める。

○　遺体収容所の活動マニュアル

・遺体収容所の設置及び活動にあたっては、発災後の混乱期から円滑な運用が求められることから、事前に活動マニュアルを策定する。

②　検視・検案等

ⅰ）検視・検案体制

・検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、区、都及び警視庁は必要な体制をとることとする。

○　警視庁

・検視班を編成し、遺体収容所に派遣する。

・各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。

・検視班は、検視規則及び死体取扱規則ならびに大地震発生時における多数死体取扱要綱等にもとづき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

○　都医師会・都歯科医師会

・都医師会は、都の要請により、遺体の検案に協力する。

・都歯科医師会は、都及び警視庁の要請にもとづき、必要に応じて遺体の検視に協力する。

○　検案等の迅速化に資する資器材の調達等

・区は遺体安置所における多数の検案を的確に行うための資器材について、医療関係機関からの意見を踏まえた配備に努める。

ⅱ）区民への情報提供

・災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには検視・検案に係る的確な情報を区民に提供する必要がある。

・区は都及び関係機関と連携し、防災情報システムや、その他各種メディアを十分に活用し

て、区民に対し死者に関する的確な情報提供を行うこととする。

ⅲ）遺体の身元確認

・遺体収容所において、区は火葬許可証（必要に応じて「特例許可証」）を発行する。

・遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

・各警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談に応ずるとともに、身元引受人の発見に努める。

・火葬許可証（必要に応じて「特例許可証」）発行に係る業務について、遺体収容所活動マニュアルと併せて策定する。

３－２　身元不明遺体の保管、広域火葬の実施

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部**	**○　遺体及び遺骨、遺留品の保管** **○　都と連携した広域火葬の実施**

（２）詳細の取組内容

①　火葬の方法

・火葬に付する場合は、災害遺体送付票を作成し、遺体を指定された火葬場に搬送する。

・火葬に付した後、遺骨等を遺族に引渡す。

・遺骨及び遺留品に遺骨及び遺留品処理票を付し、保管所に一時保管する

・家族その他から遺骨及び遺留品引き取りの希望があった時は、遺骨及び遺留品処理票を整備のうえ、引渡す。

②　身元不明遺体の遺骨の取り扱い

・警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

・区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。

・引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

・各警察署は、区と協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

③　広域火葬の実施

・都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害規模等に応じた効率的な広域火葬体制を推進する。

・区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

・広域火葬における区の活動は次のとおり。

⑴　区内火葬場の被災状況把握
⑵　区民への周知
⑶　割り振られた火葬場への確認
⑷　遺体の搬送に必要な車両の確保
・遺体搬送車両については、次の順序により要請、調達する。
⑴　全国霊柩自動車協会
⑵　東京都

４　激甚災害に関する指定計画

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班**	**○　激甚災害指定の都知事への報告**

（２）詳細の取組内容

・著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（以下「激甚法」という。）」が制定されている。
・この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置を内容としている。
・区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

①　激甚災害指定手続

・大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告にもとづき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
・中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準にもとづいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

［激甚災害指定手続の流れ］

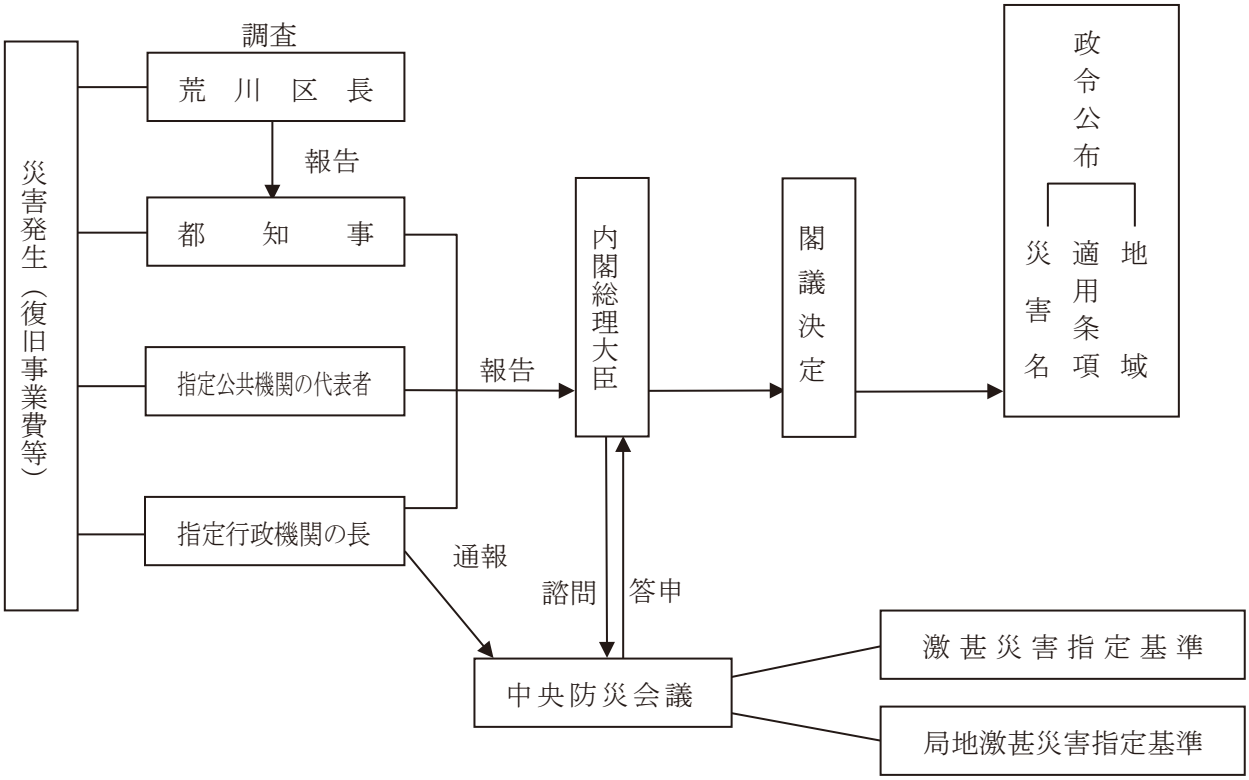

②　激甚災害に関する調査

・区長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、災害状況等を調査し都知事に報告する。

③　激甚災害の指定

・区長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、都知事に対して指定を要請し、区の災対各部は事業ごとに都の各局と連絡のうえ、指定の促進を図るものとする。

（資料第 146「激甚法に定める事業及び都関係局」）

④　激甚災害指定基準

・中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

（資料第 147「激甚災害指定基準」）

⑤　局地激甚災害指定基準

・災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、中央防災会議が基準を定めている。

・局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

（資料第 148「局地激甚災害指定基準」）

⑥　特別財政援助の交付手続き

・区長は、激甚災害の指定を受けたときはすみやかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

第４章　医療救護等対策

震災が発生した場合、多くの負傷者が想定されることから、直後から迅速に医療救護活動を行わなければならない。

本章では、発災時における初動態勢の確立や、医薬品・医療資器材の確保等について示す。

第１節　現状

・都による地域災害医療コーディネーターの指定、区による荒川区災害医療コーディネーターの指定及び配置

・都による災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定、・区による緊急医療救護所の指定

・緊急的に使用する医療救護資器材の備蓄

・都内医薬品卸売販売業者との協定締結による医薬品の供給体制を整備

・医療救護連携訓練を踏まえた地域防災計画の実効性の検証

第２節　課題

・限られた人材や医療資器材を効果的に活用できるよう調整する必要がある。また、区内の医師等や他地域からの応援医療チームの受入、配置等を調整する機能が必要である。

・医薬品、医療資器材等の備蓄により確実な供給体制を整備する必要がある。

第３節　対策の方向性

・負傷者等の情報を集約し、限られた医療資源を最大限活用できるよう体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保

・迅速に負傷者の手当てを実施できるよう、備蓄の充実化及び供給体制を強化

第４節　到達目標

・荒川区災害医療コーディネータを中心とした災害医療体制の構築

・関係機関が連携した応急医療体制の整備

・関係機関と連携した確実な医薬品・医療資器材等の確保

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　初動医療体制の整備	２　医薬品・医療資器材の確保

１　初動医療体制の整備

・平成 24 年 4 月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京湾北部地震M7.3、冬の朝５時）によれば、荒川区内の死傷者数は次のとおりである。

死　者	負傷者
471 人	5,704 人 （うち重傷者 891 人）

・発災直後は多数の負傷者に対応できる体制を平常時より構築する必要があるため、災害医療連携体制においては、同一の二次保健医療圏を構成する荒川・足立・葛飾三区及び関係機関により、「区東北部二次保健医療圏地域災害医療連携会議」により協議するほか、区は区医師会等と災害時の医療救護活動を内容とする協定を結ぶ等、応急医療体制の構築を進めている。

１－１　医療救護活動体制の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部** **・健康部**	**○　荒川区災害医療コーディネーターの指定** **○　荒川区災害薬事コーディネーターの指定** **○　荒川区医療活動調整センターの指定** **○　緊急医療救護所の指定** **○　災害医療運営連絡会の開催** **○　応急救護法講習会の開催** **○　関係機関との連携体制の強化**
都	**○　地域災害医療コーディネーターの指定** **○　医療救護に関する総合的な連絡調整** **○　災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定** **○　二次保健医療圏地域災害医療連携会議の開催**

（２）詳細の取組内容

①　区及び医療機関の責務

・区医師会ならびに区歯科医師会、区薬剤師会、区柔道整復師会（以下、この章「区医師会等」という。）は、災害時の応急活動体制について適宜見直しを図るとともに、その実効性が上がるよう努めるものとする。

・区は、医療救護班用資器材の一層の充実を図るとともに、区医師会等が緊急医療救護所への派遣等の訓練実施等をふまえて、医療体制の実効性向上に努めるものとする。

・区、区医師会等の関係機関とともに二次保健医療圏地域災害医療連携会議、災害医療運営連絡会を開催し、医療救護活動に係る検討を行う。

（資料第 149「救急医療機関」）

② 荒川区災害医療コーディネーターの指定

・区は、災害時に被害情報を効率的(一元的)に集約して、医師等の人材や医療資器材を最大限に活用できるよう医療救護活動の等の総括・調整を行うため、区及び区医師会から荒川区災害医療コーディネーターをあらかじめ指定する。

③ 災害拠点病院

・災害拠点病院は、通常の医療体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れる。

・災害拠点病院は、都知事の要請にもとづき、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する緊急医療救護所等と連携し、重症者の医療を行う。

ⅰ）機能

・重症患者等の収容力の臨時拡大

・ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

ⅱ）病院選定基準

・災害に対する総合危険度が低い地域に存在すること

・200 床以上の病床を有する救急告示医療機関であること

・建物が耐震・耐火であること

・重症者を応急的に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと

［区内災害拠点病院］

施設名	所在地	電話番号	病床数	備　考
東京女子医科大学 東医療センター	西尾久 2-1-10	3810-1111	495 床	区東北部地域災害拠点中核病院

（資料第 150「23 区東北部災害拠点病院」）

④ 災害拠点連携病院

・災害拠点連携病院は、通常の医療体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者の受入及び災害拠点病院を支援する病院として医療救護活動を行う。

ⅰ）対象病院

・都知事から救急病院である告示を受けている病院

・その他、同等の機能を有すると知事が認めた病院

ⅱ）機能

・主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療

[区内災害拠点連携病院]

施設名	所在地	電話番号
東京リバーサイド病院	南千住 8-4-4	5810-0311
岡田病院	荒川 5-3-1	3891-2231
木村病院	町屋 2-3-7	3892-3161
佐藤病院	西尾久 5-7-1	3893-6526

⑤　荒川区医療活動調整センターの設置

・区と公立大学法人首都大学東京との間で締結した、「災害時における施設使用及び人的協力に関する協定」にもとづき、災害時には、荒川キャンパス内に荒川区医療活動調整センター及び緊急医療救護所を設置する。

・なお同キャンパスに在籍する学生のボランティアや教職員は、区からの協力依頼により、医療資器材の搬送など緊急医療救護所等で活動する医療救護班の補助的な活動を行う。

（資料第 151「災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書」）

⑥　緊急医療救護所の指定

・区は、下表のとおり緊急医療救護所を指定し、発災直後から 6 時間までに設置、72 時間までの間、負傷者の一次トリアージを実施し、重症者（赤）は災害拠点病院へ、中等症者（黄）は災害拠点病院及び災害拠点連携病院(救急告示病院等で都が指定)へ搬送するとともに、軽症者の応急手当、避難所等への誘導にあたる。緊急医療救護所は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院に近接する施設を指定することを原則とする。ただし、近接する災害拠点連携病院がない場合は、周辺の病院へ搬送する。

	緊急医療救護所を設置する施設	住　　所	災害拠点病院	住　　所
1	☆首都大学東京荒川キャンパス	東尾久 7-2-10	東京女子医科大学 東医療センター	西尾久 2-1-10
	緊急医療救護所を設置する施設	住　　所	災害拠点連携病院	住　　所
2	☆東京リバーサイド病院 ◇汐入ふれあい館	南千住 8-4-4 南千住 8-2-2	東京リバーサイド病院	南千住 8-4-4
3	☆第三日暮里小学校 ◇夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-10-17 東日暮里 3-11-19	岡田病院 木村病院	荒川 5-3-1 町屋 2-3-7
4	☆峡田小学校 ◇西日暮里ふれあい館	荒川 3-77-1 西日暮里 6-24-4	岡田病院	荒川 5-3-1
5	☆第四峡田小学校 ◇町屋ふれあい館	町屋 2-11-6 町屋 1-35-8	木村病院	町屋 2-3-7
6	☆尾久西小学校 ◇尾久ふれあい館	西尾久 5-27-12 西尾久 2-25-13	佐藤病院	西尾久 5-7-1

☆：トリアージポスト設置施設　◇負傷者一時収容施設

⑦　後方医療施設への搬送

・緊急医療救護所等は負傷者に応急治療を施す場所であるため、緊急医療救護所等では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、緊急医療救護所等の責任者からの要請により、都福祉保健局、災対健康部が個人タクシー協同組合等の民間事業者と協力して後方医療施設への搬送を行う。

・後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

・区は東京都と連携して、地域の医療機関で対応できない患者等については、他の地域の後方医療施設及び広域後方医療施設への搬送に必要な措置を講じる。

⑧　後方医療体制

・緊急医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行うものとする。

・後方医療施設で対応できない場合、都は「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」にもとづき、関係機関に対し広域後方医療施設への搬送に必要な措置を要請する。

・区は、都が整備する後方医療体制について、次の点に留意しつつ、可能な限り協力する。

⑴　災害時に安全かつ迅速に患者を搬送するための条件整備等を推進する。

⑵　新設される病院や既存の病院の整備状況を勘案し、引き続き都との協議の上、整備の協力と検討を行う。

⑨　災害医療運営連絡会

ｉ）現況

・区の災害時応急医療体制に関して検討するために、区と区医師会との協定にもとづき、災害医療運営連絡会を開催している。

ⅱ）事業計画

・次の課題について検討及び研究を進める。

⑴　緊急医療救護所等の活動方法及び必要資器材の整備について

⑵　緊急医療救護所等の区民への周知方法について

⑶　緊急医療救護所等の活動の訓練について

⑷　その他荒川区の応急医療体制の整備全般について

（資料第 152「荒川区災害医療運営連絡会設置要綱」）

⑩　応急救護法講習会

ｉ）現況

・災害時、区民の応急救護に関する知識とその対応を身につけるため、昭和 55 年度から、応急救護法等の講習会を実施している。

・区においては職員及び施設管理者を対象に平時から区民と協力して応急救護活動を行うため、上級救命講習会を実施している。

ⅱ）事業計画

・区は、区民に応急手当の知識と技術を持つ者を養成し、地域のリーダーとして知識の普及に寄与し、災害時においても活動することが、応急医療対策の基本と考えている。応急医療面での地域リーダーを養成するための講習会を、今後も内容の充実を図りつつ定期的に実施する。

・講習会の実施方法については、リーダー養成の目的からあらゆる機会をとらえて開催するものとし、形態、内容についても区、消防署等防災関係機関相互に協力調整して実施する。

・消防署において、区民を対象とした上級救命講習会開催について区報で広報しており、手順取得に資する啓発活動に努める。

・区職員についても、職員自ら訓練計画を作成し、区民への啓発を推進できるよう、応急手当普及員の育成に努める。

⑪　関係機関との連携体制の強化

ｉ）荒川区医師会

・災害時に多数の死傷者の発生に備え、区は荒川区医師会と災害時の医療救護活動においての協定を結んでいる。

○　基本計画

・医療救護班は区医師会に所属する医師を中心に編成される。

・都では、区の応援要請にもとづき、都立病院や都医師会を中心に医師、看護師、事務員等各一名から構成される「医療救護班」を編成し、災害時の負傷者等への対応を計画している。

・区医師会もこれに準じた、「医療救護班」を編成し、区が開設した緊急医療救護所等について、医療救護活動を実施する。

○　医師会の役割

・区は、荒川区医師会との「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、「医療救護班」の出動を要請する。区医師会は、あらかじめ、医療救護班を編成し、各会員へ参集する。緊急医療救護所の周知徹底を図り発災後直ちに指定場所へ参集し、以下の業務を行う。

・傷病者に対する応急措置

・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

・転送困難者及び避難所等における軽症者に対する医療

・助産救護

・死亡の確認

・状況に応じて遺体の検案に協力する

○　その他

・区は、医療救護班の輸送及び医薬品等の提供、給食・給水を担当し、医療救護班の経費の実費弁償を行う。

（資料第 106「災害時の医療救護活動についての協定書」）

（資料第 107「災害時の医療救護活動実施細目」）

（資料第 153「医療救護に係る費用弁償に関する覚書」）

ⅱ）荒川区歯科医師会

・区は、荒川区歯科医師会と「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、区歯科医師会に対して、医療救護班の編成、緊急医療救護所等への派遣を要請する。区歯科医師会は区医師会と協力して以下の業務を行う。

⑴　傷病者に対する応急措置

⑵　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

⑶　緊急医療救護所等における患者に対する簡易な治療

⑷　検視、検案に際しての法歯学上の協力

・区は、医療救護班の編成・派遣にかかる費用及び、使用した医薬品等の実費弁償を行う。

（資料第 110「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」）

（資料第 111「災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目」）

ⅲ）荒川区柔道整復師会

・区は荒川区柔道整復会と「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」に基づき、区が医療救護活動を実施する必要が生じた場合、区柔道整復師会に対して協力を要請する。協力内容は以下のとおりである。

⑴　負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）。ただし、医師の指示がある場合は、それに従う

⑵　負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供

⑶　負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

・区は、区柔道整復師会の協力にかかる衛生材料等についてその実費を負担する。

・区が区柔道整復師会に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所その他必要事項を明らかにして要請する規定であり、要請を受けた事項に対して、区柔道整復師会は必要な業務を実施することが、定められている。

・区柔道整復師会は「災害医療運営連絡会」へ参画し、災害時の医療救護活動の円滑な実施のための協力等を行うことが定められている。

（資料第 108「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」）

（資料第 109「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目」）

２　医薬品・医療資器材の確保

２－１　薬剤師会との連携

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・健康部**	**○　区薬剤師会との調達体制の整備**

（２）詳細の取組内容

①　荒川区災害薬事コーディネーターの指定

・区は、災害時に被害情報を効率的に集約して、医薬品等の管理及び調達を行うため、荒川区薬剤師会から荒川区災害薬事コーディネーターをあらかじめ指定する。

②　災害薬事センターの設置

・区は区薬剤師会と連携し、医療品及び医療資器の供給のため保健所に災害薬事センターを設置する。

③　調達体制の整備

ⅰ）医薬品の搬送

・医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、区が対応する。

・区は、備蓄医薬品の供給及び災害薬事センターから緊急医療救護所等へ搬送する。

ⅱ）医薬品・医療資器材の調達搬送体制の整備

・区が設置する災害薬事センターについては、区薬剤師会と連携し、具体的な運営方法や医療救護所等との連携体制について定める。

・区は、医薬品の流通が復旧するとされる発災から約３日分程度（6,000 人分）の医薬品を備蓄し、適切に管理する。

・備蓄する医薬品の種類や備蓄方法について区薬剤師会と連携して定める。特に糖尿病や高

血圧など慢性疾患医薬品の備蓄については、区薬剤師会へ委託し、発災直後の対応ができる体制を構築する。

・医薬品等の流通が復旧した後は、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品卸売販売業者から医薬品等を調達する。

・医療資器材の調達については、確実な調達体制を整備するとともに、具体的な搬送手段を確保する。

（資料第 115「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」）

④　荒川区薬剤師会との連携

・区内に災害が発生したとき、医療救護活動を円滑に行うために応急医薬品及び衛生材料の確保を図ることを目的に、区は区薬剤師会と「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」を取り交わした。

・区薬剤師会は区と連携し、医療品及び医療資器の供給のため災害薬事センターを設置する。

・区が応急医薬品の調達が必要と認めたときは、区は、区薬剤師会に対して優先供給を要請し、区薬剤師会は要請にもとづき、区の指定場所に納入する。

（資料第 112「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」）

（資料第 113「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目」）

２－２　医療資器材の備蓄等

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部** **・健康部** **・各部**	**○　医療資器材の備蓄**

（２）詳細の取組内容

①　医療資器材の備蓄

・発災から 6 時間以内に設置する緊急医療救護所で使用する負傷者搬送用のリヤカー、簡易ベッド等の資器材は、緊急医療救護所の設置場所に備蓄スペースを設け速やかに活動が実施できるよう、備蓄を進める。

・発災から 72 時間までの間に設置する緊急医療救護所（各一次避難所に設置）で使用する外科的な医薬品や医療資器材等として、6,000 人分を備蓄倉庫に備蓄している。

ｉ）備蓄内容

○　災害用医療資材 7 点セット（旧セット）

・数量　10 組（町屋備蓄倉庫・5 組、尾久備蓄倉庫・3 組、日暮里備蓄倉庫・2 組

○　災害用医療資材新セット

・数量　6 組（荒川備蓄倉庫・2 組、汐入備蓄倉庫・1 組・町屋ふれあい館 2 組・尾久ふれあ

い館・1組）

○　災害用医療資材単品セット

・数量　3組（町屋備蓄倉庫）

ⅱ）備蓄計画

○　所要人数

・都の被害想定に基づき6,000人分とする。

（荒川区の被害想定死者数471人のうち、半数は治療措置を施したものとし、負傷者5,704人との合計を所要人数とする。）

○　災害用医療資器材の必要組数

・都区の役割に基づき、24組とする。

（区は2日分を分担。所要人数は1日あたり災害用医療資器材7点セットは1組500人分）

・医療機関使用分は、各機関備蓄を活用する。

・一次避難所となる小・中学校のミニ備蓄倉庫に1,000人分のずつの日常医薬品セットを配備している。

ⅲ）備蓄品の見直し

・区及び区医師会は、医療用資器材等の医療用備蓄物資品目等について、定期的に見直しを行う。

ⅳ）慢性疾患患者用医薬品の備蓄

・区薬剤師会会員のうち備蓄協力薬局（１１ヵ所）は、糖尿病や高血圧、喘息、てんかん等の慢性疾患患者に対し、毎日欠かさず服用している薬を安定して供給するため、4,000人分の慢性疾患患者用の医薬品をランニングストック方式により備蓄している。

【応急対策】

震災時には、多数の負傷者が発生することが想定され、医療救護活動の迅速かつ的確な対応が要求される。

このため、区医師会及び関係団体の協力を得て、早期の災害医療体制を確立するとともに、緊急医療救護所及び医療救護所（以下「緊急医療救護所等」という。）の事前設置計画・後方医療体制を明確にし、負傷者等の救護に万全を期する。

１　応急医療体制の運用	２　医薬品・医療資器材の供給

１　応急医療体制の運用

１－１　医療救護活動の実施

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対健康部	○　医療機関の被害状況及び活動状況の収集 ○　荒川区災害医療コーディネーターの配置 ○　荒川区医療活動調整センターの設置・運営 ○　緊急医療救護所、医療救護所の設置・運営 ○　関係機関と連携した医療救護活動

（２）詳細の取組内容

①　応急医療体制

・災害発生から６時間以内に、区は防災関係機関と協力して、災害拠点病院及び災害拠点連携病院近くの安全な場所の公共施設を利用し、緊急医療救護所を開設する。

・発災時の医療体制を確保するため、区は医療機関のライフラインの供給・復旧が迅速に行われるよう、医療機関の状況を把握するとともに、防災関係機関に対し要請を求める。

・都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

②　医療情報の収集と伝達

ⅰ）被害情報の収集

・区は、区医師会などの協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等を把握し，都福祉保健局に報告する。

ⅱ）医療機関の被害状況及び活動状況等の収集方法

・区は、医療機関の被害状況及び活動状況について、区医師会等の協力を得て収集する。

ⅲ）情報連絡体制の整備

・区、区医師会、医療機関等との間の情報連絡について、発災からの時間経過に応じた体制を整備する。

・区は、区医師会等と連携し、発災後における、各医療機関等の被災状況や患者の受入が可能な診療科の把握方法について具体的な手順を定める。

・医療機関等の状況の把握にあたっては、区が各機関に配備したＭＣＡ無線機を効果的に使

用するとともに、区職員による伝令など確実な方法で補完する。

・災害拠点病院等の情報収集については、厚生労働省が運用するＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）及びＥＭＩＳが導入されていない病院は、都が運用する情報共有ツールにより行う。

ⅳ）区民への情報提供

・区は、区民に対する相談窓口を設置する。

［情報の流れ］

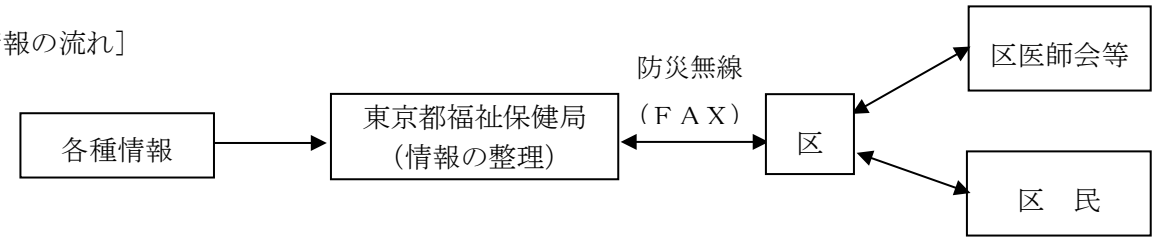

③　荒川区災害医療コーディネーターの配置

・荒川区災害医療コーディネーターは、東京都が二次保健医療圏ごとに配置された東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、区医師会や都、日本赤十字社の医療救護班をはじめ、ＤＭＡＴや自衛隊災害派遣部隊等の医療チームの受入れ及び、区内配置管理の総合調整を行う。

④　荒川区医療活動調整センターの設置

・荒川区災害医療コーディネーターや区医師会の協力の下、医療救護班の配置管理や活動支援等を実施するとともに、応援医療救護班やＤＭＡＴの受入れなどについて、東京都（東京都災害医療コーディネーター）や東京女子医科大学東医療センター（地域災害医療コーディネーター）等との連絡調整を行う。

⑤　緊急医療救護所等の開設・運営

ⅰ）緊急医療救護所の設置

・発災後 6 時間までに緊急医療救護所を設置し、72 時間までの間、負傷者の一次トリアージを実施し、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点病院及び災害拠点連携病院（救急告示病院等で都が指定）へ搬送するとともに、軽症者の応急手当、避難所等への誘導にあたる。

・緊急医療救護所は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院に近接した施設に設置する。

ⅱ）指示・伝達

・本部長は、区医師会等、警察署、消防署、都災対本部へ緊急医療救護所等の設置の決定を電話または防災無線等を通じてすみやかに連絡する。

・本部長は、緊急医療救護所等の設置が整ったのち、災対区政広報部に全区民への周知を指示する。この場合は屋外子局による無線放送によるほか、区ホームページ、メールマガジン等各種通信手段を用い、速やかに情報を伝達する。

ⅲ）医師の参集

・区医師会は、所属する医師が緊急医療救護所へ早急に参集できるよう、あらかじめ勤務する医療機関の近傍の緊急医療救護所を指定するとともに活動マニュアルを整備している。適

宜、所属医師の反映を含めた見直しを定期的に行うものとする。

・区外居住の医師についても速やかに参集するため、医師が車両を使用する場合に必要となる緊急通行証について、警察署は早期の交付に努める。

ⅳ）緊急医療救護所の運営

・災対福祉部、災対健康部、区医師会等、警察署、消防署、区民の緊密な協力により、緊急医療救護所等の運営を行う。運営にかかる主な分担は次のとおり

機関等	分担概要
区	⑴　緊急医療救護所等施設の開設・運営 ⑵　医薬品、医療器材の搬入 ⑶　医療救護班の搬送 ⑷　負傷者等の誘導・整理・受付 ⑸　活動状況の記録 ⑹　緊急医療救護所等の広報、災対本部との連絡 ⑺　緊急医療救護所等の連絡調整 ⑻　その他医療活動の補助
区医師会	⑴　傷病者に対する応急処置 ⑵　症状、緊急度による負傷者のトリアージ（軽度～重度傷害を分ける） ⑶　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ⑷　転送困難な患者及び避難所等における軽度な患者に対する医療 ⑸　助産救護 ⑹　死亡の確認
区歯科医師会	⑴　傷病者に対する応急処置 ⑵　緊急医療救護所等における軽度な患者に対する治療
区薬剤師会	緊急医療救護所等で用いる応急医薬品等の優先供給
区柔道整復師会	⑴　負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）但し、医師の指示がある場合は、これに従う ⑵　負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供 ⑶　負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
警察署	緊急医療救護所等の秩序維持
消防署	後方医療施設への患者搬送
区民	⑴　被災現場での応急処置 ⑵　負傷者の緊急医療救護所等への搬入 ⑶　緊急医療救護所等での秩序維持協力

⑥　消防署における医療連携活動

・消防署は、東京ＤＭＡＴ連携隊を編成し、東京ＤＭＡＴと一体的に連携活動することを原則とし、平時から情報共有等を図る。

・東京ＤＭＡＴは「東京ＤＭＡＴ運営要綱」に基づき、東京消防庁の指揮下で活動する。

・消防署は都福祉保健局とともに、救出救助活動と連携した東京ＤＭＡＴ活動訓練を実施する。

１－２　負傷者の搬送

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対健康部**	**○　負傷者の搬送手段の確保** **○　緊急医療救護所、後方医療施設への都区連携の負傷者搬送** **○　民間事業者との連携した後方医療施設への搬送**

（２）詳細の取組内容

①　負傷者の搬送体制

ｉ）負傷者等の搬送

・緊急医療救護所等の責任者は、負傷者、医療制約者等のうち、後方医療施設に収容する必要のある者が発生した場合は、区長に搬送を要請する。

・搬送にあたっては、あらかじめ定められた基準にもとづく搬送順位に従ってトリアージを行い、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。

・負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

⑴　東京消防庁に搬送を要請する。

⑵　医療救護班が用意した自動車等で搬送する。

⑶　その他有効な手段を活用して搬送する。

・区は関係都県及び関係機関と連携を図り、大規模災害発生時における負傷者等の広域的搬送体制について、条件整備を図る。

ⅱ）負傷者等の搬送手段の確保

・発災時、負傷者を搬送する手段としては、東京消防庁救急隊や医療機関が保有するドクターカーがあるが、膨大な数にのぼる負傷者を搬送するには限界がある。

・このため、民間が保有する一般車両について、警視庁が定める要領に基づき、交通規制対象除外車両に認定し、負傷者搬送に使用できるよう、所轄警察署と協議する。

・区は、負傷者搬送に適した車両を所管する個人タクシー共同組合等民間事業者に対し協力を求め、警察署へ必要な手続きを行い、円滑な活動を確保する。

ⅲ）医療スタッフの搬送

・医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

２　医薬品・医療資器材の供給

２－１　関係機関と連携した医薬品・医療資器材の供給

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対健康部	○　区医師会及び区薬剤師会と連携した医薬品、医療資器材の調達 ○　区備蓄の医療資器材セットの活用

（２）詳細の取組内容

①　医療品の搬送

・区は、緊急医療救護所等へ医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送を行う。

②　医薬品・医療資器材の調達搬送体制の整備

・区が設置する災害薬事センターについて、区薬剤師会と連携し、具体的な運営方法や医療救護所との連携体制について定める。

・区薬剤師会会員のうち備蓄協力薬局は、区の要請に基づき、ランニングストック方式により備蓄している慢性疾患用の医薬品を提供する。

・発災から３日後、医薬品等の流通が復旧した後は、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」基づき、医薬品卸売販売業者から医薬品等を調達する。

・医療資器材の調達については、調整発注、受入れの体制を整備するとともに、具体的な搬送手段を確保する。

・災害時の輸血用血液の供給については都へ要請するものとする。

【復旧対策】

１　医療救護所の設置・運営	３　生活衛生の確保
２　保健活動の実施	

１　医療救護所の設置・運営

・発災後 72 時間以降、一次避難所において医療救護所を設置し、避難者に対する診療措置、医療救護活動を実施する。このため、各一次避難所には、区または外部からの応援による保健師等の医療系職員を配置し、医療救護班の巡回等、医療活動と連携して実施する。

・受援ガイドラインに基づき、適切な支援要請を行い、避難所等における医療体制の充実を図る。

２　保健活動の実施

・避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）等は、心身の健康にさまざまな悪影響を及ぼすことから、区は被災者の健康維持や在宅療養者の病状悪化を防ぐための対策が必要となる。

・避難所において、長時間同じ姿勢による急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を防ぐ対策が必要になる。

２－１　健康相談やメンタルヘルスケア等

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対健康部 ・災対福祉部	○　保健活動チームによる健康相談やメンタルヘルスケア等

（２）詳細の取組内容

①　保健師等の活動

ｉ）保健活動チームの編成

・区は、巡回健康相談等を行うため、保健師、栄養士等からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。

・保健活動チームは、関係災対各課と連携し、避難者の健康管理のための相談や活動を行う。

※　関係諸班：医療救護班、災対生活衛生課、巡回精神相談チーム災害時要支援者対策班

ⅱ）保健活動チームの活動内容

・保健活動チームは次の保健活動を行う。

⑴　避難所における健康相談

⑵　地域における巡回健康相談

⑶　その他必要な保健活動

② メンタルヘルスケア

・被災区民の PTSD や長期にわたる避難生活などによるストレスから区民を保護するため、区及び関係機関はメンタルヘルスケアの充実に努める。

ｉ）メンタルヘルスケア

・保健活動チームは、被災区民に対するこころの健康に関する相談を行う。

・保健活動チームは、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、精神科医師、精神相談員から構成する精神保健福祉相談を行う。

ii）精神障がい者・精神疾患患者への対応

・病院等の被災により精神疾病に係る治療等が中断しないように、都、区及び患者団体等が協力して精神障がい者等に対する医療体制を確保する。

・災対福祉部は災対健康部と連携して、編成した保健活動チームにより、精神障がい者・精神疾患患者対応を実施する。

・被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、保健活動チームが対応する。

③ 継続した治療を要する患者への対応

・生命に係る治療を継続して行う必要のある患者及び医療機関の被害状況を的確に把握し、後方医療施設への搬送等的確に対応する。

ｉ）透析患者への対応

・透析医療機関は、透析が不可能となった場合には、被害状況等を把握し、また透析が可能な場合は、患者の受入可能な状況などを、すみやかに東京都区部災害時透析医療ネットワークを通して、日本透析医会災害時情報ネットワークに報告する。

・都福祉保健局は、日本透析医会などから情報を入手・整理し、区市町村、報道機関及び患者などに提供する。

・災対福祉部は災対区政広報部と連携し、被災区民へ情報提供を行う。

ii）在宅難病患者への対応

・区は、都が区市町村、医療機関及び近県市等と連携して行っている、在宅難病患者の搬送及び救護体制の整備に協力する。

（資料第 154「透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図」）

iii）在宅人工呼吸器使用者への対応

・安否・被害状況の確認と医療機関の情報提供及び必要時搬送、都への協力要請を行う。

３　生活衛生の確保

３－１　感染症予防の発生及びまん延の防止

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対健康部	○　感染症発生状況の調査 ○　被災住民の健康調査、応急治療、感染症拡大防止 ○　防疫用資器材の調達・配付 ○　感染症患者及び避難所の消毒活動

（２）詳細の取組内容

①　感染症予防活動

・災対健康部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）にもとづき、患者等の人権に配慮しながら、感染症予防活動を実施する。

・本部長は、必要があると認めるときは、都福祉保健局または区医師会に協力を要請するものとする。

ｉ）区の活動計画

・災害発生後、すみやかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

・一類感染症及び二類感染症患者の発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告を行う。

・災対保健予防課は、災対生活衛生課と連携して、次の感染症予防活動を実施する。

⑴　健康調査及び健康相談

⑵　応急治療

被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

⑶　避難所における感染症予防のための指導

⑷　感染症患者の移送

⑸　感染症予防のための広報及び健康指導

手洗いの励行、トイレ専用の履物の配備、ペーパータオルの活用等の感染症の発生予防のための健康指導を行い、災対広報課と協力し、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声機の使用等により感染症予防宣伝を実施する。

⑹　患者発生時の患者宅等の消毒（指導）

感染症の患者発生時は、患者宅及び避難所の消毒（指導）を行う。また、避難所開設後、トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（指導）を行う。

・感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。

・被災戸数及び感染症予防活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

・区は、都の実施する感染症予防活動について、十分協力するものとする。

・その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

ⅱ）防疫用資器材の備蓄及び調達・配付計画の策定

・防疫用資器材の備蓄及び調達・配付計画を策定する。

・区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。

ⅲ）都の活動計画

・都福祉保健局は、区市町村長の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または、区市町村との調整を図る。

・防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。

・区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

・感染症患者発生時の入院先の確保及び搬送体制の確立を図る。

第５章　避難者等対策

震災時において、避難者が少しでも安心して過ごせる場所となるよう、実効性のある避難所運営を確保する必要がある。また、避難者の生命、身体を保護するため、食料・水・毛布等生活必需品を確保するとともに、迅速かつ的確に供給する必要がある。

さらに、鉄道利用者等が駅周辺に集中する等により、混乱の発生が想定されるため、一時滞在施設の確保を進める必要がある。

本章では、避難場所の指定、避難所の運営、備蓄物資の確保等について示す。

第１節　現状

１　避難所・避難場所等の指定・安全化

・一次避難所　37 カ所、二次避難所　27 箇所、福祉避難所　28 箇所指定

２　避難体制の整備

・避難のための情報提供体制の整備（関係機関と連携した避難勧告等の発表）

・一次避難所開設運営訓練の実施による運営体制の確認

３　避難所の管理運営体制の整備等

・一次避難所開設運営マニュアルの策定

・二次避難所及び福祉避難所設置に係る指定管理者等との協定の締結

４　要配慮者対策

・避難行動要支援者の把握

・妊産婦、乳幼児に関する防災知識の啓発

・要配慮者に対応した避難所運営体制の検討

・外国人避難者への対応が可能な人材の確保、標示等の多言語化を実施

・一次避難所運営委員会に女性部が参画し、一次避難所開設運営訓練を実施

５　飲料水・食料・生活必需品等の確保

・区と都を合わせて、おおむね３日分の食料を確保

・アレルギー対応の食糧・粉ミルクの備蓄について着手

・災害用トイレの備蓄

６　備蓄倉庫の整備

・区備蓄倉庫及び避難所内へのミニ備蓄倉庫の整備

７　輸送体制の整備

・地域内輸送拠点の指定

８　帰宅困難者の一時滞在施設の確保

・協定締結による一時滞在施設の確保

第２節　課題

１　避難所・避難場所等の指定・安全化

・避難所における避難スペースの確保及び避難所の環境を整備する必要がある。

・避難所における性別や世代、家族構成等を踏まえた避難所の環境を整備する必要がある。

２　避難体制の整備

・区民が円滑に避難できる体制を整備する必要がある。

・要配慮者及び避難行動要支援者の避難体制を整備する必要がある。

３　避難所の管理運営体制の整備等

・一次避難所の自主的な運営を推進していく必要がある。

・二次避難所及び福祉避難所の適切な開設及び区民への周知を図る必要がある。

４　要配慮者対策

・避難行動要支援者個別避難計画の作成にあたり、協力者等の体制を整える必要がある。

・避難所における要配慮者のニーズに応える必要がある。

・外国人避難者に対し、適切に情報提供をする必要がある。また、文化や言語の違いによる避難者間のトラブルを解消する必要がある。

・女性の視点を取り入れた一次避難所運営の重要性について区民に周知啓発を行う必要がある。

５　飲料水・食料・生活必需品等の確保

・道路閉塞などが原因で物資が避難所へ届かない可能性がある。

・避難者の多様なニーズへ対応する必要がある。

・断水により、生活用水を確保できない恐れがある。

・上下水道が機能停止しても、トイレを最大限確保する必要がある。

６　備蓄倉庫の整備

・区防災備蓄倉庫及び各避難所のミニ備蓄倉庫等における備蓄物資の充実を図るため、備蓄スペースを確保する必要である。

７　輸送体制の整備

・効率的な配車計画、実効性の高い輸送手段を検討する必要がある。

８　帰宅困難者の一時滞在施設の確保

・想定される帰宅困難者を充足する収容人数を確保する必要がある。

第３節　対策の方向性

１　避難所・避難場所等の指定・安全化

・避難者が多くても生活しやすい環境整備

・プライバシーや避難所の治安維持に配慮した避難所の環境整備

２　避難体制の整備

・迅速な避難誘導のための関係機関等との連携

・避難行動要支援者の個別避難計画の策定

３　避難所の管理運営体制の整備等

・一次避難所開設運営訓練の実施、マニュアルの見直し等による円滑な避難所運営のための体制整備

・二次避難所及び福祉避難所における開設マニュアル等の見直し、指定管理者等との体制確認

・各避難所の対象者の明確化、区民に対する周知

４　要配慮者対策

・要配慮者が安心して過ごせる避難所運営の推進

・外国人避難者への多言語対応等の推進

・一次避難所運営に女性が参画することによる女性の意見を反映した環境づくりの推進

５　飲料水・食料・生活必需品等の確保

・国、都、協定団体等との連携強化による物資確保体制の構築及び家庭内備蓄の促進

・避難者が安心して生活できる備蓄の充実

・様々な水源を活用した飲料水、生活用水の確保

・災害時用トイレの備蓄及び既存トイレの有効活用

６　備蓄倉庫の整備

・事業者の知見を活用した倉庫内管理

・備蓄場所の確保

７　輸送体制の整備

・区備蓄倉庫からの輸送体制の整備

・ガイドラインに基づく地域内輸送拠点の整備

・地域内輸送拠点から各避難所への輸送体制の整備

８　帰宅困難者の一時滞在施設の確保

・事業所等の協力による一時滞在施設の拡充

第４節　到達目標

１　避難所・避難場所等の指定・安全化

・全ての避難者が健康に避難生活を送ることができる環境整備

・性別や世代、家族構成等を踏まえた避難所運営体制の確立

２　避難体制の整備

・適確な情報提供による区民の速やかな避難

・避難行動要支援者を含めすべての区民が適切に避難できる体制の確保

３　避難所の管理運営体制の整備等

・一次避難所の自主的な開設及び運営体制の確保

・二次避難所及び福祉避難所の適切な開設及び運営体制の確保

４　要配慮者対策

・要配慮者の視点を踏まえた一次避難所の運営体制の確立

・外国人避難者等への多言語対応策の確立

・女性の視点を取り入れた一次避難所の運営及び環境づくり

５　飲料水・食料・生活必需品等の確保

・日常備蓄やローリングストック等の手法を用いた家庭内備蓄 7 日分（最低 3 日分）の実現

・飲料水、生活用水の安定的な調達供給体制の構築

・各家庭や避難所等における衛生的なトイレ機能の充足

６　備蓄倉庫の整備

・迅速な備蓄物資供給のための備蓄倉庫の適切な管理運営

７　輸送体制の整備

・支援物資等の円滑な輸送体制の構築

８　帰宅困難者の一時滞在施設

・駅周辺を中心とした帰宅困難者の一時滞在施設の拡充

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　避難所・避難場所等の指定・安全化	６　飲料水・食料・生活必需品の確保
２　避難体制の整備	７　備蓄倉庫の整備
３　避難所の管理運営体制の整備等	８　輸送体制の整備等
４　要配慮者等への対策	９　帰宅困難者の一時滞在施設の確保
５　ペットの取扱い	

１　避難所・避難場所等の指定・安全化

１－１　避難場所等の確保

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・防災都市づくり部	○　一時集合場所の指定 ○　避難道路、避難路の指定 ○　広域避難場所の指定

（２）詳細の取組内容

①　避難方式

・安全に避難するため、町会単位など、集団で避難する。

・災害の規模、被害の状況によるが、原則として、避難方法の流れは下記のとおりである。

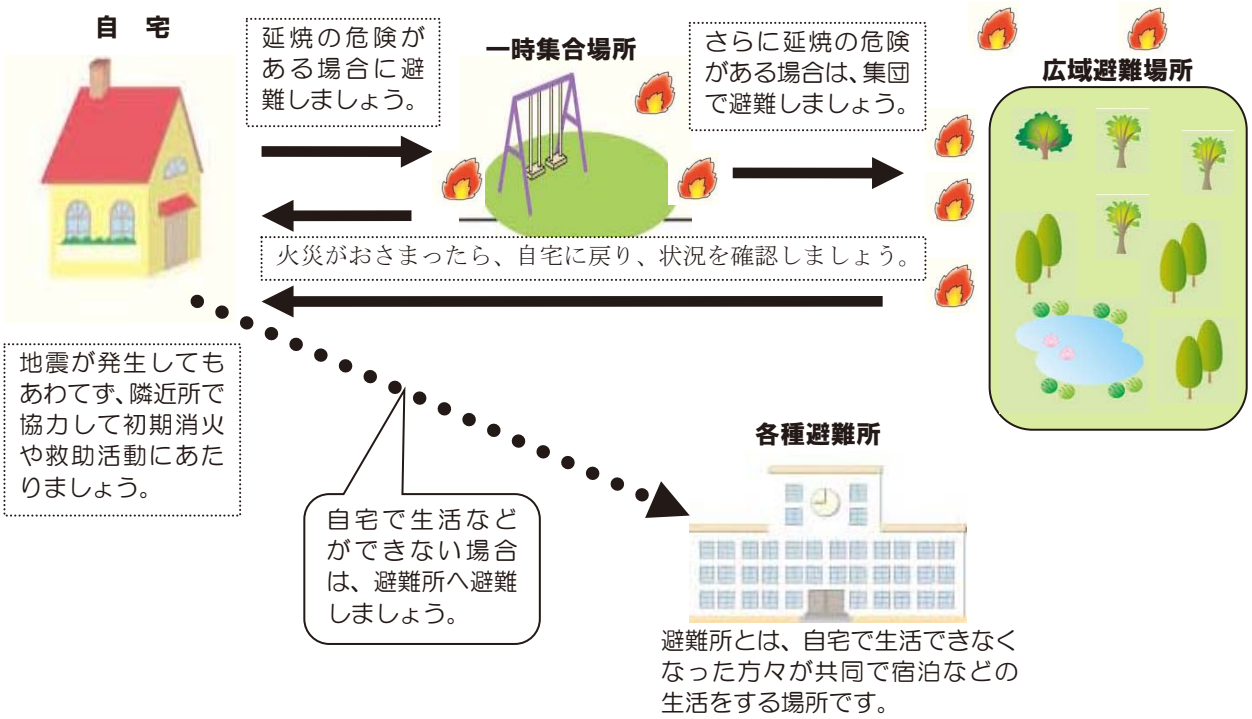

※　広域避難場所に近いなどの理由により一時（いっとき）集合場所が定められていない地域の区民については、自由避難とするが、安全確保のため、可能なかぎり集団で避難する。

② 一時（いっとき）集合場所

ⅰ）考え方

・震災時における避難方法は、防災区民組織を中心に一定の地域や事業所単位に集団を形成して、広域避難場所に避難する集団避難方式が適当である。

・一時（いっとき）集合場所は、広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所または避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する場所をいう。

ⅱ）現況

・一時（いっとき）集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域の区民の生活圏と結びついた学校のグランド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。

・選定にあたっては、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織、町会、自治会と協議の上、決定する。

（資料第 155「警察署管内別一時集合場所一覧表」）

③ 避難道路

ⅰ）考え方

・広域避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の区民を当該広域避難場所へ迅速かつ安全に避難させるために、あらかじめ指定（東京都震災対策条例）した道路をいう。

・避難道路は原則として幅員 15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は 7.5m以上とする。

・避難道路は現に通行可能な道路とする。

・避難は一方通行を原則とし、避難の交差をさけ、また異なる避難道路はできるだけ接近しないものとする。

・同じ避難場所への避難道路は最小限とし、再遠地点から道路はなるべく 1 本にする。

ⅱ）現況

・都は、広域避難場所の指定に伴い、安全な避難道路の確保の検討を重ねてきたが、昭和 49 年 4 月に、避難場所までの距離の長い地区および火災による延焼危険性の高い地区 37 箇所の避難について、56 系統、206 路線、総延長 307 ㎞の避難道路を指定した。その後、随時見直しを行い、平成 20 年 2 月の見直しにより、現在の避難道路は、20 系統、77 路線、総延長 78.5㎞ であり、荒川区の大震災時の避難道路として上野公園一帯、都立尾久の原公園一帯の 2 系統を指定している。

［区民の避難］

広域避難場所名	避　難　道　路　系　統　図
上野公園一帯	三河島駅前 →（尾竹橋通り）→ 根岸小前 → 言問通り → 両大師橋／鶯谷駅陸橋／寛永寺前 → 上野公園一帯
都立尾久の原公園一帯	新三河島駅前 →（明治通り）→ 田端新町 →（尾久橋通り）→ 熊野前 →（旭電化通り）→ 尾久の原公園一帯 町屋駅前 →（都電通り）→ 熊野前

ⅲ）整備計画

・避難道路の指定は広域避難場所と同様に都が行っているが、区としても、安全対策の一環として、国や都の協力を得ながら避難道路沿いを中心として建物の不燃化促進計画を積極的に進めていく。

・避難道路に設置した避難道路標識については、円滑な避難ができるよう適切な場所への設置に努めるとともに、定期的な清掃等を行い、適切な維持管理に努めるものとする。

（資料第 156「避難場所（地図内残留地区）、避難道路」）

④　避難路（延焼遮断帯）

・区では、広域避難場所へつながる都市計画道路を、避難道路を補完する避難路（延焼遮断帯）として整備している。

・区は、震災時等に区民が災害の状況に応じた円滑な避難が行えるよう、地域において避難道路や避難路等を活用した避難経路を事前に確認をするよう働きかけていく。

・主要生活道路の整備については、地区計画制度の活用などを含め、安全性の向上を図る。

［主な避難路（延焼遮断帯）］

路線名	区間（住所）
補助 93 号線（小台通り）	西尾久 3 丁目～西尾久 1 丁目
補助 100 号線（尾竹橋通り）	町屋 6 丁目～東日暮里 5 丁目
補助 306 号線(尾久の原防災通り)	東尾久 1 丁目～東尾久 6 丁目
放射 12 号線（日光街道）	東日暮里 1 丁目～南千住 7 丁目
補助 107 号線（千住間道）	荒川 1 丁目～南千住 6 丁目
補助 90 号線（都電通り）	荒川 1 丁目～荒川 6 丁目～西尾久 5 丁目
補助 189 号線	南千住 7 丁目～南千住 4 丁目

（資料第 157「都市計画道路整備状況図」）

⑤　広域避難場所

ｉ）考え方

・大地震時に発生する延焼火災の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園や緑地等のオープンスペースで都が指定した場所(東京都震災対策条例に基づく避難場所)をいう。

・都の広域避難場所指定基本方針は、次のとおりである。

⑴　周辺市街地大火によるふく射熱（2,050Kcal／㎡ｈ）に対して安全な有効面積を確保する。

⑵　避難場所内には震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

⑶　有効面積は、避難場所の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として１人当り 1.1 ㎡を確保することを原則とする。

⑷　避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会の区域を考慮する。

ⅱ）現況

・都は、昭和 43 年５月、東京都地域防災計画に 42 箇所の広域避難地（避難場所）を指定した。その後、随時見直しを行い、平成 30 年６月の見直しにより、現在の広域避難場所は、213 箇所、総面積 168,876,038 ㎡（地区内残留地区含む)、避難有効面積 32,561,120 ㎡である。

・荒川区民が避難することとなる広域避難場所としては、谷中墓地、上野公園一帯、ＪＲ田端・尾久駅周辺一帯、荒川自然公園一帯、荒川工業高校一帯、都立尾久の原公園一帯、都立汐入公園一帯の６箇所を指定している。さらに、南千住地区（南千住４丁目、８丁目）を地区内残留地区として指定している。

［区内の広域避難場所および割当町丁名］

避難場所等名	利用する町丁目
谷中墓地	西日暮里２、3、4、5 東日暮里５、６の各一部
上野公園一帯	東日暮里４と１、2、3、5、6の各一部
ＪＲ田端・尾久駅周辺一帯	西尾久１、2、3、4、5、6、7、8（※）
荒川自然公園一帯	荒川１の一部、2、3、4、7、8と５の一部 西日暮里１の一部 東日暮里１、2、3の各一部 町屋１、7、8の各一部
都立尾久の原公園一帯	荒川６と５の一部 西日暮里６と１の一部 東尾久１、2、3、4、5、6、7、8 町屋２、3、4、5、6と１、7、8の各一部
都立汐入公園一帯	南千住２、5、7、3の各一部

荒川工業高校一帯	荒川１の一部 南千住1、6 東日暮里１の一部

※　区は、安全な避難場所の確保するため、都の指定する広域避難場所に準ずる避難場所として、荒川遊園及び（仮称）宮前公園一帯の指定を検討する。

［区内の地区内残留地区および割当町丁名］

地区内残留地区	所在する町丁目
南千住地区	南千住4、8、3丁目の一部

（資料第158「広域避難場所・地区内残留地区一覧」）

ⅲ）整備計画

・区内の広域避難場所（都立尾久の原公園一帯、荒川自然公園一帯、都立汐入公園一帯、荒川工業高校一帯）の安全対策については、施設管理者と常に連携を図り、区独自でも可能なかぎりこれを推進するものとする。

・区外の広域避難場所（谷中墓地、上野公園一帯、ＪＲ田端・尾久駅周辺一帯）については、避難場所の安全を確保するため、施設の管理者および所在区等と定期的に協議を行う。

１－２　避難所の指定と安全化

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部** **・地域文化スポーツ部** **・福祉部** **・教育委員会事務局**	**○　避難所の指定** **○　避難所等の安全化** **○　避難所の環境整備**

（２）詳細の取組内容

①　避難所等の指定

・区は、災害対策基本法第４９条に基づき、「一次避難所」を指定し、また、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者、要介護度や障害の程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な者を避難させるために「二次避難所」及び「福祉避難所」を指定している。災害時には、これらの避難所を開設し、住居が損壊や火災等で使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施する。

区分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
設置目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する	一次避難所に避難した高齢者や障がい者等のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障害の程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する
開設時期	発災当初	発災後すみやかに	発災当初
対象者	①　居住者 ②　在勤・在学者※ ③　外出中に帰宅が困難になった者 ④　上記のほか区内に滞在する者 ※在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする	次に該当する者を優先的に避難させる。 ①　要介護1から3に認定されている区内の在宅高齢者 ②　障がい者（身体障害者手帳3級～7級） ③　妊産婦、乳児 ④　上記①から③の保護者又は支援者（家族等） ※支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする	①　要介護4から5に認定されている区内の在宅高齢者 ②　障がい者（身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者） ③　上記①及び②の支援者（家族等） ※支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする
使用施設	区立小中学校、生涯学習センター・都立学校	ひろば館、ふれあい館 ゆいの森（対象者③のみ）	高齢者施設（入所・通所） 障がい者施設（入所・通所）
指定基準及び その他	耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等を利用する。 受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする	避難対象者の規模や状況を踏まえ、必要に応じて他の区施設を指定する。	使用施設のうち、通所施設については、発災後、原則として、サービス提供を休止し、当該施設やマンパワーを福祉避難所の開設運営に活用する。なお、通所施設で発災時に利用者がいた場合は利用者の安全確保を優先する。

（資料第159「避難所に充てる学校施設一覧表（一次避難所）」）
（資料第160「避難所にあてる区民施設等一覧表（二次避難所）」）
（資料第161「福祉避難所一覧表」）
（資料第162「その他公共施設一覧表」）
（資料第163「避難所施設利用に関する協定書」）

（資料第 164「あなたのまちの避難所」）

［避難の流れ及び使用施設］

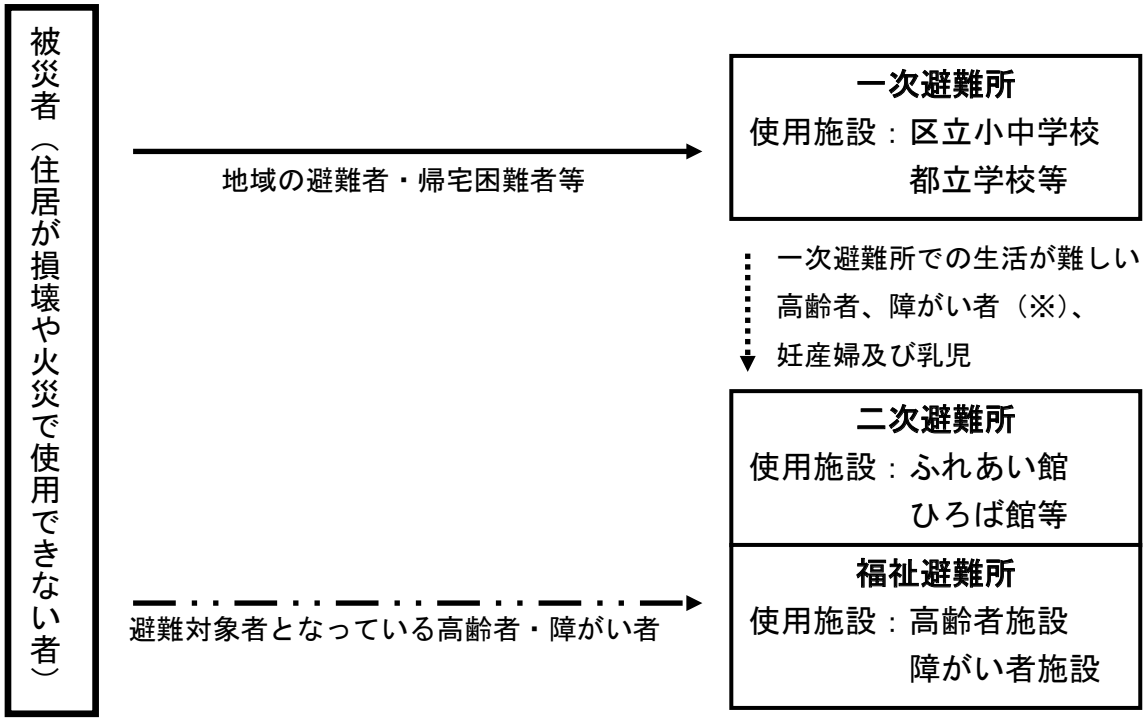

※高齢者（要介護 1 から 3）、障がい者（障害者手帳）3 から 7 級等

② 一次避難所・二次避難所・福祉避難所の指定拡大

・首都直下地震による東京の被害想定では、荒川区における避難者数は 116,502 人、そのうち避難所で生活することとなる区民は 75,726 人である。

・区では、民間施設を含めた一次避難所、二次避難所、福祉避難所の指定を拡大していくとともに、区外の区関連施設や協定自治体等への避難者の移送も視野に入れた検討を行っていく。

③ 全避難所・避難場所等の安全化

・避難所・避難場所となる区施設については、荒川区公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な点検・診断、維持管理・修繕等を実施し、施設の安全確保に努める。

・避難場所・避難道路周辺における避難所の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

・消防署は、避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて指導を行う。

・警察署は、区の要請等に基づき、警察官の巡回等を実施し、避難所の秩序及び安全の確保に努める。

④　全避難所の環境整備

・発災直後は、避難者全員の収容を優先し、その後は、避難者のプライバシーや健康管理を優先するなど、発災からの時間経過に応じた環境の変化へ的確に対応する。

・全一次避難所への空調設備の設置を推進する。

・警察への巡回要望及び警備員等を確保し、避難所の治安を維持する。

⑤　一次避難所における要配慮者スペースの確保

・一次避難所において、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等の避難者に対して、状況に応じて要配慮者専用スペースを確保する。必要なスペースについては、避難所開設時のルールづくりにおいて決定するなど、早期の確保に努める。なお、区職員及び避難所運営者は、要配慮者専用スペースでの生活が困難な避難者及び常に介助等が必要な避難者に対して、二次避難所等への避難が行えるよう配慮する。

２　避難体制の整備

２－１　避難勧告等の発令、避難誘導体制の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部	○　発災に備えた地域の実情の把握 ○　避難勧告等を行う場合の対応 ○　避難場所、避難所等の周知

（２）詳細の取組内容

①　区民等への避難体制の周知等

・区民は、地域又は町会・自治会単位に、訓練等の機会を活用し、避難時における集団の形成や自主統制を円滑に行えるよう、体制を構築する。

・区は、効率的・効果的な避難を実現するため、一時集合場所や避難場所、避難所などの役割、安全な避難方法について、関係団体と連携を図りながら周知する。

・「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に関する知識の普及。

②　地域特性の把握

・避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

③　関係機関との連携体制の整備

・円滑かつ迅速に避難勧告等の情報発表及び避難誘導を実施するため、警察署や消防署等の関係機関と連携した図上訓練等を実施する。

・避難誘導訓練を防災区民組織の防災訓練や避難所開設運営訓練等で実施し、関係機関との連携強化を図る。

④　その他

・内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定、訓練を実施するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

３　避難所の管理運営体制の整備等

３－１　一次避難所

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・教育委員会事務局	○　一次避難所運営基準の策定 ○　一次避難所運営委員会による訓練実施 ○　一次避難所運営マニュアルの整備

（２）詳細の取組内容

①　町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

・避難者は、一次避難所で共同生活を送る（一次避難所を運営する）に当たり、一次避難所の運営基準及び各一次避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

②　一次避難所運営基準の策定

・区は、平成 25 年 9 月に東日本大震災の被災地における事例、被災地で避難所運営に従事した区職員の経験や、荒川区職員ビジネスカレッジにおける研究成果を反映させた「荒川区避難所運営基準」を策定し、区が設置する避難所の運営についての基本的な事項を定めた。

・区、区民及び防災関係機関は本運営基準に従い、一次避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するために、連携して訓練等を実施することにより、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する。

（資料第 165「荒川区避難所運営基準」）

③　一次避難所運営委員会等の設置

・平時より、区民・学校等を主な構成員とする「避難所運営委員会」を各一次避難所に設置し、使用する施設の構造や地域性を踏まえた「一次避難所開設運営マニュアル」を策定する等、避難所運営体制を整備する。

・区は、「一次避難所開設運営マニュアル」について、過去の大規模災害における避難所運営の事例や防災訓練の成果等を踏まえ、標準的な記載内容を一次避難所運営委員会に示すものとする。

・区は、各一次避難所運営委員会を構成員とする「一次避難所運営連絡会」を設置し、避難所運営に関する共通課題の検討や情報交換を行う。

・消防署は、避難所の防火安全対策を策定し、「一次避難所開設運営マニュアル」に反映するよう働きかける。

④　一次避難所における区・避難者・学校教職員の役割

ⅰ）区

・各避難所に区職員を配置し、災害対策本部との連絡調整、避難所の運営支援、避難者情報の管理、避難者への情報提供等を行う。

・居住スペースの範囲は、学校における教育活動の再開に必要な場所を確保するため、学校施設管理者と十分な調整を行う。

・一次避難所開設から一定の時間が経過した時点において、避難者の減少や学校における教育活動の再開等の状況を踏まえ、複数の避難所を統合する。この場合、避難所間の移動（引越し）が避難者に対し過度の負担とならないよう十分配慮する。

・発災時から応急期において被災者生活実態調査を実施できる体制を整備する。

ⅱ）避難者

・地域防災の中心的な担い手である町会・自治会が主体となって、避難所生活でのルールづくり、1 日の生活スケジュール（起床・消灯・食事・清掃などの時刻）の設定、炊事・配膳・後片付け、一次避難所として使用する施設（体育館や普通教室、トイレなど）の清掃、これら避難者が担う仕事の当番編成、来訪者の応対等を行う。

・炊事・配膳・後片付け・清掃等の当番については、特定の避難者に偏らないよう編成する。

避難所生活のルールについては、季節の変化や避難者数、一次避難所の統合など、一次避難所開設からの状況変化に応じて適宜見直すものとする。

ⅲ）学校教職員

・学校長は、施設管理者として、避難所で使用する施設の維持管理を行う。

・教育委員会に対する災害対策本部長（区長）の指示（災害対策基本法第 23 条第 6 項）に基づき、区立学校の教職員は、学校長の指揮の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において、緊急対応として避難所運営に協力する。

・学校教職員が避難所運営に協力する場合における、学校長の権限や責務、学校教職員の具体的な職務分担、避難所運営業務に協力する期間等については学校ごとに定める。

３－２　二次避難所

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・地域文化スポーツ部 ・福祉部 ・子育て支援課	○　二次避難所の開設運営マニュアル等の策定 ○　指定管理者等との協定締結 ○　高齢者、障がい者、妊産婦等への二次避難所の周知

（２）詳細の取組内容

①　二次避難所の位置づけ

・二次避難所は、妊産婦、乳児、要介護１から３までの高齢者、３級から７級までの身体障害者の方で一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所であり、災害発生後の適切な時期にひろば館・ふれあい館等を二次避難所として開設する。

・ふれあい館など避難所に指定されている施設については、区と指定管理者との間で締結する協定書に基づき、区と指定管理者が一体となって避難所の運営等を行う。

・各二次避難所において開設運営マニュアルを策定し、平時から訓練を実施する。

・上記以外の指定管理施設に関しては、災害時における区と指定管理者の役割分担等に係る協定を締結し、これに基づいた対応を行う。

②　二次避難所の周知

・二次避難所となるふれあい館等の施設には、平時から二次避難所の開設場所であることや避難対象者等を掲示し、区民への周知を図るとともに、理解を深める。

３－３　福祉避難所

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・福祉部	○　福祉避難所開設マニュアル等の策定 ○　指定管理者等との協定締結

（２）詳細の取組内容

①　福祉避難所の指定・開設支援

・福祉避難所は、要介護４から５に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳１・２級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者（以下「避難行動要支援者」という。）を対象とした避難所であり、災害発生後すみやかに区が指定する社会福祉施設において福祉避難所を開設する。

・福祉避難所は福祉避難所（高齢者）と福祉避難所（障がい者）の２種類とする。

・福祉避難所（高齢者）への避難者は、原則、あらかじめ名簿を作成し、平時においては区福祉

部に保管する。

・福祉避難所（障がい者）への避難者は、原則、あらかじめ名簿（台帳及びＣＤ－Ｒ）を作成し、平時においては区が指定する福祉避難所（障がい者）に保管する。

・在宅高齢者通所サービスセンターなど福祉避難所として指定されている施設については、区と指定管理者との間で締結する協定書に基づき、区と指定管理者が一体となって避難所の運営等を行う。

・災害時における高齢者や障がい者の安全と健康を維持するため、おかゆや大人用紙おむつ、 車椅子、災害用トイレ等について備蓄の充実を図る。

・区は、避難対象となる要介護度４から５に認定されている在宅高齢者について、あらかじめ避難する福祉避難所を指定した上で対象者名簿を作成し、平時は区福祉部に保管する。

・区は、避難対象とある障がい者対象者名簿（台帳及びＣＤ－Ｒ）については、平時は福祉避難所に保管する。

・区は、あらかじめ、地域包括支援センター、ケアマネジャー及び介護事業者との情報伝達など連携体制を構築する。

・区は、ケアマネジャーが作成するケアプランに加え、災害時の対応について、あらかじめ本人と家族の同意を得た上でケアプランに反映させ、その情報を共有する。

・地域住民、本人、家族及び介護事業者等が連携した避難訓練を定期的に実施する。

②　福祉避難所の周知

・福祉避難所となる福祉施設等には、平時から福祉避難所の開設場所であることや避難対象者等を掲示し、区民への周知を図るとともに、理解を深める。

③　地域及び事業者等との連携

・区は、あらかじめ、地域包括支援センター、ケアマネジャー及び介護事業者との情報伝達など連携体制を構築する。

・区は、ケアマネジャーが作成するケアプランに加え、災害時の対応について、あらかじめ本人と家族の同意を得た上でケアプランに反映させ、その情報を共有する。

・地域住民、本人、家族及び介護事業者等が連携した避難訓練を定期的に実施する。

４　要配慮者等への対策

４－１　高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・福祉部 ・子育て支援部	○　防災意識の普及啓発 ○　室内安全対策の推進 ○　乳幼児の安全確保、保護者等への適切な引渡し ○　妊産婦への事前周知及び安全の確保

（２）詳細の取組内容

①　高齢者・障がい者対策

ｉ）防災意識の普及と啓発

・高齢者、障がい者およびその家族は、災害時に的確に行動ができるよう、出火の防止や避難方法の確認等、日頃からの防災準備が特に必要とされている。

・このため、区および防災関係機関は、高齢者や障がい者およびその家族に対して防災意識の普及と啓発に努めるとともに、防災に関する相談や助言を積極的に行うものとする。

ⅱ）家屋や室内の安全確保

・自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や室内の安全を確保することがきわめて重要である。

・区は、家具類等の転倒・落下・移動防止器具の設置、地震時の電気器具や配線からの出火を防止するための機器（感震ブレーカー）及び自動点灯ライトの設置、電磁調理器具等の安全な調理器具の使用について助成制度等を設け、普及を推進する。

（第 2 部第 2 章第 5 節 1-2「区民による自助の推進」に詳細を記載）

②　児童等への対策

・学校長及び園長（以下、この章「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮したうえで、災害時の児童、生徒または園児（以下、この章「児童等」という。）への応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

・学校長等は、災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。

⑴　児童等の避難訓練を実施するほか、区、地域が行う防災訓練に教職員、児童等も参加、協力する。

⑵　児童等が学校等の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育課程に位置づける。

⑶　登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

⑷　教育委員会、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網ならびに協力体制を確立する。

⑸　勤務時間外における教職員の連絡・参集体制、役割分担等の計画を作成し教職員に周知する。

⑹　児童等の安全確保を図るため、保健室の資器材に不足が生じないよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

③　乳幼児・園児対策

ｉ）幼児、保護者、教職員、児童福祉施設職員等に対する防災教育の徹底

・防災訓練や防災教室・講座の実施、啓発パンフレットや防災マニュアルの作成と活用等により、幼児、保護者、教職員、児童福祉施設職員等の防災意識の向上を図る。

ⅱ）地域ぐるみの避難援助態勢づくり

・家庭や乳幼児施設における避難誘導を迅速に行うために、地域の防災訓練等を活用して、町会や事業所等地域ぐるみによる乳幼児避難援助態勢の確立を図る。

・保育園においては、町会・自治会など地域の支援を得ながら園児の保護や避難ができるよう、平時からの連絡体制を構築するため、町会・自治会の行事に参加するほか、町会・自治会が実施する防災訓練に参加する。

ⅲ）乳幼児に配慮した食料・生活用品の備蓄

・粉ミルクやおかゆ、哺乳ビン、紙おむつ等、乳幼児向けの食料や生活用品の備蓄の充実を図る。

ⅳ）ぜんそくやアトピーなど特に配慮を必要とする乳幼児への対応

・酸素吸入器や医薬品等、医療面での対応策を強化するとともに、食品や衣服等、日常生活面においても十分配慮する。

ⅴ）施設の安全確保

・幼稚園、こども園および保育園等の乳幼児施設について、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具やガラス、備品類等について安全確保を図るように努める。

ⅵ）保護者との連絡体制の整備及び訓練の実施

・乳幼児施設が開園・開所中に災害が発生した時には、保護者へのスムーズな連絡と引渡しが最も重要となるため、災害時の連絡体制の整備とそれにもとづく情報伝達訓練、引き取り訓練の実施により、非常時に備えた態勢づくりに努める。

④　妊産婦への対策

ⅰ）災害予防の充実

○　妊産婦への事前周知

・平時から妊娠中に災害が発生した場合に取るべき行動や、一次避難所での生活が困難な場合には、二次避難所への避難が可能であることを周知する。

・産後１月に満たない産婦など、母体の保護等を必要とする方は、二次避難所への避難が可能であることを周知する。

ⅱ）発災時の安全確保

○　妊産婦への対応

・一次避難所において妊娠中、産後間もない女性が生活をすることは、過度なストレスがかかる恐れがあることから、二次避難所での対応に努める。

・助産師、医師等と連携し避難生活中の妊婦の健康状態や出産の兆候等に注意し、必要な措置を講ずる。

４－２　避難行動要支援者対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・福祉部	○　高齢者みまもりネットワーク事業 ○　避難行動要支援者名簿の作成 ○　避難援助体制の強化

（２）詳細の取組内容

①　避難行動要支援者の把握・地域ネットワークの拡充

ｉ）避難行動要支援者名簿の整備・共有

・防災機関などが日頃から避難行動要支援者の居住状況を把握しておくことが、災害時の避難援助などの救急活動を容易にすることができるため、避難行動要支援者名簿を整備し、情報の共有化を図る。

・町会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、消防署、警察署など関係機関相互間の連携を密にした「荒川区高齢者みまもりネットワーク事業」を実施している。

（資料第 166「荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱」）

・避難行動要支援者を近隣で助け合う地域の協力体制づくりを推進する。

・社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

ⅱ）その他地域の協力体制の推進

・発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが最も重要であり、区は今後とも町会および区民の協力を得ながら、おんぶ作戦の拡充に努める。

・社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会、防災区民組織、近隣事業所およびボランティア等による協力体制づくりを推進する。

ⅲ）総合的な防火防災診断等の推進

・消防署は、震災時において周囲の状況変化に的確・安全な避難行動をとることが困難である避難行動要支援者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、区と連携した総合的な防火防災診断を推進し、本人及びその支援者の防火防災に係る意識啓発と居住環境の安全対策を進める。

・区、消防署等、関係機関は協働して、防災区民組織とともに、避難行動要支援者への対応を想定した防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

○　他区および交流都市等との協力体制整備

・大災害が発生した場合には、多くの高齢者や障がい者が病院や福祉施設等で中長期にわたり、余儀なく避難生活をおくる事態が想定される。

・区内だけでは対応しきれない状況になることも想定されることから、高齢者や障がい者の避難受け入れについて、23 区間相互および交流都市等とあらかじめ協議し、相互の受け入れ可能数や受け入れ場所についての検討を進める。

②　その他の避難行動要支援者対策

・その他、病弱者、透析患者、難病患者など特に医療面での特別な配慮を必要とする者については、災対福祉部、災対健康部、消防署および医療機関等が連携を図りながら支援を行う。

４－３　外国人支援対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・区民生活部 ・地域文化スポーツ部	○　防災意識の普及と啓発 ○　避難標識の外国語併記

（２）詳細の取組内容

①　災害予防の充実

ｉ）防災意識の普及と啓発

・外国人に対する防災意識の普及・啓発を図るため、区および防災関係機関は、分かりやすい多言語の外国人向け防災パンフレットや行動マニュアル等を作成し、住民記録窓口や関係機関窓口等で配布することにより、地震についての説明や、日頃からの備え、避難所情報、緊急連絡先等、防災情報の周知を図る。

・荒川区国際交流協会等と連携し、通常実施している外国人との交流の場を利用し、平常時から情報提供を行うとともに、外国人対象の防災訓練・講座を実施する。また、日本語学校や専門学校、留学生寮への起震車の派遣、地域の避難訓練への参加呼び掛け等を積極的に行う。

ⅱ）避難標識等の多言語化

・区内にある避難場所標識については、すでに英文を併記したものが設置されており、地域設置型消火器についても、外国語併記のものを設置している。

・街区表示板についても、随時、外国語併記のものに更新を行っている。今後、避難道路標識や一時集合場所表示板等についても、外国語の併記を進めていき、区内の外国人への対応を行う。

②　災害時の支援体制

ｉ）地域や協定団体と連携した支援体制を構築

・被災直後等においては、語学能力のある区職員、又はコミュニケーションカードや携帯電話端末を用いた翻訳アプリケーション等を活用し、外国人避難者への対応にあたる。

・「災害時における語学ボランティア協力に関する協定」を締結している学校法人新井学園赤門会日本語学校に協力を依頼し、避難所における通訳等、外国人避難者に対し支援を行う。

ⅱ）都と連携した支援体制を構築

・都生活文化局が都庁に開設する外国人災害時情報センターにボランティア等の派遣を要請し、避難所等へ配置するとともに、外国人対応相談窓口等を設置するなど、都と連携した被

災外国人を支援する体制を構築する。

・災害広報誌、外国語版広報誌等による災害情報の提供、ホームページの多言語標記等

４－４　女性の視点を取り入れた対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・総務企画部** **・区民生活部**	**○　平時からの男女共同参画の推進** **○　女性リーダーの育成**

（２）詳細の取組内容

①　女性の視点を取り入れた対策

ｉ）基本的な考え方

⑴　平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

⑵　「主体的な担い手」として女性を位置づける

⑶　災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する

⑷　男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

⑸　民間と行政の協働により男女共同参画を推進する

⑹　男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける

（男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（概要）内閣府一部引用）

ⅱ）避難所における主な対策

・女性の視点を取り入れた避難所運営の重要性について平時から訓練や防災イベントを通じ区民に周知啓発を行う。

・一次避難所開設運営マニュアルは、以下の内容に留意し作成、改訂を行う。

⑴　開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。

⑵　避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。

⑶　避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも３割以上は参画することを目標にすること。

⑷　生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫すること。

⑸　女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備など、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。

（男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（概要）内閣府一部引用）

ⅲ）女性リーダーの育成

・東日本大震災及び熊本地震等の経験から、内閣府や都において女性の視点を取り入れた防

災への取組の重要性が再認識されている。区は、都や関係機関と連携して、女性向け防災講習会や女性リーダーの育成に向けた啓発等を実施するとともに、一次避難所開設運営訓練等の女性参加者を増やすためあらゆる方法で周知啓発を行う。

・一次避難所において、より多くの女性が運営に係わり、女性の意見が反映されやすい環境づくりを進めていく。

５　ペットの取扱い

５－１　ペットの取扱い

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対健康部**	**○　災害時におけるペットの取扱いに関する飼い主への普及啓発** **○　動物救護センターの設置による動物保護体制の整備**

（２）詳細の取組内容

①　災害時における動物保護体制

［災害時における動物保護体制］

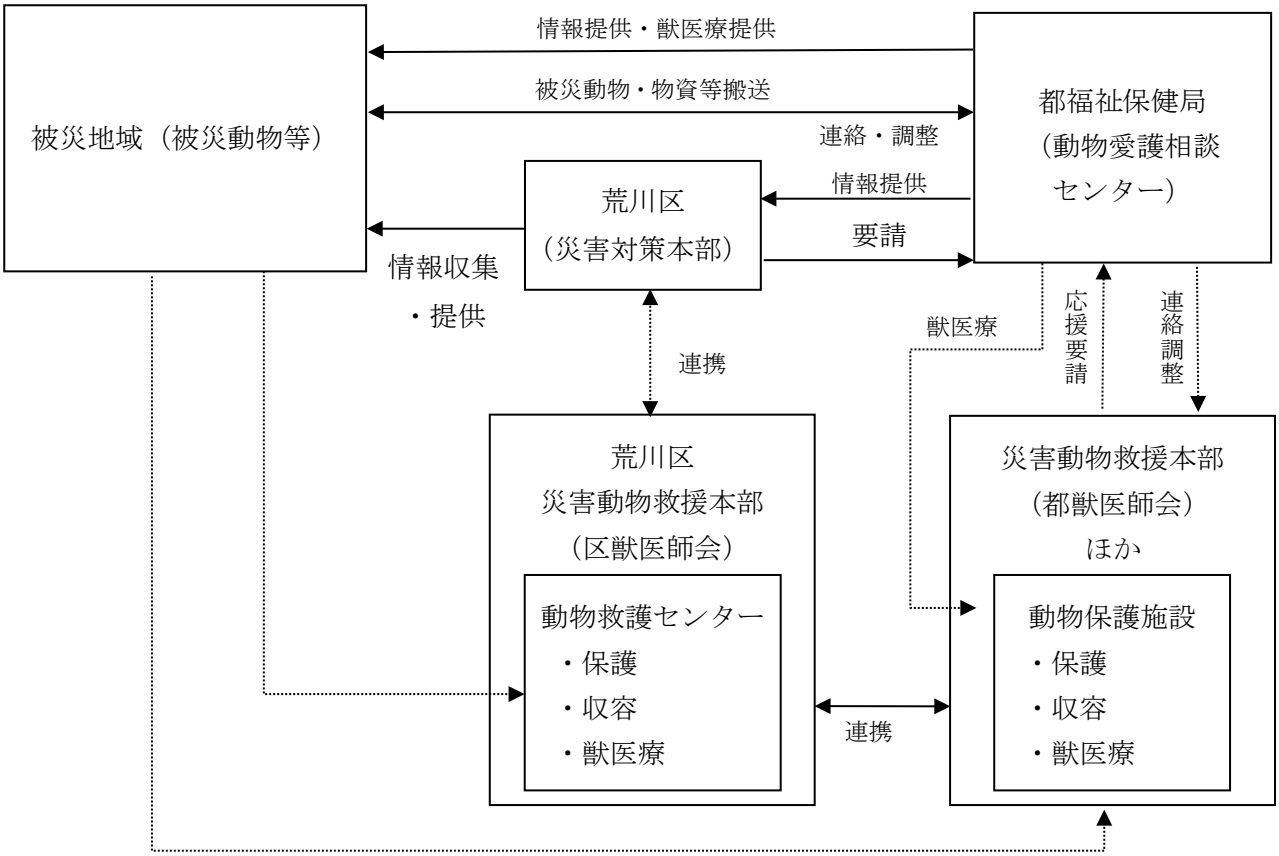

②　区の役割

ｉ）啓発活動及動物避難施設の確保等

・区は飼い主に対して、避難所においてペットを居住スペース内に避難（いわゆる同伴避難）

させることは、動物が苦手な避難者等の精神的な苦痛となるため、取入れていない旨を周知する。

・区は、飼い主に対して、災害時に備えたペットの取扱いに関して啓発を行う。

・区は、自宅が火災や倒壊等となり、自宅外への避難が必要な飼い主のうち、知人・友人、親類宅等が遠隔地にある等の理由で避難先が見つからない方が同行避難できる施設の確保について検討する。

ⅱ）動物救護センターの設置

・区は、被災により負傷した動物や逸走した動物の治療及び保護を行うための拠点、また、飼い主が負傷するなど、ペットと行動を共にできない場合、自宅や避難所に避難できない場合のため、動物救護センターを設置する。

・動物救護センターは、荒川自然公園内に設置し、運営については、区が、区獣医師会、動物愛護団体や動物愛護ボランティア等と連携して行うものとする。

・動物救護センターは、区内外から参集する動物愛護団体やボランティアの拠点として、会議・宿泊の場所の機能も兼ねる施設とする。

・動物救護センターの設置は、発災から概ね１か月間とし、動物の保護・治療のほか、必要に応じて里親探しや他自治体の動物保護施設への移送を行う。

ⅲ）獣医師会等との連携

・被災時の動物の保護等については、迅速な対応が求められることから、東京都獣医師会城北支部荒川区獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、区獣医師会と連携体制を確立し、動物の保護・治療にあたる。

③　飼い主の役割

・飼い主は、平時から災害時においても自宅でペットと共に過ごせるよう、耐震工事や家具等の転倒防止対策等、自宅内の安全対策を講じるとともに、必要な備蓄を行う。

・飼い主は、自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備え、ペットと共に友人、知人、親戚宅などへ避難できるよう、事前に避難先を確保する。

・飼い主は、収容ケージやペットの７日分（少なくとも 5 日分）（環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より）の水及び餌を備蓄し、自宅外への移動にあたり、これらを持参する。また、入浴やブラッシング、無駄吠えなどへのしつけについても平時から行う。

・避難の際には、出来る限りペット用バッグ等を用い避難できるよう、日頃から慣れさせておく。

④　避難所運営委員会の役割

・一次避難所の避難所運営委員会は、動物を苦手とする避難者がいることに留意しつつ、発災直後の一時的なペットの避難の受入れの可否について検討する。

・発災直後、居宅に困窮した飼い主への対応として、避難所居住スペースへ案内する。ペットについては、あらかじめ判断したペット専用のスペースに避難し、被災の程度や避難所の状況を踏まえて動物救護センターに移動し保護する。

・ペットの同行避難可否の検討にあたっては、平時から避難所運営委員会や区、学校において検

討し、避難所敷地内で動物専用スペースが確保でき、行動エリアや飼育のルールを定めた上で認めるものとする。この他、施設の形状、面積、隣接住宅との離隔、衛生確保等についても検討材料とする。なお、猛獣や爬虫類、昆虫等は対象外とする。

６　飲料水・食料・生活必需品等の確保

・震災時には、建物倒壊等による道路の寸断、ライフラインの途絶等により水・食料・生活必需品の確保に支障をきたすと想定されるため、被災者に食料・必需品等の配給を行う必要が生じる。そのため、被害想定を考慮した水・食料等の確保、配給および調達できるよう万全を期しておく。

６－１　給水体制の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・総務企画部** **・区民生活部** **・地域文化スポーツ部**	**○　給水方針に基づく給水計画の作成** **○　都と連携した給水拠点の整備** **○　災害時の給水活動に関する協定の締結**

（２）詳細の取組内容

①　給水方針に基づく給水計画の作成

・避難所等において速やかに避難者に飲料水を配布できるよう、あらかじめ区民生活部において作成する給水方針に基づき、災害発生時には災対地域文化スポーツ部を中心に給水計画を作成し、給水活動を実施する。

・災害発生による水道施設の被害等により、飲料水の確保が困難となった場合においては、被害がない地区の消火栓等を給水活動拠点とする。

・水道施設の被害等により、飲料水を確保できない被災者に対し、飲料水を供給する。このため区では都と連携して、3ℓ×3 日分×約 21 万人分（約 190 万ℓ）を越える飲料水を確保している。

・飲料水の確保および給水業務は、区と東京都水道局との緊密な連携により実施するものとする。

・永久水利施設（深井戸方式）については、水質管理を行い、飲料水の供給源として活用する。

・上記の給水方法を補完するため、浄水器の配備等について検討する。

	給水拠点		給水活動拠点		
機 関 等	都	都・区	区		
	南千住給水所 33,300 ㎥ (3,330 万ℓ)	日暮里南公園応急給水槽 1,500 ㎥ (150 万ℓ)	荒川自然公園一帯 尾久の原公園一帯	学校等の避難所	水道局が指定する消火栓
災対総務企画部	車両の調達				

災対区民生活部	飲料水の搬送及び配給、区給水車の運用
災対地域文化スポーツ部	応急給水拠点での資器材設置、給水所等への調達車両配車、応急給水拠点への搬送、区民への応急給水

※　汐入公園一帯は南千住給水所で対応する。

※　谷中墓地、上野公園一帯およびＪＲ田端・尾久操車場での給水活動は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」により、それぞれ台東区および北区と連携し、両区の給水施設により対応するとともに、必要に応じて応援・協力する。

※　飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては都水道局及び区が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が住民等への応急給水を行う。

※　災害発生時における円滑な活動を確保するため、各部による給水訓練を適宜行う。

（資料第 167「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」）

（資料第 168「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目」）

②　災害時の給水活動等の協定

・区では平成 17 年に(有)K′プランニングと「災害の給水活動等に関する協定」を締結した。

・当該協定により、同社が保有する連結放水管放水試験車（ステンレスタンク 1,500ℓ、動力ポンプ搭載）を活用し、効率的な応急給水が可能となっている。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、同車両を用いて釜石市に対する応急給水活動を実施した。

協定名称	締結年月日	協　定　先
災害時の給水活動等に関する協定	平成17年3月23日	有限会社K′プランニング 荒川区荒川 5-44-4

③　応急給水用資器材の配備

・区では、災害時に、水道局が指定する消火栓のうち、使用が可能な消火栓を活用して応急給水が行えるよう、各一次避難所にスタンドパイプ及び応急給水用資機材セットを配備している。

６－２　備蓄物資の充実

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・管理部** **・健康部** **・区民生活部** **・教育委員会事務局**	**○　発災１日目の食料の備蓄** **○　民間団体等との供給協定の締結**
東京都	**○　都区の役割分担に基づく、区備蓄分以降３日目までの食料等の備蓄**

（資料第 169「震災対策における都・区間の役割分担」）

（２）詳細の取組内容

①　備蓄方針

・区内の地震被害の想定については次のとおりである。

［荒川区の被害想定（東京湾北部地震 M7.3、冬の夕 18 時、風速 8m/s の場合）］

避難者			死者	負傷者	帰宅困難者
	避難所生活者	疎開者			
116,502 人	75,726 人	40,776 人	422 人	4,484 人	39,287 人

・東京都地域防災計画における都区の役割分担にもとづく備蓄数量（発災後１日分は区で確保、以後２日分は都で確保）の確保を図る。

・食生活の多様化等に配慮した食料の供給を図るため、主食についてアルファ化米を主体とした備蓄を進める。

・避難行動要支援者等を考慮した備蓄品目の充実を図る。

・被災者に対し迅速に物資を給付できるよう、各避難所に設置しているミニ備蓄倉庫においては、発災直後から特に必要となる品目に十分配慮する。

・福祉避難所となる福祉施設においては、避難者の特性に応じて必要となる品目を確保する。

②　資器材および物資の備蓄状況

ｉ）主な備蓄物資

○　主食品

・乾パン、アルファ化米、保存用パン、粉乳および粉乳用飲料水

※　高齢者やアレルギー疾患患者対応食の拡大を図る。

○　避難生活用物品

・毛布、タオル、石けん、カーペット

○　炊き出し用資器材、照明設備

・炊飯バーナー、発電機、投光機

○　給水関連資器材

・水槽、ポリタンク

○　運搬用資器材

・リヤカー

○　医療関連器材

・医薬品セット、医療資材

○災害用トイレ

・組立式、ポータブル式、携帯用トイレ

ⅱ）備蓄方針

・区は、被害想定における避難者の増加に対応するため、備蓄物資を計画的に増加させるとともに、備蓄物資の見直しを適宜行い、より有効かつ容易に使用できる備蓄物資の確保に努める。

・限られた職員数による効果的な負傷者搬送が可能となるよう新たに緊急医療救護所用の資

機材についても確保に努める。

・避難行動要支援者、アレルゲン症状にも対応した食糧備蓄についても推進する。

（資料第 170「備蓄物資一覧表」）

③ 供給協定

ⅰ）現況

・災害救助用物資のうち特に食料については、保管場所や保存期限等の関係から、区で備蓄するには限度がある。そのため区は、関係する民間団体とあらかじめ協定を締結し、災害時における食料等の確保に万全を期している。

［民間団体等との供給協定］

協定名称	協定締結団体名	協定締結年月日	所管部
災害時における飲料水使用協定	東京都公衆浴場商業協同組合加盟浴場	昭和 53 年 10 月 2 日	区民生活部
	区内主要事業所 22 箇所	昭和 53 年 5～8 月	
震災時における緊急炊き出し協力に関する協定	東京都麺類生活衛生同業組合荒川支部	昭和 54 年 11 月 14 日	管理部
災害時における米穀供給に関する協定	東京都米穀小売商業組合荒川支部	昭和 55 年 4 月 30 日	管理部
災害時における給食業務の協力協定	学校給食調理業務委託業者	平成 8 年 4 月 1 日	教育委員会事務局
災害時における応急物資の供給に関する協定	荒川区商店街連合会	平成 12 年 1 月 27 日	管理部
災害時における応急物資の優先供給に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	平成 15 年 10 月 27 日	管理部
	株式会社ライフコーポレーション	平成 24 年 8 月 3 日	
災害時における飲料の優先供給に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成 25 年 9 月 17 日	区民生活部
災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書	株式会社アペックス	平成 25 年 10 月 10 日	管理部
災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書	ロイヤルホームセンター株式会社	平成 28 年 5 月 24 日	管理部

ⅱ）計画目標

・今後も、食料のみに限らず、応急対策用物資や資器材等についても、民間団体等との供給協定を推進するものとする。

（資料第 72「大地震時飲料水使用協定」）

（資料第 66「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書」）

（資料第 67「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目」）

（資料第 70「災害時における米穀供給に関する協定」）

（資料第 71「災害時における米穀供給に関する協定細目」）

（資料第 68「災害時における給食業務の協力に関する協定書」）
（資料第 69「災害時における給食業務の協力に関する協定細目」）
（資料第 81「災害時における応急物資供給に関する協定書」）
（資料第 82「災害時における応急物資の優先供給に関する協定書」）
（資料第 75「災害時における飲料の優先供給に関する協定書」）
（資料第 76「災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書」）

６－３　トイレの確保等

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部**	**○　携帯用トイレの備蓄の啓発** **○　マンホールトイレの整備** **○　トイレ設置可能なマンホールの指定**

（２）詳細の取組み内容

①　トイレの確保

・災害時において、トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながる。ライフラインの一環として、トイレの確保・管理体制の準備は不可欠であり、災害による影響を想定し、災害時のトイレを確保する。

ｉ）災害時にトイレを使用する上での制約

災害時に起こり得る事態	トイレを確保する上での制約等
断水・屋内給水管の破損	・流せなくなる ・手が洗えなくなる（衛生環境の悪化）
停電	・特にマンション等では、水が汲みあがらず水洗トイレが使えなくなる
下水道・集中処理浄化槽・戸別浄化槽の破損	・水が確保できても、排水先が破損している場合は、水洗トイレの使用を中止する必要がある
大雨、洪水、高潮等による浸水の継続	・浄化槽への逆流が発生するなどの被害の恐れがある。 ・下水処理場等の機能が停止する恐れがある。 ・戸別浄化槽のブロアーが故障すると水洗トイレが使えなくなる。
避難所の既設トイレ（個室・便器）が使えない	・携帯トイレ（便袋）を使用できるスペースが確保できない。

ⅱ）災害時に使用できるトイレ（便器）の確保

・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成２８年４月内閣府）では、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は、避難者約５０人あたり１基、その後、避難が長期化する場合には、約２０人あたり１基を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいと示されている。

ⅲ）過去の災害におけるトイレの状況

・阪神・淡路大震災では、災害用トイレが１００人に１基を設置した段階でトイレに関する苦

情がかなり減り、７５人に１基を設置した時点で苦情がほとんどなくなったとされている。

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基	左記の数量が配備された段階で苦情がほとんどなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約 120 人～140 人に 1 基	不足気味

ⅳ）災害時に使用できるトイレ

・災害時に使用できるトイレとしては、避難所等の既設のトイレ及び携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレなどがある。

・災害時には避難所の施設等に設置されている既設のトイレの使用を優先に考え、避難者数や上下水道の使用可否の状況等に応じ、不足分についてマンホールトイレや仮設トイレの設置により対応していく必要がある。

災害時に使用できるトイレ	トイレの概要、運用上の留意事項
避難所等の既設のトイレ	・　避難所の施設等に設置されている既設のトイレの使用を優先とする。 ・　水洗が使用できない場合等には、携帯トイレを併用して使用する。
公園等の公衆トイレ	
携帯トイレ	・　便袋タイプで、吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・　既存の洋式便器や簡易トイレにつけることにより、水洗が使用できない場合でも、便器を使用することができる。
簡易トイレ	・　便槽付きの簡易トイレについては、水洗の必要がなく、トイレを組み立て、テントを設置して使用する。
マンホールトイレ	・　区、都下水道局が設置しているトイレ用マンホールに組み立てトイレ及びテントを設置して使用する。 ・　屋外に設置することから、使用に際しては各種事故等の防止に対し十分に配意する必要がある。
仮設トイレ	・　使用可能なトイレの不足状況等に応じ、仮設トイレを調達し設置する。

②　災害時用トイレの備蓄の推進及び啓発

ｉ）備蓄の推進

・トイレの水洗が使用できない場合には、携帯トイレを併用することにより、既存の便器や組み立て式トイレを使用することが可能となる。また、便槽付きの簡易トイレの活用も有効であり、水洗が使用できない場合や水洗に係る被害状況が確認できない間においては、これらの災害時用トイレを併用して使用していく必要がある。

・このことから、携帯トイレ等の災害時用トイレの避難所等における備蓄を充実するとともに、家庭や事業所においても、水洗が使用できない場合等に備えた備蓄の啓発を行っていく必要がある。

ⅱ）区民の啓発

・災害時は、上水道及び下水道や排水管等の状況により、水洗トイレの使用の可否を判断する必要がある。排水管等の破損等がある場合に水洗を使用すると、建物内に汚水があふれる可能性があり、衛生面等における問題も生じる場合がある。

・このことから、災害時において、各家庭のトイレを使用する上での注意や啓発も行っていく必要がある。

ⅲ）家庭におけるトイレの問題

原　因	事　象	影響等
上水道を原因とするもの	・上水道の断水 ・停電によるポンプの停止	・流す水が出ない。手が洗えない。 ・上層階への加圧ポンプが停止し、水が汲み上がらない。
排水管を原因とするもの	・排水管の損壊	・建物内に汚水があふれる
下水道を原因とするもの	・下水処理施設の損壊 ・下水道の破損	・し尿の処理ができない。 ・汚水が流れない。

ⅳ）家庭におけるトイレの使用の判断

排水管や下水の状況	水洗の可否	備　　考
排水管や下水の状況が分からない	不可	・携帯トイレや簡易トイレを使用する。 ・便器に破損等がなければ、携帯トイレを併用することにより既設の便器を使用できる
排水管や下水に破損等がある		
排水管や下水に問題はない	可	・断水等により水道が使えない場合は、くみ置きの水等により流す。

7　備蓄倉庫の整備

7－1　区備蓄倉庫の設置及び備蓄物資管理

（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部** **・教育委員会**	**○　区備蓄倉庫（５カ所）、ミニ備蓄倉庫の整備** **○　円滑な輸送確保のための物資管理**
東京都	**○　都備蓄倉庫の整備** **○　アルファ化米、毛布等の寄託物資の整備**

（２）詳細の取組内容

① 都と区が整備する備蓄倉庫等

・応急対策用資器材および災害救援用物資を保管するために、備蓄倉庫を設置している。

・発災後、迅速な救援活動を行うため、避難所、救護所となる区立の小中学校やふれあい館等にミニ備蓄倉庫を設置し、食料や資器材、生活用品等を備蓄している。

ⅰ）区備蓄倉庫

○ 備蓄倉庫

・南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の各地域に 1 箇所、計 5 箇所を設置している。

○ ミニ備蓄倉庫

・小中学校やふれあい館等 42 箇所に設置している。

ⅱ）都備蓄倉庫

・南千住に 1 箇所設置している。

（資料第 171「備蓄倉庫一覧表」）

（資料第 172「ミニ備蓄倉庫一覧表」）

② 都の寄託物

・都は区所有の荒川防災備蓄倉庫等にアルファ化米、毛布、肌着等を寄託している。

・寄託物資は災害救助法が適用される災害が発生した場合に都福祉保健局長の承認を得て、利用できる物資である。

③ 整備方針

・物資の分散配備を推進するため、避難所や活動拠点となる区有施設へのミニ備蓄倉庫の設置および今後建設する区有施設へのミニ備蓄倉庫の設置について検討する。

・備蓄物資ごとの数量や保管場所、賞味期限等の点検を定期的に実施する等、適正な管理を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に荷捌き及び物資搬送できるよう効率的な備蓄倉庫内の保管場所の検討を行う。

８ 輸送体制の整備等

８－１ 物資輸送経路の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・総務企画部 ・区民生活部 ・産業経済部 ・防災都市づくり部 ・教育委員会事務局	○ 地域内輸送拠点の整備 ○ 輸送用ヘリコプター・船舶による輸送手段の確保

（２）詳細の取組内容

①　地域内輸送拠点の整備

・震災時においては、区独自の備蓄だけでは災害に対応できない場合が想定され、都備蓄品や支援物資等を一括して集積しておく場所が必要となることから、受援ガイドラインで定める地域内輸送拠点（荒川区総合スポーツセンター他５か所）を活用する。

	施設名	住所
1	荒川総合スポーツセンター	南千住 6-45-5
2	南千住野球場（※近接する荒川総合スポーツセンターの荷捌き拠点としても活用）	南千住 6-45-5
3	あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久 8-3-1
4	あらかわ遊園運動場（※近接するあらかわ遊園スポーツハウスの荷捌き拠点としても活用）	西尾久 8-3-1
5	サンパール荒川	荒川 1-1-1
6	東尾久運動場（※荷捌き拠点としても活用。平成３０年９月以降）	東尾久 7-1-1

②　輸送用ヘリコプター・船舶（隅田川利用）

・輸送用ヘリコプターによる物資輸送及び隅田川防災船着場を活用した船舶による物資輸送等については、東京都等関係防災機関と連携し、輸送手段を確保する。

・ヘリポート及び船着場の確保については、今後とも計画的に整備を進めるものとする。

［輸送用ヘリポート・船着場］

施　設	名称	管理主体	所在地
ヘリポート	都立汐入公園	都建設局	南千住 8-13
	東尾久運動場多目的広場	荒 川 区	東尾久 7-1
	南千住野球場	荒 川 区	南千住 6-45
船着場	東尾久	荒 川 区	東尾久 7 丁目先
	白鬚西	荒 川 区	南千住 8 丁目先
	荒川遊園	都建設局	西尾久 6 丁目先

［都所有の船着場の運用］

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部立ち上げ時
都　災　害 対 策 本 部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用を指示する。）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都 建 設 局	運用支援主体	損傷の有無の点検を行い、安全を確認

	（損傷等に対する修繕・補修）	し、区災害対策本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。
区	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都建設局の安全確認点検後、運用者として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

・災対本部は、災対各部の人員・物資輸送について総合調整を行い、都各局と連携の上、ヘリポートおよび船着場の運用方針を決定する。

・災対区民生活部は災対総務企画部、災対防災都市づくり部、災対教育部と連携し、ヘリポートおよび船着場の管理を行う。

９　帰宅困難者の一時滞在施設の確保

９－１　一時滞在施設の確保・拡充

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・区民生活部**	**○　区民、事業者に対する意識啓発** **○　都、事業所と連携した一時滞在施設の確保**

（２）詳細の取組内容

①　帰宅困難者の推計

・東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、23 区において約 379 万人(冬の午後 6 時に発生した場合)が発生すると推計している。

・荒川区では、同時刻に区人口の約 19%にあたる約 39,000 人の帰宅困難者の発生が想定されている。

②　意識啓発

・発災直後、区の応急対策活動は避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的支援には限界があることから、防災訓練等を通じて、区民や事業者に対して「外出者の行動ルール」、「帰宅困難者心得 10 か条」、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成 25 年 4 月施行）の普及を図る。

ｉ）外出者の行動ルールの徹底周知

・むやみに移動を開始しない
・まず安否確認をする
・正確な情報により冷静に行動する
・帰宅できるまで外出者同士が助け合う

ⅱ）帰宅困難者心得 10 か条の徹底周知

・慌てず騒がず、状況確認
・携帯ラジオをポケットに

・つくっておこう帰宅地図
・ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
・机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
・事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
・安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
・歩いて帰る訓練を
・季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオルなど）
・声を掛け合い、助け合おう

ⅲ）東京都帰宅困難者対策条例

○　都民の取組み
・「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制
・家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備

○　事業者の取組み
・従業員の一斉帰宅の抑制
・従業員との連絡手段の確保など事前準備
・駅などにおける利用者の保護
・生徒・児童等の安全確保

○　安否確認と情報提供のための体制整備
○　一時滞在施設の確保
○　帰宅支援

（資料第 173「東京都帰宅困難者対策条例および基本的な考え方」）

③　駅周辺の混乱防止対策等

ⅰ）体制の整備

・過去の地震で発生した鉄道駅での混乱を教訓として、鉄道事業者は、利用者の駅施設への一時受入や情報提供の体制について整備する。
・鉄道駅での混乱を防止するため、区・鉄道事業者・警察・消防署の連携体制を整備する。

ⅱ）一時滞在施設の確保

・区は、都、事業者等と連携し、一時滞在施設の確保に努める。

ⅲ）情報提供体制の整備

・通信事業者の緊急速報メールを通じて、帰宅困難者に対し、鉄道の復旧状況等を提供できる体制を整備する。

④　事業所等における帰宅困難者対策

ⅰ）基本原則「組織は組織で対応する」

・事業者は、自助・共助の考え方にもとづき、「組織は組織で対応する」との基本原則により、従業員、顧客に対する安全確保に努める。
・区においても区内事業者に対して、事業所における外出者対策等について働きかけを行う。

［事業所等・外出者の役割等］

		課　題	対　策
事業所等	平常時	安全確保、混乱防止	事業所施設の安全対策の徹底を図る。
		帰宅困難者対策の計画化	災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。
		飲料水・食料等の確保	従業員や生徒の待機用として最低 3 日分の備蓄に努める。
		情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビを配備する。
		安否確認方法の検討	従業員の安否確認方法や連絡手段を検討する。
	災害時	飲料水・食料の提供	顧客や従業員へ配布する。
		外出者への支援	外出者に対して、一時的に待機する場所、飲料水、トイレ等を提供する。
		情報の入手と周知	行政や報道機関から情報を入手する。
		安否確認の実施	従業員と家族との安否を確認する。
		仮泊場所等の確保・提供	事務室、会議室、ロビーなどを開放する。
		順次帰宅の実施	状況把握の上、整然として順次帰宅する。
		事業の再開	従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業の再開に努める。
		地域の応急復旧活動への参加	留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動に参加するよう努める。
外出者	平常時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	飲料水・食料、装備等の準備をする。
		家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤルや遠方の親戚など災害時の連絡先をあらかじめ家族で決める。
		徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅経路を確認し、実地踏査を行う。
	災害時	状況の確認	慌てずにラジオ等で状況を確認し、行動する。
		無理な行動の自粛	家族等との安全が確認ができた場合には、無理な帰宅はしない。

⑤　帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

ｉ）基本的な考え方

・帰宅困難者のための一時滞在施設については、区内を経由する帰宅困難者へ提供する可能性があることから、発災後数日間の開設を基本とする。このため、区施設等の公共施設のうち、鉄道駅付近、国道や都道の沿線や交差点付近に所在し、避難所に指定されていない施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋など）への受入を基本とする。また多数の乗降がある駅については、周辺の民間事業者の協力を得て、一時滞在施設の確保に努める。

・小中学校など避難所に受け入れる場合は、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を明確にする。

・一時滞在施設の確保にあたっては、畳部屋など高齢者や乳幼児等の要配慮者が休息できるスペースを把握する。

ⅱ）情報提供体制の整備

・一時滞在施設となった施設については、防災行政無線個別受信機やＭＣＡ無線機を通じて、鉄道の復旧状況や道路の被害状況など帰宅困難者が必要とする情報を提供する。

⑥　民間事業者の取組

・東京都の帰宅困難者対策条例を踏まえ、東京商工会議所荒川支部、荒川区工業団体連合会及び荒川区商店街連合会等に対し、自助・共助の観点から、区外従業員の一斉帰宅抑制や来訪者の一時保護、食料・飲料水の備蓄等などの取り組みを要請する。

・ロビーや会議室など一定規模の共有スペースがある施設を有する事業者に対し、帰宅困難者の一時滞在施設として当該施設の提供が得られるよう、東京商工会議所荒川支部を通じて協力を求める。

【応急対策】

１　避難所開設、管理運営	５　飲料水・食料・生活必需品等の支給
２　避難誘導	６　輸送手段の確保
３　要配慮者対策	７　支援物資の輸送
４　ペットの取扱い	８　駅周辺での混乱抑制対策の実施

１　避難所開設、管理運営

１－１　避難所開設、管理運営

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対福祉部	○　一次、二次、福祉避難所の開設・運営 ○　在宅避難者への支援 ○　野外収容施設の設営

（２）詳細の取組内容

①　避難所職員の任務（各避難所共通事項）

ｉ）一般事項

・避難所を開設した場合、「荒川区○○○避難所」の標示をする
・避難者の受付、収容に関する整理
・避難者に対する広報活動
・その他必要事項

ⅱ）記録事項

・避難所日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する
・食料・物資等の受払い
・避難者名簿の作成
・その他必要事項

ⅲ）報告事項

・避難所の開設（閉鎖）・運営報告
・各災対部長（災対区民部長、災対福祉部長）へ一定時間ごとに避難所の運営状況報告を行う
・給食人員等報告
・その他必要事項

②　一次避難所の開設

・区本部長は、一次避難所開設の必要があると認めたときは、施設の被害状況及び災害の規模を踏まえ、一部若しくは全ての避難所開設を指示し、これを開設する。
・発災後、一次避難所施設を所管する災対教育部等は、所管施設の安全確認及びその周辺の被災状況等の確認を行い、災対区民生活部に報告する。
・災対区民生活部長は、上記の報告に基づき、開設する避難所を決定する。

・災対区民生活部は、速やかに避難所職員を選定・配置し、一次避難所を開設した後、避難所運営委員会で定める、避難所運営マニュアルに則り避難者による運営の支援を行う。また、同時に、学校長または教員、施設長等（以下、この章「施設管理者」という。）との連絡体制を構築する。
・一次避難所配置職員は、一次避難所の開設状況を災対区民生活部に報告する。
・災対区民生活部運用班は、速やかに開設・運営状況を、都福祉保健局及び各警察署、各消防署等関係機関に連絡する。
・一次避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整備をしておく。
・一次避難所開設当初から、被災者生活実態調査の実施体制を整えるとともに、調査を実施後は速やかに災対本部に報告する。

③　一次避難所の運営

・避難所の運営にあたっては、避難者自らが協力し合い、自主的な運営を行う。
・避難所の運営にあたり、必要な場合は、ボランティア等の協力を得る。
・避難所職員は各避難所の施設管理者と施設の利用について、綿密な連絡をとり、十分な保全管理にあたる。
・避難所の警備、非常照明、非常電話の架設等については、警察署、東京電力、ＮＴＴ等の防災関係機関と緊密に連絡のうえ、すみやかに行うものとする。
・着替えの場所や授乳場所の確保など、プライバシーや避難所の治安維持の配慮等を行い、被災者の生活環境を良好に保つように努めるものとする。

④　二次避難所の開設

・区本部長は、二次避難所開設の必要があると認めたときは、指定している区施設のうち災害の規模と状況に照らし、適当な施設にすみやかに二次避難所を開設する。
・災対区民生活部は、二次避難所職員等をあらかじめ選定し、避難所を開設するとともに、他の災対各部からの増援により、二次避難所職員の配置体制を確立する。また、避難所管理責任者を配置し、指定管理者等の施設管理者との連絡にあたる。
・二次避難所職員は、二次避難所の開設状況を災対区民生活部に報告する。
・災対区民生活部運用班は、すみやかに開設状況を都福祉保健局および各警察署、各消防署等関係機関に連絡する。
・二次避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。

⑤　福祉避難所の開設

・区本部長は、福祉避難所開設の必要があると認めたときは、指定している社会福祉施設のうち災害の規模と状況に照らし、あらかじめ指定している施設を福祉避難所として開設する。
・発災後、災対福祉部は所管施設の被害状況およびその施設周辺の被災状況等の確認を行う。
・災対福祉部は、上記の被害・被災状況を踏まえ、開設する福祉避難所を決定する。
・災対福祉部は、あらかじめ福祉避難所職員を選定・配置し、福祉避難所を開設するとともに、他の災対各部からの増援により、福祉避難所職員の配置体制を確保する。また、福祉避難所管理責任者を配置し、施設長等の施設管理者（以下、この章「施設管理者」という。）との連絡にあ

たらせる。

・福祉避難所職員は、避難所の開設状況を災対福祉部および災対区民生活部に報告する。

・災対区民生活部運用班は、すみやかに開設状況を都福祉保健局および各警察署、各消防署等関係機関に連絡する。

・福祉避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。

⑥　福祉避難所における事業者等との連携体制

ｉ）初動態勢

・在宅高齢者の対象者名簿は、区職員が各福祉避難所に配付し、避難所台帳や安否確認等に活用する。

・障がい者の対象者名簿は、各福祉避難所に保管し、避難者台帳や安否確認等に活用する。

・デイサービスなどの民間介護事業者の協力を得ながら、専門的な知識を有する看護師やヘルパーなどが、あらかじめ指定する福祉避難所に参集し、避難者の介護やケアに従事する。

ii）避難・移送

・避難所への避難は、原則として支援者（家族等）と直接避難する。

・地域住民、家族等が連携して避難者を移送する。

・医療依存度が極めて高い在宅高齢者や障がい者で医療処置が必要な場合は、かかりつけ医療機関へ避難することを優先させる。

・避難に必要なマンパワーや資機材の確保など、福祉避難所への避難誘導については、警察署や町会・自治会とともに連携し、体制を整備する。

iii）運営

・介護や障がい等の事情に配慮したレイアウトとし、避難者を含めた全員で避難行動要支援者を支える体制づくりに努める。

・介護が付添い者だけで不足するときは、ボランティアを募り、介護への協力を依頼する。

・体調の変化に十分注意し、医療救護班との連絡を密に行う。

・避難行動要支援者の受入れ状況を災害対策本部へ報告する。

・災害対策本部からの避難行動要支援者受入れ情報にもとづき、福祉避難所の開設を行う。

・福祉避難所の開設状況、受入れの可否を災害対策本部へ連絡する。

・防災機関、防災区民組織等の協力を得て、避難行動要支援者を福祉避難所へ移送する。

・施設では、その機能を活かし、施設職員の協力を得て、避難行動要支援者の立場に立った避難生活の実現に努める。福祉避難所職員は、避難者の介護、生活支援に協力する。

・各避難所は、4，5 人の職員が交替しながら、24 時間体制で運営する。

⑦　在宅避難者への支援

・避難所ではプライバシーの確保が困難なことから、区民がライフラインの停止した自宅で避難生活を送ることも想定される。このため、自宅等避難者に対する食料や支援物資の配給体制及び情報の提供方法等についてあらかじめ定める。

・食料や支援物資の配給場所は、在宅避難者等の便宜を考慮し、一次避難所となった小中学校等の施設内に、一次避難所避難者用の物資配給場所とは別にスペースを確保する。

・在宅避難者への支援に当たっては、町会自治会や民生委員の協力を得て、在宅避難者の所在把握や、最寄の一次避難所まで食料や支援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布などを行う。

⑧　野外収容施設の設営

ⅰ）開設基準

・災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大であるか、または何らかの理由によって避難所が開設されない場合

・避難者が多数のため、避難所の収容能力を超えた場合

ⅱ）設営施設・場所

・野外収容施設は、その緊急性に鑑み短期間に設置可能なテント等の器材を活用し、学校の校庭、区内の公園等のオープンスペースに設置する。

ⅲ）設置期間

・避難所が開設されるまでの間、若しくは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

ⅳ）設営の方法

・災対区民生活部長および災対各部からの報告により、区本部長が野外収容施設の開設を認めた場合、災対管理部および災対区民生活部は器材の調達ならびに設営を行う。

・災対区民生活部は各施設の避難者の受け入れ状況ならびにオープンスペースの状況等を勘案した上で、器材の必要数量を算定し、災対管理部に報告する。

・災対管理部は、民間調達による器材の早急な確保を図るとともに、災対区民生活部運用班を通じて都福祉保健局等へ調達依頼を要請する。

・設置する器材については、受領場所から設置場所までの搬送、設置は災対区民生活部が行う。

・野外収容所の管理・運営等についても、避難所と同様の対応を行う。

１－２　避難所等における生活衛生の確保

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対健康部**	**○　避難所の環境衛生の確保** **○　飲料水及び食品の衛生確保**

（２）詳細の取組内容

①　避難所等における生活衛生の確保（各避難所共通事項）

・災害時には、通常飲用していない井戸水等を飲料水として利用する可能性があるため、安全性の確保が必要となる。また、避難所・食品関係営業施設等において、停電による冷凍・冷蔵設備の機能低下や、設備不十分な状態での調理等による食料品の腐敗や汚染が予想される。このため、災対生活衛生課は、飲料水および食品の安全と避難所等における生活衛生の確保を図る。

ｉ）環境衛生の確保

○　環境衛生の確保のため、保健所長等の指示のもとに、次の活動を行う

・飲料水の塩素による消毒の確認

・区民への消毒の実施方法および残留塩素の確認方法の指導

・避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認

・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導

・避難所等におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

・避難所等のねずみやこん虫防除

ⅱ）食品衛生の確保

○　食品衛生の確保のため、保健所長等の指示のもとに、次の活動を行う。

・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

・食品を取り扱う地域内輸送拠点の衛生確保

・避難所の食品衛生指導

・その他食品に起因する危害発生の防止

・食中毒発生時の対応

２　避難誘導

２－１　避難誘導

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部	○　関係機関と連携した安全な避難経路の確保、誘導 ○　「災害時安否確認ツール」を活用した安否確認
警察署	○　道路状況の把握、安全な避難誘導の選定
消防署	○　火災を勘案した避難経路の選定 ○　消防団と連携した避難誘導

（２）詳細の取組内容

①　避難の勧告・指示

ｉ）一般的な基準

○　避難、立ち退きの勧告および指示の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

・火災が拡大するおそれのあるとき

・爆発のおそれがあるとき

・ガスの流出拡散により、広域的に人命に危険が予想されるとき

・河川がはん濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

・避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき

・河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき

・その他区民の生命または身体を災害から保護するため必要と認めるとき

ⅱ）勧告・指示の発令

・区の区域内において危険が切迫した場合には、区本部長（区長）は、警察署長・消防署長と協議し、要避難地域および避難先を定め避難勧告・指示を発令する。

ⅲ）区民への情報伝達方法

○　上記ⅱ）の場合、ただちに都本部長（都知事）に報告するとともに、区民に対し次のような方法により速やかに情報を伝達する。

・防災行政無線（屋外スピーカー）による音声伝達

・広報車、安全安心パトロールカーによる音声伝達

・緊急速報メールによる文字伝達

・荒川区メールマガジンやＳＮＳ等の公式アカウントによる文字伝達

・Ｌアラートを通じメディア（ＴＶ・ラジオ等）を介した映像または音声伝達

ⅳ）緊急避難的措置

・消防署長・警察署長は、火災の延焼拡大またはガスの拡散が迅速で、現地において著しく危険が切迫し区本部長が避難の勧告・指示を発する時間的余裕がない場合は、直接区民に避難を勧告・指示することができる。この場合、ただちに区本部長に通報する。

ⅴ）警戒区域の設定

・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、区本部長は、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

②　避難誘導

・震災により、延焼火災等の危険が切迫し、住民に対し避難勧告・指示が発令された場合、避難者の安全確保を図るため、区、消防署、警察署が相互に協力し、適切な避難誘導を行う。

［避難誘導の方法］

機関名	避難誘導方法
区	⑴　避難誘導は可能なかぎり防災区民組織（町会・自治会等）単位で行う。 ⑵　区民は、まず一時（いっとき）集合場所に集まり集団を形成したのち、災害の拡大状況等の様子を見ながら広域避難場所に向かう。 ⑶　事前に避難経路を検討し、安全性を確認する。危険箇所には標示・縄張り・誘導員の配置等、事故の防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保する等安全確保に必要な資器材を配置し万全を期す。 ⑷　避難路の確保が困難なときは、最寄りの他の広域避難場所等を使用するものとする。 ⑸　避難誘導に際しては、家財等の確保のため残留している者等には、特に留意し、勧告・指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。 ⑹ 避難行動要支援者（要介護高齢者・障がい者・女性・子ども・病弱者等）を、優先的に避難させその安全を確保する。

警　察　署	⑴　区長から避難勧告が出された場合、その他区民の生命身体、財産に危害がおよぶおそれがあり避難の必要があると認められる場合は、防災関係機関、町会・自治会等の防災関係役員と協力し、区民の避難誘導にあたる。 ⑵　避難誘導にあたっては、道路通行環境の把握に努めるとともに道路管理者と協議し、安全な避難路を選定する。 ⑶　避難は、できるだけ集団で、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を中心に互いに協力しながら徒歩により行うよう指導する。 ⑷　避難者の携行品は、貴重品、照明器具、必要最小限の生活必需品に止めるよう指導する。
消　防　署	⑴　各関係機関への情報連絡 消防署長は、火災の延焼拡大またはガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、区民に避難勧告・指示を行う。この場合ただちに区長に通報する。 ⑵　避難誘導 ア　避難勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を区等防災機関に通報する。 イ　避難が開始された場合は、消防団員等の活動により、避難誘導にあたる。 ウ　避難勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路の安全確保に努める。

③　「災害時安否確認ツール」の活用

・速やかに区民の安否確認を行うため、「災害時安否確認シール（無事ですシール）」及び「避難者カード」を活用する。また、普及のため、各避難所において、これを活用した訓練を推進する。

ⅰ）災害時安否確認シール（無事ですシール）

・震災時に玄関の扉の近くの目立つ場所に貼ってもらうことで安否確認の要否を容易に識別でき、近隣居住者や警察・消防などによる効率的な救助活動を可能にする。

ⅱ）避難者カード

・一次避難所及び二次避難所へのすみやかな受入れを可能にするため、区民への普及啓発に努める。また、一次避難所開設運営訓練等において積極的に活用し、円滑な受入れ体制の強化に努める。

３　要配慮者対策

３－１　避難行動要支援者対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対福祉部	○　避難行動要支援者個別避難計画の作成支援 ○　社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携強化 ○　在宅避難高齢者・障がい者への対応

（２）詳細の取組内容

①　地域における安全体制の確保

ｉ）関係機関相互間の連携強化

・区は、町会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、消防署、警察署など関係機関相互間の連携を推進し、避難行動要支援者の把握に努め、防災関係機関との連携による安全確保策を図る。

ⅱ）関係機関等との連携

・消防署は、区が整備する緊急通報システム等を活用して、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保を図る。

②　社会福祉施設等の安全対策

ｉ）社会福祉施設等の設備、計画、訓練の充実強化

・区は所有または管理する社会福祉施設等の消防設備の適正な維持管理、実効的な消防計画の策定およびこれにもとづく自衛消防訓練を定期的に実施する。

・消防署は、社会福祉施設等で実施される自衛消防訓練等の機会をとらえ、施設の使用実態に沿った適切な避難行動をとれるよう、訓練の充実に努める。

ⅱ）災害時応援協定の促進

・各消防署は、社会福祉施設等と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間および施設相互間の災害時応援協定締結について推進する。

（資料第 174「社会福祉施設等と町会自治会等の応援協定」）

③　避難行動要支援者の安全対策

ｉ）避難行動要支援者への対応

・区は、災対福祉部に避難行動要支援者に対応する窓口を設置し、避難所等において関係機関、防災区民組織、地域住民等の協力のもと、安否確認の把握・情報提供等に取り組む。

ⅱ）医療等の体制

・区は、都および医療関係機関と連携・協力し、心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制および巡回精神相談等のメンタルヘルスケア体制の確保を図る。

ⅲ）医療機器等の確保

・区は、避難行動要支援者が避難所等で生活するうえで必要な医療機器等の確保に努める。

ⅳ）仮設住宅

・区は、応急仮設住宅の入居者選定にあたっては、都が策定する選定基準にもとづき、避難行動要支援者の優先入居に努める。

④　在宅の高齢者・障がい者の援助及び相談

・援護を要する高齢者・障がい者が引き続き自宅で生活を送る場合については、定期的に安否を確認し、情報提供等を行うとともに、災対区民生活部等と連携しながら必要な支援を行う。

・援護を要する在宅高齢者・障がい者のため、福祉避難所等に相談窓口を設置するとともに、復旧状況に応じて電話相談窓口を開設する。

３－２　乳幼児・児童等への対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対子育て支援部** **・災対教育委員会事務局**	**○　応急教育・応急保育の実施及び態勢** **○　園児・児童・生徒等の保護者への引渡し**

（２）詳細の取組内容

①　応急教育・保育態勢

ⅰ）応急教育態勢

○　災害時の態勢

・児童等が学校等の管理下にある時に発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童等を保護し、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童等を帰宅させる。

・保護者等に対しては、避難計画に基づいて、児童等の安全な引渡しを図る。

・災害の規模ならびに児童等や教職員および施設設備の被害状況をすみやかに把握し、災対教育部へ報告する。

・状況に応じ、災対教育部と連絡のうえ、適切な期間臨時休校（園）等の措置をとる。

・応急教育計画を作成したときは、災対教育部に報告するとともに、決定次第すみやかに保護者および児童等に周知徹底を図る。

・応急教育計画にもとづき、災害状況に即した応急の指導を行う。

・学校等が避難所となる場合は、教育活動再開のために必要場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、区民の協力が得られるように努める。

○　災害復旧時の態勢

・学校長等の役割

⑴　教職員の安否等を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。

⑵　連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

⑶　応急教育計画にもとづき、学校等に収容可能な児童等を収容し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育および生活指導に重点をおくものとする。また、心のケア対策にも十分留意する。

⑷　疎開した児童等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、前記に準じた指導を行うよう努める。

⑸　教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路および通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

⑹　避難所等に学校等を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業（保育）の再開に努める。

⑺　災害の推移を見極め、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに平常授業（保育）に戻すように努める。平常授業（保育）に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

・災対教育部の役割

⑴　学校長等からの校（園）舎等の被害報告にもとづき復旧計画を作成し、すみやかに復旧する。

⑵　被災学校（園）ごとに担当する職員および指導主事を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校（園）の運営について、指導と助言にあたる。

⑶　連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

⑷　災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童生徒（特別支援学校の小学部、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下本節において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下本節において同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文具及び通学用品を給与（支給）する。

⑸　給与（支給）の時期は、教科書については、災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達および輸送の困難が予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

⑹　学用品の調達は都知事が一括して行い、小中学校の児童生徒に対する給与（支給）（職権の委任があった場合は、調達から給与（支給））は災対教育部が行う。

⑺　教育活動再開のために、区内学校（園）間の教職員の応援体制について調整を行うとともに、都と都内学校（園）間の教職員の応援体制についても、必要な調整を行う。

⑻　被災した児童生徒等に対する学校納付金について、必要な計画を策定する。

ⅱ）応急保育態勢

○　災害時の態勢

・園長は、適切な緊急避難の措置を講ずる。

⑴　園児・職員および施設の被害状況を把握し、園児の安全と保育園の管理に万全を期する。

⑵　園児が在園中であるときは、安全確認ができるまでの間、園児を園内に保護する。

⑶　安全確認ができ、確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて園児を引き渡す。

○　避難所等への保育士、教諭、看護師、保健師の巡回および派遣

・乳幼児の身体的および精神的健康を維持するため、必要に応じて避難所へ保育士や教諭、看護師、保健師を巡回させ若しくは派遣するとともに、自宅で生活する乳幼児に対し巡回指導にあたる。

○　施設の早期再開

・災害発生後、地域および施設の安全が確認できたら、乳幼児施設の管理責任者はすみやかに施設内部の復旧作業を行い、早期再開を図る。

・この際、保護者の負傷等の事情により緊急に保育を要する状態となった乳幼児や避難所で生活する乳幼児については、保育園等の再開状況に応じて受け入れ態勢をとる。

○　要保護乳幼児の把握と保護

・乳幼児の生命の安全と健康の維持を図るため、保護者のいなくなった乳幼児若しくは保護者による保護が困難となった乳幼児の実態を把握するとともに、要保護乳幼児に対して児童相談所と協力して乳児院等への措置を行う。

○　他区、東京都および交流都市への協力要請

・乳幼児用の食料や生活用品、教育用具等の物的援助、保健師や教諭、看護師等の人的援助、保育施設や乳児院、避難施設等の施設援助等について、他の区や東京都、交流都市等へ協力要請する。

○　災害復旧時の態勢

・園長は、職員の体制、被災状況、施設の被災状況、園児の被害状況等を災対子育て支援部に報告する。

・災対子育て支援部は、園長からの報告に基づいて使用可能施設等を考慮した応急保育計画を作成し、応急保育を実施する。

・通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、園児の安全確保と健康に万全を期する。

・園舎が使用不能の場合は、次の方法を講ずるとともに、平常保育にもどるよう努める。

⑴　他の施設を確保し、早急に保育を再開する。

⑵　長期にわたり園舎が使用不能で、他の施設の確保が困難な場合は、臨時休園の措置をとる。

⑶　保育再開の見通し、状況の推移等については保護者への連絡を密に行う。

ⅲ）乳幼児・児童・生徒の保護者への引渡し

・学校、幼稚園、こども園、保育園、学童クラブ及びにこにこすくーる（以下、この章「学校等」という。）においては、日常多数の乳幼児・児童・生徒（以下、この章「児童等」という。）を保護者から預かっており、地震等の災害発生時には何をおいても子どもたちの生命を守り、安全を確保することが重要な責務である。このため、学校等は、平常時は施設の安全対策の強化、児童等の引渡し計画の確立と保護者への徹底、児童等の訓練等に努めるものとし、震災時には、帰宅困難等の理由により保護者による引き取りが困難となった児童等

について、学校等において保護することを基本とする。

・学校の放課後において、学童クラブ・にこにこすくーる（以下「学童クラブ等」という。）を併設する小学校・ひろば館・ふれあい館（以下「小学校等」という。）で児童を保護する場合、区として、施設内の児童全員の安全を確保する観点から児童がそれぞれ属する小学校等や学童クラブ等の別を問わず、これら児童全員を当該施設内の一箇所に集めるとともに、小学校等の教職員及び学童クラブ等の職員は、互いに協力して児童全員を一体的に保護する。また、残留する児童等の保護についてもあらかじめ計画をたて、万全を期すものとする。

・避難場所等への移動が必要となる場合に備え、保護者への伝達方法を講じておく。

［各種状況に応じた主な対策内容］

項　目	措 置 概 要
在校（園）時の措置	⑴　災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、学校長および園長、施設長（以下、この章「校長等」という。）は、ただちに教職員等に対して、緊急措置をとることを指示する。 ⑵　緊急措置がとられた場合、すみやかに授業等を打ち切って臨時休校（園）の措置をとり、児童等の帰宅等については次のように対応する。 ・下校時、帰宅後の注意事項の伝達 ・学校等との連絡方法の確認 ・児童等の保護者への引渡し 　児童等については、保護者または保護者の委託を受けた代理人（以下「保護者」という。）に確実に引き渡す。 ・引渡し・施設での保護 　学校の放課後において、小学校・ひろば館・ふれあい館及び学童クラブ等で児童を保護する場合、施設内の児童全員の安全を確保する観点から、児童がそれぞれ属する施設の別を問わず、これら児童全員を当該施設内の一箇所に集めるとともに、小学校・ひろば館・ふれあい館及び学童クラブ等の職員は、互いに協力して児童全員を一体的に保護する。 　引渡しは、施設内において、担任が引渡しカード等により保護者および帰宅先を確認してから行う。なお、保護者が引き取りにこられない児童等は、引き取りがあるまで施設で保護するものとする。 　なお、保育園においては、町会・自治会など地域の支援を得ながら園児の保護や避難ができるよう、平時からの連絡体制を構築するため、町会・自治会の行事に参加するほか、町会・自治会が実施する防災訓練に参加する。
登校（園）中、下校（降園）中の措置	⑴　登校（園）中、下校（降園）中（以下、この章「「登校」「下校」」という。）に災害が発生した場合は、教員が巡回し、原則として、保護者が自宅にいない場合は学校に向かうように児童等へ指示する。保護者が在宅の場合は自宅に待機するよう指示し、可能なら保護者に引き渡す。

	⑵　消息の分からない児童等に対しては、学校等が関係機関と連携して安全確認をする。 ⑶　登校前もしくは帰宅後（在宅中）の場合、各家庭で保護するものとし、学校等は所属する児童等の安全確認に努める。
校外指導時の措置	⑴　宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行等）に災害が発生したときは、すみやかに学校と連絡をとるとともに地元官公署と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。ただし、交通機関の運行状況や被災地域の状況等により帰校することが困難または危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。 ⑵　帰校後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。校長等はその間の対応の状況を区教育委員会に報告するとともに保護者に周知する。
残留する児童等の保護	⑴　学校等は、学校等に残留する児童等を保護するため、必要な食料等を確保する。 ⑵　残留する児童等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担により行う。 ⑶　残留児童等の保護数および措置内容について、学校、幼稚園およびこども園は災対教育部、保育所および学童クラブは災対子育て支援部に報告する。
学校等施設の被害軽減措置	災害が発生した場合、次の点について被害軽減の措置をとる。 ・児童等の安全確保 ・学校等施設の被害状況の調査および危険箇所の把握、立ち入り等使用制限 ・初期消火活動
保護者による引き取りが困難な園児・児童・生徒への対応	保育園において、物資の供給など地域の支援を得ながら、保護者による引き取りが困難な園児の保護ができるよう、平時から連携体制を構築する。

4　ペットの取扱い

4－1　ペットの取扱い

（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対健康部**	**○　ペットの避難**

（２）詳細の取組内容

① ペットの避難について

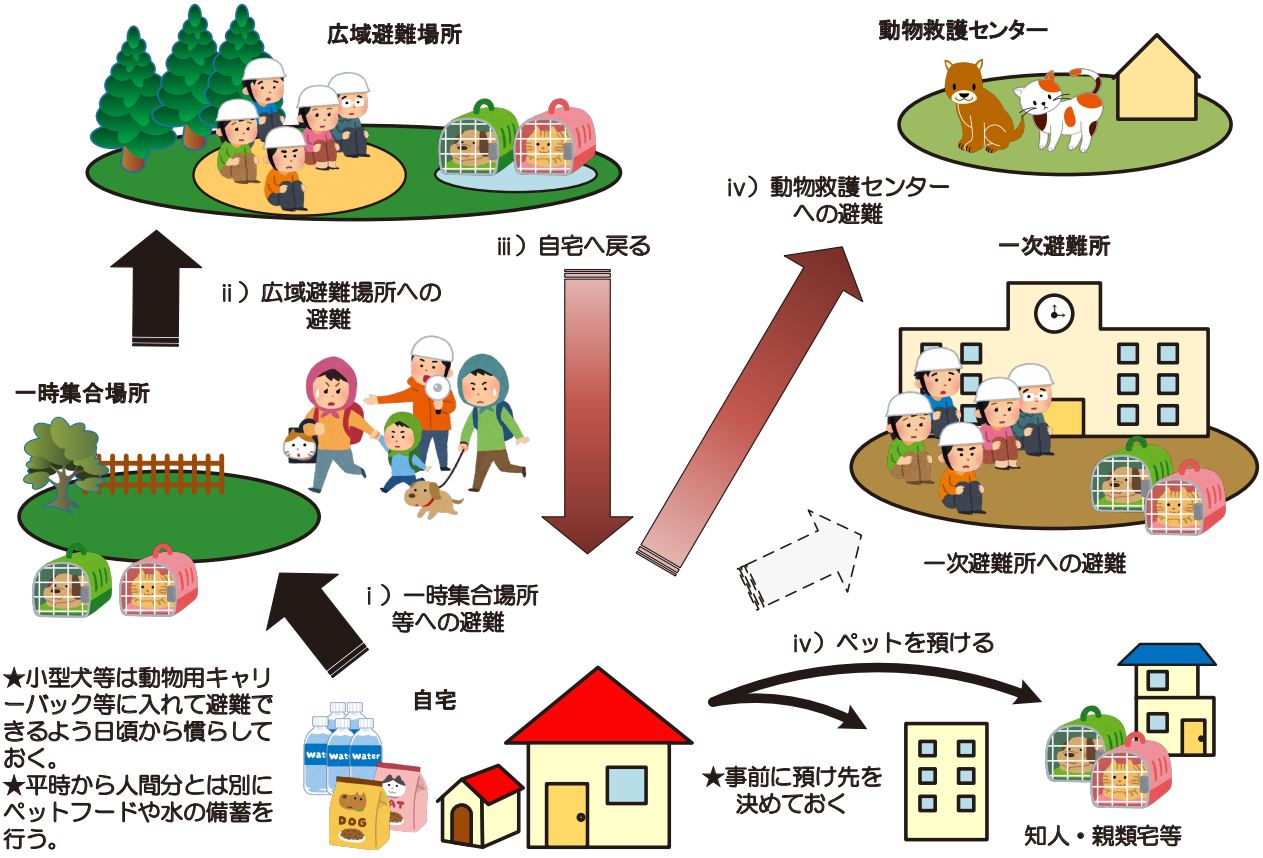

ｉ）一時集合場所等への避難

・発災直後は、自宅の安全確認後、避難が必要な場合にはペットとともに、一時集合場所または広域避難場所へ避難する。避難する際には、ペットフード及び水等の備蓄物を持って、出来る限りペット用キャリーバッグ等に入れて避難する。

ii）広域避難場所への避難

・広域避難場所へ避難する際には、他の避難者とエリアを分けるなどして、周囲へ配慮する。

iii）自宅へ戻る

・安全が確認できた場合にはペットと一緒に自宅へ戻る。余震等で不安があり、飼い主が避難所に行く場合には、ペットを自宅で飼育する（留守番避難）、または事前に決めておいた預け先に預けたのち、避難所へ避難する。自宅での飼育が困難な場合や預けることが出来ない場合には、動物救護センターへペットを避難させる。

iv）一次避難所への避難

・あらかじめ発災直後の一時に同行避難を可能と判断した避難所においては、ペット専用のスペースに一時避難し、余震等の状況を見ながら、自宅又は救護センターへの移動を検討する。

v）動物救護センターへの避難

・負傷している、自宅に戻ることが出来ない、一次避難所でのペットの受入が難しい等の場合には、動物救護センター（荒川自然公園）へ一時的に避難する（ペットのみ）。

［荒川自然公園内の活用］

施設名称	用途
運動施設受付棟	獣医師、動物愛護団体、動物ボランティアの宿泊所
交通園自転車等置き場	動物ケージ収納場所
交通園管理棟	獣医師、動物愛護団体等の活動拠点
交通園園路	犬等の運動用スペース

ⅵ）区の役割

・区は、一次避難所設置に合わせて、動物救護センターを設置し、負傷したペットの治療と避難が困難なペットの受入れを行う。

・区は、動物救護センターの負傷動物の受入れ及び保護状況を踏まえ、避難所として活用していない区施設に、飼い主とペットが避難できるよう確保に努める。

ⅶ）飼い主の役割

・発災時に自宅に被害がなければ、ペットと一緒に過ごせる自宅での生活を優先する。

・ペットと共に過ごすことを優先する場合は、自宅での避難の他、知人・親類宅へ避難する。

・飼い主は、自身の安全確保がペットとの共存の前提となることを認識し、留守番避難、動物救護センターの利用を検討する。

・同行避難が認められた避難所において、ペットの種別（犬、猫など）等を報告し、ブラッシング、給餌や排泄物処理等の世話を飼い主の責任において行う。

・飼い主は、動物が苦手な人やアレルギーがある避難者がいることを認識する。

ⅷ）避難所運営委員会の役割

・あらかじめ避難所運営委員会において、ペットの避難が可能と判断した場合には、居住スペースとは離れた場所に動物専用スペースを設け、一時的に避難することができるよう体制を整える。

・避難者の中には動物アレルギーのある方もいるため、十分な配慮が必要である。

・ペットを居住スペース内につれての避難（いわゆる同伴避難）については、動物が苦手な避難者等の精神的な苦痛となるため、荒川区では取入れていない。

・ペットの同行避難の期間については、避難所ごとに検討の上、決定するものとする。

・同行避難したペットの鳴き声等により、避難者の生活への影響を及ぼさないよう適宜、動物救護センター等への移動を検討する。

５　飲料水・食料・生活必需品等の支給

５－１　応急給水の実施

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対地域文化スポーツ部	○　備蓄飲料水の配布 ○　応急給水槽、給水車の活用 ○　給水拠点、給水活動拠点での給水活動

（２）詳細の取組内容

①　給水活動

機関	活動概要	
都水道局	活動方針	応急給水に関する都・区の役割分担は次のとおりとする。 ⑴　給水所・応急給水槽の給水拠点における飲料水の確保は水道局が行う ⑵　給水拠点から区民への応急給水は区が行う
	給水活動	災害時の給水活動は、水道局・区の役割分担に従い協力して次により行う。 ⑴　応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民への応急給水を行う。 ⑵　南千住給水所においては、都が応急給水用資器材を設置し、区が給水を行う。また、区画した応急給水エリアでは、水道局員の参集を待たずに区等が給水を行う。 ⑶　飲料水を車両輸送する必要がある広域避難場所においては、区が設置した仮設水槽まで車両により輸送・補給を行う。 ⑷　断水地域の状況、水道施設の復旧状況等により、必要がある場合は、仮設給水栓による応急給水を、区と協力して行う。 ⑸　後方医療機関となる医療施設および重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設については、区および関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送による応急給水を行う。 ⑹　都水道局は給水拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、休日、夜間等の震災時にはこれらの要員等と区職員が連携して、迅速な応急給水を実施する。
区	区は、前記の都水道局の計画によるほか、都水道局と連携し、次による応急給水活動を行う。	
	給水計画	災対地域文化スポーツ部は、被災状況、道路障害物の除去状況等を勘案し、すみやかに給水計画を作成し、輸送車両等の調達を災対総務企画部へ要請するとともに、人員配置を決定する。
	給水活動拠点	給水活動拠点は、原則として次の場所とする。 ⑴　区内の広域避難場所（荒川自然公園一帯、尾久の原公園一帯） ⑵　区立小中学校等の一次避難所 ⑶　水道局が指定する消火栓　41 箇所（応急給水栓による給水）

	給水方法	災対区民生活部と災対地域文化スポーツ部は、連携して以下のとおり給水活動を行う。 ⑴　ペットボトル飲料水の配布 ・各一次避難所のミニ備蓄倉庫に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配布する。 ⑵　高架水槽、受水槽の残存水による給水 ・各一次避難所の高架水槽、受水槽に残存している水を避難者に配布する。 ⑶　スタンドパイプによる給水 ・水道局が指定する消火栓のうち、使用可能な消火栓からスタンドパイプを活用して避難者への応急給水を行う。 ⑷　給水拠点、各地区の消火栓、備蓄倉庫からの水の搬送 ・給水拠点（南千住給水所、日暮里南公園応急給水槽）、各地区の消火栓から、給水車等で地区ごとに指定する中継拠点（一次避難所）に水を搬送する。中継拠点から小型車両やリヤカー等により近隣の避難所に搬送する。 ・水の搬送は、給水車によるほか、輸送水槽、ポリタンク等の給水用資機材を区有車及び民間雇上車、リヤカー等に積載することにより行う。 ・備蓄倉庫から、ペットボトル飲料水をトラック等で中継地点に搬送する。中継拠点から、小型車両やリヤカー等で近隣の一次避難所に搬送する。 ⑸　その他 ・区民には、給水ポリ袋等に水を入れて配布する。 ・谷中墓地、上の公園一帯及びＪＲ尾久・田端駅周辺一帯については、それぞれ台東区及び北区と連携し応急給水を行う。 ・永久水利施設から取水される水についても、適切な水質管理を行った上で飲料水としての確保を図る。 ・上記の給水方法を補完するため、浄水器の配備等について検討する。

５－２　備蓄物資等の配給

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対総務企画部** **・災対管理部** **・災対区民生活部** **・災対産業経済部**	**○　都及び区の備蓄物資の配給** **○　協定に基づく物資調達**

（２）詳細の取組内容

①　食料の供給

ⅰ）活動方針

・災害の発生によって、食品の流通機構が混乱し、ライフラインの破壊により、日常の食料を欠くに至った被災者に対しては、次の要領で食料を供給し、被災者の生命の維持と安定をはかる。

ⅱ）供給基準

・本部長が地域災害において被災者の救護を行う場合の食料の供給基準は、災害救助法の給与基準に準ずるものとする。

○　災害救助法の概要（炊き出し等による食料の供給）は、次のとおりである。

・避難所に収容された被災者を対象として実施するが、住家に被害を受けて炊事のできない者および住家に被害を受け、一時縁故地等に避難する者に対しても供給するよう努めるものとする。

・食料は、ただちに食することのできる現物を供給する。

・食料の供給を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費として、1 人 1 日 1,130 円（平成 29 年度）以内とする。

・食料の供給をできる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、一時縁故地等避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物で供給することができる。

ⅲ）備蓄

・被災後、都等の救援が行われるまでの間、被災者の食料を確保するため、アルファ化米、乾パン、粉乳等を主体に備蓄する。

・都・区の役割分担にもとづき、アルファ化米、乾パン等の主食は帰宅困難者・避難所生活者の 1 日分（3 食）、粉乳は 3 日分を当面の目標とする。

ⅳ）調達

○　調達

・備蓄物資の不足分は、都および区内供給業者から調達する。

・平時から都や区内供給業者と連絡を密にするなど緊急に食品を調達し得る措置を講ずる等、食料品の確保に万全を期するものとする。

○　区内供給業者からの調達

・精米、麺類等の調達については、それぞれ区内商組合と締結している協定にもとづき、区は優先的に供給を受ける。また、パン、副食等についても区内関係業界との協定により供給を受ける。

○　調達の方法

・災害救助法適用前においては、区災対区民生活部、区災対福祉部の要求により区災対管理部が調達する。

・災害救助法適用後においては、区本部長が都災対本部（福祉保健局）へ食品調達の要請をするよう、区災対管理部に指示し提供を受ける。

（資料第 175「米穀の調達経路」）

ⅴ）搬送

・区が備蓄する物資および都が区に事前配置している物資で都福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。

・都からの支援物資は、都が区の地域内輸送拠点まで搬送し、中継拠点となる避難所まで災対産業経済部が中心となって搬送し、中継拠点から災対区民生活部が中心となってリアカーや軽トラック等を活用し各避難所へ搬送する。

・民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体の保有する車両の協力を得て区が搬送する。

・搬送に必要な車両は、災対総務企画部が作成する配車計画に基づき、区有車および調達車両による。

② 生活必需品の供給

ｉ）活動方針

・被災者に対して配布する、被服、寝具その他生活必需品等（以下、この章「生活必需品等」という。）は備蓄分のほか、常に取扱業者と連絡をとりすみやかに調達できるよう、日頃から支援物資の調達可能数量の把握、および集荷計画の確立に努めるものとする

ii）生活必需品等の供給（貸与）基準

○　基準

・災害救助法適用前においては、災害救助法施行規則による限度額に準ずるものとする。

・災害救助法適用後においては、都本部長（都知事）の指示する供給（貸与）基準による。

○　品目

・寝具、被服、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

iii）調達方法

・被災者に供給する生活必需品は、区備蓄物資のほか、災対各部の要請により災対管理部が区内取扱業者等から調達する。また、他の区市町村からの応援で対処する。

・災害救助法適用後は、都本部長の指示を受けるとともに、必要のある場合には物資の調達を要請する。現地調達が適当と認められる物資については区において調達する。

・区本部長は、生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、都本部長に応援を要請するものとする。

・都が区に寄託している備蓄品（毛布、肌着、ゴザ）は、都の承認を得てから供給（貸与）するものとする。

iv）配分方法

○　配分方法

・調達された物資は、災対区民生活部が防災区民組織およびボランティア等の協力を得て公平かつ円滑に配分する。

・物資を必要とする在宅避難者については、各一次避難所に開設する専用の配給場所において配布する。

・一次避難所の避難者については一次避難所で配分する。

○　配分に対する留意点

・布、ゴザ、その他寝具類は、原則として、6 歳未満および 65 歳以上の者に優先的に配布する。

・タオル、石けん等は必要とする被災者に対し、確保した物資をできるかぎり公平に配布する。

５－３　トイレの運用等

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部	○　既存トイレの活用 ○　避難所におけるトイレ使用ルールの周知

（２）詳細の取組内容

①　避難所におけるトイレの運用

・避難所のトイレは大勢の人が利用するため、清潔なトイレ環境を維持することにより、避難所における感染症の蔓延などの予防や安心してトイレを使用できる環境が維持できる。また、高齢者や障がい者、女性にも使いやすいトイレを整備していくことが必要であり、避難所開設の最初期から、水・食料の確保とともに、真っ先に取り組むべき課題である。

②　避難者数に応じた必要トイレ数の算定及び設置

ｉ）目標とするトイレの数

・避難者に応じた十分な便器数があると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能となる。

・過去の災害や国際基準等も参考とした「トイレの確保・管理ガイドライン」（平成２８年４月内閣府）を踏まえ、発災当初は、避難者５０人あたり１基の確保を目標とする。

ⅱ）既設トイレの活用

・避難所内の既設トイレの使用を優先するものとし、避難所開設時には、個室、便器等の被害の有無をチェックして、使用の可否を判断する必要がある。

・また、避難所内の上水道や排水管等の状況などの水洗に係る被害状況が確認できるまでの間は、携帯トイレを併用していく必要がある。

ⅲ）マンホールトイレなど災害時用トイレの設置

・避難者数や既設トイレの使用可能数等を踏まえ、不足分について簡易トイレやマンホールトイレ、仮設トイレなどの災害時用トイレを設置していく必要がある。

・マンホールトイレについては、避難所周辺の道路上のマンホール（あらかじめトイレ用マンホールに指定されているもの）及び防災広場や公園等のトイレ用マンホールを使用する。

・マンホールトイレや簡易トイレについては、組立便器を使用し、便器ごとにテント等を設置し、プライバシーを確保する。

・マンホールトイレの水洗については、井戸や小型防火水槽等（Ｄ級ポンプ等の使用）の水を活用する。

③　トイレの使用における配慮

・避難所運営においては、トイレの配慮が特に必要となる女性や高齢者、障がい者等からの意見の聴取やニーズの把握などに努めるとともに、相互に協力できる雰囲気を醸成することも必要である。

ｉ）女性への配慮

・マンホールトイレや仮設トイレ等を設置する場合には、男性用、女性用のトイレは離し

て設置するとともに、女性用トイレを多めに確保するなどの配慮が必要である。

・トイレの女性用対男性用の割合は３：１が理想的であるとされている。

・女性用トイレには、サニタリーボックスや生理用品の配置にも配慮する。

・トイレ内外の照明の確保や監視人の配置など、夜間時等の使用への不安の解消に配慮する。

ⅱ）障がい者や高齢者への配慮

・障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対しては、動線の良い場所の選定や室内への専用トイレの設置など、それぞれのニーズに応じたトイレの安全面、衛生面等の配慮が必要である。

④　トイレの使用ルールの周知と衛生管理

・過去の災害では、水洗が使えないトイレでの汚物の堆積や清掃が行き届かないことなどによる衛生面での問題や、汚れたトイレの使用を避けるためトイレを我慢したり、水を飲まないなどによる健康面での問題等が発生している。こうした教訓を踏まえ、早期のトイレの使用ルールの周知及び衛生管理にも配意していく必要がある。

ⅰ）使用ルールの掲示及び周知

・水洗の可否

（水洗の可否が分かるまでの間は、携帯トイレの使用を徹底する必要がある。）

・携帯トイレの設定方法

・便袋やトイレゴミを捨てる場所

ⅱ）衛生管理への配慮

・避難者は交代でトイレの清掃を行うなど、清掃体制を定める。

・石けんや手指消毒剤、ウエットティッシュなど手洗い用品を用意する。

・建物内や室内のトイレでは、履物を別に用意する。

・便袋やトイレごみの処理方法を徹底するとともに、避難者が生活するエリアと離すなど保管場所にも配意する。

⑤　し尿処理

・避難所のトイレのし尿は、下水道局との覚書に基づき、バキュームカーで三河島水再生センターへの搬入、指定されたマンホールへ投入し、処理する。

・詳細については、第３章【予防対策】６「災害廃棄物（がれき・し尿等）処理」に準じる。

６　輸送手段の確保

・災害応急対策の実施に必要な人員および物資の輸送は、災害対策の基幹となるものであるから、輸送手段の確立と必要車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

・本節では、区が、災害応急対策活動を実施するに際して輸送手段とそれにかかる車両等の調達・配車・輸送計画について記述する。

６－１　協定団体等からの必要な車両等の調達

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対総務企画部** **・災対区民生活部** **・災対産業経済部** **・災対福祉部** **・災対健康部** **・災対防災都市づくり部**	**○　区保有車両の確保** **○　協定団体からの車両の調達**

（２）詳細の取組内容

①　輸送手段および調達

ｉ）区所有車両

・災対総務企画部は、総務企画課所有車両の状況を確認し、運行が可能な車両を把握し、調達車両と合わせて全体の運行管理等を行う。なお、各部所有の車両については、そのまま災対各部が災害対策用として使用するものとし、不足する場合は、災対総務企画部に必要台数を請求する。

（資料第 176「区有車現況」）

ii）その他の車両

○　区所有車両のみで対応できない場合は、下記団体に協力を要請し、民間車両等を調達する。

・東京都トラック協会荒川支部

・荒川区リサイクル事業協同組合

・区内運送業者

・日本通運(株)東京コンテナ支店隅田川コンテナ事業所

iii）その他

・民間事業者団体との協定に基づく車両調達について、当該団体に加盟する事業者保有の車両が発災時に区外・都外を走行していた場合、直ちには応急対策活動を開始できないことから、災害対策基本法第 64 条及び第 65 条の規定に基づく応急公用負担（物件の強制使用、従事命令）を適用し、民間車両を調達する。

iv）庁有自転車

・庁有自転車は、職員の移動及び連絡に使用する。

・災対総務企画部は、総務企画課所有の自転車の状況を確認し、使用可能な車両を把握する。

・自転車は主に避難所と区役所間の職員の移動、連絡手段に使用されることが見込まれるた

め、災対区民生活部と調整のうえ、必要台数を災対区民生活部に引き継ぎ、専用使用とする。なお、この場合、災害対策本部用として原則的に全てを確保する。北庁舎保管の自転車については、北庁舎の災対各部の専用使用とする。

・本部用自転車については、使用簿に必要事項を記載のうえ使用する。なお、避難所において使用する自転車については、災対区民生活部において管理する。

・自転車が故障した場合、または不足する場合は、荒川区自転車商協同組合連合会の協力のもと、応急修理および調達する。

② 車両の配車計画

ｉ）配車基準

・車両の利用については、被災者への連絡、救護、飲料水、食料、資器材等の運送用務について、特に優先的に配車する。

・災対各部において車両を必要とするときは、日時、車種、台数、積載重量、使用場所、運転者氏名等を伝票に記載のうえ災対総務企画部に請求する。

・災対総務企画部は、区所有車両と調達した車両を効率的に運用できるよう配車計画を策定する。

・調達等により確保した車両の搬送は、使用者が行う。

・災対総務企画部は、各車両の運行状況を随時把握し効率的な運行を維持する。

・災対総務企画部は、必要車両が不足し、調達不能になった場合、東京都財務局へ調達あっ旋を要請する。

ii）車両の表示

・応急対策に供用する車両については、警察署において緊急輸送車両または緊急通行車両である旨の確認を受け、緊急通行車両確認証明書・緊急輸送車両確認証明書および標章（「緊急」「除外」の文字表示板）の交付を受けて運行する。

iii）車両の待機

・原則として車両の待機は行わないが、災対各部において待機車両の必要が生じた場合は、災対総務企画部に請求する。

・災対総務企画部は車両の運行状況を的確に把握し、他の災害対策応急業務に支障が生じない場合にかぎり、当該部用として車両を待機させることができる。

③ 輸送計画

ｉ）人員輸送

・災害発生の際、災害応急救助従事職員等の輸送

・災害時における医療救護班の輸送

［人員輸送の活動内容］

部名	活 動 内 容
災対総務企画部	輸送用車両の調達、配車計画に係る総合調整
災対区民生活部	区災害対策本部職員の輸送、区内他地区および隣接区市町村への被災者の移送

災 対 福 祉 部	避難行動要支援者等の移送
災 対 健 康 部	医療救護班の輸送、患者の後方医療施設への移送

・災対本部は、上記規定にかかわらず、効果的かつ柔軟な人員輸送を行うため担当災対部の指定、変更を行うことができる。

ⅱ）物資輸送

［物資輸送の活動内容］

部名	活 動 内 容
災対総務企画部	輸送用車両の調達、配車計画に係る総合調整
災対区民生活部	応急食料品、生活必需品、炊き出し用資器材、応急対策用資器材、飲料水および給水のための資器材等の輸送
災対産業経済部	支援物資の輸送
災 対 健 康 部	医薬品、医療資器材の輸送
防災都市づくり部	水防資器材の輸送

※　災対本部は、上記規定にかかわらず、効果的かつ柔軟な人員輸送を行うため担当災対部の指定、変更を行うことができる。

６－２　協定団体等からの燃料供給等の要請

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・災対区民生活部運用班**	**○　協定団体への燃料供給の要請**

（２）詳細の取組内容

①　燃料の確保

・燃料の確保について、平成 20 年 11 月に、東京都が、石油連盟及び東京都石油商業組合と締結した災害時の燃料供給に関する協定を踏まえた、区内の燃料供給体制を整備する。また、発災後、石油元売会社からの供給が一時的に停止する事態を想定し、平時から給油取扱所の貯留タンクの残存量を可能な限り高い水準に維持するなどの対策について、東京都石油商業組合荒川支部の協力を得る。

７　支援物資の輸送

７－１　避難所等への物資輸送

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対産業経済部	○　緊急輸送路の確保 ○　避難所等への物資搬送 ○　支援物資の受入れ等

（２）詳細の取組内容

①　緊急輸送路の確保

・震災時における効率的な輸送活動を行うために、都指定避難道路を緊急輸送路として併用するとともに、発災時においては、緊急輸送道路の障害物除去作業を実施するなど、すみやかに緊急輸送路のネットワークを確保することが重要である。

②　避難所への物資搬送

・搬送方法については、道路通行状況、避難所周辺の道路幅員等を勘案し、その方法を定める必要がある。

ｉ）備蓄倉庫からの搬送

・備蓄倉庫からの各避難所への搬送経路は、原則として緊急道路障害物除去路線を利用して搬送する。

・道路被害の状況に応じて、地域拠点である避難所を指定し、周辺避難所へ配分するなど、柔軟な対応を図る。また、障害物除去道路と備蓄倉庫、避難所へつながるアクセス道路は優先的に障害物除去を行うこととする。

ⅱ）援助物資の受入・搬送

・区外からの支援物資の受入れについては、受援ガイドラインに基づき、原則、地域内輸送拠点（荒川区総合スポーツセンター、南千住野球場、あらかわ遊園スポーツハウス、あらかわ遊園運動場、サンパール荒川、東尾久運動場）にて行うこととする。

③　支援物資の受入れにおける留意点

・熊本地震において、支援物資の荷卸しの際に非常に多くの時間と労力を要したことから、支援物資のトラック等への荷積みについては、荷卸し等に配慮した方法（物資の直積みの禁止等）で行うよう協力団体等へあらかじめ依頼する。

・アレルギー疾病患者に対応した食料や乳幼児、高齢者、障がい者、慢性疾患患者等が特に必要とする物資等の取扱いについては、他の支援物資に紛れ込まないよう注意する。

８　駅周辺での混乱抑制対策の実施

８－１　一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部運用班	○　協定事業者へ一時滞在施設の開設要請 ○　一時滞在施設等の案内 ○　鉄道の運行状況等の情報提供

（２）詳細の取組内容

①　協定事業者へ一時滞在施設の開設要請

ｉ）事業者との連携

・すべての帰宅困難者を区施設へ案内することは困難であるため、他の公共施設、事業者の協力を得る必要がある。

・協定事業者については、駅周辺での混乱抑制のため、鉄道等の運行状況を踏まえ、早期に開設を要請する。

ⅱ）一時滞在施設の開設・運営

一時滞在施設運営のフロー図

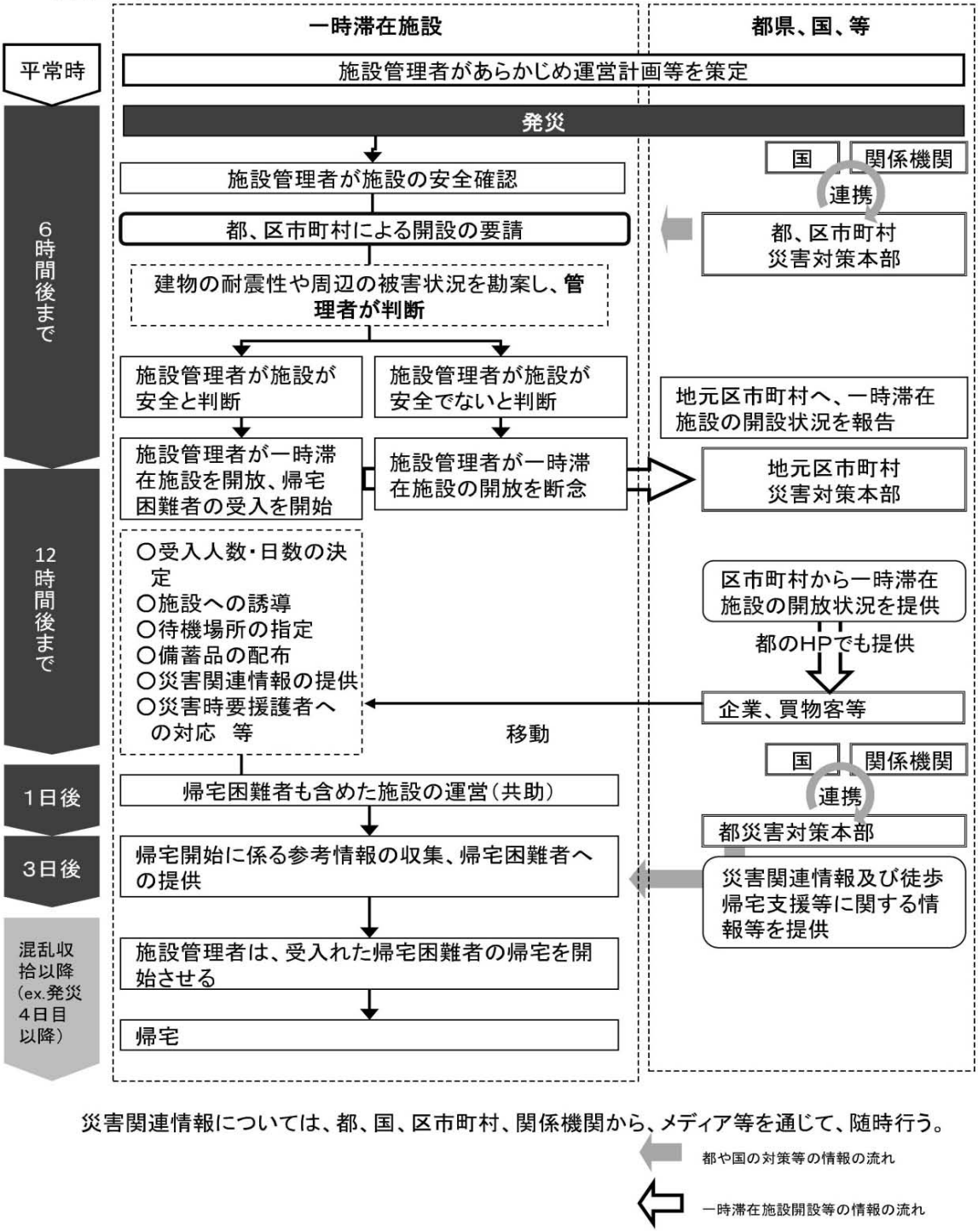

②　鉄道の運行状況等の情報提供

・一時滞在施設開設後は、運行事業者と連携し、運行状況等の情報提供を行う。

③　帰宅支援

ⅰ）基本的な考え方

・外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手

段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

ⅱ）各機関、団体の役割

○　鉄道運行情報の提供

・鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供し、周知を図る。

○　代替輸送手段の確保

・鉄道事業者は、バス等による代替輸送手段を確保する。

○　帰宅支援の対象道路・災害時帰宅支援ステーション

・都では、帰宅支援対策として、帰宅支援の対象道路（16 路線）と水、トイレ、休息場、沿道情報の提供を行う、災害時帰宅支援ステーション等を指定している。

○　荒川区内の帰宅支援の対象道路 16 路線

路線名	区　間	荒川区内の区間
日光街道	日本橋元標～水神橋	常磐線三の輪ガード～千住大橋

○　荒川区内の災害時帰宅支援ステーション

学校名	住　所
竹台高校	荒川区東日暮里 5-14-1
荒川工業高校	荒川区南千住 6-42-1
産業技術高等専門学校荒川キャンパス	荒川区南千住 8-17-1

○　荒川区内の災害時サポートステーション

・東京都石油業共同組合のガソリンスタンドが災害時サポートステーションとなっており、災害時に緊急車両への燃料提供、被災者および帰宅困難者に対した支援を行う。

（資料第 177「災害時サポートステーション」）

○　コンビニエンスストア等

・コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン、居酒屋、カラオケ事業者等が災害時帰宅支援ステーションに指定されている。

○　徒歩帰宅者への支援

機関名	内　　容
警 察 署	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
消 防 署	火災情報の伝達、区民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
郵 便 局	荒川郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
東京電力	人命尊重等を最優先にした電力供給と区等と連携した早期復旧に努める。
東京ガス	帰宅者支援のための施設の熱源を確保する。

８－２　事業所等における帰宅困難者対策

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
国、都、区	○　報道機関や通信業者等と連携した事業所への情報提供

（２）詳細の取組内容

①　一斉帰宅抑制

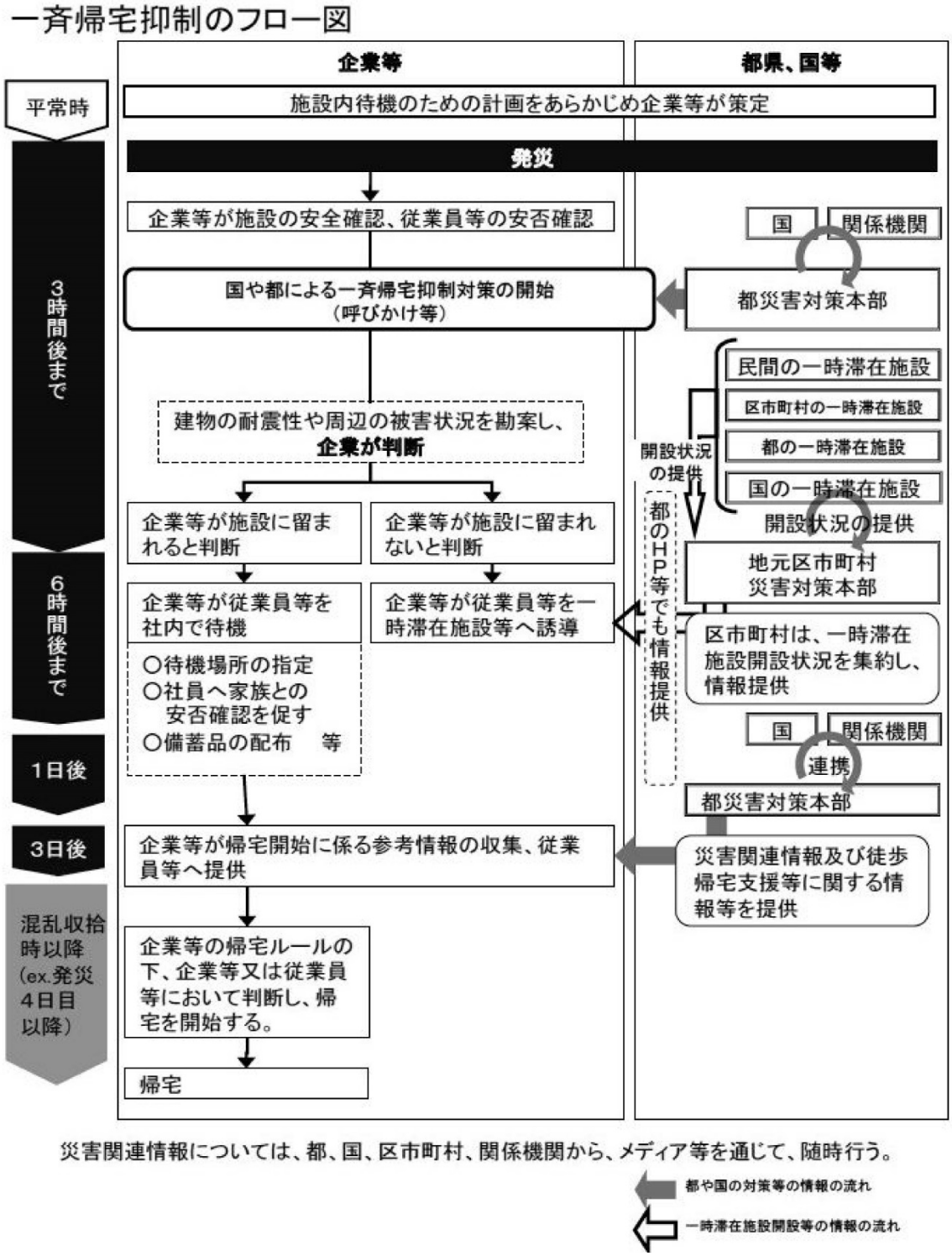

【復旧対策】

1　被災者の他区市町村等への移送	2　飲料水・食料・生活必需品の安定供給

1　被災者の他区市町村等への移送

1－1　被災者の移送先の決定

（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部運用班	○　協定自治体等への避難者受入の要請

（2）詳細の取組内容

・区長は、区が設置する避難所に収容できないときは、校外施設・保養施設を含め、被災者を他地区（協定締結区市町村若しくは隣接区市町村等）へ移送するものとし、移送計画を定める。

①　要請の手続き

・災対区民生活部は避難所の状況を確認し、区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、すみやかに移送人員等を把握する。

○　被災者の移送についての要請は、次の 3 つの方法による。

・都（福祉保健局）への要請

・災害時等における相互応援に協定にもとづく協定先の区市町村への要請

・特別区災害時相互協力および相互支援に関する協定にもとづく、特別区支援対策本部への要請

②　移送・運営

・被災者の他地区への移送を要請したときは、災対区民生活部は、所属職員を移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

・移送先に派遣された職員または引率した職員は、移送先の区市町村との調整および被災者の救援、救護にあたる。

・移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施することとなっているので、支援物資等の搬送体制を確立しておく。

・被災者の移送方法については、都災対本部（福祉保健局）が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都災対本部（財務局）が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。

・都および防災協定締結区市町村等より被災者の受入要請があった場合は、ただちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

２　飲料水・食料・生活必需品の安定供給

２－１　生活用水の確保

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対地域文化スポーツ部	○　防災井戸、プール等の水源の活用 ○　生活用水としての永久水利施設の活用

（２）詳細の取組内容

①　生活用水の確保

・被災者にとって飲料水の確保は緊急の課題であるが、避難生活を余儀なくされた区民が、当面生活するうえで欠くことのできない入浴や洗濯等に必要な生活用水を確保することも重要なことである。

ｉ）防災井戸の整備

・震災時に区民の生活起点となる、避難所や公園、広場に防災井戸（手押し式の揚水ポンプ）を整備している。

［防災井戸設置場所］

施設	設置数
学校	7 箇所
区立公園	13 箇所
防災広場	18 箇所
計	41 箇所

②　その他水源の活用

・区施設の温水プールやひろば館等の浴場、民間温水プール、学校プール、噴水池、荒川遊園の浄化水（隅田川利用水）等、水源として利用可能な施設を被害状況に応じて活用する。

・断水時における消火用水の確保のため整備している永久水利施設についても、生活用水として活用する。

・水道の停止により、水洗トイレの使用が不能の場合は、小学校、防災広場、公園等に設置している防災井戸及び災害時協定井戸等の水を活用し、使用する。

・水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により、生活用水の確保に努める。また、区においても普及啓発を行う。

２－２　被災者ニーズへの対応

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部 ・災対福祉部	○　避難者ニーズの把握、対応した物資の確保

（２）詳細の取組内容

①　避難者の把握

・避難者は、避難所の種類、性別、年齢、障がい、介護、疾患等、多様であり、食糧以外についても考慮する必要があるため、一次避難所及び二次避難所を運営する際には、避難者カードを活用し、避難者の現況を確認する。また、福祉避難所を運営する際には、避難行動要支援者名簿を活用し、避難者の現況等を把握及び確認する。

②　物資の確保

・震災時の初期においては、限られた備蓄物資等を公平かつ的確に配布する。

・各避難所において避難者及び必要な物資等について把握し、受援・応援ガイドライン等に基づき災害対策本部を通じて、支援団体等へ支援物資の要請を行う。

２－３　炊出しによる被災者への支援

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対区民生活部	○　炊出しによる給食活動

（２）詳細の取組内容

・アレルゲン等、制限された食事にも対応できるよう、備蓄品目の選定について、適宜検討する。

①　給食の方法（一次避難所における給食の例）

・災害発生の直後は、給食施設の被害や熱源の確保困難等の状況により、まずアルファ化米、乾パン、おかゆ（避難行動要支援者用）を給食し、順次米飯による給食に移行する。

・乳児のためには、調整粉乳（3 日分）を供給する。

②　炊出し活動

・一次避難所における炊出し活動は、準備でき次第実施することとし、災対区民生活部が防災区民組織、日赤奉仕団およびボランティア等の協力を得て行う。

③　食品の配分

・調達された食品は、災対区民生活部又は災対産業経済部が各避難所等へ分配する。

・給食を必要とする在宅避難者については、各一次避難所に開設した専用の配給場所で配分する。
・一次避難所の避難者については一次避難所で配分する。
・食料等は公平かつ適切に配分する。

第３部　　災害復興計画

目　　次

第３部　災害復興計画

第１章　復興の基本的な考え方

第１節　都市復興の基本理念 …… 1
第２節　都市復興の基本目標 …… 1
第３節　都市復興 …… 2
第４節　住宅復興 …… 3
第５節　産業復興 …… 3
第６節　くらしの復興 …… 4

第２章　本部体制

第１節　復興本部の設置 …… 7
第２節　復興本部における各部の役割 …… 7

第３章　具体的な取組み

第１節　都市復興に必要となる被害状況把握のための調査 …… 11
　１　家屋被害概況調査（第一次） …… 11
　２　家屋被害状況調査（第二次） …… 12

第４章　災害対策基金 …… 15

第１章　復興の基本的な考え方

阪神・淡路大震災は、大都市の災害対応力の脆弱さを露呈し、被災した市街地復興の計画的な進め方・体制等について、日ごろから研究・準備しておくことの重要性を提起した。

これらの震災発生以降、荒川区では、平成 13 年 10 月に区及び区民等が協働して被災後の市街地の復興を迅速に進めていくための「荒川区震災等による被災市街地復興条例」を制定し、平成 14 年 3 月には、災害対策全般についての基本的事項を定めた「荒川区災害対策基本条例」を制定した。

さらに、平成 15 年 9 月には、被災市街地復興条例等に基づいた市街地復興を的確に進められるように、被災時に復興担当職員がとるべき行動手順や計画立案の指針を示した「荒川区都市復興マニュアル」を策定した。マニュアルについては、継続的に内容の検討・修正作業を実施しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の関係法令の改正や新たな制度の創設等も踏まえて、適宜見直しを行っている。

今後は、被災時に迅速かつ計画的な市街地復興が進められるよう、具体的な復興方針として「地域復興計画」のモデルプラン策定の準備を始めるとともに、市街地復興を進めるためには区民との連携が重要となることから、平常時において復興街づくりを考える地元協議会組織等を立ち上げ、将来の街づくり構想等の話し合いを進めていく。

第１節　都市復興の基本理念

被災の教訓及び荒川区基本構想を踏まえるとともに、以下の点に留意して取り組む。

１　被災を繰り返さない都市づくり

・明確な意思を持って、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の量的・質的な向上、良好な市街地の形成を図ることにより、被災を繰り返さない都市づくりを進める。

２　持続的発展が可能な都市づくり

・長期展望に立ち、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができるように、持続的発展が可能な都市づくりを進める。

３　協働と連携による都市づくり

・区、区民及び事業者は、市街地の復興にあたっては、災害に強いまちづくりを協働して進めるように努める。計画的な都市の復興は、区・区民・事業者及び関係機関等がそれぞれの役割を自覚して、協働、連携しながら相互の適切な分担のもとに推進する。

第２節　都市復興の基本目標

生活再建、防災性の向上、生活環境の向上を通じて荒川区の復興を図ることを都市復興の基本目標とする。

１　生活再建

・被災を乗り越え、都市の復興にあたるため、住宅の確保など区民の生活基盤をできるだけ早く再建する。

２　防災性の向上

・震災を繰り返すことがないように、震災前よりも防災性を高め、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。

３　生活環境の向上

・高齢社会に対応した福祉のまちづくりを進めるとともに、次の世代に良好な生活環境を継承するため、緑などの自然環境を保全し、都市景観づくりを進める。暮らしの再建と安定・雇用の確保と産業の創造等を目標とする生活復興の諸施策と連携して、総合的な復興を進める。

（資料第 178「荒川区震災等による被災市街地復興条例」）

（資料第 179「荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則」）

第３節　都市復興

１　都市復興のプロセス

・都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次の５つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

（１）第一段階　都市復興初動体制の確立（発災から１週間）

・この時期は、大混乱に陥ることが想定され、人命救助や建物応急危険度判定などの応急・復旧活動を優先しながら、市街地復興に向けての体制づくりを行う。

・災害対策本部の設置後、防災関係機関や区民等からの情報をもとに区内の被害概況を把握する。

・区民の生活再建や市街地復興事業の必要性がある場合、震災復興本部を設置するとともに、市街地の被害が甚大な地区は、建築基準法第 84 条にもとづく建築制限の検討を行う。

（２）第二段階　都市復興基本方針等の策定（1 週間から１か月）

・この時期は、都市復興に向けての基本的な考え方を明らかにするため、都市復興基本方針を策定し公表する。また、建物被災状況の現地調査（住宅の被害認定調査を兼ねる）を実施し、区内を４つの復興地区区分に設定し公表する。

・被害が激しく土地区画整理事業などの面的整備が必要な区域については、建築基準法第 84 条に基づき第二次建築制限を実施する。さらに、応急仮設住宅の入居募集等が始まり、まちが復興するまでの時限的市街地（一時的なまち）づくりを検討する。

（３）第三段階　都市復興基本計画等の策定（1 か月から 6 か月）

・この時期は、荒川区全域及び被災した地区ごとの復興の基本的な計画、ならびに実現方法を明らかにした都市復興基本計画を策定し公表する。

・計画策定にあたっては、区民等との協議を重ねて進めていく。

・土地区画整理事業等が必要な区域での建築の制限または禁止の期間は最長２か月であることから、被災市街地復興特別措置法にもとづく被災市街地復興推進地域指定の都市計画決定手続き等を進める。

（４）第四段階　都市復興事業計画等の策定（6 か月から１年）

・この時期は、都市復興基本計画を踏まえて区民や事業者等との合意形成を図り、都市復興を具体的に進めるための事業計画を策定する。（復興まちづくり計画等）

（５）第五段階　都市復興事業の推進（1 年以降）

・この時期は、都市復興事業計画に基づいて、復興街づくりを着実に進める。

・併せて、都市計画事業に対する被災市街地復興特別措置法にもとづく特例措置を活用しながら迅速に都市復興事業を進める。

第４節　住宅復興

１　住宅復興のプロセス

・住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、自力による復興を基本として、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら、住宅の復興を推進する。

（１）応急的な住宅の確保

・応急的な住宅の確保については、第２部第３章「災害対策本部を核とした応急対応」に記載する。

（２）本格復興と自力再建の支援

・本格復興に際しては、阪神・淡路大震災での経験も踏まえ、自力再建も踏まえ、自力再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人の自力再建を側面から支援する施策の充実を図る。

・地域復興協議会との連携、協力の下にまちづくりの各種専門家による支援を促進するなど、住宅再建と街づくりの連携を図る。

（３）民間住宅の供給支援

・被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃借住宅、分譲のマンションや戸建て住宅などを確保できるようにするため、多様な事業により民間住宅の供給を支援する。

・安全で快適な福祉のまちづくりの視点から、建物の耐震・不燃化の促進やバリアフリー化の推進を図る。

（４）公的住宅の供給

・これらの施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅の供給が求められる。

・被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進する。その際、グループホーム等、地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を図る。

（５）地域復興協議会と連携方策の検討

・時限的市街地づくりを進める協働復興区における応急的な住宅の確保、災害復興公営住宅等の建設については、地域復興協議会との連携方策を検討する。

第５節　産業復興

１　産業復興のプロセス

・震災からの産業復興にあたっては、国や都と連携を図りながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、荒川区の産業復興を図る施策を進める。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を展開する。

荒川区の産業復興にあたっては、産業復興方針を策定のうえ、以下のとおり中小企業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

（１）産業復興方針の策定

・区として総合的に産業復興を進めていくため、緊急的対応、中長期的対応など、復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにし、それにもとづき施策を進める。

（２）中小企業施策

・中小企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、速やかな再建に向けての総合的な対策を展開する。

・産業復興にあたっては、中小企業の産業活力を高めていく必要があることから、事業者の新分野進出、事業転換等への動きを積極的に支援・促進するなど、企業現場の意欲を活かした産業活性化策に取り組む。

・また、被災した地元業者などが連携して、必要な物資やサービスを提供するなどの事業の展開を促進する。

（３）雇用・就業施策

・区民が速やかに自立し、生活再建を図るためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。そこで、雇用維持対策により失業者の発生を未然に防ぐとともに、離職を余儀なくされた区民の速やかな再就職を促進する。

（４）地域復興協議会と連携方策の検討

・以上の施策の推進にあたっては、地域復興協議会など地域との連携方策も併せて検討する。

第６節　くらしの復興

１　くらしの復興のプロセス

・くらしの復興を早期に実現するため、国や都と連携を図りながら、保健・医療・福祉・文化・生涯学習・スポーツ・消費生活、インフラに関する支援策を講じる。また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

（１）保健・医療分野

・保健分野においては、特に被災者の健康維持・管理、メンタルヘルスケアについての対策を講じる。

・医療分野においては、各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的及び民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行う。

（２）福祉分野

・福祉分野においては、従来からの対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生するなど様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想されるため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体

制の再構築を図る。

・一人暮らしの高齢者など、より弱い立場の人々については、こうした地域力にもとづく、きめの細かい対応を図る。

（３）文化・生涯学習・スポーツ分野

・文化・生涯学習・スポーツ分野においては、貴重な文化財等の散逸や消失を防ぐとともに、その再建や復旧について的確な対応を図る。

・被災者の心を癒すための各種の文化的なイベント、スポーツイベントの実施等を図る。

（４）消費生活分野

・消費生活については、悪質な商法や便乗値上げの防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図る。

（５）インフラ

・電気、ガス、水道、通信及び交通機関等の関連事業者と調整を図るとともに、道路等の整備を速やかに行い、様々なインフラの速やかな復旧を実現するとともに、安定したサービス供給を維持する。

（６）ボランティア・NPO 活動

・ボランティア・NPO 等の市民活動については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないよう相互の連絡調整に努める。

・市民活動団体が円滑に活動できるよう、施設の提供等環境整備の面で配慮する。

第２章　本部体制

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立ってすみやかに、かつ計画的に実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置する。

復興本部の組織及び運営は、荒川区災害対策本部条例、同施行規則に定めるところによる。

第１節　復興本部の設置

・区長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業(以下「災害復興事業」という。)を計画し、実施する。

・災害復興事業を実施する場合においては、本部を荒川区復興本部と称するものとする。

・復興本部は、被災後１週間を目途に設置する。

第２節　復興本部における各部の役割

部	分掌事務
復興総務企画部	1　本部長の特命に関すること 2　本部長室の指示伝達に関すること 3　庁有車の管理に関すること 4　被害状況の集計に関すること 5　災害復興に係る男女共同参画施策の調整及び推進並びに女性団体等との連絡調整に関すること 6　前各号に掲げるもののほか、他部及び他班に属しないこと 7　災害復興関係予算に関すること 8　議会と本部との連絡調整に関すること 9　他自治体からの救援議員の対応に関すること
復興区政広報部	1　災害復興に係る広聴に関すること 2　本部長室の庶務に関すること 3　災害復興に係る広報に関すること 4　報道機関への情報提供に関すること 5　災害復興の記録に関すること
復興管理部	1　災害復興に係る人事計画ならびに服務及び給与に関すること 2　職員の健康管理に関すること 3　公務災害補償に関すること 4　災害復興に係る派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関わること 5　作業員の募集に関すること

	6　本庁舎の管理に関すること 7　災害復興に係る用地需要の調整に関すること 8　災害復興に係る会計事務に関すること 9　区有施設の被害状況の集計に関すること 10　区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること
復興区民生活部	1　震災復興相談所の開設及び運営の総括に関すること 2　り災証明に関すること 3　義援金品の受領及び支給に関すること 4　地域情報の提供に係る総合調整に関すること 5　町会自治会等の連絡体制に関すること 6　見舞金等の支給に関すること 7　日本赤十字東京支部との連絡調整に関すること 8　文化施設等の再建支援に関すること 9　行方不明者の相談及び捜索に関すること 10　地域住民の総合的な相談に関すること 11　町会自治会等の連絡体制に関すること 12　地域情報の提供に係る調整に関すること 13　家屋被害状況調査の応援協力に関すること 14　義援品等救援物資の受領、搬送及び配分に関すること 15　輸送用車両の配車に関すること 16　必要資器材の搬送に関すること 17　租税等の減免及び徴収猶予に関すること 18　復興対策の総合調整に関すること 19　震災復興計画の策定に関すること 20　防災会議の開催に関すること 21　本部長室の補佐及び活動の記録に関すること 22　都及び防災関係機関との連絡調整に関すること 23　本部の活動記録に関すること 24　各地域班の応援協力に関すること
復興地域文化スポーツ部	1　災害復興に係る文化事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること 2　災害復興に係る在住外国人その他関係団体との連絡調整に関すること 3　文化・スポーツ施設の再建支援に関すること 4　損壊した所管施設の復興計画に関すること 5　災害復興に係る生涯学習・スポーツ施策の調整及び推進並びに社会教育関係団体等との連絡調整に関すること 6　文化財の復旧に関すること

復興産業経済部	1　義援金品の集積、保管及び配分計画に関すること 2　災害復興に係る中小企業施策の計画調整及び推進に関すること 3　地域の産業復興に関する計画調整及び推進に関すること 4　災害復興に係る中小企業融資制度の活用促進に関すること 5　災害復興に係る産業団体等との連絡調整に関すること 6　勤労者福祉サービス関係事務及び見舞金等に関すること 7　復興区民生活部（地域班）の応援協力に関すること
復興環境清掃部	1　災害による環境汚染の調査等に関すること 2　災害復興に係る環境保全対策の総合的な企画、調査及び調整に関わること 3　ごみの収集及び処理に関すること 4　し尿の収集及び処理に関すること 5　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 6　道路障害物除去作業の支援に関すること 7　東京 23 区清掃協議会との連絡調整に関すること 8　東京 23 区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること
復興福祉部	1　社会福祉団体との連絡調整に関すること 2　災害弔慰金の支給に関すること 3　災害救護資金の貸付けに関すること 4　生業資金の返還金(延滞利息を含む。)の減免に関すること 5　応急資金の返還金(違約金を含む。)の減免に関すること 6　区営住宅の使用料(駐車場分を含む。)及び敷金の減免及び徴収猶予に関すること 7　高齢避難者の援助及び相談に関すること 8　在宅の高齢者の援助及び相談に関すること 9　福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること 10　老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること 11　被災者の援助及び相談に関すること 12　被災者の保護に関すること 13　福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること 14　障害者福祉施設の使用料等の減免に関すること 15　身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること 16　知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること 17　介護サービス利用料の減免に関すること 18　高額介護サービス費支払費用貸付金の償還未済額の減免に関すること 19　国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること 20　国民年金保険料の減免に関すること 21　介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること

	22　療養給付に要する費用の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること 23　高額療養費貸付金の精算不足額の減免に関すること
復興健康部	1　区民の感染症予防活動の指導に関すること 2　感染症予防関係機関との連絡調整に関すること 3　証明書発行の手数料及び使用料の減免に関すること 4　被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること 5　関係医療機関との連絡調整に関すること
復興子育て支援部	1　被災児童のメンタルヘルスケアに関すること 2　保育園・学童クラブの保育料の減免に関すること 3　母子生活支援施設の費用徴収金の減免に関すること 4　ひとり親家庭の医療費助成の一部負担金の減免に関すること 5　災害復興に係る青少年育成地区委員会連絡協議会との連絡調整に関すること
復興防災都市づくり部	1　都市復興に係る方針及び計画の策定に関すること 2　都市復興事業の推進に関すること 3　住宅復興に関すること 4　建築制限、建築行為の届出及び建替相談に関すること 5　道路、橋りょう、公園等に係る土地利用等の調整に関すること 6　道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること 7　道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること 8　ライフラインの復旧状況の把握に関すること
復興教育部	1　学校教育活動及び社会教育の再開に関すること 2　損壊した学校、幼稚園及びこども園の建物等の復興計画に関すること 3　都教育庁との連絡調整に関すること 4　学校備品及び教材教具等の応急整備に関すること 5　被災した児童、生徒並びに幼稚園児及び子ども園の園児等への学用品等の支給に関すること 6　学校指定、学級編成等臨時的措置に関すること 7　学校施設の衛生管理に関すること 8　児童、生徒並びに幼稚園児及び子ども園の園児等の安全衛生及び健康管理に関すること 9　児童、生徒並びに幼稚園児及び子ども園の園児等のメンタルヘルスケアに関すること

第３章　具体的な取組み

地域防災計画においては、都市復興に必要となる被害状況把握のための調査について記載し、復興に向けた具体的な取組は、平成 15 年 9 月策定の「荒川区都市復興マニュアル」に基づき実施する。

第１節　都市復興に必要となる被害状況把握のための調査

１　家屋被害概況調査（第一次）

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 **・復興防災都市づくり部**	**○　家屋被害概況調査（第一次）の実施**

（２）詳細の取組内容

①　家屋被害概況調査（第一次）

ｉ）目的

・計画的な復興を行うために、災対本部が収集する情報を積極的に取得して、被災後一週間以内に区全域の家屋被害概況を把握し、町丁目単位等で整理することにより当面の建築行為を制限する建築制限区域の指定に向けた判断をする。

ii）家屋被害概況の情報収集・把握

・災対本部が収集する家屋被害情報を、荒川区全図（白図）に記載することで行う。

・家屋被害概況の把握は以下の基準で判定を行う。

家屋被害区分	判定基準
大被害地区	概ね 8 割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる
中被害地区	大被害地区以外で、概ね 5 割以上の家屋が全焼・半壊・全半焼していると見込まれる
小被害・無被害地区	上記以外

iii）大被害地区等での補足調査の実施

・大被害地区及び中被害地区については、建築制限区域の判断材料とするため、可能な限り現地で補足調査する。

iv）家屋被害概況の整理・報告

・家屋被害概況は、被災市街地の復興計画を検討する上で重要な基礎資料とするため、町丁目又は大街区単位のデータとして整理する。

・把握した家屋被害概況は、大被害区分、中被害区分、無被害地区の 3 種類に区分し、都災対本部へ報告する。

２　家屋被害状況調査（第二次）

（１）対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・復興防災都市づくり部	○　家屋被害状況調査（第二次）の実施

（２）詳細の取組内容

①　家屋被害状況調査（第二次）

ｉ）目的

・震災復興条例に基づいて復興地区区分を設定し、復興対象地区を指定する上での重要な基礎資料を得ることを目的として、被災市街地内の全建物の損壊程度（全壊・半壊・一部損壊・無被害等）を調査する。

・調査によって得られた情報を、被災後一か月以内に家屋被害台帳、街区別被害度分布図及び地区別被害状況図として整理し、復興対象地区の設定等にあわせて適切な時期に公表する。

ⅱ）調査方法の決定

・個別の住家被害の判定は、基本的には「災害に係る住家の被害認定基準」（り災証明発行のための基準）により行う。

・しかし、被害が広範囲であり復興計画策定作業に影響が生じると見込まれる場合は、被害状況を迅速に把握するための代替調査により被害状況を判定する必要がある。

・上記の代替調査は、応急危険度判定調査票の結果から損壊の程度を読み取り、調査に変えることができる。

ⅲ）現地踏査の実施

・損壊の程度は外観調査にとどめ、家屋の内部調査は行わない。

・消防署の火災調査結果を入手し、「全焼」「半焼」以外の建物を対象に判定する。

・可能な限り、り災証明発行のための住家被害認定調査結果を活用し、効率的に調査が進められるよう調整を行う。

ⅳ）現地踏査結果の整理

・被害状況は、街区単位で家屋被害台帳として整理する。

・家屋被害台帳から街区別被害度分布図をＧＩＳ等を活用して作成する。

・街区別被害度分布図を基に、大被害地区・中被害地区・小被害地区・無被害地区の４区分からなる地区別被害状況図をＧＩＳ等を活用して作成する。

・地区別被害状況図は以下の基準で判定を行う。

被害区分	判定基準
大被害地区	被害度が概ね８０％以上の街区が連担した地区（面積＞１ha）
中被害地区	大被害地区以外で、被害度が概ね５０％以上の街区が連担した地区（面積＞１ha）
小被害地区	大・中被害地区以外で、部分的な被害が見られる被害度が５０％未満の街区が連担した地区（面積＞１ha）
無被害地区	大・中・小被害地区以外の地区（被害がほとんど見られない地区）

ｖ）家屋被害概況の報告・公表

・町丁目ごとに集計した家屋被害台帳の結果と、地区別被害状況図を東京都へ送付する。

・家屋被害状況は議会等に報告する。

・復興まちづくりを進める一環として、全体の家屋被害状況（地区別被害状況図）を広報等により区民に公表する。

第４章　災害対策基金

災害発生時には、避難所開設などの災害救助対策やその後の復旧対策に多大な経費を要することが想定され、その財源を確保していかなければならない。

区では、災害救助のために設置した「罹災救助積立金」を、平成８年度から、災害救助だけでなく予防及び復旧にも活用できる「災害対策基金」に再編し、災害対策に要する財源の確保を図っている。

（資料第 180「荒川区災害対策基金条例」）

【 風 水 害 編 】

目　　次

【 風 水 害 編 】

風水害編

第１節　現状 ･･ 1
第２節　課題 ･･ 1
第３節　対策の方向性 ･･ 2
第４節　到達目標 ･･ 2

第１章　総合的な水害対策

第１節　区民の意識向上 ･･ 3
第２節　活動態勢 ･･ 3
第３節　水防情報の収集・伝達 ･･ 14
第４節　避難体制 ･･ 23
第５節　被害状況の報告 ･･ 27
第６節　費用負担・公用負担 ･･ 27

第２章　都市型水害対策

第１節　東京都豪雨対策基本方針（平成 26 年 6 月改定） ･･････････････････････････ 29
第２節　河川改修 ･･ 29
第３節　下水道施設等の整備 ･･ 30
第４節　雨水流出抑制施設の整備 ･･ 31
第５節　浸水予想区域図の作成 ･･ 32

第３章　土砂災害対策

第１節　急傾斜地、がけ、擁壁等の安全化 ･･ 33
第２節　土砂災害防止法 ･･ 33
第３節　土砂災害（特別）警戒区域等の指定 ･･ 33
第４節　土砂災害警戒情報の提供 ･･ 33

第４章　大規模水害対策

第１節　大河川改修 ･･ 37

第２節　浸水想定区域 ･･･ 37
第３節　避難場所の確保 ･･･ 38
第４節　浸水想定区域における避難体制の整備 ･･･ 38

第５章　落雷、ひょう等の自然災害対策

第１節　普及啓発 ･･･ 41

風水害編

本章では、道路冠水や河川はん濫に伴う浸水、土砂災害等の風水害の被害を予防するため、事前の本部体制の構築、活動内容の確立、区民への情報提供、避難に関する啓発のほか、落雷やひょう等の気象現象における留意点の啓発等についても定める。

第１節　現状

１　都市型水害対策

・道路冠水に対して、個人でできる対策について周知・啓発

・関係機関と連携した水防訓練の実施

２　土砂災害対策

・急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域の指定

・台風等接近時における土砂災害の危険性の周知

３　大規模水害対策

・「荒川区防災地図（水害版）」の配布等による大規模水害に関する区民への周知・啓発

・他自治体、関係機関等と連携した「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」の策定

・指定緊急避難場所、災害時地域貢献建築物等の避難可能な建物の指定

第２節　課題

１　都市型水害対策

・道路冠水の軽減方法について、区民に周知・啓発する必要がある。

２　土砂災害対策

・区民の土砂災害に対する意識向上を図る必要がある。

・緊急的な避難へ対応できる体制を整備する必要がある。

・土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を支援する必要がある。

３　大規模水害対策

・区民へ確実に情報が伝わるよう情報提供体制を再検討する必要がある。

・大規模水害発生前に河川水位状況等を適確に把握し、災害対策本部を迅速に設置する必要がある。

・大規模水害時の避難方法等について、区民に周知していく必要がある。

・浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を支援する必要がある。

第３節　対策の方向性

１　都市型水害対策

・道路冠水が頻発する地域における被害軽減活動の普及

２　土砂災害対策

・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
・避難確保計画に基づく訓練実施の推進

３　大規模水害対策

・区民に対し、迅速な情報提供が可能となる体制を整備
・大規模水害時において的確な活動を実施するための手順の明確化
・大規模水害時における避難方法、避難場所の周知等による意識の向上
・区民が緊急的に避難できるよう、避難場所の確保を推進

第４節　到達目標

１　都市型水害対策

・的確な避難行動の啓発による被害軽減

２　土砂災害対策

・要配慮者利用施設における的確な避難体制の整備

３　大規模水害対策

・タイムライン運用時の的確な体制構築
・避難誘導体制、区民への情報伝達体制の構築
・大規模水害発生に備えた避難場所の確保
・要配慮者利用施設における的確な避難体制の整備

第１章　総合的な水害対策

第１節　区民の意識向上

１　広報

区は、区報やホームページ、「荒川区防災地図（水害版）」、「荒川区防災アプリ」等を活用して、区民の水害に対する意識向上を図る。

（１）台風情報の収集及び浸水防止

・日頃から天気予報や気象情報などを収集する。

・国、都等がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報等を確認する。

・必要に応じて、家財道具を２階などの安全な場所に移しておく。

（２）家庭での対応措置

・台風が近づいたときの浸水予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

・親戚・友人宅、高台等への避難など、方法と移動経路についてあらかじめ決めておく。

２　「荒川区防災地図（水害版）」の作成・公表

・荒川区では、国土交通省関東地方整備局が作成した「荒川水系荒川浸水想定区域図」にもとづき、「荒川区防災地図（水害版）」の作成・公表を行っている。これを事前に区民へ周知することは、区民の水害に対する意識向上や自主避難態勢の確立など、被害軽減に極めて有効であり、引き続き周知に努めていく。

３　研修会等の実施

・区民が迅速に避難行動を取れるよう、研修会等を開催し、避難場所や避難方法等、水害に関する意識啓発を行う。

第２節　活動態勢

１　区の水防責任

・水防管理団体である区は、水防法第３条により、その区域の水防を十分に果さなければならない。このため、区長は水防管理者として、大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに事態に即応した活動態勢をとるとともに、消防機関や水防関係機関と連携し、区民の協力を得ながら、迅速かつ効果的に水防活動を行わなければならない。

［水防態勢系統図］

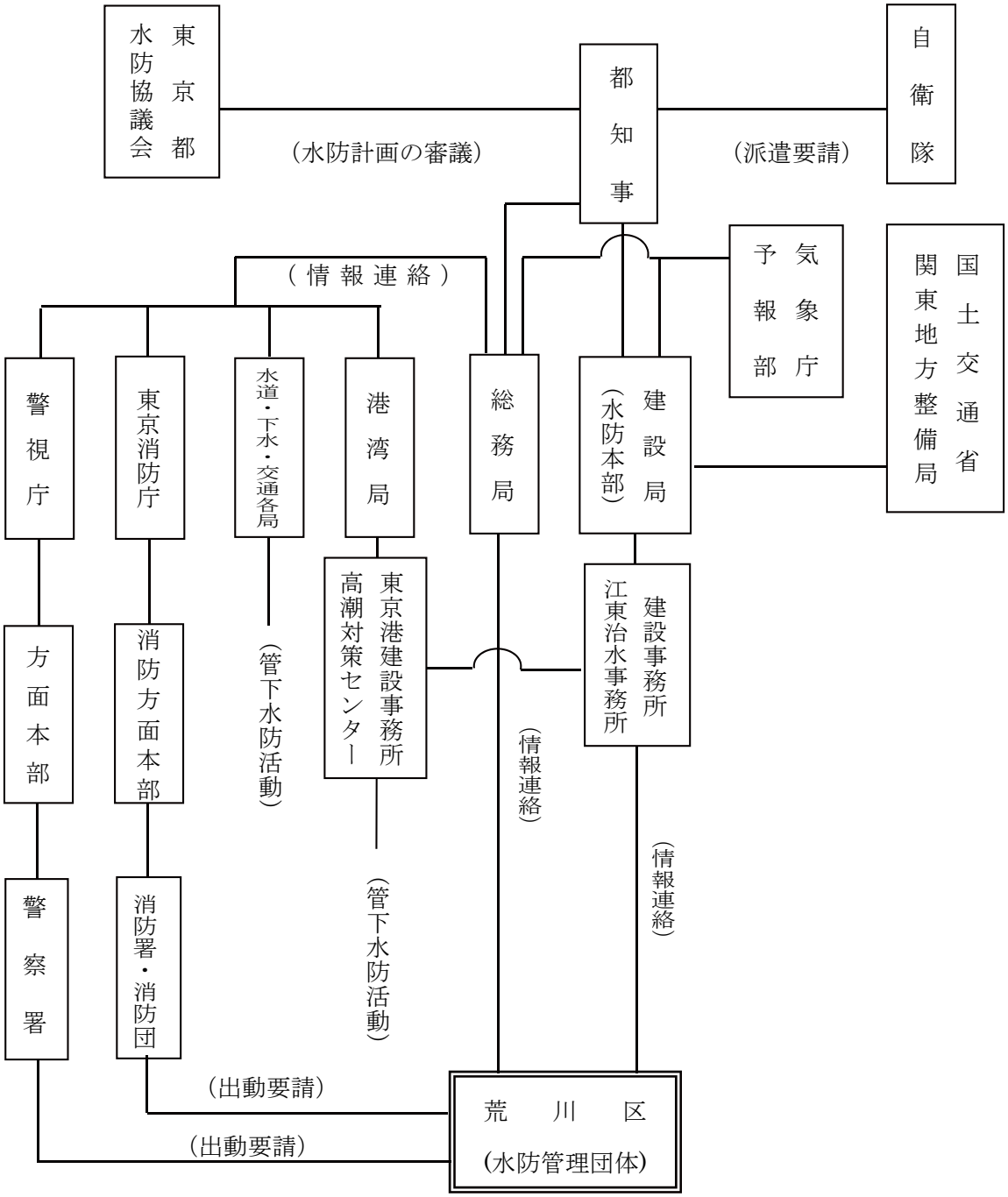

２　荒川区の活動態勢

・区は、その区域内に洪水や高潮等の風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び防災機関並びに区民等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

（１）水防本部の設置

・内水氾濫、洪水又は高潮等により水害が発生又はそのおそれがある場合は、区に水防本部（本部長は防災都市づくり部長）を設置する。

・ただし、荒川区災害対策本部が設置された場合は、これに統合される。

（２）災害対策本部の設置

・水防本部長は、河川状況や気象状況等を総合的に勘案し、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区民生活部長を通じて、区長に災害対策本部の設置を要請する。

・洪水又は高潮など外水氾濫（荒川、隅田川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。

（３）特別警報発表時の区の活動態勢

・特別警報は重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるものであることから、特別警報が発表された場合は、原則として災害対策本部を設置し、全区を挙げて災害対応に当たる。

①　区民等への伝達

・特別警報が発表された場合は、エリアメール・緊急速報メール、ホームページ、SNS、メールマガジン（緊急情報）、防災行政無線（屋外スピーカー等）、ＭＣＡ無線機等のあらゆる手段を活用して、区民・官公署等に情報を伝達する。

②　避難行動要支援者等への対応

・事前に被害が想定される地域の避難行動要支援者の所在を把握し、確実に情報伝達できる体制を構築する。

［荒川区水防本部組織図］

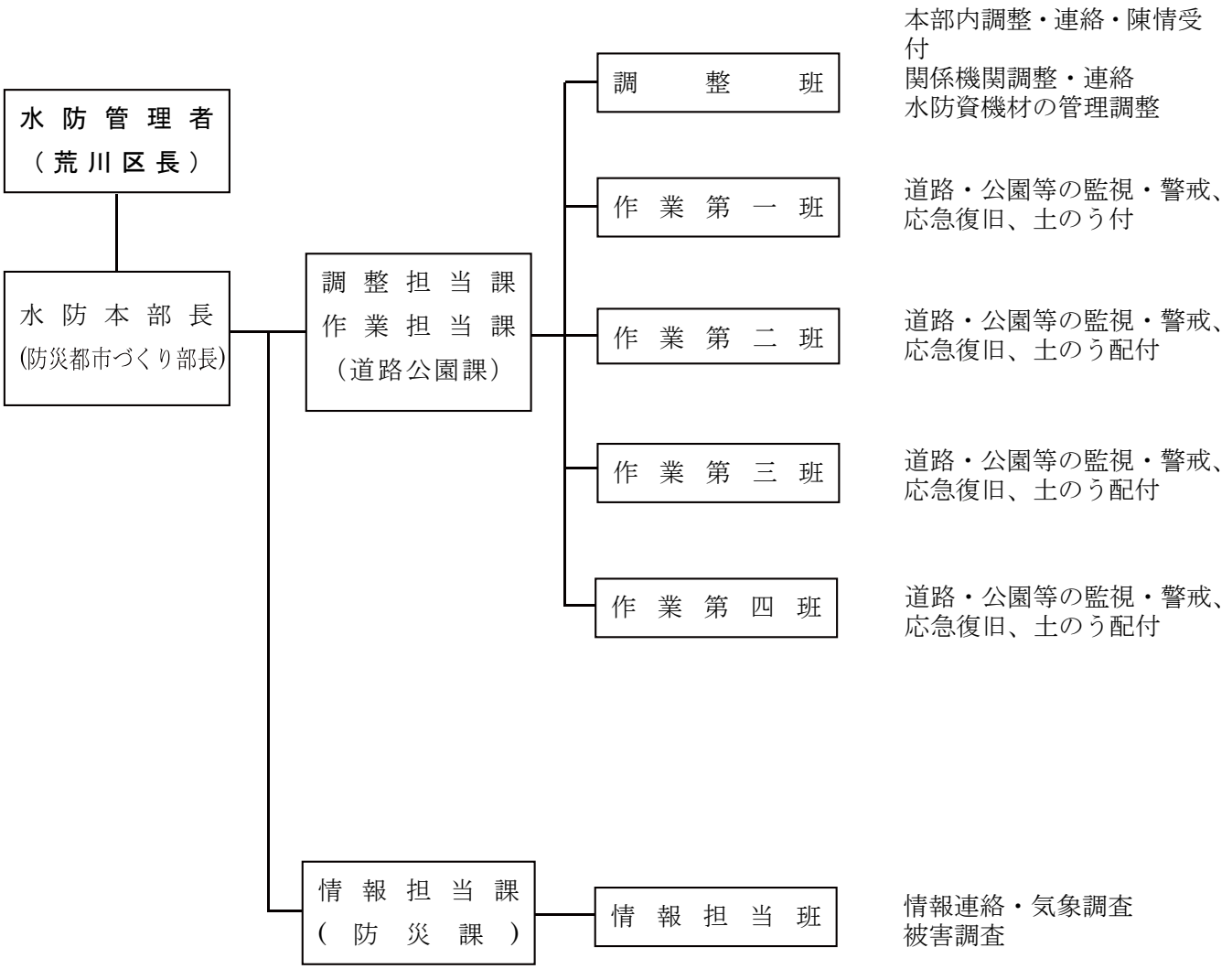
水防管理者
（荒川区長）
水防本部長
(防災都市づくり部長)
調整担当課
作業担当課
（道路公園課）
調整班
本部内調整・連絡・陳情受付
関係機関調整・連絡
水防資機材の管理調整
作業第一班
道路・公園等の監視・警戒、応急復旧、土のう付
作業第二班
道路・公園等の監視・警戒、応急復旧、土のう配付
作業第三班
道路・公園等の監視・警戒、応急復旧、土のう配付
作業第四班
道路・公園等の監視・警戒、応急復旧、土のう配付
情報担当課
（防災課）
情報担当班
情報連絡・気象調査
被害調査

（４）水防非常配備態勢

・水防本部長（防災都市づくり部長）は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の非常配備態勢を指示する。

［荒川区水防非常態勢］

水防態勢の種別	基準及び内容	人員
連絡・警戒配備態勢	1　情報の収集及び連絡に当たり、事態に応じた態勢の指示連絡が行える態勢 2　おおむね次の場合で、監視・警戒及び水防資器材の点検等が行える態勢 ⑴　水防活動用気象情報の警報が発せられたとき ⑵　荒川に洪水予報の注意報が発せられたとき ⑶　荒川又は隅田川に水防警報の待機又は準備が発せられたとき	水防要員のおおむね1／6
第1次参集態勢	おおむね次の場合で、水害が発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに水防活動に対応できる態勢 ⑴　荒川に洪水予報の警報が発せられたとき ⑵　荒川又は隅田川に水防警報の出動が発せられたとき	水防要員のおおむね1／3
第2次参集態勢	水害が第一次参集以降も拡大するおそれがあるとき、又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる態勢	水防要員のおおむね1／2
第3次参集態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる態勢	水防要員全員

※　水防要員は異常気象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢がとれるよう留意するものとする。

※　水防用気象情報とは、本章第３節に示す各情報をいう。

（５）水防活動

・区（水防管理団体）は、出水期前に河川、護岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

・気象状況等により洪水、高潮又は津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

⑴　気象状況並びに水位、潮位に応じて各施設の管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、護岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

⑵　水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

⑶　水防作業に必要な資器材の調達を行う。

・次の場合には、消防機関に対し出動を要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。

⑴　水防警報により、出動又は指示の警告があったとき

⑵　水位又は潮位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、危険のおそれがあるとき

⑶　その他水防上必要と認めたとき

・水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

・堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

・洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

・水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

・水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

・水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

(資料第 181「水防工法」)

（６）水防訓練の実施

①　荒川区

ｉ）方針

・水防管理者は、水防法に基づき、毎年消防機関等と連携して、被害想定を考慮した水防訓練を実施する。

ⅱ）実施方法

・消防署や消防団などの防災関係機関と合同で、水防態勢の実践的な運用や水防作業に必要な技術の取得、組織間の連携強化などを目的に水防訓練を実施する。

②　消防署

ｉ）方針

・消防署においては、風水害に際し、水防部隊の合理的運用と能率的な水防活動を行うため消防職員及び消防団員に各種教育及び訓練を実施する。

ⅱ）実施方法

○　参加者

・消防職員、消防団員

○　訓練項目

・部隊編成訓練

・情報通信訓練

・本部運営訓練

・水防活動訓練

（７）水防資機材の整備

・水防管理者は、水防活動が円滑に実施できるよう、平素から水防資器材、土砂等の維持管理を

行い、緊急事態の発生に際しては、直ちに搬送できる態勢を整えておくものとする。
（資料第 182「水防倉庫及び資器材一覧表」）

3　東京都の活動態勢

・東京都は、都の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令及び都地域防災計画の定めるところにより、防災機関及び他府県、その他の関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の区市町村及び防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、総合調整を行うことを責務としている。

・都は、この責務を逐行するため、必要がある場合は、災害対策本部又は応急対策本部を設置し、災害応急対策の実施を図ることになっている。風水害に関する応急対策本部の組織は次図のとおりである。

［都の水防組織］

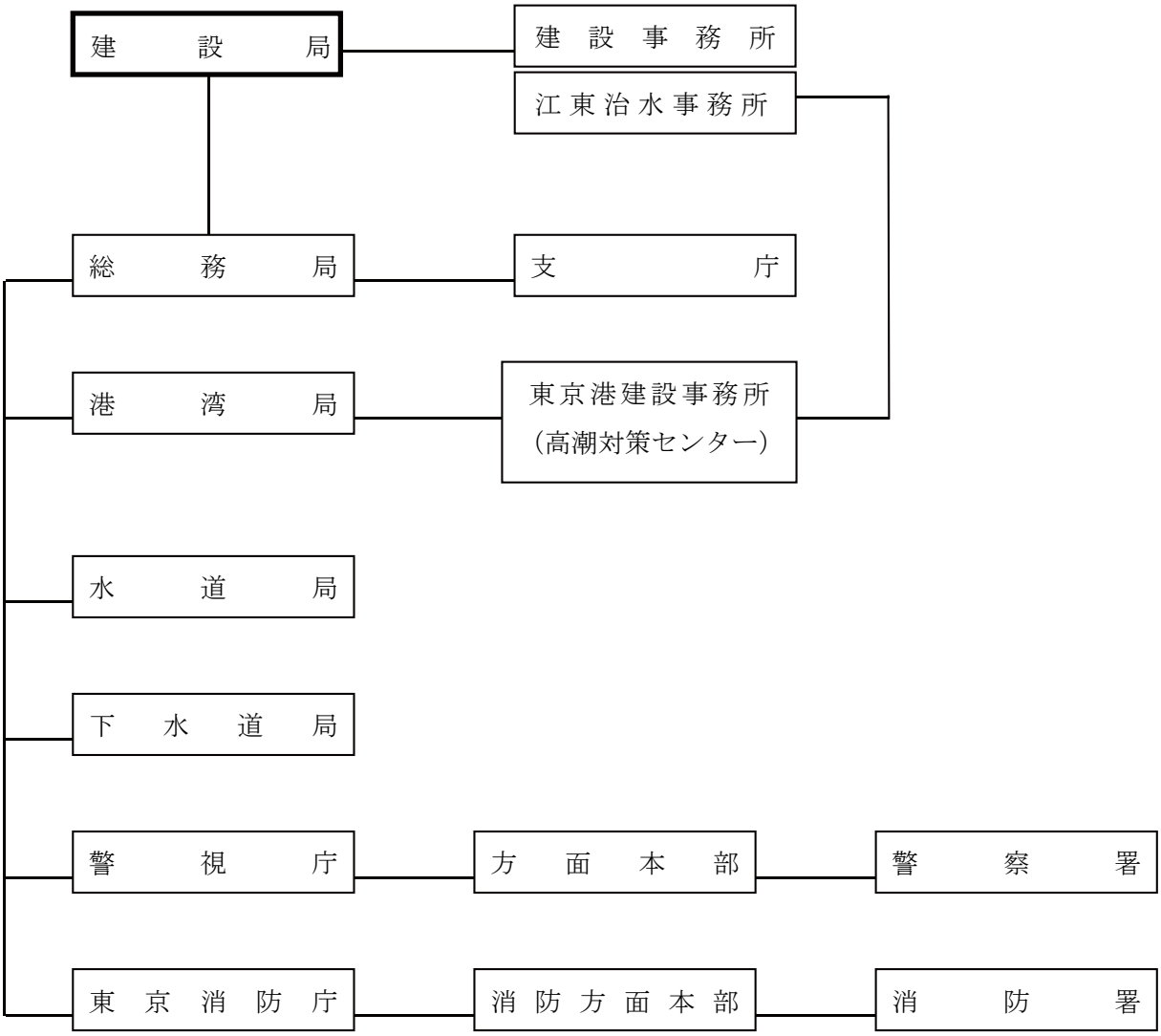

［東京都水防本部の組織］

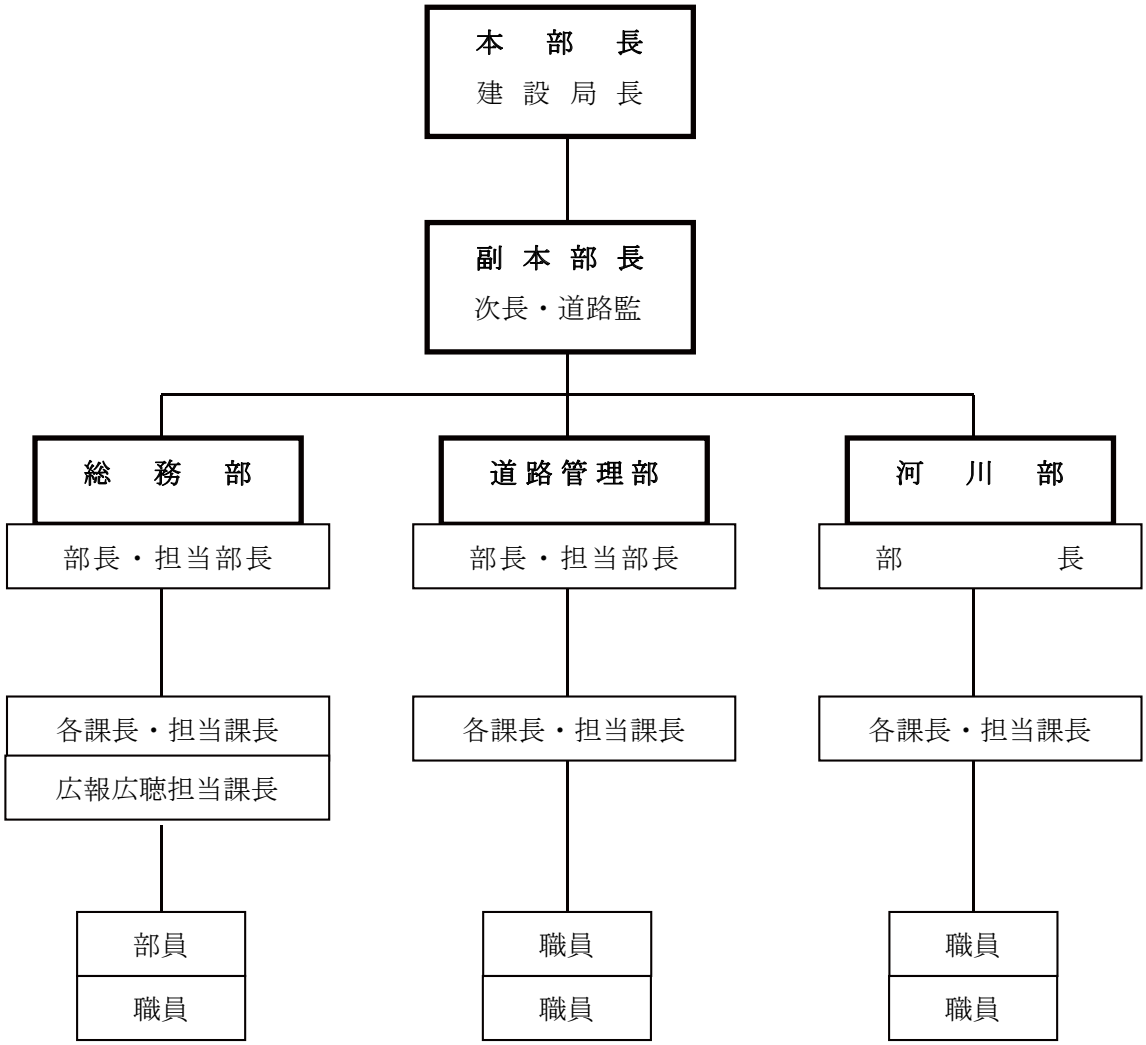

（１）東京都水防本部の活動態勢

①　水防本部の設置、廃止、統合

・水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、又は必要と認めたとき、水防本部を設置する。

・水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、又は災害発生のおそれがなくなったと認めたとき、水防本部を廃止する。

・水防本部を設置又は廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。

・水防本部の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。

・水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。

⑴　東京都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。

⑵　東京都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。

⑶　東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと、水防活動を行う。

② 態勢の基準

・都建設局長（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。

	水防態勢の種別	基準及び内容	人員
	連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 ⑴ 水防活動用注意報が発表されたとき ⑵ 国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき ⑶ 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき	若干名
水防本部の設置	警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 ⑴ 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき ⑵ 国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき ⑶ 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき ⑷ 国管理･都管理･都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき ⑸ 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき	水防要員のおおむね1/15
	第1非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	水防要員のおおむね1/10
	第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	水防要員のおおむね1/5
	第3非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	水防要員のおおむね1/3
	第4非常配備態勢	都内全域にわたり、水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員

※ 水防要員は異常気象が発生した時、又は発生が予想される時には、気象情報に注意

し、事態に即応した水防態勢ができるよう留意するものとする。

※　江東治水事務所の水門管理の態勢については、東京都河川管理施設操作規則に基づくものとする。

※　水防用気象情報とは、本章第３節に示す各情報をいう。

③　活動

・水防管理団体の行う水防が十分に行われるように、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。

・気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。

・水防作業に必要な技術上の援助を行う。

・水防作業に必要な資器材の援助を行う。

・他の水防機関との連絡、調整を行う。

・水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。

・洪水又は津波、高潮による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。

・洪水又は津波、高潮による被害情報の収集を行う。

４　警察署・消防署の活動態勢

（１）警察署の活動態勢

①　警備方針

・各警察署長は、平素から総合的な防災活動の推進に寄与するために、万全の準備を期するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関と協力し、適切な警備を実施する。

・風水害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体、財産の保護並びに被災地における秩序の維持にあたる。

②　風水害における警察の任務

・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒

・被災地における災害関係の情報収集及び通報伝達

・警戒区域の設定

・被災者の救出、救護

・避難者の誘導

・危険物の保安

・交通秩序の確保

・犯罪の予防、検挙

・行方不明者の捜索及び死体の検視、見分

③　警備態勢

・管内に風水害が発生し、又は発生の恐れがあると認めるときは、現場警備本部を設置して、警備にあたる。

・必要があると認めるときは、速やかに防災コーディネーターを区に派遣し、連絡体制を早期に

確立する。

④　警戒区域の設定

・災害現場において区長若しくは、区長の職権を行う区の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区長に通知する。

⑤　区に対する協力

・区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害活動を実施する。

・区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるように努める。

・り災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

（２）消防署の活動態勢

①　活動方針

・洪水、高潮、内水氾濫等による大規模な水害が発生する危険があるとき、又は発生したときは、水防機関として東京消防庁水災警防規程に定めるところにより、荒川区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して被害の軽減に努め、区民の生命、身体及び財産を保護する。

②　水防態勢

・管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、又は気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化が必要と認めたときは、水防態勢を発令し、水防非常配備態勢の発令に備える。

③　水防非常配備態勢

・水災に対処するため、気象状況及び災害状況に応じて第一から第四非常配備態勢を発令し、計画に基づき直ちに活動を開始する。

④　水防活動

・水防活動は、東京消防庁水災警防規程に基づき行う。

⑤　非常招集

・水災に対処するため、必要があると認めた場合は勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

⑥　部隊編成

［水防部隊等の章成］

水防小隊等 機関別	水防小隊		監視警戒隊		水防切替小隊		水防指揮隊		派遣員	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
荒川消防署	4	38	5	10	3	18	1	5	4	4
尾久消防署	1	10	3	6	2	7	1	5	2	2
計	10	98	11	22	4	25	2	10	8	8

※水防部隊は、水防第一非常配備態勢以上の発令で編成する。

（３）活動要領

・河川、堤防等を随時監視警戒し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

・水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

・消防機関の長は水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

・水防時、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

・消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知った時は、直ちに出動し水防作業を行う。

第３節　水防情報の収集・伝達

各水防機関が水防活動を行ううえで、正確な情報を迅速・的確に把握することが必要である。本節においては、水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、土砂災害警戒情報について、その内容及び伝達方法を定める。

１　気象情報

・気象庁が水防活動用に行う気象の注意報・警報は、次のとおりである。（気象業務法第 14 条の 2「予報及び警報」）

（１）種類と発表基準（東京地方 23 区東部）

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>区域及び発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合
<table>
<tr><th></th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>荒　川　区</td><td>14</td><td>130</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">注意報</td><td rowspan="2">高潮</td><td>台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>東京港の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 2.0m（A.P. 3.1m）以上と予想した場合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水</td><td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合
<table>
<tr><td></td><td>流域雨量指数基準</td></tr>
<tr><td>荒　川　区</td><td>隅田川流域の流域雨量指数 36.4 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="6">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合
<table>
<tr><td></td><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr>
<tr><td>荒　川　区</td><td>22</td><td>184</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">高潮</td><td>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>東京湾の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 4.0m（A.P. 5.1m）以上と予想した場合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水</td><td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。
具体的には次の条件に該当する場合。</td></tr>
<tr><td>各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合
<table>
<tr><td></td><td>流域雨量指数基準</td></tr>
<tr><td>荒　川　区</td><td>隅田川流域の流域雨量指数 45.6 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="3">50 年に 1 度の値</td></tr>
<tr><td>48 時間降水量</td><td>3 時間降水量</td><td>土壌雨量指数</td></tr>
<tr><td>367 ㎜</td><td>151 ㎜</td><td>246</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>暴風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。</td></tr>
</table>

※　気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面(T.P.)、荒川工事基準面(A.P.)

及び八丈島の平均海面（M.S.L）を併用する。なお、東京湾平均海面の 0.0ｍは、荒川工事基準面の 1.13ｍにあたるが、実質上 1.1ｍとして取り扱う。

※　大雨警報が発表されているときに、記録的な 1 時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は 100 ㎜である。

※　表面雨量指数基準

短時間強雨による浸水危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※　土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出している。

※　流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

（２）気象情報伝達

・気象情報の伝達は、次のとおり行われる。

［気象情報伝達系統図］

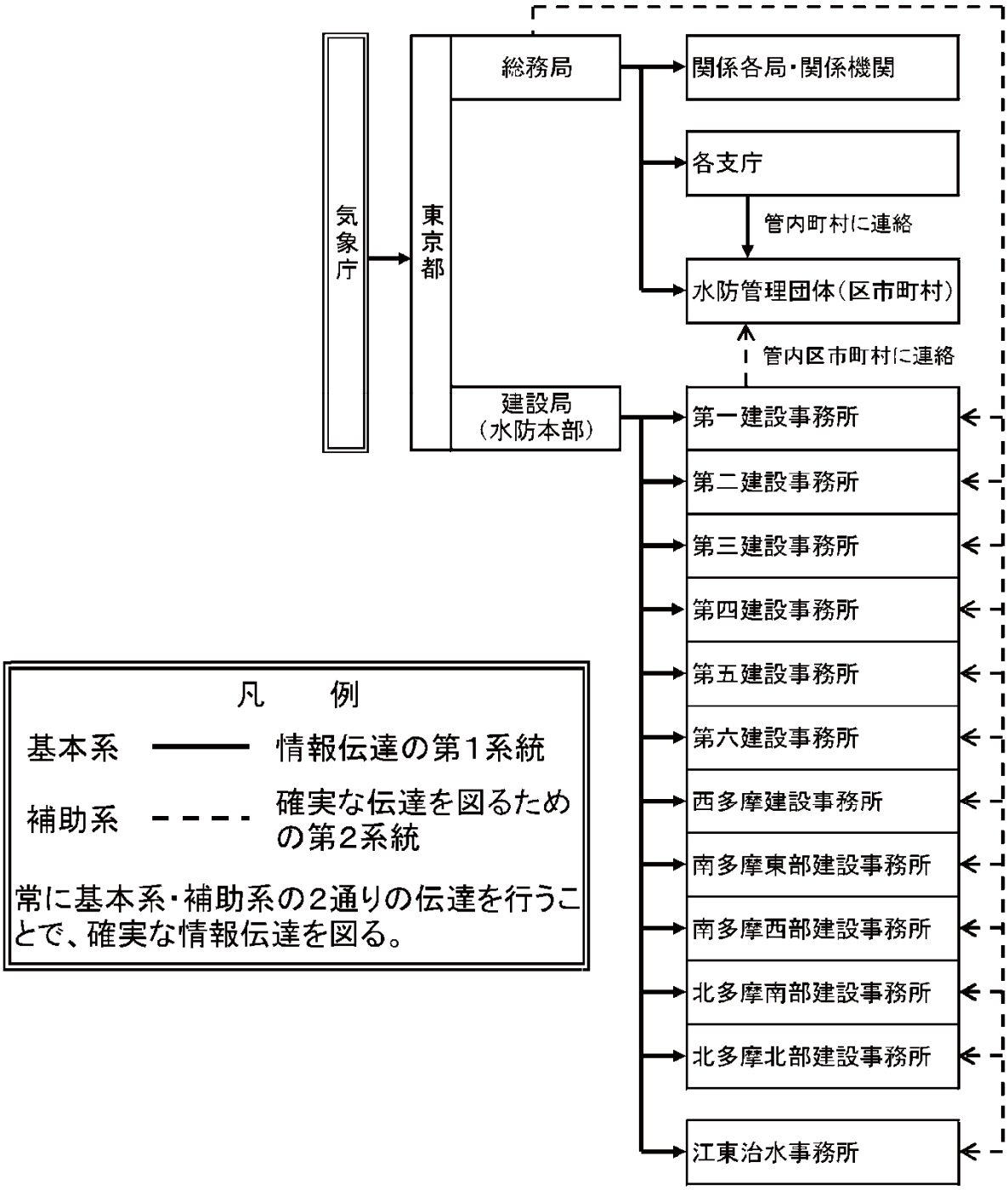

2　洪水予報

・国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報は、2 以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。

・区に関係する洪水予報には、荒川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。

（1）種類と発表基準

種　類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点のいずれか 1 地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報	基準地点のいずれか 1 地点の水位が、概ね 2 時間から 3 時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報	基準地点のいずれか 1 地点の水位が、氾濫危険水位に到達した場合速やかに発表する。
氾濫発生情報	洪水予報区域内で氾濫が発生した場合速やかに発表する。

（2）荒川洪水予報

名　称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P.＋26.457m
治水橋	7.00m	7.50m	12.10m	12.60m	14.599m	A.P.－0.229m
岩淵水門(上)	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P.＋0.000m

（3）水位と発表の種類

相当する水位の段階	発表の種類			目安
	洪水予報河川の場合	水位情報周知河川の場合	水防警報河川の場合	
水防団待機水位			待機	
氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫注意情報		出動	避難準備・高齢者等避難開始
避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報		避難勧告
氾濫危険水位	氾濫危険情報			避難指示（緊急）

（4）洪水予報伝達

・洪水予報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区には、水防担当として、防災都市づくり部道路公園課に、避難勧告等発令担当として、区民生活部防災課に、伝達される。

［洪水予報伝達系統図］

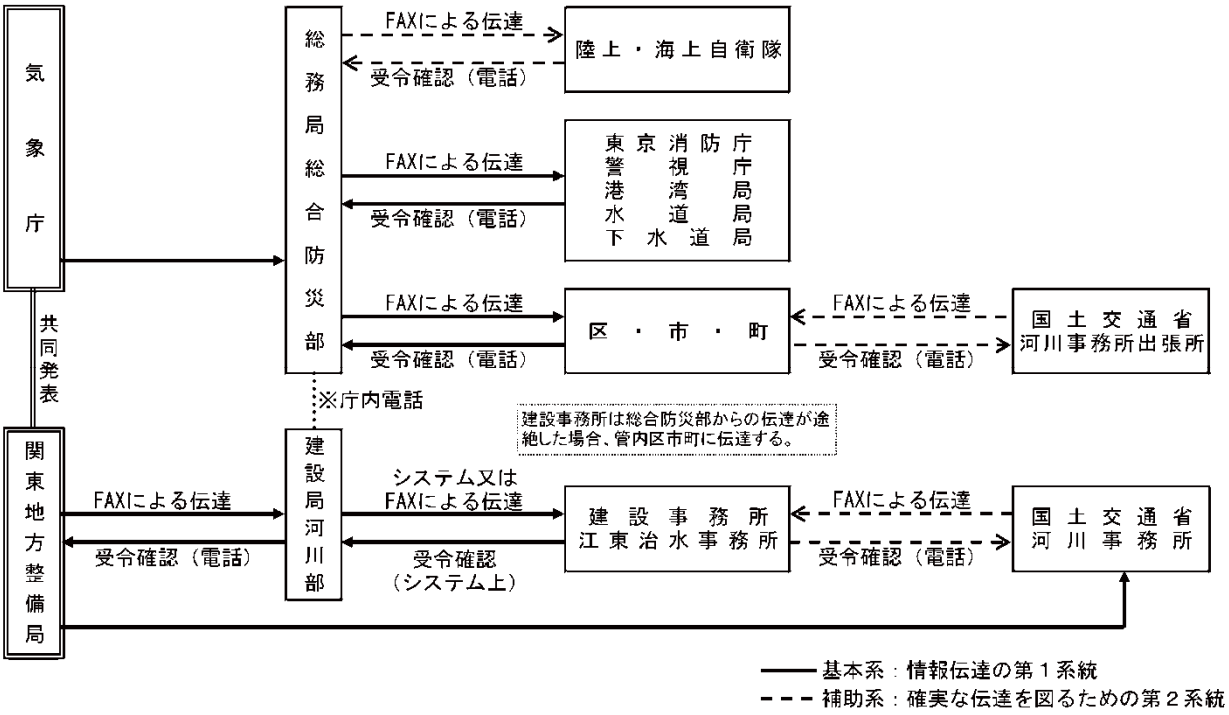

（5）洪水情報のプッシュ型配信

・荒川で氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表された場合、国土交通省は、住民の自主的な避難を促すため、対象区域内の携帯端末に対し、エリアメール・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み）を行う。

3　水防警報

・水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

（１）種類、内容及び発表基準

種　類	内　　容	発 表 基 準
待　　機	⑴　出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ⑵　水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況等により、特に必要と判断されるとき。
準　　備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	⑴雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 ⑵水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出　　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位・流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指　　示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、災害の起こるおそれがあるとき。
解　　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情　　報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

（２）国土交通大臣が行う河川

・荒川区にかかわる国土交通省関東地方整備局（荒川下流河川事務所）が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

①　河川及び区域

河川名	区　　域
荒　　川	左岸　埼玉県深谷市菅沼字前久保519番の2地先から河口まで 右岸　　〃　　本田字坂下654番地先から河口まで
隅　田　川	左岸　荒川分派点から東京都北区志茂5丁目地先まで 右岸　　〃　　から　　〃

②　水防警報区及び基準水位観測所

河川名	水防警報区	基準水位観測所（岩淵水門（上）） 水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高（A.P.）
荒　川	左岸　自　埼玉県戸田市早瀬1丁目 至　海 右岸　自　板橋区三園2丁目 至　海	3.00	4.10	6.50	7.70	8.57	0.000
隅田川	左岸　自　荒川分派点 至　北区志茂4丁目地先 右岸　自　荒川分派点 至　北区志茂4丁目地先						

（３）水防警報伝達

・水防警報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区には、水防担当として、防災都市づくり部道路公園課に、避難勧告等発令担当として、区民生活部防災課に、伝達される。

［水防警報伝達系統図］

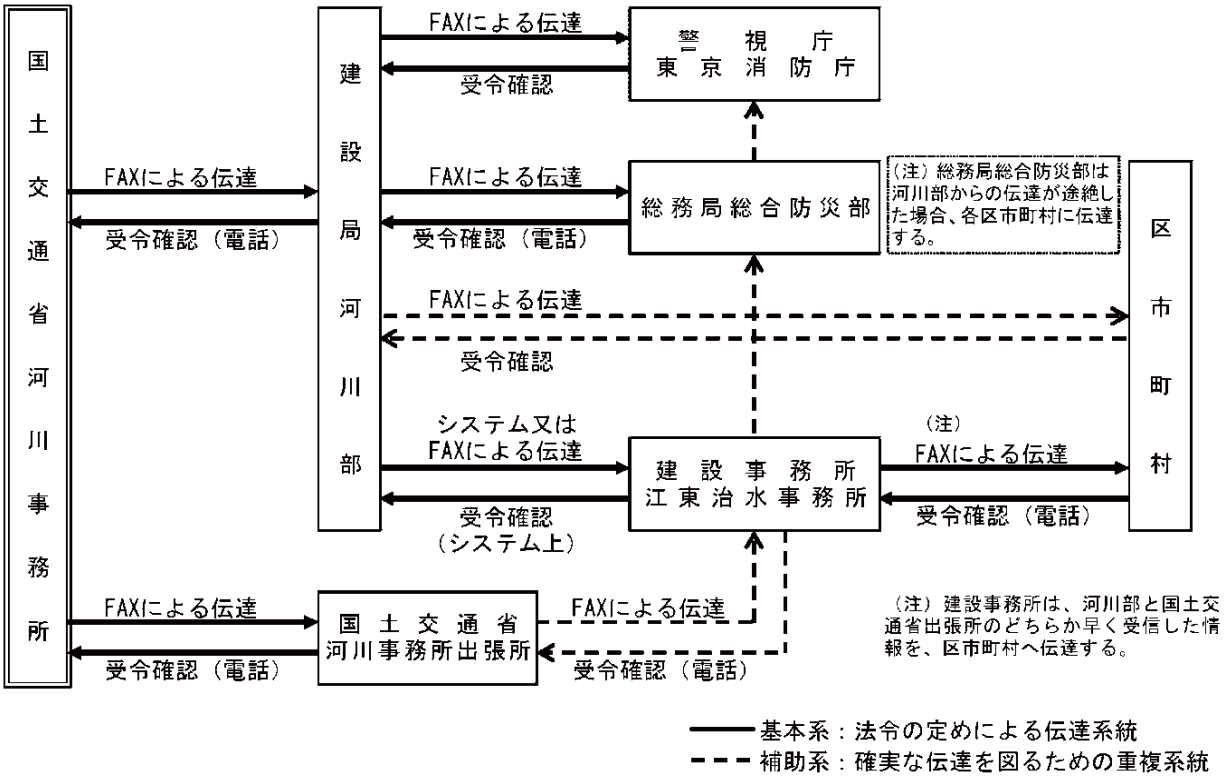

第４節　避難体制

１　避難準備・勧告・指示

（１）一般基準

・避難、立ち退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

⑴　河川が氾濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

⑵　避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき

⑶　河川の上流が水害を受け、下流域に危険があるとき

⑷　地すべり、崖崩れ、土砂災害及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき

⑸　短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき

⑹　その他区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

（２）避難勧告等の種類

種　類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	⑴　避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ⑵　上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	⑴　前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ⑵　堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ⑶　人的被害の発生した状況	⑴　避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ⑵　未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

（３）勧告又は指示

①　区

・区域内において危険が切迫した場合には、区長は、警察署長及び消防署長に連絡のうえ、要避難地域、避難先を定めて避難準備、避難の勧告又は指示するとともに、すみやかに都知事に報告する。

・人の生命身体を保護する必要があると認めるときは、区長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事しない者に対しては、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

② 都

・都知事は、水防法又は地すべり等防止法にもとづく避難の指示を行う。

・災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、住民に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。

③ 警察署

・急を要する場合において、区長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は区長から要求があった場合、現場の警察官は警察官職務執行法にもとづき避難指示を行い、事後速やかに警察署長に報告し、警察署長は区災対本部（区長）へ通知する。

2 避難誘導

（1）避難誘導態勢

① 区

・河川氾濫の恐れがあり、避難の準備、勧告又は指示をした場合、区は、警察署、消防署の協力を得てなるべく地域、町会（自治会）又は事業所単位に、防災区民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を構成し、高台へ避難するよう呼びかける。

・河川が氾濫し、高台へ避難する時間がない場合、指定緊急避難場所や災害時地域貢献建築物等の近隣の強固な建物への避難（垂直避難）を呼びかける。

・この場合は、事前に避難場所へ職員を派遣するか、又は避難場所の管理責任者と連絡を密にして、避難者の保護と避難場所の適切な運営に努めるものとする。

② 警察署

・避難の勧告又は指示が出された場合には、区に協力して、高台や近隣の避難場所へ避難するよう誘導する。

・誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。

・誘導する場合は、装備資材を有効に活用して、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

・浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。

・避難の準備、勧告又は指示に従わない者については説得に努め、避難するよう指導する。

③ 消防署

・避難の準備、勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。

・上記の避難路等については、安全確保に努める。

（2）社会福祉施設等及び避難行動要支援者の避難誘導等

・水害時においては、地震等による災害時に準じた避難行動要支援者対策を行うとともに、避難準備、高齢者避難開始の発令、社会福祉施設への情報伝達などの方法により、早期の避難態勢を確立する。

① 避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）

・避難準備・高齢者避難開始は、避難勧告より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令し、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

②　社会福祉施設等入所者の安全確保

ｉ）施設職員の確保

・施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急態勢を確保する。

ⅱ）避難誘導の実施

・施設管理者は、避難確保計画にもとづき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

・区は、施設入所者の避難誘導等を援助するため、近隣の社会福祉施設、防災区民組織、ボランティア団体等に協力の要請をする。

ⅲ）社会福祉施設等と地域の連携

・消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。

ⅳ）受入先の確保及び移送

・施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

・区は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先の確保及び施設入所者の移送に協力する。

ⅴ）社会福祉施設等への連絡体制

・区は、避難準備を発令するときは、区域内の社会福祉施設等に無線・電話・ＦＡＸ等の手段により情報を提供する。

［避難準備伝達系統図］

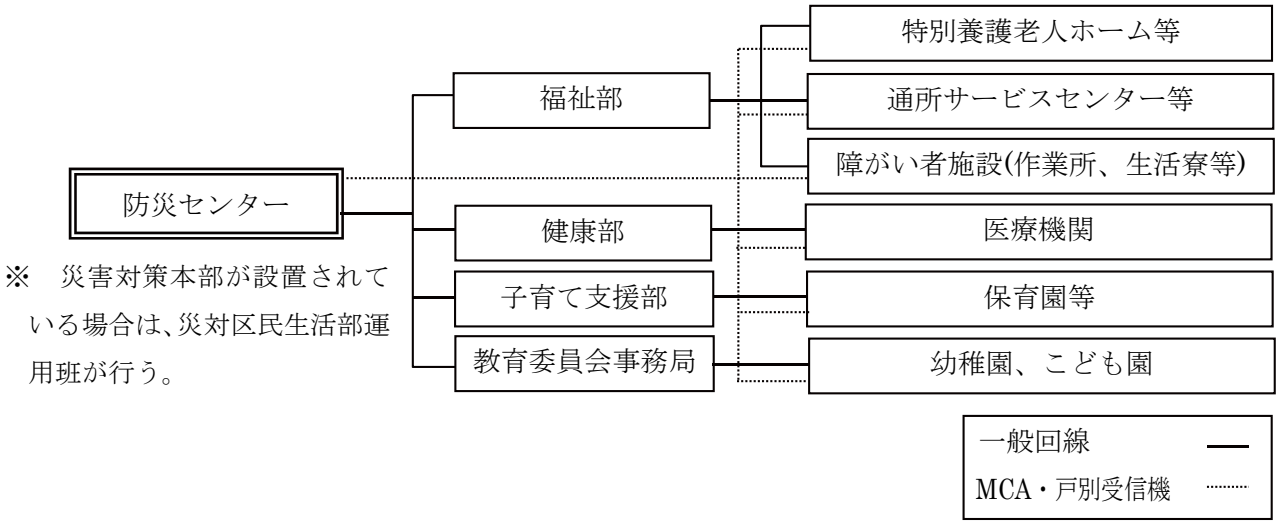

③　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等

・避難準備・高齢者避難開始が発令された場合は、防災行政無線、広報車等により情報を提供する。また、高齢者みまもりネットワークを活用した情報提供、避難・誘導など、区、防災区民組織、民生委員、社会福祉協議会、各地区在宅介護支援センター、消防署、警察署などが相互に連携し、すみやかに避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行う。

④　地下空間施設等の対応

・地下空間施設等への避難情報の伝達等については、新たに建設される施設等の情報を得て避難方法の周知、指導等を行う。

（３）警察の警備態勢及び警備措置

①　警備態勢

・風水害警備の態勢は、管内に風水害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、現場警備本部を設置して警備にあたる。

②　風水害時における警察の活動

・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
・災害地における災害関係の情報収集
・警戒区域の設定
・被災者の救出、救護
・避難者の誘導
・危険物の保安
・交通秩序の確保
・犯罪の予防及び取締り
・行方不明者の調査
・死体の見分（検視）

（３）風水害時における交通規制

・被災地を管轄する警察署長、又は被災地周辺を管轄する警察署長は、道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合は、公安委員会による交通規制が実施されるまでの間、道路交通法及び関係法令、規程等に定められた警察署長の権限に基づく交通規制措置をとる。

・被災地及びその周辺地域の道路における交通上の危険を防止するため、危険箇所の表示、交通遮断、一方交通迂回路等適切な交通規制を講ずるとともに、要所に誘導員の配置を行い、交通秩序の維持に努める。

・交通の妨害となっている倒壊樹木、電柱、垂下電線等の除去及び道路、橋梁等の応急補修ならびに排水等については、それぞれの機関に連絡し、復旧の促進を図る。

・住民の避難又は、救助物資・応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、主要幹線道路における車両検問を実施し、他の一般車の運行を禁止又は、制限して災害の拡大防止及び早急な復旧の実効を図る。

・警察署長は、道路状況及び交通規制措置について水防関係各機関に通報するとともに住民に対し、広報を行うものとする。

（４）り災地の整備

・所要の警備部隊をもって、り災地の警らを強化するとともに、避難所、救援物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置し、警戒警備の万全を期するものとする。

第５節　被害状況の報告

１　被害状況の報告

（１）報告すべき事項

・区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで次の事項を都に報告する。

⑴　災害の原因

⑵　災害が発生した日時

⑶　災害が発生した場所及び地域

⑷　災害対応体制

⑸　被害状況

・被害程度の認定基準にもとづき、報告する。

⑹　災害に対してすでにとった措置。

・災害応急対策について、区がとった措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、法にもとづく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ主管局に報告する。

⑺　災害に対し今後とろうとする措置

・前記⑹に準じて報告する。

⑻　災害対策に要した費用の概算額及びこれに対する予算措置

・災害救助法にもとづく救助費の概算額は、所定の様式にしたがい、それぞれ都主管局に報告する。

⑼　その他必要事項

（２）報告の種類、期日等

・【震災編】第 2 部第 3 章【応急対策】3「情報収集・伝達の実施」に準じる。

第６節　費用負担・公用負担

１　費用負担

（１）水防管理団体

・水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

・区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあっせんを申請することができる。

（２）都

・都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

２　公用負担

（１）公用負担権限

・水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は､次の権限を行使すること

ができる。

⑴　必要な土地の一時使用

⑵　土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用

⑶　車両、その他の運搬用機器の使用

⑷　工作物その他の障害物の処分

（２）損失補償

・公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする。

※「災害救助法の適用」、「相互応援協力・派遣要請」、「応急医療対策」「水・食料・生活必需品の供給」、「ごみ・し尿・がれき処理」、「動物の取り扱い」、「遺体の取扱い」については、【震災編】に準じる。

第２章　都市型水害対策

第１節　東京都豪雨対策基本方針（平成 26 年 6 月改定）

・都は頻発する局所的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード、ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。

１　基本的な考え方

・今後の豪雨対策においては、長期見通し（概ね 30 年後）として、時間 60 ミリ降雨までの浸水被害防止、年超過確率（注）１/20（区部 75 ミリ）の降雨に対し、床上浸水等の防止を目指し、河川、下水道整備や流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指す。

※　年超過確率･････毎年１/Ｎの確率で○ミリ以上の雨が降ることを意味し「年経過確率１/20 規模の降雨である 75 ミリ以上の降雨」は、年間１/20＝５％の確率で 75 ミリ以上の雨が降ることを意味する。

２　対策強化流域、対策強化地区の設定

・豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域、地区では、河川や下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を図る。

３　家づくり、まちづくり、避難方策の強化

・地下部分の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供及び災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

第２節　河川改修

１　河川の現況

・荒川区は、東京 23 区の東北部（都心 8 ㎞圏）に位置し、区の北部及び東部を迂回して隅田川が足立区、台東区、墨田区との区境を流れている。それに沿って尾久・町屋・荒川・南千住の各町が形成されている。

・隅田川は、甲武信ヶ岳に水源を発する荒川水系に属する河川で、北区志茂地先の岩淵水門付近で荒川から分流し、さらに新河岸川、石神井川、神田川等の支流を合わせて東京湾に注いでいる延長 23.5 ㎞、流域面積 690.3 ㎢の東京都が管理する一級河川である。

２　隅田川の整備

（１）河川改修

・隅田川の護岸は、左岸の背後地に「東京ゼロメートル地帯」と呼ばれた低地の江東デルタ地帯が控え、昭和 38 年から 50 年までに高潮対策工事が実施され、現在の防潮堤がおおむね完成した。

・荒川区にかかる護岸延長約 8 ㎞も、この時に現在のコンクリート護岸に改修された。計画高潮

水位はA.P.5.1m、護岸の天端はA.P.6.6～6.8mになる（A.P.は、隅田川河口付近霊岸島の最低潮位を0とした基準で、荒川区の地盤高は低地で約A.P.1～3m）。なお、計画高水位は、伊勢湾台風の水害時のデータを基に設定されたものである。

・東京都は、隅田川防潮堤の堤体基礎部分への薬液注入工事を実施し、地震と水害の複合災害に耐えられるよう対策を図った。なお、東日本大震災を踏まえ平成 24 年度から最大級の地震にも耐えられるよう、防潮堤下の地盤改良工事や、防潮堤本体の補強工事等を進めている。

（２）スーパー堤防の整備

・東京都は昭和 49 年 4 月、低地防災対策委員会から「東京の東部低地帯における河川の防災対策についての答申」を受け、これに基づいて地震に対する堤防の安全性の向上と、水辺に親しめる環境をつくり出すために、緩傾斜型堤防等の整備を東京都長期計画の中で位置づけた。

・東京都は、昭和 60 年度から隅田川の沿川地先の再開発事業に併せ、緩傾斜型堤防より幅広く陸側に築堤したより防災機能の高いスーパー堤防整備事業を開始した。

・荒川区内で最初のスーパー堤防については、区は荒川遊園地区の堤防 252mの改修を東京都から受託し、5 年の工期で施工、平成 3 年 3 月に完成させた。このほか、堤防の機能をより強化するための事業が、東京都等により行われている。

・その後、荒川区は基本構想の中で、暮らしの環境整備の一つとして土と緑の堤防整備の促進を掲げ、事業の一層の推進を図っている。

・荒川区内では、平成 28 年度末時点で、隅田川に接する約 8km のうち、約 48%がスーパー堤防化されている。また、現在、西尾久三丁目地区で公園整備と併せ整備が進められている。

第３節　下水道施設等の整備

１　下水道整備方針

・都市機能を浸水被害から守るため、50㎜/h の降雨に対処するポンプ所や幹線管渠など、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において、貯留管の整備など緊急的な対応を行い、浸水被害の軽減を図る。

２　下水道施設の整備

（１）施設整備

・近年は都市化の進展などにより、下水道への雨水流入量が増大しており、浸水対策済みの地域でも浸水が発生している。このため、浸水被害の多い地域では、貯留管の整備などによる緊急的な対策を行うほか、老朽管の更新時に、下水道の能力を増大させる再構築事業に取り組んでいる。

（２）気象状況の把握と情報提供

・降雨情報システム（東京アメッシュ）により、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に降雨情報を的確に把握して、施設の適時適切な運転管理を行っている。

・降雨情報システムによる情報は、都民の防災活動を支援するためのホームページにリアルタイムで掲載しており、携帯電話やスマートフォンでも閲覧できる。

（３）意識啓発

・関係機関と連携を図り、イベント等による浸水対策リーフレットの配布、模型による雨水ますの機能説明及び地下室浸水体験模型による避難体験、土のう積み等による水防訓練の実演などに

より区民自身が行う浸水に対する備えを周知して防災意識を啓発する。

3　経営計画 2016」による浸水対策の推進

・下水道局では平成 28 年度から平成 32 年度までの５か年を計画期間とする「経営計画 2016」を策定し、上記の取組方針に基づく区部下水道の浸水対策を着実に推進していくこととしている。

第４節　雨水流出抑制施設の整備

・東京都では、雨水の流出抑制を図るために下記の取組みを行っている。

機関名	内　　容
都市整備局	都営住宅建設にあたっては、従前から、植栽等で雨水の流出抑制を図ってきたが、昭和 51 年度から、新規建設及び既存都営住宅の建替時に地元自治体及び河川管理者と協議し、施設が必要な地域にある団地については、調整池や浸透トレンチ等の雨水流出抑制施設を設置してきた。 今後も、これら関係機関との協議を通じて、可能な範囲で設置していく。
教育庁	総合的治水対策の一環として、新・改築、大規模改修を実施する際、中小河川(目黒川、神田川、石神井川、野川、渋谷川・古川、呑川、鶴見川、境川、残堀川、新河岸川、汐留川、空堀川)や中川・綾瀬川、江戸川、荒川、隅田川流域内の学校について、雨水流出抑制施設を整備する。

・区では、ふれあい館等の施設に雨水貯留水槽を設置し、雨水の流出抑制を図っている。今後も引き続き、浸水被害を軽減できるよう関係機関との連携を図り、新たな施設建設等に合わせ、整備を進めていく。

施設名称	所在地	雨水設備	設置年度
第一中学校	荒川 1-30-1	雨水貯留水槽(56,430L)	平成 6 年度
峡田小学校	荒川 3-77-1	雨水貯留水槽(100,000L)	平成 7 年度
アクト21	東尾久 5-9-3	雨水貯留水槽(147,000L)	平成 8 年度
アクロスあらかわ	荒川 2-57-8	雨水貯留水槽(12,580L)	平成 9 年度
防災センター	荒川 2-25-3	雨水貯留水槽(5,000L)	平成 9 年度
花の木ハイム荒川	荒川 5-47-1	雨水貯留水槽(43,100L)	平成 10 年度
諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	雨水貯留水槽(477,000L)	平成 12 年度
荒木田ふれあい館	町屋 6-13-2	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 16 年度
西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 16 年度
荒川山吹ふれあい館	荒川 7-6-8	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 17 年度
荒川区役所北庁舎	荒川 2-11-1	雨水貯留簡易水槽(320L)	平成 18 年度
西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4	雨水貯留簡易水槽(1,500L)	平成 19 年度
第七峡田小学校	町屋 8-19-12	雨水貯留簡易水槽(160L)	平成 19 年度
エコセンター	荒川 1-53-20	雨水貯留水槽(50,000L)	平成 20 年度
南千住保育園	南千住 6-35-3	雨水貯留簡易水槽(700L)	平成 21 年度

峡田ふれあい館	荒川 3-3-10	雨水貯留水槽(13,600L)	平成 22 年度
南千住ふれあい館	南千住 6-36-5	雨水貯留水槽(700L)	平成 23 年度
町屋ふれあい館	町屋 1-35-8	雨水貯留水槽(800L)	平成 23 年度
尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13	雨水貯留水槽(10,000L)	平成 23 年度
ﾀやけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19	雨水貯留水槽(590L)	平成 24 年度
石浜ふれあい館	南千住 3-28-2	雨水貯留水槽(590L)	平成 24 年度
尾久八幡中学校	西尾久 3-13-1	雨水貯留水槽(118,000L)	平成 24 年度
ゆいの森あらかわ	荒川 2-50-1	雨水貯留水槽(95,000L)	平成 28 年度
あらかわﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	南千住 3-28-69	雨水貯留水槽(590L)	平成 28 年度

※　雨水流出抑制のため、区道のアスファルト舗装についても、通行状況を勘案しながら昭和５７年度から透水性舗装を実施している。

第５節　浸水予想区域図の作成

・浸水予想区域図は、都及び流域内の区市等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成 13 年の神田川を皮切りに、平成 20 年９月には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。

・区は、隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図について、ホームページや「荒川区防災アプリ」等を活用し、広く普及啓発を行う。

１　浸水予想区域図の目的

・区民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。

・建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。

・予想浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。

・水防活動を円滑に行うための資料とする。

第３章　土砂災害対策

第１節　急傾斜地、がけ、擁壁等の安全化

・近年、急傾斜地の崩壊、いわゆる「がけ崩れ」による大きな災害が各地に発生している。崖・擁壁対策は、原則として所有者等管理者等が行うべきものであるが、行政の対応策として建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害防止法等にもとづく規制指導がある。

第２節　土砂災害防止法

・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称「土砂災害防止法」、以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の行為の制限を行うものであり、平成１３年４月に施行された。本法律は、ソフト面での対策がメインとなっている。

・平成２６年８月豪雨により広島県で発生した土砂災害等を踏まえて、区域指定前の基礎調査の結果の段階で公表するなどの改正がなされている。

第３節　土砂災害（特別）警戒区域の指定

・東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。

・荒川区内においては、平成２７年度から２８年度にかけて、地形、地質、土地利用状況などから土砂災害のおそれのある区域を特定する基礎調査が行われ、その結果を受けて平成３０年１月３０日に土砂災害警戒区域の指定がなされた。（資料第 183「荒川区内の土砂災害（特別）警戒区域等」）

・土砂災害（特別）特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

・区は、土砂災害時の避難方法等を記載したハザードマップの作成及び配布による意識啓発や警戒避難体制の整備等、必要な措置を講じる。

第４節　土砂災害警戒情報の提供

１　土砂災害警戒情報

・土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したもの

ではないことから、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

・情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、情報の発表を行う。

［土砂災害警戒情報系統図］

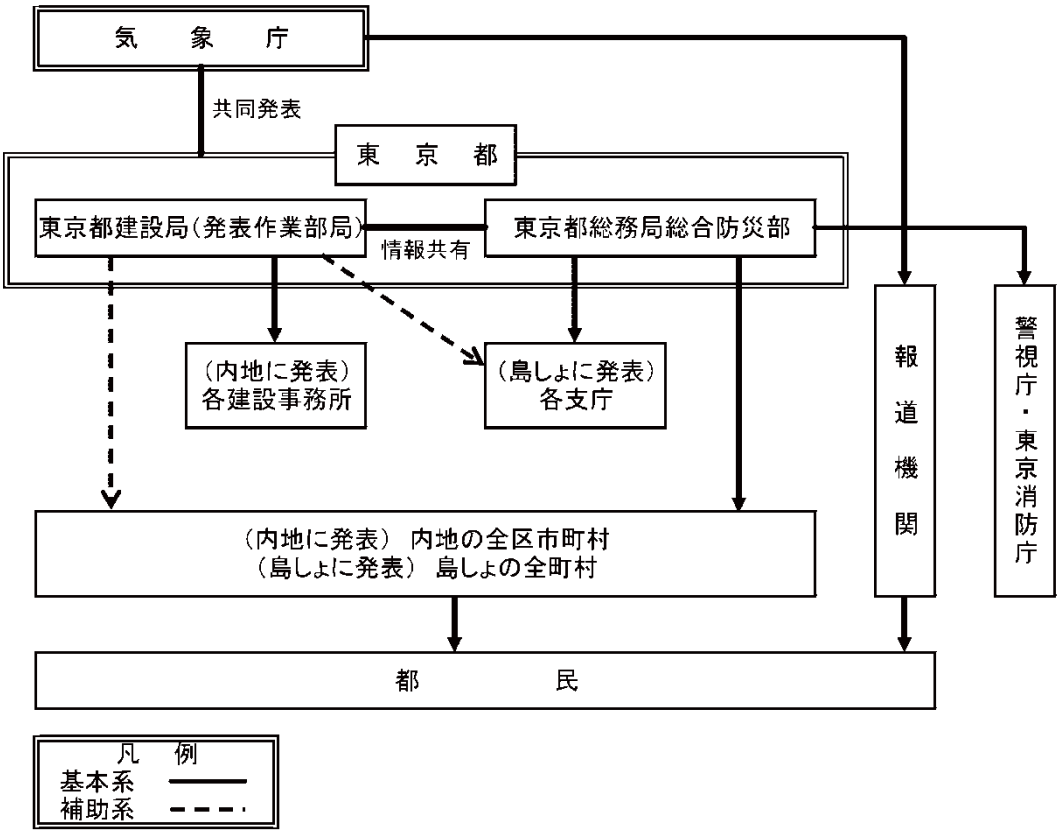

2　警戒避難体制の整備

・平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、内閣府策定の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を基づき、区は避難勧告等の発令基準について、必要に応じて見直しを実施する。

・区は、警戒避難体制として、区民が避難等の情報を的確に収集できるよう、防災行政無線の整備に努め、事前に土砂災害（特別）警戒区域や緊急的な退避施設を確認できるハザードマップを作成する。

・区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や防災行政無線塔等による周知や避難場所の開放、避難誘導等を行う。

・区は、土砂災害（特別）警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に要配慮者利用施

設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の情報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。（「土砂災害防止法第８条第２項」）
（資料第 184「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧」）

第４章　大規模水害対策

第１節　大河川改修

・隅田川の分派点である岩淵水門周辺の河川施設改修は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所により実施されている。

［荒川水系の現状と計画］

項　目	内　　容
現　　状	荒川第一調節池下流の堤防は、中川との背割堤を除き概成しており、堤防の浸透対策としての補強を実施している。また、上流部は、支川改修と併せ築堤工事を実施している。
河川整備基本方針	隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 ㎥/sec とし、下流の内水流量 700 ㎥/sec を加えて、河口での計画高水流量 7,700 ㎥/sec とし、東京湾に流下させる。
実施計画	⑴　下流部においては、高規格堤防整備、堤防強化対策を実施する。 ⑵　上流部においては、支川改修と併せ築堤工事を実施する。

第２節　浸水想定区域

１　浸水想定区域の指定

・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の改正（平成 27 年 11 月 19 日施行）により、国又は都は、洪水予報河川について、想定最大規模の降雨（荒川流域 72 時間総雨量 632 ㎜）により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定した。

・国は、本改正に伴い、平成 28 年 5 月、国土交通省関東地方整備局は想定し得る最大規模の雨の発生により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合における浸水想定区域を公表した。

［浸水予想（想定）区域図一覧］

対象となる河川	公表年月	作成主体
荒川水系荒川浸水想定区域図	平成 28 年 5 月	国土交通省関東地方整備局
隅田川･新河岸川流域浸水予想区域図	平成 15 年 5 月	東京都都市型水害対策連絡会
神田川流域浸水予想区域図	平成 30 年 3 月	東京都都市型水害対策検討会

（資料第 185「近年の荒川区の風水害被害一覧」）

（資料第 186「荒川区防災地図（水害版）」）

（資料第 187「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」）

（資料第 188「神田川流域浸水予想区域図」）

（資料第 189「荒川区における浸水実績図」）

第３節　避難場所の確保

１　指定緊急避難場所の指定

・高台への避難が困難な場合に、生命を守るため緊急的に避難ができるよう公共施設（公立学校、ふれあい館等）を大規模水害時における指定緊急避難場所として指定している。

（資料第 190「大規模水害時における指定緊急避難場所一覧」）　　）

２　災害時地域貢献建築物の認定

・指定緊急避難場所の指定のほか、水害時に近隣住民の一時の避難先となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定し、避難場所の確保を図っている。

（資料第 191「災害時地域貢献建築物一覧」）

３　避難所

・避難所の開設にあたっては、【震災編】第 2 部 5 章「避難者等対策」で指定している一次避難所、二次避難所、福祉避難所を災害の状況等を勘案して開設する。

・災害の状況等から、区内に避難所を開設できない場合、浸水が想定されない近隣区と連絡調整し、避難所の確保を図る。

第４節　浸水想定区域における避難体制の整備

１　避難情報の発令基準

・荒川流域において、はん濫の恐れがある場合、河川の水位情報や気象情報等を勘案した上で、避難情報を発令し、住民の避難を促す。

種類	河川水位	洪水予報
避難準備・高齢者等避難開始	岩淵水門（上）で氾濫注意水位（A.P.4.10m）に到達	岩淵水門（上）で氾濫注意情報の発表
避難勧告	岩淵水門（上）で避難判断水位（A.P.6.50m）に到達	岩淵水門（上）で氾濫警戒情報の発表
避難指示（緊急）	岩淵水門（上）で氾濫危険水位（A.P.7.70m）に到達	岩淵水門（上）で氾濫危険情報の発表

２　避難行動の原則

・荒川水系浸水想定区域図に基づき、荒川が決壊した場合の浸水想定を勘案し、以下の避難行動の原則を区民へ周知する。

（１）高台へ避難

・国が公表している荒川水系浸水想定区域図によると、区内の大部分が浸水し、最大 2 週間以上、浸水が続くことが想定されることから、浸水が始まる前に、可能な限り高台（谷中墓地、上野公園一帯、文京区方面、田端・中里方面）へ避難することを原則とする。

・台風接近のように、事前に避難の検討が可能であれば、親戚や知人宅へ避難することも啓発する。

（２）緊急的な避難

・高台等への避難を原則としているが、情報収集が遅れ、時間の猶予がない、浸水が始まっている等やむを得ない場合は、指定緊急避難場所や災害時地域貢献建築物等の近隣の強固な建物に避難（垂直避難）することとする。

・自力での避難が難しい等、やむを得ず自宅内に避難する場合、長期間の浸水に備えて、食糧やトイレ等の備蓄品を準備しておくよう平時から区民へ周知する。

３　浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対策

・区は、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）に対し、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。(「水防法第 15 条第１項第３号」、「水防法第 15 条第２項」)

・要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、定期的に訓練を行うなど、実効性の確保に努める。

＜特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の範囲＞

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、更正施設及び医療保護施設、特別支援学校、その他要配慮者に関連する施設等

（資料第 192「浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧」）

４　荒川下流タイムラインの策定・運用

・台風等の接近時における防災行動を効率的かつ効果的に行い、被害を最小限に抑えるため、荒川下流域の自治体・関係機関が連携・協力し、時間帯ごとに取るべき防災行動をあらかじめ時系列で整理した「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」を策定し、運用している。

・日本への接近が見込まれる台風を確認後、東京管区気象台と荒川下流河川事務所が協議し、「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」を適用するか否かを決定し、関係機関へ伝達する。

・各機関の運用結果等を踏まえ、「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」について、適宜見直しを図る。

（資料第 193「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」）

５　決壊時の措置

（１）決壊の通報及びその後の措置

・堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、ただちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と情報を交換するなどの対応にあたる。

・決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（２）避難立退

①　避難の指示

・洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

②　立退

・立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、水防管理者と協力して誘導する。

第５章　落雷、ひょう等の自然災害対策

第１節　普及啓発

・近年、落雷やひょう等の異常な気象現象が発生している。

・各自然災害に区民が的確に対応できるよう、日頃から避難方法等について、区報やホームページ等を活用し、普及啓発を行うとともに、災害発生時における区の体制を整備する。

【安 全 な 都 市 づ く り 編】

目　　次

【安 全 な 都 市 づ く り 編】

安全な都市づくり編

第１節　現在の到達状況 ･･･ 1
１　防災まちづくり計画 ･･･ 1
２　交通関連施設の安全確保 ･･･ 1
３　ライフライン施設の安全化 ･･･ 1
第２節　課題 ･･･ 1
１　防災まちづくり計画 ･･･ 1
２　交通関連施設の安全確保 ･･･ 1
３　ライフライン施設の安全化 ･･･ 2
第３節　対策の方向性 ･･･ 2
１　防災まちづくり計画 ･･･ 2
２　交通関連施設の安全確保 ･･･ 2
３　ライフライン施設の安全化 ･･･ 2
第４節　到達目標 ･･･ 2
１　防災まちづくり計画 ･･･ 2
２　交通関連施設の安全確保 ･･･ 2
３　ライフライン施設の安全化 ･･･ 2

第１章　防災まちづくり計画

第１節「荒川区防災・減災等に資する国土強靭化地域計画」 ･･･ 3
第２節　防災都市づくり推進計画 ･･･ 3
第３節　防災街づくりの施策 ･･･ 4
第４節　建築物の安全化 ･･･ 13
第５節　高層建築物対策 ･･･ 15
第６節　崖・擁壁・ブロック塀等 ･･･ 18
第７節　文化財施設の安全確保 ･･･ 19
第８節　出火、延焼等の防止 ･･･ 19
第９節　火災の拡大防止 ･･･ 20
第 10 節　永久水利施設の整備 ･･･ 23

第２章　交通関連施設の安全確保

第１節　道路・橋りょう等の安全確保 …… 25
第２節　鉄道施設の安全化 …… 27

第３章　ライフライン等の確保

第１節　水道施設 …… 33
第２節　下水道施設 …… 34
第３節　電気施設 …… 35
第４節　ガス施設 …… 35
第５節　通信施設 …… 36

第４章　危険物等が原因となる出火・延焼等の防止対策

第１節　出火の防止 …… 39

安全な都市づくり編

震災で一人の犠牲者も出さない街づくりを目標に、建物の延焼、倒壊を防ぐためのハード面の対策が必要である。また、交通関連施設、ライフラインの機能維持も迅速な避難、衛生面において非常に重要である。

本編では、密集市街地における道路、オープンスペースの整備、関連施設及びライフラインの確保等の取組について示すものとする。

第１節　現在の到達状況

１　防災まちづくり計画

・荒川区防災・減災等に資する国土強靭化地域計画の策定
・不燃化促進のための建物除却等を支援
・主要生活道路の拡幅整備、オープンスペース確保のための公園・広場等の整備
・マンホールトイレ整備の推進
・区内の空き家実態調査に基づく「荒川区空家等対策計画」の策定

２　交通関連施設の安全確保

・通行の基盤となる都市計画道路の整備
・平時からの区道の巡視、橋りょうの健全度調査の実施
・鉄道施設の耐震化の推進

３　ライフライン施設の安全化

・水道管の耐震継手やダクタイル鋳鉄管への取替えの継続、避難所などからの排水管とマンホールの接続部分を耐震化及び下水道施設の再構築事業及び透水性舗装の推進
・都市ガスにおけるマイコンメーターなど、インフラ事業者による安全の確保と早期復旧の対策の推進

第２節　課題

１　防災まちづくり計画

・自然災害が発生しても機能不全とならない地域づくりを進める必要がある。
・木造住宅密集地域における不燃化・耐震化をさらに促進する必要がある。
・細街路の拡幅、公園等の計画的な整備推進による防災機能の強化・充実を図る必要がある。
・断水時に使用できるようオープンスペースの常設トイレを確保する必要がある。
・適切な管理がされていない空家からの災害発生による出火等を防止する必要がある。

２　交通関連施設の安全確保

・都市計画道路整備事業の早期着手のため、区民の理解・協力を得る必要がある。

・道路上の障害物による通行障害、陥没、亀裂の発生を防止する必要がある。
・鉄道の運行休止期間を短期化する必要がある。

３　ライフライン施設の安全化

・ライフライン施設の被災防止機能や代替機能の未整備等による都市機能への影響
・大雨に伴う雨水排水処理能力の向上を進めていく必要がある。

第３節　対策の方向性

１　防災まちづくり計画

・区の優先課題を見極めた計画の策定
・不燃化特区における建替促進による不燃化の推進、延焼拡大の防止
・建替えに伴う細街路の拡幅、公園等の計画的な整備を促進
・老朽空き家の除却に係る普及啓発

２　交通関連施設の安全確保

・都市計画道路整備事業の促進
・道路、橋りょう等の施設の安全確保
・鉄道事業者による施設の耐震化の促進

３　ライフライン施設の安全化

・水道・下水道施設等、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり
・東京都等、関係機関による下水道施設等の更新

第４節　到達目標

１　防災まちづくり計画

・不燃化特区地区の不燃領域率：平成 32 年度までに 70%
・細街路の拡幅、オープンスペース整備の拡充
・住宅の耐震化率：平成 32 年度までに 95%、民間特定建築物の耐震化率：平成 32 年度までに 100%
・著しく危険な老朽空き家の除却促進

２　交通関連施設の安全確保

・都市計画道路整備の早期完了
・道路、橋りょうの健全度向上による通行の確保
・鉄道施設の耐震化

３　ライフライン施設の安全化

・各種インフラの機能継続

第１章　防災まちづくり計画

第１節「荒川区防災・減災等に資する国土強靭化地域計画」

・平成 25 年、「国土強靭化基本法」が公布され、国土強靭化に関する施策を総合的に推進することが定められた。これを受け、国では「国土強靭化基本計画」および「国土強靭化アクションプラン」を策定した。

荒川区においても、「災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり」を目標とし、区政の６つの政策と、政策を横断する分野として「リスクコミュニケーション」「公共施設等の老朽化対策」「荒川区民総幸福度」の３つ掲げ、それぞれの視点での対策を「荒川区防災・減災等に資する国土強靭化地域計画」（以下、「地域計画」という。）としてまとめている。

１　地域計画の位置づけ

・地域計画は、国土強靭化の観点から、どのような自然災害が発生しても機能不全に陥らないよう、喫緊ではない事業を見極めた上で、保有する人的、物的資源により自治体機能を継続することを趣旨とするものである。このことから、区の事業全般にわたり、いわゆる各部局による計画を統括する「アンブレラ計画」となる。

２　区における取組み

・地域計画では、「起きてはならない最悪の事態」を掲げ、それぞれの事態への脆弱性評価として現状と目標年度の指標を示している。

３　進め方

・区としては、強靭化の取組みとして、いわゆる PDCA サイクルによる「評価」と「見直し・改善」を繰り返し、施策等の進捗に合わせる等により、修正していく。

第２節　防災都市づくり推進計画

１　計画の目的

・「防災都市づくり推進計画（平成 28 年 3 月東京都）」は、東京都震災対策条例第 13 条の規定に基づき定める計画で、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定めるものである。

２　計画の構成

・防災都市づくりに関する施策の指針や目標等を定める「基本方針」と、具体的な整備計画等を定める「整備プログラム」で構成されている。

第３節　防災街づくりの施策

・荒川区を災害に強い街にしていくためには、耐震性や耐火性のある建物への更新が進み、容易に消火や避難が可能な道路やオープンスペースが整備された、防火性の高い都市構造にしていくことが緊急かつ重要な課題である。本節では、これらを含めた防災街づくり推進の施策について扱う。

１　木造住宅密集地域の整備促進

・木造住宅密集地域を燃えない・燃え広がらないまちにするため、特に甚大な被害が想定される地域を対象に、平成32年度までの期間の重点的・集中的な取組みを実施する。

（１）木密地域不燃化 10 年プロジェクトの目標

・市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現する。

・延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

（２）具体的な施策

①　不燃化特区制度

・地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について整備プログラムを策定し、建替えや除却の支援制度を設けるとともに、主要生活道路の拡幅やオープンスペースの確保も含め、地区全体の不燃化促進に向けた取組みを強力に推進する。

指定地区	荒川二・四・七丁目地区	町屋・尾久地区
指定年度	平成２５年度	平成２６年度
整備プログラムの概要	[コア事業] ・主要生活道路４号線の拡幅及び周辺整備 ・従前居住者用賃貸住宅の建設 [コア事業以外] ・都市計画道路補助９０号線の整備 ・延焼遮断帯の形成 ・主要生活道路の拡幅整備 ・公園等整備 ・建築相談ステーションの設置 ・老朽木造建築物の除却 ・不燃化建替えの助成	[コア事業] ・都市計画道路補助１９３号線の整備 ・主要生活道路の拡幅 ・各戸訪問による老朽木造建築物の不燃化建替 [コア事業以外] ・公園等の整備 ・延焼遮断帯の形成 ・建築相談ステーションの運営及び出前相談会の開催 ・老朽木造建築物の除却 ・永久水利施設の整備

②　特定整備路線の整備（補助 90 号線　町屋駅前～明治通り）

・東京都施行の都市計画道路の整備を加速するため、関係権利者等に対する特別な支援策について期間を限定して実施する。

③　地区計画の導入

・木造住宅密集地域に地区計画を導入し、建築物等に適切な制限を行うことで災害時の安全性を確保する。

・拡幅整備が必要な主要生活道路（優先整備路線）については、地区計画による指定を行うとともに、早期整備に取り組み、災害時の円滑な消火活動と避難路を確保する。

２　密集住宅市街地整備促進事業

・本事業は、木造住宅等が密集し、道路・公園等の公共施設が未整備な地区において、老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、併せて道路・公園等の公共施設の整備を進め、住環境の改善と住宅水準の向上を図っていく。

地　区	開始年度	不燃領域率
南千住一・荒川一丁目地区	平成 11 年度	56.2%
荒川二・四・七丁目地区	平成 17 年度	※64.8%
町屋・尾久地区（下記地区含む） 荒川五・六丁目地区（昭和 62 年度～） 町屋二・三・四丁目地区（平成 11 年～） 尾久中央地区（平成 21 年～）	平成 21 年度	※60.2%

※平成 29 年 3 月現在。その他は事業終了時のもの。

（資料第 194　「荒川区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則」）

３　延焼遮断帯形成事業

・上記の密集住宅市街地整備促進事業地区内で、優先整備路線沿道にミニ延焼遮断帯を形成し、震災時に、市街地火災の延焼を防止する。

地　区	開始年度
荒川五・六丁目地区（優先整備路線東地区 459 m）	平成 18 年度
町屋二・三・四丁目地区（優先整備路線 470 m）	平成 19 年度
荒川二・四・七丁目地区（優先整備路線 275 m）	平成 19 年度
尾久中央地区（優先整備路線 630 m）	平成 23 年度

４　木造・非木造建物耐震化推進事業

・震災時に倒壊等のおそれがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性の向上を推進していく。

［事業体系図］

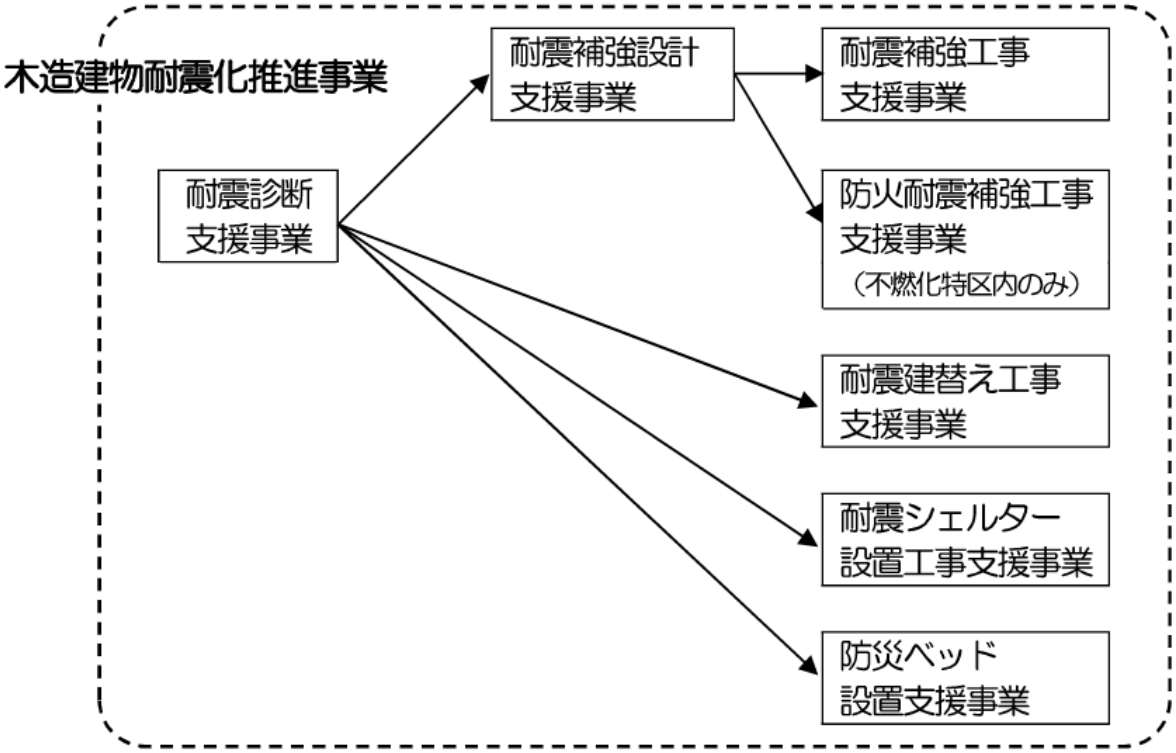

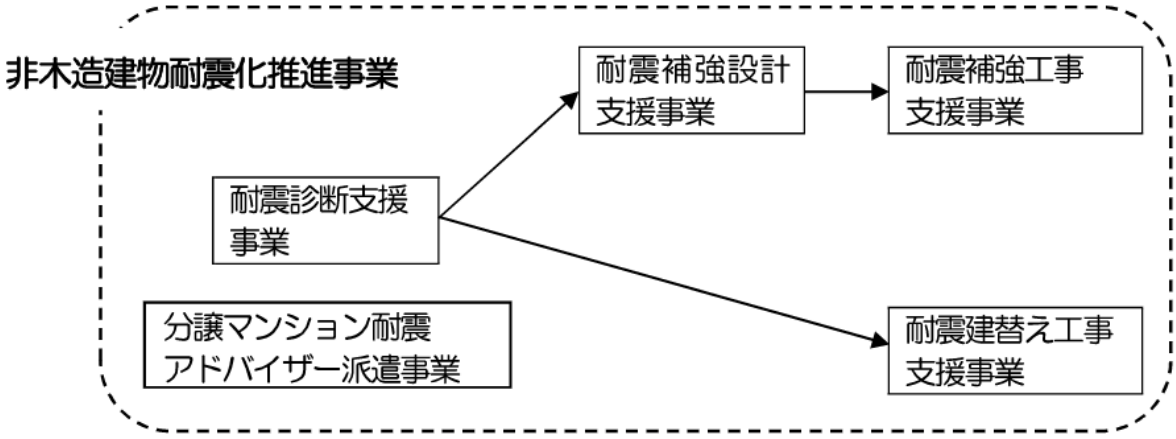

（資料第 195「木造・非木造建物耐震化推進事業補助制度一覧」）

５　都市計画道路の整備

・道路は、都市基盤施設として、物資輸送や交通等、区民の日常経済活動を支える機能を有する他に、震災時には延焼遮断帯および避難路や緊急輸送道路となるなど重要な役割を果たすことになる。都市計画法では、基幹的な道路を目的により区分し、都市計画法により都市計画決定され、事業認可を取得したものについて整備に着手する。

・現在、区内では都施行 2 路線、区施行 2 路線が事業中である。

・このうち、補助 90 号線の町屋駅前から明治通りの区間については、東京都が平成 24 年 6 月、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の一つの柱として都市計画道路の特定整備路線候補区間に選定

しており、平成 32 年度の完了を目指し集中的に整備を行っている。

（１）東京都における都市計画道路の整備方針

・東京都、特別区及び 26 市 2 町では、これまで都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、過去 3 回にわたり事業化計画を策定し、事業の推進に努めてきた。

・平成 28 年 3 月、東京における都市計画道路の整備方針（「第四次事業化計画」）を策定し、概ね 10 年間で優先的に整備すべき区間を優先整備路線として選定した。

（２）荒川区内における優先整備路線

・荒川区内における都と区が施行する路線は以下に示すとおりである。

○　都施行路線　　環状 4 号線（西日暮里五丁目交差点付近　～　宮地交差点付近）
　　補助第 92 号線（北区境　～　道灌山通り）

○　区施行路線　　補助第 182 号線（尾竹橋通り　～　西日暮里二丁目）
　　補助第 189 号線（日光街道　～　東京メトロ検車区前）
　　補助第 193 号線（熊野前交差点　～　荒木田交差点）

（３）荒川区内における事業着手路線

・荒川区内における都と区が整備を進めている路線は以下のとおりである。

○　都施行路線　環状 4 号線及び補助第 90 号線（常磐線ガード～町屋駅前、小台通り～荒川車庫前）

○　区施行路線　補助第 193 号線（熊野前交差点～尾竹橋通り）
　　補助第 321 号線（橋場橋通り入口交差点～明治通り）
　　補助第 331 号線（コツ通り～ドナウ通り）

・事業認可期間内の完成を目指し、測量、用地取得、整備を進める。

６　都市防災不燃化促進事業

・震災時の火災から住民が避難する際の安全を確保するため、防災上重要な避難地および避難路の周辺で早急に不燃化をはかる必要のある区域を「不燃化促進区域」に指定し、その区域内で耐火建築物を建築する場合に、費用の一部を助成して不燃化を促進する。

・荒川区では、昭和 58 年から本事業を実施し、順次対象地域を拡大しながら、燃えない街づくりの推進を図っている。

（１）計画目標

・事業対象地区毎に、それぞれの事業開始年次から 10 年間で、対象区域内の不燃化率を 70%にすることを目標とする。

（２）現況

地　区	開始年度	終了または終了予定年度	不燃化率（%）
白鬚西Ｉ地区	昭和 58 年度	平成 12 年度終了	35.5%
小台通り地区	昭和 59 年度	平成 10 年度終了	65.6%
尾竹橋通り地区	昭和 62 年度	平成 12 年度終了	58.5%
旭電化跡地周辺地区	平成元年度	平成 15 年度終了	36.6%
補助 306 号線地区	平成 2 年度	平成 16 年度終了	47.7%
放射 12 号線地区	平成 4 年度	平成 21 年度終了	43.3%

（補助107号線地区含む。）			
補助　90号線地区	平成9年度	平成24年度終了	40.9%
補助　189号線地区	平成9年度	平成18年度終了	60.8%
補助90号線第二地区 （熊野前～荒川遊園地前）	平成11年度	平成30年度終了予定	※ 39.2%
補助90号線第三地区 （町屋駅前～明治通り）	平成27年度	平成36年度終了予定	※61.3%

※　平成29年3月現在。その他は事業終了時のもの。

（資料第196「荒川区まちづくりマップ」）

7　特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業

・地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進していく。

（１）特定緊急輸送道路

・日光街道

・尾久橋通り

・明治通りの一部（日光街道から荒川区役所までの区間）

（２）対象となる建物

・次のすべてに該当する建物

⑴　昭和56年5月31日以前に建築された建物特定緊急輸送道路に敷地が接していること

⑵　建物高さが、道路幅員のおおむね1／2以上であること

8　細街路拡幅整備事業計画

・区内の道路は、約3割が細街路といわれる幅員4m未満の道路であり、消防活動が困難であり、かつ避難路としても不適な状態であるが、その多くが解決されていないのが現実である。

・荒川区では、昭和59年に細街路拡幅整備事業計画及び細街路拡幅整備要綱を制定し次の事業を推進している。

事業概要	事業対象	整備率（%） （　）内は整備完了距離
ア　建物の新築・建て替え時に建築主及び土地所有者の承諾のもと、区負担による後退用地の舗装整備、側溝の移設	区内の全道路約 349km のうち約 116km、道路両側で約232km。	約41.8% （約97.0km）
イ　L形側溝により後退整備を行った場合は、後退用地の整備、門塀の移設に要する費用の一部助成、後退用地の非課税申告手続きの代行		

9　無電柱化推進計画

（1）背景

・現在、電力線、通信線の多くが架空方式で設置され、災害発生時の電柱折損によるインフラ停止が懸念されている。防災性の確保のほか、通行空間の安全性、また良好な景観の形成から無電柱化は重要な施策である。

・東京では 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、インバウンド観光の受け入れや、首都直下地震等の災害に備えるため、これまで以上に無電柱化の推進が求められている。

・これを踏まえ、平成 28 年に無電柱化の推進に関する法律が施行され、各自治体においても、無電柱化推進計画の策定、公表が努力義務化された。

（2）関連する取組み

・無電柱化の推進に関する法律の施行に先がけ、道路法が 28 年 4 月に改正され、直轄国道のうち、緊急輸送道路上における電柱の新規占用が禁止された。

・東京都においても、無電柱化の推進に関する法律を踏まえ、東京都無電柱化推進条例を平成 29 年 9 月から施行し、都道を対象とした無電柱化推進の方策、電柱の新設抑制を定めている

（3）荒川区における取組み

・木密地域が約 6 割を占める荒川区においても、上記（1）で定められた無電柱化推進計画の策定を着手することとし、災害発生時の避難等に資する一定程度の幅員が確保される道路を中心に技術的課題を検証しながら、都市計画道路及び防災に資する主要生活道路を中心に無電柱化を推進する。

・なお、木密地域である荒川二・四・七丁目地区内の主要生活道路 4 号線「ゆいの森周辺道路」において、荒川区がこれから取り組むべきである生活道路の無電柱化のモデル路線として先行整備した。

10　空き家対策

（1）背景

・震災時における家屋の倒壊の危険性といった防災上の問題に加えて、ゴミの不法投棄、ネズミ等の発生による衛生上の問題、雑草の繁茂による景観上の問題、放火や不法侵入による治安・防犯上の問題など、その周辺にお住いの方々に不安と悪影響を及ぼしている。

（2）具体的な施策

・空き家問題にいち早く対処するため、平成 24 年度から、危険な老朽空き家住宅の除却費用の一部を助成する独自の制度を開始した。更に、平成 27 年度から、「危険老朽空き家ゼロ作戦」として、不燃化特区において、区外居住者を含めた建物所有者への積極的なアプローチを行うとともに、区が解体工事を行う寄附除却や除却費用の全額助成、賃貸住宅への住み替え家賃助成など、これまでよりも踏み込んだ除却支援事業に取り組んでいる。

（3）関連する法令等

・危険な空き家に対する立ち入り調査をはじめ、建物所有者への改善命令や行政代執行などの強い権限を自治体に与える規定が盛り込まれた「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行され、除却の阻害要因であった固定資産税の課税方法についても一定の見直しが行われた。

・また、区内全域を対象とした空き家の実態調査の結果を踏まえ、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている「除却すべき危険な空き家」に対処するだけではなく、空き家そのものの増加を抑制する「予防保全を講じるべき空き家」への取組みや、民間事業者とも連携した「利活用が考えられる空き家」への取組みなど、多岐にわたる空き家問題に対する基本的な方針を示す『空家等対策計画』を平成 29 年 1 月に策定するとともに、特措法を補完する区独自の『空家等対策の推進に関する条例』を平成 29 年 4 月に施行した。

（４）更なる取組み

・空き家所有者が抱えている様々な悩みに対して、法律や建築等の専門家が無料で直接相談に応じることで、空き家問題の早期解決につなげるとともに、地域の活性化に資する施設への改修費用の助成や空き家の流通・活用を促進する制度を導入することで、地域の活力・コミュニティの衰退を未然に防ぐなど、総合的かつ計画的な空き家対策を実施していく。

11　公園・緑地等の整備

・公園や児童遊園等は、延焼防止機能を有するとともに自主防災組織の活動拠点、一時集合場所等、防災上重要なオープンスペースとして位置付けられており、今後とも積極的な整備を推進する。

・区立公園については、阪神・淡路大震災において地域の身近な公園が果たした役割の大きさを踏まえ、震災時の避難場所として位置付け、重点的な整備を推進する。

・区内の公園・緑地等の整備水準が低い地域については、計画的に施設整備を進め、区全体の公園、緑地整備等の拡充を図る。

・区立の個々の公園・児童遊園等の防災機能を向上させるため、拡張整備を積極的に推進するとともに、水利施設や防災資器材等の設置についても、公園本来の機能を守りながら地域の要望に応えていくものとする。

・震災に伴う断水時に、衛生的にトイレを利用できるよう、平素、事業者等と技術的な意見交換を行い、試験的な設置について関係機関と協議する。

・都市計画公園は、都市計画法に基づき都市計画決定され、事業認可を取得したものについて整備に着手する。荒川区内における都と区が今後整備する予定の都市計画公園は下に示すとおりである。

〇都施行公園　　尾久の原公園

〇区施行公園　　宮前公園（第一期、第二期）

　　町屋公園

12　防災広場の整備

（１）現況

・防災広場は、災害時には延焼防止の役割を果たすとともに地域の防災活動の拠点として利用され、平常時には住民の防災訓練の場、さらには日常の区民交流の場として活用されている。

・区では、昭和 55 年 11 月に定めた「荒川区防災広場の設置等に関する要綱」にもとづき整備を進め、平成 30 年年 3 月現在 19 箇所ある。

（２）設置基準

・面積は、おおむね 300 ㎡～500 ㎡程度

・地域危険度が 5 または 4 の地域で、特に消防水利の不足している地域

・防災活動を円滑に行いうるだけの道路に接していること

（３）整備内容

・地下に防火水槽(40t)または小型防火水槽(5ｔ)を設置し、地域の初期消火能力の向上を図る。

・また、一部の防災広場には防災用かまどベンチを設置している。

・敷地内に地域の防災資器材格納庫を置くとともに、6 箇所の防災広場には、区民等による応急救助体制を強化するため、救助用資器材セット等を配備している。

・日常的に行う簡易な維持管理は、地域の防災区民組織等が区との協定を基に行う。

（４）整備計画

・地域危険度が 5 または 4 の地域で、特に消防水利の不足している地域については、防災広場の設置を今後も推進していくとともに、災害時の拠点として有効に活用するため、防災井戸およびマンホール対応型トイレついても、整備する。

（資料第 197「防災広場一覧表」）

（資料第 198「荒川区防災広場の設置等に関する要綱」）

13　防災スポットの整備

・小規模な敷地を防災機能を持つ「防災スポット」として整備することで、地域の安全性を向上させるとともに、憩いの場となることで住環境の向上も図っている。

（１）設置整備要件

・不燃化特区内における整備

・整備により地域の防災性向上に資する用地

・おおむね 30 ㎡以上の面積を有すること

（２）整備目的

・オープンスペースの確保による延焼防止・遅延

・防災用資機材置き場としての機能

・救助用資機材置き場としての機能

（資料第 199「荒川区防災スポットの整備に関する基準」

14　市街地の再開発事業

・木造住宅密集地域の防災性強化や駅前にふさわしい土地の高度利用、にぎわいの創出を目的として市街地を再開発することにより、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、広場等の公共施設、オープンスペースを総合的に整備し、災害に強い安全で快適な市街地の形成を図っていく。

（１）これまでの取組み

①　白鬚西地区市街地再開発事業（東京都施行）

・「白鬚西地区防災再開発計画」は、昭和 44 年 11 月に策定された「江東再開発基本構想」にもとづき、計画が進められたものであり、東京都長期計画では「安心して住めるまち」の中で、白鬚東地区とともに防災市街地再開発事業として位置づけられている。

・白鬚西地区は、区の東端に位置し、白鬚東地区（墨田区）と隅田川を挟んで、その西側にあり、その周囲を日本貨物鉄道（株）隅田川駅と隅田川に囲まれた、面積約 48.8ha の区域である。事業は平成 22 年 3 月に完了し、都の地区内残留地区の指定を受け、災害に強い安全で快適なまちに生まれ変わった。

② 再開発事業完了地区

・住宅、商業、工業が混在した密集市街地を解消し、安全で快適な街を形成するとともに、駅前にふさわしいにぎわいを創出し、街の活性化を図るため、再開発事業を実施した。

地区名	地区面積	施行者	完了年度
町屋駅前西地区	0.2ha	個人	平成元年3月
町屋駅前東地区	0.6ha	組合	平成2年8月
町屋駅前中央地区	0.5ha	組合	平成9年2月
町屋駅前中央第二地区	0.1ha	個人	平成8年9月
町屋駅前南地区	0.6ha	組合	平成19年9月
東日暮里五丁目地区	0.7ha	組合	平成14年3月
白鬚西地区	48.8ha	東京都	平成22年3月
ひぐらしの里西地区	0.3ha	組合	平成23年3月
ひぐらしの里中央地区	0.7ha	組合	平成23年3月
ひぐらしの里北地区	0.4ha	組合	平成23年3月
南千住西口駅前地区	0.8ha	組合	平成24年3月
三河島駅前南地区	0.5ha	組合	平成27年9月

（２）今後の取組み

① 三河島駅前北地区市街地再開発事業（組合施行（予定））

・JR三河島駅の北側において、土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅、商業・業務および公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前のにぎわいの創出を図るため、再開発事業を検討している。

② 西日暮里駅前地区市街地再開発事業（組合施行（予定））

・旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅前において、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新および駅前の活性化の検討を行い、広域拠点としての街づくりを進めるため、再開発事業を検討している。

15 土と緑の堤防整備

・水辺に親しむ環境の創出と地震に対する安全性の向上、震災時の消防水利の確保、支援物資の水上輸送システムの確立等を図るため、スーパー堤防の整備を促進していく。また、スーパー堤防化に時間を要する区間については、親水空間であるテラスの先行整備を目指す。

16 津波浸水対策

・東京都の被害想定によれば、海溝型地震(M8.2)による津波高は、東京湾沿岸区部で最大T.P.2.61m（朔望平均満潮位T.P.0.966m、地殻変動量を含む。）である。

・千住大橋付近では、水門を閉鎖した場合には、T.P.2.0m、水門を開放した場合には、T.P.1.9m、となる。隅田川の堤防施工高は、スーパー堤防でT.P.5.7m 、カミソリ堤防でT.P.5.2mであり、津波の水位が、高潮計画による堤防高さより低いものとなることから、既存の計画高さにより安全性

が確保され、区内で津波浸水被害は想定されていない。しかし、東日本大震災を踏まえ平成 24 年度から最大級の地震にも耐えられるよう、防潮堤下の地盤改良工事や、防潮堤本体の補強工事等を進めている。区としても、隅田川全域にわたるスーパー堤防化・テラス化、下水道ポンプ所の耐震強化等を東京都と連携して推進する。

17　液状化対策

・道路、ライフラインの液状化対策については国・都の動向を踏まえ各施設管理者への対応が基本である。

・建物の液状化対策については既存建物への適用は技術的に困難であり、東京都が作成する液状化予測図や液状化対策の指針を活用して、区民が新築時に的確な対策を講じることができるよう指導する。

第４節　建築物の安全化

１　荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進

（１）計画の概要

・荒川区耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、区内の住宅及びその他の建築物の耐震化及び関連施策を促進することにより都市の防災性を高め、切迫性が指摘されている首都直下地震災害から区民の生命および財産を守ることを目的として平成20年に策定し、平成27年度に改定した。

・本計画は、早期に区全体として災害に強い安全なまちの実現をめざすものとし、住宅およびその他の建築物の耐震化をその重要な対策のひとつと位置づけ、建替え・耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を明らかにしたものである。

（２）対象区域、対象建築物

・本計画の対象区域は、荒川区全域としている。対象とする建築物は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、下表に示すものとする。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以後に建築された建築物にあっても新耐震基準を満たさない建築物は対象としている。

［耐震改修促進計画の対象建築物］

種　類	内　容	備　考
住　宅	・戸建住宅（長屋を含む。） ・共同住宅	主な公共住宅を含む。
要安全確認計画記載建築物	・耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物	民間建築物及び公共建築物を含む。
その他防災上重要な公共建築物等		——

（３）計画の期間

・本計画の計画期間は、当初平成 20 年度から 27 年度まで、現在は平成 32 年度までとしている。

（４）耐震化の目標

・住宅については、平成32年度までに耐震化率を95％とする。

・民間特定建築物については、平成32年度までに耐震化率を100％とする。

・不特定多数の者が利用する防災上重要な公共建築物については、平成27年度に耐震化率100％を達成している。

２　公共施設の耐震化の促進

（１）耐震調査の実施

・公共施設は、震災時には、災害対策本部として、また被災者の避難所、救護所として中心的な役割を果たすことになる。

・阪神・淡路大震災では、昭和 56 年に改正された建築基準法にもとづく技術基準により建築された建物については、ほとんど被害がなく、被害はそれ以前の技術基準により建築された建物であった。

・区では、こうした建物被害の状況を踏まえ、昭和 56 年の技術基準以前に建築された公共施設を対象に、平成 7 年度から耐震診断を実施した。

（２）耐震化の推進

・上記（１）の耐震診断の結果にもとづき各公共施設の防災上の重要性、地震に対する危険性等を総合的に勘案し、計画的に施設の耐震補強を実施しており、区立小中学校等の施設の耐震化が既に終了している。また、本庁舎については、平成 21 年度から 23 年度にかけて、耐震改修工事を実施し、完了した。

３　一般構造物の耐震化の促進

（１）区による指導

・建造物の破壊は生活に深刻な影響を与えるため、被害を最小限にとどめるよう、区は区内の建造物の耐震性強化に努める。

①　指導および立入検査

・建造物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令、これら法令にもとづく条例に定められ、技術上の基準に適合し、その基準を維持するように指導する。

・必要に応じて立入検査を行い、その結果を関係機関に連絡し災害の予防に努める。

②　所有者等への指導

・平常時より、高所からの窓ガラス、看板、ネオン塔、その他構造物等の落下、崩落の防止を講ずるよう指導し、震災時における第二次災害である火災発生防止のため、消火器および防火用水の配備等、初期消火活動に万全を期する。

・がけ崩れに十分注意し、がけ崩れの発生が予想された場合は、ただちに、警察および消防等関係機関に連絡する。

（２）耐震化の促進策

①　耐震化推進事業

・耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行うことで建物の耐震性の向上を推進していく。

② 耐震相談

・建造物の耐震性の強化を図るのはその施設の所有者の責任であるが、耐震強化の実効性を促し、計画の円滑な実施を図るうえで、行政による補助事業の説明等の耐震相談や診断後の建築物耐震化への対策は重要である。

・区は、耐震相談や液状化対策等について、よりきめ細かく対応していく。

・また、民間建築物の耐震性強化を促進する観点から、耐震診断や既存建築物の耐震改修を促進するための制度についても、今後、国・都等の動向を踏まえながら検討していくものとする。

③ 消防署による指導

・震災時の被害を少なくするためには、火災などの二次災害を防止することが重要であるため、建築物の不燃化や火気使用設備の安全化を図る必要がある。

○ 現況

・建築物、消防用設備、火気使用設備等の安全を確保するため、消防法令および条例に定められた基準に適合し、維持するよう指導するとともに、関係機関と協力し災害の予防に努める。

○ 計画目標

・各種建築物の所有者、管理者において自衛措置を講ずるよう指導する。

⑴ 地震による二次災害である火災の発生防止を図らせるとともに消火器等による初期消火体制の確立について指導する。

⑵ 必要に応じて立入検査を実施し、火気使用設備の安全化、消防設備等防災施設の維持管理について必要な指導を行う。

⑶ 消防法令による防火対象物の管理権原者に対し、消防計画にもとづく自主検査および訓練について指導する。

第５節 高層建築物対策

１ 高層建築物

・荒川区は工場と住宅の混在地として形成されていたが、昭和 40 年代中頃から工場の地方への移転が増え、その跡地が住宅地へと変わっていくとともに建築技術の向上と土地の高度利用に伴って中高層建築物が急増している。

・近年、地震やガス爆発、ビル火災等に対する災害対策の強化が、重要な課題となっていることから、区および各防災機関は、各種の実態調査、行政指導の強化等防災対策の推進に努めている。また、高さ６０ｍを超える超高層建築物に関わる長周期地震動については国の動向を注視し対策方法等を示していく。

（１）現況

・荒川区内の建築物の現況は以下のとおりであり、高層建築物は高さ 31mを超える建物であることから、概ね 11 階以上の建物が該当すると考えられる。

建物階数別棟数（平成 23 年度土地利用現況調査）

地　域	低　層			中　層		高　層		超高層	計
	1 階	2 階	3 階	4・5 階	6・7 階	8～10 階	11～15 階	16 階～	
南 千 住	1,049	3,423	1,327	240	50	58	60	19	6,226
荒　　川	768	4,355	1,746	233	46	57	47	5	7,257
町　　屋	584	3,642	1,770	236	59	43	17	2	6,353
東 尾 久	667	4,032	1,979	274	38	24	26	0	7,040
西 尾 久	486	3,247	1,479	339	65	24	19	1	5,660
東日暮里	414	2,557	1,432	662	165	108	34	2	5,374
西日暮里	370	2,015	1,059	597	114	101	43	3	4,302
計	4,338	23,271	10,792	2,581	537	415	246	32	42,212
構 成 比	10.3%	55.1%	25.6%	6.1%	1.3%	1.0%	0.6%	0.1%	100.0%

※端数処理の関係で、構成比の計が 100%にならないことがある。

（２）整備指導方針

・新築建物については、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

・既存の高層建築物については、建築基準法に基づく定期報告制度の対象となる建物に対しては、毎年あるいは 3 年ごとに維持保全の報告を求め、安全性の確保を図る。

（３）マンション防災マニュアルの作成

・区は、マンションに対し実施したアンケート調査を基に、家具類転倒・落下、エレベーターの停止等の高層住宅特有の被害や集合住宅での防災対策の進め方等について取りまとめた研修用冊子を活用した普及啓発を行う。

・管理組合の理事会等に対する出張防災講座の実施や、マンションセミナーにおける防災講座の開催、耐震アドバイザーの派遣、先進的な防災対策を実施しているマンション等の事例紹介、区報や区ホームページによるマンション防災対策の広報等を行う。

（４）非常用備蓄の推進

・耐震性が確保されている高層住宅であっても、電気・水道等のライフラインの途絶や、エレベーターの停止によって、居住者は、利便が低下した生活を余儀なくされる可能性がある。

・ライフラインの途絶等を想定し、一定期間は自宅で避難生活が送れるよう、食料や飲料水、生活必需品や防災資器材など必要な物資について、居住者や自治会・管理組合が、7 日分（最低 3 日分）を備蓄していくことを、区として啓発する。

（５）荒川区災害時地域貢献建築物の推進

・荒川区災害時地域貢献建築物の認定・助成制度（認定：平成 23 年 8 月施行、助成：平成 23 年 9 月施行）について、該当する建築物の把握に努め、当該建築物の所有者等に対し助成制度の説明をするとともに、認定を申請するよう協力を求めていく。

（資料第 200「荒川区災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱」）

（資料第 201「荒川区災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱」）

（６）消防による指導

・消防署は、事業所に対して東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

・作成した事業所防災計画に定めた事前計画、活動計画、復旧計画に基づき火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減が図れるよう指導する。

火災予防対策	⑴　火気使用設備器具の安全化および出火防止対策の推進 ⑵　火気使用場所の環境整備および可燃物品の転倒・落下防止措置 ⑶　内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 ⑷　防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
避難対策（混乱防止対策）	⑴　避難施設の適正な維持管理および避難通路の確保 ⑵　ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ⑶　ショーケース、看板等の転倒、落下防止 ⑷　事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 ⑸　避難口、避難階段を明示した館内図や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
防火管理対策	⑴　従業員に対する消防計画の周知徹底 ⑵　管理権原者が複数の建物における管理責任区分および共同防火管理に関する協議事項の徹底 ⑶　ビル防災センターの機能強化および要員教育の徹底 ⑷　救出・救護知識の普及および必要な資機材の整備 ⑸　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 ⑹　実践的かつ定期的な訓練の実施
消防活動対策	消防活動上必要な施設、設備等の機能維持
駅等の混乱防止	東京都震災対策条例第 11 条に基づき指定された鉄道機関の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させ、本計画に基づく訓練の実施促進を図る。

２　エレベーター対策

（１）区有施設のエレベーターの耐震改修

・区は、区有施設へのエレベーターの耐震改修工事を推進し、閉じ込め防止等のため、安全性を向上させる。

［エレベーターの耐震改修］

耐震対策項目	機 能
地震時管制運転装置	地震動を感知した場合に早期に運転を停止する機能
予備電源装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
機器の耐震性強化	ロープのはずれ止めや引っ掛かり防止、脱レール防止などの各機器の対策強化
運転情報提供	かご内や乗り場への情報提供（音声、表示）

閉じ込め時のリスタート運転	地震時に安全装置が働き緊急停止で閉じ込め状態になった場合、異常が解消していれば最寄りの階へ移動し、ドアを開放する機能
自動診断仮復旧運転	停止状態にあるエレベーターが一定の条件を満足した場合に診断運転に移行し、異常が検出されなかった場合に仮復旧させる機能（後に技術者による再確認で本復旧となる）

（２）民間建築物のエレベーター耐震改修

・区内の民間建築物におけるエレベーターの所有者（管理者）に対して、定期報告時に、エレベーターの閉じ込め防止対策のリーフレットを配布し、耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

・不特定多数の人が利用する建築物については、エレベーター協会等の保守会社による支援のもと、耐震改修計画書の作成を指導する。

３　ビルからの落下物の防止

・地震に対する危険物本体の強化はもちろん、ビルの窓ガラスや壁、広告物等が落下して地上の人々を傷つける危険性も除去しなければならない。荒川区では、平成 17 年に外壁及び窓ガラス等の落下物の調査を実施している。

・建築基準法に基づき不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物については定期的に点検を行い区に対する報告が義務付けられている。この報告に外壁等の落下物の調査も含まれていることから、督促等により報告率向上に努めるとともに改善の必要なものについては指導を行っている。

・平成 17 年に区内の避難道路沿い及び容積率 400％以上の区域対象区域内にある 3 階以上の建築物の斜め外壁及び嵌め殺し窓の点検について対象建築物の所有者または管理者に報告を求めた。その後未報告の物件については督促を行うと共に、改修の必要のあるものについては改善状況について報告を求めている。

４　長周期地震動対策の強化

・特に長周期地震の影響を受けやすい 10 階以上の居室、事務室をもつ建物について、耐震化のほか、適正な維持・管理により安全性の確保を図る。

・長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者に周知し、高階層における室内安全対策を促進する。

第６節　崖・擁壁・ブロック塀等

１　崖・擁壁

・【風水害編】第 3 章「土砂災害対策」に準じる。

２　ブロック塀

・平成 19 年 7 月の新潟中越沖地震の教訓に鑑み、区内の道路に面する高さ 1.2m以上のブロック塀等について、平成 20 年度に調査を実施した。

・区は、調査結果で危険とされたブロック塀等の除却を進めるため、平成 21 年度に危険なブロック塀等の除却に関する助成制度を創設した。更に、ブロック塀等の改善を進めるためにＰＲ活動を行い、自主的な点検・改善や生け垣への変更を促進していく。

第７節　文化財施設の安全確保

・区内の文化財施設の所有者または管理者は、次の事項について実施する。

文化財周辺の整備・点検	⑴　文化財の定期的な見回り・点検 ⑵　文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	⑴　防災計画の作成 ⑵　巡視規則や要綱の作成等
防災知識の啓発	⑴　国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ⑵　ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
防災訓練の実施	定期的かつ実践的防災訓練の実施促進
防災設備の整備と点検	外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣との応援体制、定期的な自主点検

第８節　出火、延焼等の防止

１　出火の防止

（１）住宅用火災警報器

・平成 22 年 4 月から東京都火災予防条例により、すべての住宅の各居室、台所および階段への住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、区と消防署は連携して、住宅用火災警報器の設置促進に取り組んでいる。

①　住宅用火災警報器整備事業

・区では、平成 18 年度からの 3 か年で住民基本台帳登録世帯（平成 18 年 12 月現在）の世帯を対象（約 67,000 世帯。東京都火災予防条例で設置が義務付けされた、平成 16 年 10 月以降に建設されたものおよび消防法により従前から自動火災報知設備の設置が義務付けられた共同住宅の世帯は除く。）として、1 世帯 1 台の住宅用火災警報器を配布・設置している。

②　住宅用火災警報器の設置促進

・各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器の全室設置及び住宅用防火機器等の普及を促進する。

・現在、家庭で設置している住宅用火災警報器の電池交換の問い合わせ等の機会を捉えて、概ね 10 年を経過した警報器は交換を推奨し、機器の維持を図る。

（２）初期消火体制の強化

①　消火器等の普及および消火設備の適正化

・発災時における初期消火の実行性を高めるため、各事業所に設置されている消火設備の適正な維持管理、また、各家庭については消火器等の住宅用防災機器の普及を図っている。

⑴　各家庭に対して、印刷物や防災訓練の場を通じて消火器具設置の重要性を認識させ普及を図る。

⑵　消火器具の設置義務のない事業所に対し、積極的に自主設置を指導する。

⑶　消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者に耐震措置を指導する。

②　地域設置型消火器

ｉ）現況

・荒川区は、地域危険度が高いなど、都市構造的に災害に対して極めて弱く、大地震の発生により多くの被害、火災の発生が予想される。

・区では区内全域に地域設置型消火器（建造物設置型および街路設置型）を配備し初期消火の推進に努めている。

ⅱ）計画目標および実施計画

・民家の壁面に設置する「建造物設置型」に加え、道路に直接設置する「街路設置型消火器」を増設し、初期消火能力の維持増強を図る。

（資料第 202「消火器設置（配備）数一覧表」）

③　防火用水バケツ

ｉ）現況

・大規模火災も、発生当初は小火であることが多いことから、区では、小火のうちに火を消し止めるという観点から防災区民組織に対し防火用水バケツを配備している。

ⅱ）計画目標

・最も身近な消火用具として、火災時における使用実績も出ているため、活用状況を踏まえて、更なる普及を図る。

第９節　火災の拡大防止

１　軽可搬消防ポンプ（Ｃ級・Ｄ級ポンプ）の配備

（１）現況

・区では、震災時の建物延焼防止策として、防災区民組織等に対する防火水槽等から消火用水を吸い上げ、放水することができる軽可搬消防ポンプ(Ｃ級・Ｄ級ポンプ)を配備している。

（２）計画目標

・防火水槽等の水利を中心に配備しており、防災区民組織等に対する操作方法習得のための訓練の実施に努める。

２　スタンドパイプの配備

（１）現況

・区では、簡単な操作で消火栓から消火用水を吸い上げ、放水することができるスタンドパイプを導入し、木造住宅密集地域や火災危険度の高い地域を中心に配備している。

（２）計画目標

・火災危険度の高い地域の防災区民組織から順次計画的に配備していく。

３　消防活動体制の強化

（１）火災延焼拡大要因の解明

・区および消防署は、火災の延焼拡大の防止を具体的に進めるために、震災時における延焼状況を究明し、延焼助長要因と阻止要因の解析等をもとに、区の建物密集状況や火気使用設備、危険物分布等の実態を把握し、実情に応じた対策の推進を図る。

（２）消防活動体制

・平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

①　消防体制

・荒川および尾久消防署は、荒川区の区域を 2 署で管轄し、6 出張所、消防職員 407 名、消防車両 44 台を保有している。（平成 29 年 1 月 1 日現在）

・また荒川、尾久消防団には、14 分団があり、団員 396 名、可搬ポンプ 31 台、可搬ポンプ積載車 9 台を保有している。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

・平成 19 年に荒川区を管轄する第 6 消防方面本部には、大規模災害発生時に備え、高度で専門的な技術・能力を有する隊員と大型重機や最新の救助装備で編成された、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）が新設された。

②　消防力の整備

・発災時に予想される各種災害に対する消防活動体制を確保するため、消防庁舎等の耐震化、通信情報機構の整備、消防機器および消防水利の増強を行っている。

③　区民および事業所対策

・地震災害の拡大防止をすべて常備消防力に期待することには限界があることから、消防力等の増強に併せて、区民、事業所に対する出火防止、初期消火の徹底を図っている。

④　計画目標

・発災時の同時多発火災に対応するため、毎年震災消防活動訓練を実施し、初動および消防活動体制を確保し、消防機動力の向上を図っている。

・震災時、長時間の災害対応を確保するため、消防活動に必要な非常用消防資器材を整備する。

・消防水利の不足、または道路狭隘等による消防活動困難区域については、簡易水槽等を当該区域に配置することについて検討し、地域の自主消火体制の強化を図る。

（３）総合防災態勢の確立

・消防署と区は連携協力し、区民の生活および行動様式の変化に対応した防災訓練等の実施により地域の防災行動力向上を図る。

（４）消防水利施設

・発災時、消火栓は水道施設の損壊等によって、断水または極度の機能低下が予想され、また狭隘道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。

・このため当区内においても、常時の災害対策用として整備している消防水利のほかに、震災対策用として避難場所に通じる主要道路周辺に大型防火水槽の整備および、隅田川スーパー堤防化に伴う、消防車両進入路の設置促進により巨大水利の確保を図っている。

機関	整備概要
東京消防庁 （消防署）	⑴　計画目標 震災時の同時多発火災および大規模市街地火災に対処するため、耐震性を有する防火水槽等の設置を推進するとともに、既存水利の機能維持に努めている。 ⑵　消防水利の整備等 ア　延焼危険が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽や大容量水利として地下水を活用した深井戸等の整備に努める。 イ　公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際して、地中張防火水槽等を確保するよう働きかけるとともに、関係機関と連携した多角的な水利の確保を推進する。 ウ　都、区及び関係機関と連携して、河川・三河島水再生センター等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。 エ　経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 オ　木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、スタンドパイプを活用した初期消火の水源としての活用を図る。 カ　防火水槽の鉄蓋を親子蓋に改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 キ　消防水利開発補助金制度を活用した消防水利の設置促進を図る。 ク　都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。 ⑶　巨大水利 震災時、多量の水を必要とすることから 1,500 ㎥以上の水源を有するものを巨大水利として指定した。 ア　荒　　川8－25　　東京都下水道局三河島水再生センター イ　東日暮里 5－19　　日暮里南公園応急給水槽施設 ウ　南 千 住3－40 先　　瑞光橋 エ　南 千 住6－37 先　　隅田川右岸 オ　南 千 住6－71 先　　隅田川右岸 カ　南 千 住8－54 先　　隅田川右岸 キ　町　　屋6－38 先　　隅田川右岸 ク　西 尾 久6－35　　隅田川右岸 ケ　西 尾 久8－1 先　　永久水利 コ　東 尾 久1－32 先　　4 箇所・雨水渠 サ　東 尾 久7－1 先　　隅田川右岸 シ　東 尾 久7－2 先　　東尾久浄化センター ス　東 尾 久8－25 先　　隅田川右岸 セ　東 尾 久8－46 先　　隅田川右岸 （資料第 203「防火水槽一覧表」）

区	⑴　防災区民組織に配備した軽可搬消火ポンプ用の水利不足をカバーするため、小型防火水槽を公園、児童遊園、防災広場等を中心に配備している。 （資料第 204「小型防火水槽一覧表」） ⑵　区は、公共施設および特殊建築物の整備に合わせ、東京都震災対策条例 27 条にもとづく防火水槽の設置を推進する。 ⑶　震災時の延焼火災に対処するため、隅田川を活用した大規模水利（永久水利）の確保について、河川管理者である東京都並びに東京消防庁へ働きかける。具体的には、隅田川の河川敷に消防車両を配置し、直接取水した上で、火災現場まで遠距離送水（防火水槽への充水）できるよう、車両進入のための出入口や路盤を整備する。

第 10 節　永久水利施設の整備

・区内の約 6 割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するためには、地震等に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図ることが不可欠である。このため、災害時に上下水道が断水するなど、消火用水が不足した場合でも枯渇しない隅田川の河川水等を活用できる永久水利施設を整備している。

１「荒川区における永久水利施設の整備・活用に関する基本計画」の概要（平成２６年４月策定）

（１）策定の目的

・永久水利施設の整備・活用に関する全体方針をとりまとめ、永久水利施設を適切に整備するとともに、防災区民組織等による永久水利施設を有効に活用した消火活動体制を確立する。

（２）整備・活用方針

①　活用する水源

・隅田川の河川水、深井戸からの地下水、水再生センターの処理水

②　施設整備場所の考え方

・危険度、活用できる水源・取水方法、既存施設の活用、施設整備等との連携、幹線道路等からのアクセス、防災区民組織等の運用体制等を考慮する。

（３）施設活用の基本的な考え方

・防災区民組織の基本的な活動フローを作成し、区民防災組織の相互の協力により、永久水利施設から取得した水を、枯渇する恐れのある防火水槽などの充水に使用する。

（４）今後の取り組み

①　新たな施設整備の検討

・永久水利施設の整備に当たっては、総合危険度の高い地区への送水ルート、先行整備した永久水利施設との離隔等を勘案した検討を行う。

②　消火活動体制の確立に向けた訓練及び区民の防災意識の啓発

・これまでの町会・自治会ごとに実施している訓練に永久水利を活用した訓練実施を図る。

（５）関係機関との連携

・永久水利施設の整備の促進を図るため、消防機関との連携強化、関係機関への要望、財政的支援の要請、荒川区永久水利整備活用推進協議会の開催等の取組を行っていく。

２　永久水利施設一覧

名称	整備箇所	水源	運用開始年度
あらかわ遊園永久水利施設	西尾久八丁目 1 番先	河川水	平成 25 年度
都立尾久の原公園永久水利施設	東尾久七丁目 1 番先	河川水	平成 26 年度
荒川公園永久水利施設	荒川二丁目 2 番 3 号	地下水	平成 27 年度
アクロシティ北側永久水利施設	南千住六丁目 37 番先	河川水	平成 27 年度
日暮里公園永久水利施設	東日暮里三丁目 11 番 10 号	地下水	平成 28 年度
第五中学校永久水利施設	町屋一丁目 37 番 16 号	河川水	平成 29 年度
赤土小学校永久水利施設	東尾久二丁目 43 番 9 号	地下水	平成 29 年度

３　資機材の整備

・防災区民組織が災害時に迅速に活動できるように、永久水利施設付近へ格納庫を設置し、可搬消防ポンプ等の資機材を配備している。

[配備している主な資機材]

可搬消防ポンプ(Ｄ級)	ホースブリッジ
ホース積載リヤカー	防火衣(一式)
組立式水槽	机・イス
バルーン型投光機	住宅地図
ガス式発電機	トランジスターメガホン

第２章　交通関連施設の安全確保

第１節　道路・橋りょう等の安全確保

１　現況

・荒川区の道路は、狭隘な道路が多く、その約３割が幅員 4m未満の道路で占められており、震災発生時の消火活動等に支障が発生するおそれがあり、前節における建物の耐震化、不燃化の推進と併せた改善が防災上、重要な取組みとなる。

２　道路・橋梁の安全化

（１）道路・橋梁の安全化

・震災時においては地震の規模によって建造物・工作物の倒壊や道路上の障害物による通行障害が生じ、道路・橋梁の陥没や亀裂等、全面的部分的な損傷が生じることがある。

・道路・橋梁の直接的な被害は、震災による通行者への二次的被害を及ぼす原因となることから、道路管理者となる国、都、区としても日常的な点検が必要となる。

・道路法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）により、道路橋については必要な知識及び技能を有する者による近接目視点検を５年に１回の頻度で実施することが義務付けられている。

・塗装や小規模附属物（標識・証明施設・反射鏡などの片持ち式附属物）の点検についても、国が定めるそれぞれの定期点検要領に基づき実施する。

（２）道路ストック総点検事業

・中央道笹子トンネルの天井版崩落による事故の発生を機に、国土交通省は各道路管理者あて「道路ストック総点検の実施について」により、道路構造物の点検及び老朽化対策を早急に行うよう通知した。

・区においても、平成 26 年度に道路利用者及び第三者への被害防止を目的に、橋梁、舗装、のり面、土工構造物、道路附属物を対象とした道路ストック総点検点検・調査を実施した。

・点検で得られた結果を管理システムに収録し、予防保全型維持管理へ向けた計画立案の基礎資料として活用する体制を構築している。

（３）路面下空洞調査

・道路ストック総点検事業は、道路・橋梁の路面の凹凸、亀裂等を対象としているが、路盤、路床等における空洞の有無が災害発生時における通行可否を左右する。このことから、空洞調査により陥没を解消し、日常の通行はもとより、震災発生時にも安定した供用に寄与するものである。

・区では、区道のうち緊急輸送道路、比較的幅員が広い道路、道路橋を対象にレーダー探査車を用い空洞有無とその概略位置、橋梁床板の劣化範囲を調査し、補修等につなげ通行の安全化を図る。

［区内の道路（平成 28 年 4 月 1 日現在）］

総　延　長		215,084m	総面積　1,662,414 ㎡
	国　　道	1,049m	36,055 ㎡
	都　　道	16,368m	394,087 ㎡
	区　　道	197, 667m	1,232,272 ㎡
道　路　率			16.4%

［国道・都道・区道等の鋼橋（平成 28 年 12 月 1 日現在）］

番号	橋　　名	場　　所		橋長(m)	幅員(m)	架設年次
		都市計画道路名	位　　置			
1	千　住　大　橋 (隅田川)	放12 (日光街道)	南千住6 足立区千住橋戸町	91.6	24.2	昭和2
		放12 (日光街道)	南千住7 足立区千住橋戸町	502.5	18.9～ 7.5	昭和48
2	白　　鬚　　橋 (隅田川)	環4 (明治通り)	台東区橋場2 墨田区堤通2	168.8	22.1	昭和6
3	尾　　久　　橋 (隅田川)	放11 (尾久橋通り)	東尾久8 足立区小台1	306	24.0	昭和54
4	水　神　大　橋 (隅田川)	補109支1	南千住8 墨田区堤通2	157	20.0	平成元
5	尾　　竹　　橋 (隅田川)	補100 (尾竹橋通り)	町屋6 足立区千住桜木2	130.3	15.0	平成6
6	小　　台　　橋 (隅田川)	補93 (小台通り)	西尾久6 足立区小台1	118.2	15.0	平成6
7	瑞　　光　　橋	補109	南千住3 〃　　8	95	19.2	平成12
8	千住汐入大橋 (隅田川)	補109	南千住8 足立区千住曙町	158.6	19.2	平成18
9	宮　地　陸　橋	環4 (明治通り)	荒川3 〃　5	199	13.5	昭和49
10	熊野前陸橋	放11 (尾久橋通り)	東尾久5 〃　　8	537.4	13.0	昭和53
11	片瀬北陸橋	放11 (尾久橋通り)	西日暮里6	24.1	8.3	昭和50
12	片瀬南陸橋	放11 (尾久橋通り)	西日暮里6	24.1	8.3	昭和50

13	下御隠殿坂跨線道路橋	区道台荒１号線	西日暮里3 〃　　2	91.9	14.2	平成7
14	第二日暮里跨線道路橋	区道荒109号線	西日暮里5 〃　　6	52.5	5.0	昭和41
15	紅葉坂跨線人道橋	―	西日暮里2	106.6	4	昭和60

［横断歩道橋（都道）（平成 28 年 12 月 1 日現在）］

番号	橋　名	箇　所		橋長(m)	幅員(m)	架設年次
		都市計画道路名	位　置			
1	大　関	環4 (明治通り)	東日暮里1－7 東日暮里1－8	72.1	1.5	昭和44
2	荒川区役所前	環4 (明治通り)	荒川2－2 〃 3－12	63.7	2.3	昭和43
3	西日暮里駅前	環4 (道灌山通り)	西日暮里3－5 〃　4－1	68.3	1.9 2.3	昭和50
4	南千住駅前	補108 (コツ通り)	南千住2-33 南千住2-34	218.9	4.5	昭和58
5	泪　橋	環4 (明治通り)	荒川区南千住3－6 台東区清川2－37	40.6	1.5	昭和45

第２節　鉄道施設の安全化

鉄道施設は、多数の人員を高速で輸送するため、いったん地震による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故を起こすおそれがある。このため、各鉄道機関は従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保および輸送の確保を図るものとする。

１　JR 施設

（１）施設の現状

・区内の路線延長キロ程は、山手線・東北線の 1.15km と常磐線の 4.31km であり、駅は日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅・南千住駅の 4 駅で、1 日の乗降客数は約 46.7 万人である。

２　京成電鉄施設

（１）施設の現状

・区内の線路延長キロ程は、3.23km であり、駅は日暮里駅・新三河島駅・町屋駅の 3 駅で、1 日の乗降客数は約 12.7 万人である。

（２）計画目標

・都市計画事業および運転保安計画とあわせて、駅舎をはじめ諸施設の改良・整備を推進し、施設を震災から防護して人命の保護と輸送の確保を図る。

（３）事業計画

・駅施設ならびに軌道、電気設備については耐震性を考慮して設計されているが、各施設の保守点検について、それぞれの検査規定および検査基準その他関係法令に基づいて定期的に実施する。

・既存の鉄道構造物にかかる耐震補強の緊急措置については、国土交通省の通達にもとづき工事を実施する。

３　東京地下鉄施設

（１）施設の現状

・区内の路線延長キロ程は、日比谷線の 1.42km と千代田線の 2.97km であり、駅は町屋駅・西日暮里駅・南千住駅の 3 駅で、1 日の乗降客数は約 25.8 万人である。

（２）災害予防計画

防災体制の確立	営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。
構造物の耐震性	地下鉄の箱型トンネルおよびシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計、施工してあるので、関東大震災級相当の地震でもほとんど被害を生じないと考えられる。
建築施設等の耐震性	⑴　地上建築物は法規で定められた構造、強度基準で設計建造してある。 ⑵　また、変電所設備用鉄構は、水平震度 0.3（震度 6 程度）に耐えられるように建造している。
排水施設	トンネル内の排水については、約 750mに 1 箇所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1～1.5 トンの排水が可能なポンプ 3 台を配置してある。
車両の防火対策	車両の構体は金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。
停電対策	多系統から電力の供給を受けているのですべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅およびトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置してあるほか、列車内も蓄電池による非常灯を設置してある。

（３）防災知識の普及計画

社員に対する計画	通信、交通の途絶した最悪の事態を考慮し、現場における個々の社員の自主的判断と臨機応変な措置が、人命や施設の損傷を左右する上においてもきわめて重要である。 したがって、社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について、計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期している。
旅客に対する広報計画	旅客に対し、災害に関する一般的知識と防災思想の普及徹底を図るため、関係機関と緊密な連絡をとるとともに、平素からメトロニュースの配布等により、災害発生時における旅客の避難誘導が円滑に行われるよう配慮している。

（4）列車火災対策

目　　的	列車発火事故が発生したとき、人命の尊重を第一とし、係員相互が協力して初期消火および旅客の安全退避等の処置に努め、被害を最小限度にとどめることを目的とする。
処置および連絡通報	発見通報を受けた駅では、直ちに消火器、探見灯等を持参して現場に急行し、次の処置、連絡を行う。 ⑴　乗務員と協力して旅客の安全を図り、避難誘導に努める。 ⑵　送電停止の必要あると認めたときは、直ちに状況を総合指令所に報告して送電停止の要請をする。 ⑶　トンネル換気が起動していることを確認する。 ⑷　現場に急行した係員は、状況により初期消火にあたる。 ⑸　駅務管区長に速報する。 ⑹　駅務管区長は応援隊を派遣する。 ⑺　振替輸送の要請をする。 ⑻　駅務管区では状況により関係箇所に連絡するとともに、応援を要請する。 ア　総合指令所 イ　消防署状況により警察署 ウ　乗務管区、車掌・運転 エ　関係技術区 オ　隣接駅務区 カ　連絡接続駅
応援者の携帯品	応援者は、次の用器具類を携行し、現場へ急行する。 ⑴　消火器 ⑵　濡れ手拭 ⑶　空気呼吸器 ⑷　担　架 ⑸　照明器具 ⑹　携帯メガホン ⑺　救急薬品 ⑻　ロープ等 ⑼　携帯電話等通信機器類
旅客の避難誘導	事故現場に急行した係員は次の要領に基づいて、旅客の避難誘導に努める。 ⑴　風向きの方向を確認し、旅客誘導の避難場所を定める。 ⑵　メガホン、肉声で呼びかけ、旅客の混乱防止に努める。 ⑶　負傷者があった場合は、最優先して救出する。 ⑷　幼児、婦人等を優先する。 ⑸　後から駆けつけた救援隊は、先ず現場にいる係員と密接な連絡をとって、旅客救出および消火活動をする。

消　火　活　動	事故現場の係員は消火器で消火にあたると共に、消防署員が到着したら、直ちに火点に誘導し以後の消火については、消防署の指示により行動する。

4　首都圏新都市鉄道施設

（1）計画方針

・旅客の安全確保および被害を最小限に防止するとともに、輸送の確保を図る。

（2）施設の現況

・区内の路線延長キロ程は、1.22km であり、駅は南千住駅の 1 駅で、1 日の乗降客数は約 1 万人である。

・構造物は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成 10 年 12 月 25 日鉄技第 122 号）にもとづき設計施工を行っており、兵庫県南部地震および中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

［荒川区内の駅］

駅名	駅形式	乗降場形態	ホーム幅員等	駅本屋面積
南　千　住	地下駅 （1 階）	相対式ホーム 2 面 2 線	2×5m×125m	3,700 ㎡

（3）災害予防対策

・土木構造物、軌道、駅舎および電気・機械設備は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。

・沿線防災設備システム（風速、地震、水位、雨量、レール温度、大気温度測定装置）によるリアルタイムに収集される気象情報をもとに列車運転規制を行い、より安全な輸送を確保する体制をとっている。また、早期地震警報システムの導入により、地震への対応を充実させ安全性の向上を図っている。

5　都電施設・新交通施設

（1）計画の方針

・首都直下地震等に備え、鉄道構造物及び構築物等の耐震性の強化を推進する。

・地震発生時、係員が的確な行動を取れるよう訓練等を実施するとともに、交通局の震災対策について、広報活動を通じて旅客への周知を図る。

（2）施設の現況

○　荒川線

・区内の線路延長キロ程は、約 4.8km であり、停留場数は 13 停留場である。

○　日暮里・舎人ライナー

・区内の線と延長キロ程は、約 2.9km であり、駅は日暮里駅・西日暮里駅・赤土小学校前駅・熊野前駅の 4 駅で、1 日の乗降客数は約 8.9 万人である。

・荒川線は全区間地上を走行し、日暮里・舎人ライナーは全区間高架を走行している。

・日暮里・舎人ライナーの高架構造物は、「日暮里・舎人線土木構造物設計基準」（平成 8 年 12 月に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震及び中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

（３）災害予防対策

・土木構造物、軌道、駅舎、電気・機械設備及び車両は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。

・地震計を設置し、地震の規模を把握して、計測震度に応じた運転規制や点検を行う。

・日暮里・舎人ライナーについては、早期地震警報システムを活用し、大きな揺れが到達する前に、指令区が遠隔操作で列車を停止する。

第３章　ライフライン等の確保

震災対策を考えるにあたって、建造物の耐震化や不燃化、非常時の連絡情報網の整備等と並んで、都市のライフラインの確保は極めて重要である。

大都市の機能は、水道・下水道・電気・ガス・通信・鉄道施設等の働きにより維持されているのであり、これらの都市施設の安全性を確保するための措置と努力がなされなければならない。

第１節　水道施設

１　水道施設の現況

・荒川区内には、施設として南千住給水所がある。

・また、管路として口径 50 ㎜から口径 1,600 ㎜までの配水管 327,873.2ｍが布設されている。

［荒川区内配水管および付属設備明細（単位ｍ、個）］

		小管（50～350 ㎜）	本管（400 ㎜以上）
鋳　鉄　管		297,508.1	27,015.8
鋼　　管		1,683.6	1,797.2
配 水 管	小計	①　299,191.7	②　28,813.0
延長合計	合計	①＋②＝328,004.7	
制　　水　　弁		5,938 個	
消　　火　　栓		2,083	
排　　水　　弁		96	
空　　気　　弁		195	

（平成 28 年度「東京都水道局配水施設統計」）

２　水道施設の整備補強

・給水所等構造物は、耐震診断結果にもとづき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施する。

・送水・配水管については、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替える。このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は、平成 25 年度までに 100％解消することを目指して取り替えを実施し、一部施行困難箇所を除きほぼ完了した。

・震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、災害拠点病院・首都中枢機関・二次救急病院・区役所等への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替える。

・震災時に停電が発生した場合においても、浄水および送配水機能が確保されるように、浄水場等に自家用発電設備を整備する。

・取出口径が 50㎜以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了した。

・75㎜以上の給水管は、配水小管布設替や舗装先行工事等にあわせた工事以外にも計画的に耐震継

手管に取り替える。

３　システムの強化

・施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築など、震災時における水道システムとしての耐震性の向上を図る。

・広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市など、近隣の水道事業体と共同で連絡管の整備を行っており、今後も相互融通機能の強化について検討する。

４　情報通信手段の整備

・震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、震災情報システムを活用する。

第２節　下水道施設

［施設名称］

施　設　名	住　　所	電話番号
北部下水道事務所	台東区蔵前２－１－８	5820－4345
荒　川　出　張　所	荒　　川8－25－1	5615－2891
三河島水再生センター	荒　　川8－25－1	3802－7991
東尾久浄化センター	東　尾　久7-2	(無人施設)
町　屋　ポ　ン　プ　所	町　　屋8－21－10	3895－0044
尾　久　ポ　ン　プ　所	東　尾　久8－2－2	(無人施設)連絡先 3892－5116
白鬚西ポンプ所	南　千　住8－17－3	(無人施設)連絡先 5821－0271

１　計画方針

・区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取り組みを行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

２　事業概要

（１）施設整備

・地震に備え、管渠の新設や既存施設の再構築の際に「下水道施設耐震構造指針（下水道局)」に基づき地震に強い下水道施設を建設する。

・浄化センターの整備促進により、集中豪雨等における処理能力の更なる向上を図る。

（２）避難所等の対策

・避難所、災害拠点病院、広域避難場所からの排水を受ける管渠については、マンホールと管渠の接続部分を可とう化する等、耐震性の向上に努める。

（３）緊急輸送道路等の対策

・緊急輸送道路、避難所などへのアクセス道路を対象にマンホールの浮上抑制対策を実施する。

（４）光ファイバー網の整備

・震災時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーケーブルを活用することにより、通信、

施設の運転を確保する。また、施設の信頼性向上のために、光ファイバー網のループ化や多重化等の施設の整備を図る。

（５）ポンプ所の整備

・老朽化したポンプ所の再構築を図る。

・震災時のポンプ所機能の確保として、揚水ポンプの無注水化及び非常用電源（発電設備）の増強を図る。

（６）し尿の受入

・震災時に備え、区と取り決めた災害用トイレの設置可能なマンホールやし尿の受入個所、受入方法などの適切な更新を図る。

第３節　電気施設

１　施設の状況

（１）電力施設

・電力施設には，電気を供給するための送電線，変電所，配電線，通信線などの電力流通施設がある。

（２）事業所

名　称	機能の概要	所在地
東京電力パワーグリット株式会社 上　野　支　社	⑴　利用者からの電気に関する用件・相談の受付および電気安全ＰＲ ⑵　送電、変電、配電、通信設備に関する復旧工事の計画、実施ならびに保守・運用	台東区竜泉 2-18-6 ℡0120-995-002 (東京ｶｽﾀﾏｰｾﾝﾀｰ)

２　電力施設の保安対策

（１）送電設備

・地震の影響に対し，送電を確保できる設計を行っている。

（２）変電設備

・機器基礎および屋外鉄構は，耐震性を考慮して設計を行っている。

・洪水には既往の浸水実績などを踏まえた浸水対策を行っている。

・塩害に対しては，活線洗浄装置を敷設するなどの保安対策を実施している。

（３）配電設備

・地震、強風に対しては，概ね区内全域に送電できる施設として設置している。

（４）通信設備

・送電、変電、配電設備に準じて設計を行っている。

第４節　ガス施設

１　施設の現況

（１）供給施設

ガスホルダー	⑴　ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規ならびに基準に基づいて設計・施工しているほか、緊急遮断装置、緊急放散装置等を設

	置している。 ⑵　球型ホルダーは地震を考慮した耐震構造となっている。
ガ ス 導 管	⑴　ガス導管および付属施設ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計・施工している。 ⑵　導管およびその付属施設は、不等沈下による損傷の防止、温度変化による伸縮を吸収する措置を工事配管している。 ⑶　建物および橋梁などに配管してある導管については、安全な方法で支持している。 ⑷　使用圧が中圧以上の導管から分岐する導管については、その分岐点の近くに遮断装置を設置し、危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる。 ⑸　特定地下室、その他地下室および超高層建物、高層建物、特定大規模建物ならびに内径 70 ㎜以上の引込管については、危急の場合ガスをすみやかに遮断できる装置を設置してある。 ⑹　腐食可能性の高い箇所に埋設する導管については、防食措置を講じ配管している。

（２）巡回、点検

・ガス施設の点検はガス事業法の規定に基づいた定期検査および保安規程による自主検査を実施している。

・また、地震等災害を受けたときも、ガス施設の被害を受けやすい部分を主として点検することにしている。

２　計画目標

・ガス施設の耐震性の強化、および被害軽減のための諸施策を実施し、可燃物の流失防止と近隣住民への災害防止に努める。

３　事業計画

・ガス導管に地震時の地盤の動きに追随できる溶接接合導管、メカニカル継手可とう性配管、ポリエチレン管を使用する等、ガス工作物の耐震性を強化する。

・二次災害の防止、早期復旧対策を確立するため、ネットワークを他の地区と分離させてガス供給停止地域の極小化を図る。

第５節　通信施設

１　災害予防対策施設

（１）建物

・地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、地域条件に即した防火扉、防潮板を設置してある。

（２）所内設備

・交換設備、電力設備、その他所内設備は支持物等により、耐震対策を整えている。

・また、電力供給が停止した場合の対策として、予備エンジン、蓄電池が設置されており、被災した場合を考慮して、移動電源装置等を設置している。

（３）所外設備

・地下ケーブルは、耐震性の高い共同溝または通信ケーブル専用のとう道に収容されている。

・弱体地下管路等は年度計画により整備を行っている。

・橋梁添架ケーブルは二次的火災による被害を想定して、耐火防護、補強を実施している。

・通信の全面的途絶地域、避難場所等孤立地域を対象として携帯用無線、移動用無線機等を常備している。

・公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルの２ルート化と回線の分散使用を図っている。

・東京都指定の広域避難場所等には公衆電話（特設公衆電話）を設置できるように体制を整えている。

・交換機相互間を結ぶケーブルは経路を分散し、主要交換機相互間は地下ケーブル方式（有線）と無線方式により環状に結ぶ回線を作成している。

２　事業計画（電気通信施設を確保するための諸設備）

・架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地中化が望ましい区間は地中化を促進する。

・都市防災上、耐震・耐火に強い共同溝およびとう道へケーブルの収容替えを行う。また、災害予防上の弱体設備を点検・把握し、優先付けをして整備を図る。

第４章　危険物等が原因となる出火・延焼等の防止対策

第１節　出火の防止

１　火気使用設備・器具の安全化

・火気設備・器具の安全化として、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

２　石油等危険物施設の安全化

・耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

（１）施設の現況

・消防法に基づく危険物の関係施設は、「危険物施設現況表」のとおりである。なお、貯蔵品名は消防法第 4 類の危険物（油類）が大部分で反応工程を有する化学工場はない。

（資料第 205「危険物施設現況表」）

（２）関係機関の対応

機関名	対策等
消　防　署	⑴　出火、流出防止を図るため、当該施設に立入検査等を実施し、次の事項について指導していく。 ア　耐震性強化の指導 イ　自主防災体制の整備 ウ　防災資器材の整備 ⑵　一部危険物施設は、法令にもとづく定期点検の実施とその記録の作成保存が義務付けられており、施設、設備の適正な維持管理を図っているが、さらに施設の所有者を対象に保安維持に関する講習会や巡回指導等を実施し、従業員教育を含めた安全管理意識の向上を図る。 ⑶　準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設・設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実・強化を図る。 ⑷　特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業所）等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指導する。 ⑸　予防規程が義務付けられている危険物施設は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は予防規程に盛り込むよう指導する。 ⑹　消防法に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京都危険物災害時相互応援協議会」への加入が望ましく、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を効果的に行う。 ⑺　事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる

消　防　署	措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、応急措置命令を行う。 ア　危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 イ　混色発火等による火災の防止措置と初期消火活動ならびにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ウ　災害状況の把握及び状況に応じた作業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
警　察　署	⑴　石油類取扱業者、火薬類取扱業者等危険物取扱関係業者との連絡を密にし、災害防止対策を確立する。 ⑵　危険物取扱施設において爆発、火災等が発生した場合の被害の拡大防止、警戒区域（警戒線）の設定ならびに避難対策等を推進する。

3　液化石油ガス消費施設の安全化

・所管する液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

・災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」にもとづき、学校等公共施設および集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置および料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置を義務づけている。

・震災対策の強化を図るため、平成 9 年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これにもとづき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

4　指定可燃物貯蔵・取扱施設の安全化

・多量の紙、布、合成樹脂等の指定可燃物については、東京都火災予防条例で地震動での荷崩れ防止、火気規制、集積方法等の貯蔵、取り扱いの基準が定められているので、これらに該当する物品等を扱う事業所に対し、消防署は適正な貯蔵、取り扱いについて指導する。

5　毒物・劇物取扱施設の安全化

機関名	対　応
区	毒物・劇物による危害未然防止を図るため、所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導する。
消　防　署	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

6　放射線等使用施設の安全化

・消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

7　火薬類保管施設の安全化

・区は、予防計画について、都環境局ほか諸官庁の計画を確認し、消防署と連携し、防災に関する助言および訓練等を推進する。

8　高圧ガス施設等の安全化

（1）高圧ガス取扱事業所の安全化

・消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

（2）浄水場の塩素設備の整備補強

・都が管理する浄水場の塩素設備については、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、安全性が高く、取り扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換する。

9　危険物等の輸送の安全化

・危険物積載車両については、関係官庁による路上取り締まりを毎年定期的に実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

・輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機関名	対応
区	区が所管する毒物・劇物運搬車両の検査を以下のとおり実施する。 ⑴　毒物・劇物運搬車両の路上点検および集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取り締まりを行う。 ⑵　要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努める。 ⑶　都福祉保健局等の関係機関との連絡通報体制を確立する。
消　防　署	⑴　タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 また、指導にあたっては、隣接各県及び関係機関と連絡を密にし、安全指導を進める。 ⑵　鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 ⑶　トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。 ⑷　「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
警　察　署	⑴　危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 ⑵　危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取り締まりを推進する。 ⑶　関係機関等の連絡通報体制を確立する。
Ｊ Ｒ 貨 物	⑴　鉄道タンク車(私有車を含む。)については、タンク車設計基準により、安全性

ＪＲ貨物	に万全を期するとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に安全性に関する指導を行う。 ⑵　石油等の危険物の取り扱い、輸送等については、ＪＲ貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法の精神に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 ⑶　火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物および劇物等の危険品の輸送については、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物および劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規程)、放射性物質車両運搬規則等の規定により安全輸送や取り扱い等にあたり、災害防止に努める。 ⑷　部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 ⑸　社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法(化成品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用)、消火方法、部内外における連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたるとともに、次により訓練を実施する。 ア　火災予防月間における消火訓練および避難誘導訓練 イ　危険物等積載タンク車等事故時の連絡および脱線復旧訓練 ウ　防災関係機関主催の防災訓練への参加

10　化学薬品、電気設備等の安全化

（１）化学薬品の安全化

・化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

○　主な指導事項

・化学薬品容器の転倒落下防止措置
・化学薬品収納棚の転倒防止措置
・混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
・化学薬品収納場所の整理整頓
・初期消火資器材の整備

（２）電気設備等の安全対策の強化

・変電設備や自家発電設備などの電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制および維持管理についての熟練者による点検・整備を義務付けているところであるが、消防署では、電気事業者および事業所に対し、耐震化および不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

（３）電気設備等の耐震化

・電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

（４）通電火災の防止

・発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があ

ることに留意し、都民等への指導を行っていく。

11　その他出火防止のための査察・指導

○　消防署は、次のとおり査察・指導を実施する。

・地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備器具類の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

・その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

・危険物施設に対して立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な貯蔵取り扱いおよび施設・設備の維持管理等について指導する。

・各事業所に対して、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

12　区民指導の強化

・区と消防署は連携・協力し、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育、指導用資器材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図るとともに、各家庭から出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及を図る。

（１）日頃からの備えについて

・住宅用火災警報器の設置の徹底

・消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底

・耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備およびガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及

・家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底

・火を使う場所の不燃化および整理整とんの徹底

・カーテンなどへの防炎品の普及

・灯油など危険物の安全管理の徹底

・防災訓練への参加

（２）発災時の行動について

・起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進

・地震発生時に、あわてて火を消しに行き火傷を負った事例を紹介しながら、火を使っている場合は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をすることの徹底

・地震直後に出火した場合に落ち着いて消火できるよう、初期消火訓練の徹底

・避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓のしゃ断など出火防止の徹底

・ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底

・ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

13　学校の化学実験用薬品

・学校における化学実験用薬品類の管理については、次の要領により指導するものとする。

（１）管理体制の整備

・薬品類の管理責任者および使用責任者等を定めて、薬品類の保管・管理および使用にあたっての安全管理体制を整備する。

（２）薬品類の保管および緊急時の措置等

薬品類	薬品類は、実験台上等に放置せず、転倒・転落を防止するための措置を講じ、収納戸棚に保管する。
危険物収納容器	危険物を収納する容器は、容器の転倒・落下により容易に破損しないよう、適正な材質、構造のものとする。
危険物の保管場所	危険物を収納した容器の保管は、棚を避け、次の戸棚に収納する。 ⑴　戸棚は、不燃性の材料で作られ、かつ奥行の深い頑丈なものとする。 ⑵　戸棚は、引き違い戸のものとする。なお、観音開きのものである場合は、振動により戸が開くのを防止するための止め金をつけたものとする。 ⑶　戸棚の戸にガラスの入っているものについては、破損・飛散しないような措置が講じられたものとする。 ⑷　戸棚の棚は、固定したもので、かつ、容器の転倒、落下を防止するための措置が講じられたものとする。 ⑸　戸棚は、建築物の壁、柱等に固定する。
危険物の保管方法	危険物を収納した容器は、次の方法で保管する。 ⑴　容器は、密栓する。 ⑵　容器の多段積みを避ける。 ⑶　混合発火のおそれのある危険物を収納した容器はそれぞれ別個の離れた位置にある戸棚等に収納する。 ⑷　自然発火のおそれのある危険物は、保護液を十分満たしておく。 ⑸　混合発火のおそれのあるもの、引火点の低いもの等は、戸棚等の下段に収納し、必要に応じ、砂箱内に収納する等の措置を講ずる。 ⑹　容器を収納した戸棚の戸は、必ず閉める。
実験中における安全確保	⑴　実験中における薬品容器、実験器具の転倒・転落防止措置を講ずる。 ⑵　児童・生徒に対して、実験中に地震を感知した場合の緊急措置に関する安全教育を徹底する。
緊急時の措置等	実験室等において危険物の取り扱い中に地震を感知した場合は、直ちに、実験等を中止するとともに、次の措置を講じる。 ⑴　火気の始末および消火の確認 ⑵　容器の密栓および転倒・転落防止、実験容器等からの薬品流出防止等の緊急措置 ⑶　混合発火するおそれのある危険物を取り扱っている場合にあっては、これら危険物の混合を防止するための措置 ⑷　戸棚の戸の閉鎖確認
初期消火体制の整備	出火した場合に備えて、定期的に消火器等の消防設備の点検整備を行うとともに、適宜消火訓練を実施し、消火体制の確立を図る。

14　とう道・共同溝への対応

・一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握している。非常用施設の設置、出火防止に関することなどについて、届出に添付を求める。

【そ の 他 災 害 編】

目　次

【そ の 他 災 害 編】

第１章　小災害応急対策活動

第１節　小災害応急対策活動 …… 1

第２章　不発弾等の処理活動

第１節　不発弾の発見・処理まで …… 3
第２節　対策本部体制 …… 3
　１　対策本部体制の確立 …… 3
　２　警備および交通規制・立ち入り規制 …… 3
　３　避難誘導計画 …… 3
　４　広報計画 …… 4

第３章　大規模事故（鉄道、ガス施設）対応

第１節　鉄道関係の安全確保 …… 7
第２節　鉄道関係の事故時の応急対策 …… 9
第３節　ガス施設の安全対策 …… 11
第４節　ガス施設の事故時の応急対策 …… 11

第４章　原子力事故等への対応

第１節　災害予防対策 …… 13
第２節　災害応急対策 …… 13
　１　災害情報の収集 …… 13
　２　災害対策本部の設置 …… 13
　３　区民への周知 …… 14
　４　避難 …… 14
第３節　各機関の活動態勢 …… 14

第５章　その他の緊急対応

第１節　その他の緊急対応活動 …… 17

第１章　小災害応急対策活動

第１節　小災害応急対策活動

・荒川区の区域内において、豪雨・火災等で災害救助法が適用されない小災害によって区民が被害を受け、災害の原因者が措置できないときは、区民生活部は、情報連絡、一時的な避難所の設置、見舞金の支給等の応急救護活動を実施する。

（資料第 206「荒川区小災害見舞金等支給要綱」）

第２章　不発弾等の処理活動

第１節　不発弾の発見・処理まで

・第２次世界大戦では、荒川区においても空襲による大規模な被害を受けたが、その際に不発弾となったものが、現在も地中深くに存在している可能性も少なくない。また、隣接の区で発見された場合には、避難区域が荒川区におよぶこともある。これらの場合に、区および関係機関は区民の生命、身体、財産を守るために、協力して不発弾処理にあたる。

第２節　対策本部体制

１　対策本部体制の確立

⑴　対策本部設置

ア　発生状況の報告

イ　本部長その他の組織体制の確立

ウ　本部設営場所の確定

エ　仮設電話の設置

オ　区民からの問い合わせへの窓口、関係機関との調整窓口の設置

カ　自衛隊との協定

キ　補助金申請

ク　調整会議の開催

ケ　職員動員計画の策定

コ　情報連絡体制の確立（現地本部と避難誘導活動および現地本部と後方支援機関など）

サ　関係機関の待機等の体制確立

シ　後方支援体制確立

２　警備および交通規制・立ち入り規制

⑴　避難勧告地域の確定

⑵　交通規制の確定（警察等との調整）

⑶　警備計画の策定、避難誘導（警察等との調整）

⑷　交通規制の周知（交通機関との調整）

ア　交通止め規制看板の設置

イ　交通規制予告看板の設置

ウ　交通規制周知看板の設置

エ　う回路告知看板の配置

オ　う回路チラシの配布（運転者用）

３　避難誘導計画

⑴　避難所の設置

⑵　医療救護所の設置および救護班の設置

⑶　避難誘導（各戸の確認等）

4　広報計画

⑴　区報による周知

⑵　避難勧告チラシの各戸配布、広報車による巡回

⑶　無線放送塔の活用

［不発弾の発見から処理終了まで］

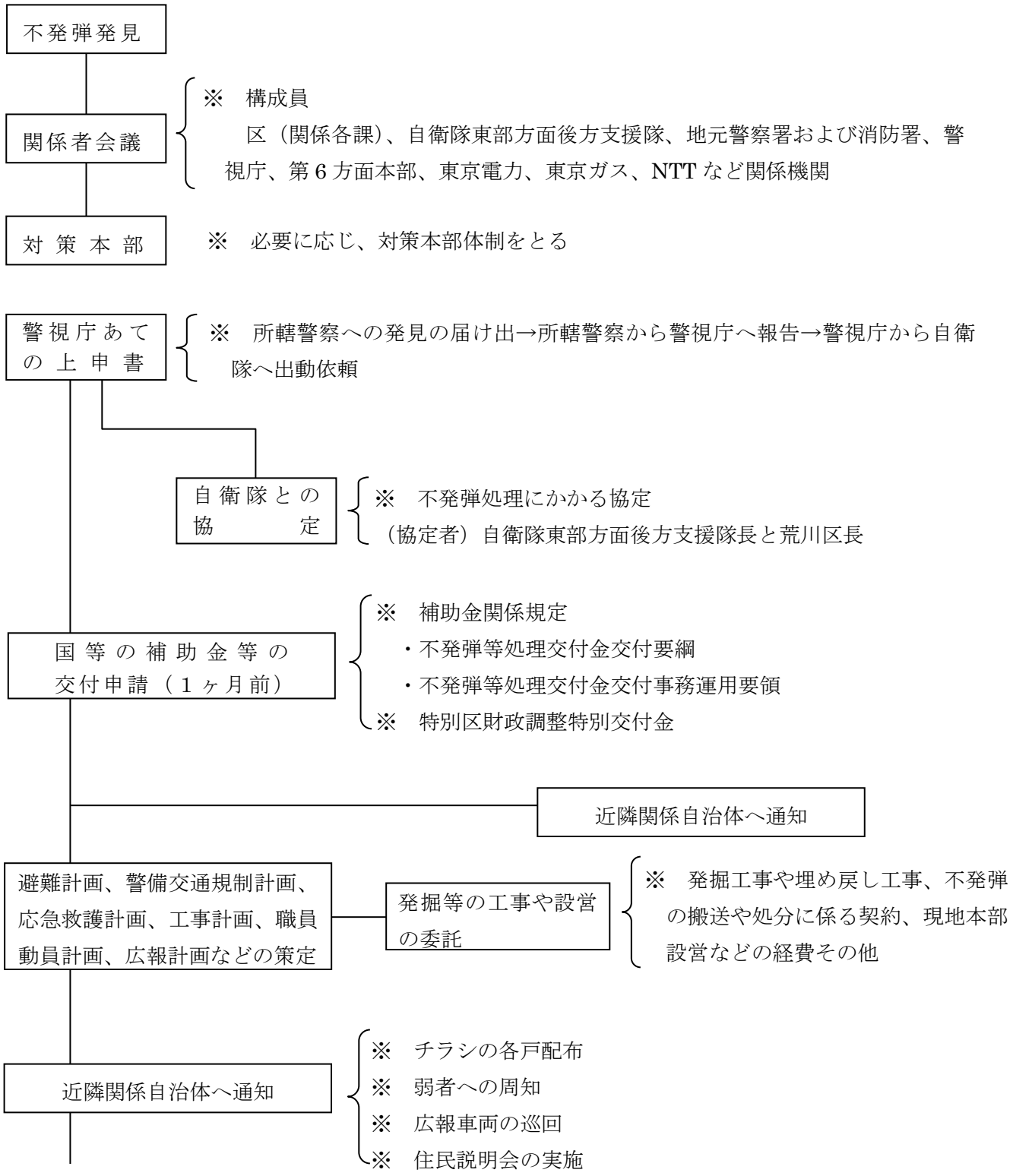

（次ページへ）

（前ページより）

住民の避難誘導

交通・立入規制

※警察官・区職員による規制
※避難所の設営
※要配慮者の避難援助（チェア・キャブなどの手配）
※広報車両の巡回
※防災行政無線放送による周知・サイレン
※取材ヘリ等航空機の上空飛行制限（作業障害となる）

不発弾処理

※　防災行政無線放送による開始・終了のサイレン

国等の補助金等の交付申請（1ヶ月前）

交付金概算払いの請求

交付金の収入調定

予算計上

第３章　大規模事故（鉄道、ガス施設）対応

東京は、その地域特性から、自然現象である風水害、地震等とは異なる各種の大規模な事故発生も予想され、相当程度の被害も考えられる。

なかでも、鉄道等の大量輸送機関やガス等の危険物施設などで事故が発生した場合は、当該者はもちろん、付近の人々をまきぞえにした、多数の人命にかかわる被害が発生するおそれがある。

これらの安全対策については、関係法令により規制、取り締まり、指導が進められているが、より万全な安全対策が必要である。

本節では、鉄道、ガス施設について、安全対策と事故時の応急対策について明らかにするものとする。

第１節　鉄道関係の安全確保

機関名	内　　容
都交通局	鉄道輸送における安全確保をはかるため、人的、物的および取り扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 ⑴　保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備等の保安装置を点検整備して、列車運転の安全を期する。 ⑵　設備および規程等の整備
ＪＲ東日本 ＪＲ貨物	大規模事故対策として、従来から車両および地上設備の整備を進めてきたが、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。
京成電鉄	運転保安工事計画にもとづき、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。 ⑴　列車無線装置 運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うときに使用する。 ⑵　建造物および工作物 検査については、検査心得にもとづき、項目別に年１回実施し、その結果をもとに、必要な補修、改良等を実施する。

東京地下鉄	列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全および輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。 ⑴　自動列車制御装置、自動列車運行制御装置、地震警報装置による列車の緊急停止等運転保安設備の点検、整備 ⑵　列車無線装置、携帯電話装置、指令電話、鉄道電話等の通信設備の点検 ⑶　電車整備実施基準に基づいた車両の不燃化構造および車両の非常用ドア開閉装置、車内非常通報装置、車内放送設備等非常用装置の点検、整備 ⑷　運転取扱実施基準に基づいた、車両の点検、整備および輪重バランス管理等の実施 ⑸　運転取扱実施基準に基づいた、構造物、電気および軌道施設の点検、整備 ⑹　脱線防止ガード、剛体架線設備等の各種安全保安設備の点検、整備 ⑺　総合指令所による運行、電力および施設の集中管理 ⑻　社員の教育訓練の実施
首都圏新都市鉄道	旅客の安全および輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 ⑴　路線上に踏切が一切ない完全立体交差化 ⑵　線路への転落防止用として全駅に可動式ホーム柵設置 ⑶　列車速度超過を防ぐための自動列車制御装置（ＡＴＣ） ⑷　列車在線位置と列車番号を常時把握できる列車運行表示盤が設置された総合指令所 ⑸　異常時に全列車を緊急停止させるための列車無線装置 ⑹　異常時用の防護無線装置および携帯無線機 ⑺　地震計、風速計、雨量計等の気象観測機器を沿線上に設置して集中管理する沿線防災システム ⑻　気象庁の緊急地震速報を活用し、地震に対する安全性向上を図る早期地震警報システム ⑼　総合基地内に防雷システムを設置 ⑽　軌道および架線を管理する総合検測車

第２節　鉄道関係の事故時の応急対策

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>都交通局</td><td>事故が発生した場合または発生が予想される場合における旅客および輸送の安全確保をはかるため、情報の収集・伝達および指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復および被害の拡大防止に努める。
［事故対策本部の組織および任務］
<table><tr><th colspan="2">組　　織</th><th>任　　務</th></tr><tr><td>本部長</td><td>事故対策本部が設置された部の部長</td><td>事故対策本部の業務を総括する。</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>関係部の部長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、これに替わる。</td></tr><tr><td>班　　長</td><td>関係部の課長で、本部長が命じた者</td><td>事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打ち合わせ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ＪＲ東日本
ＪＲ貨物</td><td>事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制がとれるよう整備しておく。
⑴　応急処置方法
⑵　情報の伝達方法
⑶　事故復旧対策本部の設置方法
⑷　非常招集の範囲および方法
⑸　救援車の配備、復旧用具の整備および方法</td></tr>
<tr><td>京成電鉄</td><td>非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に努め、輸送の確保を図る。各職場においては、平素から事故発生時の旅客および列車運転の取り扱い方について、関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。
⑴　事故時の活動組織
大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧および救護を図るため、非常災害対策規程にもとづき本社に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。
⑵　事故時の応急態勢
大規模な事故が発生した場合は、直ちに非常災害対策規程にならびに事故および非常対策内規にもとづき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急教護、広報、被害状況の把握および防災関係機関への応援要請ならびに迅速な復旧態勢をとる。</td></tr>
</table>

東京地下鉄	⑴　事故・災害等対策規程にもとづき非常態勢を発令し、本社内に対策本部を設置する。 ⑵　事故が発生した場合、事故発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 ア　旅客の人命救助および避難誘導を行う イ　旅客に被害が拡大しないように二次災害および付帯事故の防止を行う ウ　被災者の救出、応急救護および負傷者の搬送に努めるとともに、消防隊、救急隊の出動を要請およびその活動に協力する エ　現地対策本部は、救援隊を章成して旅客の救出および応急救護ならびに救急隊の出動要請および活動に協力する オ　情報連絡は、列車無線装置、指令電話、ＦＡＸ、鉄道電話、ＮＴＴ加入電話および携帯電話等を活用する カ　利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとととともに、適宜報道機関に公表する キ　対策本部長は、被害状況、工事の難易および運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する ク　対策本部の各班長は、必要な資機材および要員出勤を要請する ケ　復旧工事に係る現業長は、緊急自動車および資機材の整備、救護および復旧要員の緊急出動体制を確立しておく
首都圏新都市鉄道	⑴　応急・復旧対策 ア　事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出および避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧および輸送の確保を図る。 イ　事故対策本部の設置 事故および輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程にもとづき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。 ⑵　情報連絡体制 ［鉄道事故発生時の連絡系統図］ 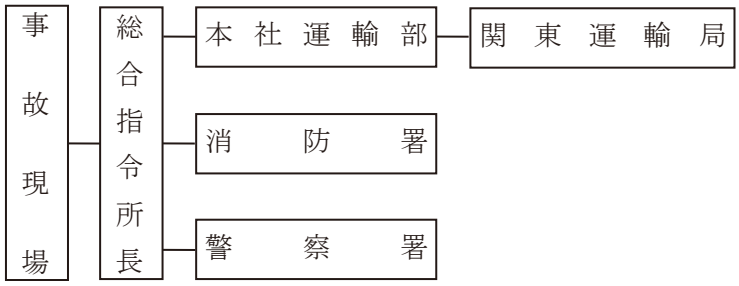

第３節　ガス施設の安全対策

機関名	内　　容
東 京 ガ ス	⑴　ガスホルダー ア　施設は、ガス事業法等にもとづき設計、施工し、安全化を図っている。 イ　付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備を設置し、二次災害の防止に努めている。 ウ　施設は、ガス事業法等にもとづき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 ⑵　ガス導管 ア　ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 イ　ガス導管は、緊急遮断のためまたは供給上の必要により、遮断弁を設置している。 ウ　ガス施設およびガス供給上の事故に対処するため、緊急要員および緊急車両を待機させ、事故の処置および消防、警察等関係機関への連絡体制を整えている。

第４節　ガス施設の事故時の応急対策

機関名	内　　容
東 京 ガ ス	⑴　通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者として、直ちにガスライト 24 ならびに消防、警察道路管理者および沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要な事項とする。 ⑵　非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24、広域支社では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ⑶　事故時の応急措置 ア　消防機関または警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じ、次の措置をとる。 (ｱ)　人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (ｲ)　ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (ｳ)　状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 (ｴ)　状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行人に対する安全誘導を行う。

東　京　ガ　ス	(ｵ)　状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 イ　事故の状況に応じ、応援の依頼または特別出動の要請を行う。 ウ　復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

第４章　原子力事故等への対応

放射性物質の取り扱いに関する指導・監督は、防災対策を含めて、内閣府、経済産業省、文部科学省等国の機関が中心となって対応することになっている。

しかし、この節では、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法にもとづき、①放射性物質の運搬中の事故による災害、②広域的放射能汚染による災害等から区民の生命、身体および財産を保護するため、区の役割を明確にするとともに、放射能災害対策全般に万全を期することを明らかにするものとする。

第１節　災害予防対策

・放射性物質による災害は、万が一発生すると、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、区民への影響は極めて大きいものになることが予想されるため、災害防止に万全を期すものとする。

・区内には、原子力災害対策特別措置法にもとづく原子力事業者あるいは、内閣府が示す「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(ＥＰＺ ： Emergency Planning Zone)」は存在しない。

・したがって現時点で考えられることは、放射性物質の運搬のため、区内の道路を通行中の災害であり、その際の区民の安全および災害に備えて、国、都および関係機関、周辺自治体等との連携を深めるものとする。

第２節　災害応急対策

・放射性物質の運搬中の事故および広域的な放射能汚染が発生し、または発生のおそれがある場合における応急対策について、必要な事項を定める。

１　災害情報の収集

・区は、警察・消防等防災関係機関と連携し、放射性物質に係る事故・災害等に関し、次の事項について積極的に情報を収集する。

⑴　事故または災害発生の時刻、場所
⑵　事故または災害の原因
⑶　放射性物質の種類および量
⑷　事故または災害の範囲および程度
⑸　汚染状況の調査
⑹　気象情報（風向、風速）
⑺　その他必要と認める事項

２　災害対策本部の設置

・区は、広域的な放射能汚染が発生し、または発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

3　区民への周知

・区は、放射性物質の運搬中の事故および広域的な放射能汚染が発生し、または発生のおそれがあることを知った場合は、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し、区民に情報を提供する。

4　避難

・【震災編】第 2 部第 5 章「避難者等対策」を準用する。

なお、その際は国等の専門家等からの助言を得て、状況に応じて風向、風速、天候等に十分留意し、区民の生命、身体を守るために万全を期するものとする。

第３節　各機関の活動態勢

機関名	内　　容
国の省庁 （内閣府） （経済産業省） （文部科学省） （その他各省庁） （警察庁） （消防庁） （海上保安庁）	⑴　内閣府の対応 ア　原子力緊急非常事態の宣言 イ　原子力災害対策本部の設置 ⑵　各省庁の対応 ア　事故情報の収集、整理分析 イ　関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ　係官および専門家の現地派遣 エ　対外発表 オ　その他必要な事項 ⑶　派遣係官および専門家の対応 ア　関係省庁は、事故賀発生した場合、現地に係官および専門家を派遣する。 イ　係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官または消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。 ウ　専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁	事故の通報を受けた管轄警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて人命救助、交通規制等次のような必要な措置を実施する。 ⑴　関係機関との連携 ⑵　応急的警戒区域の設定 ⑶　原子力事業者等と協力して、被災者の救出・救護 ⑷　屋内退避、避難誘導 ⑸　犯罪の予防等社会秩序の維持 ⑹　緊急輸送のための交通規制 ⑺　必要な広報活動

東京消防庁	⑴　放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置をとるよう要請する。 ア　施設等の破壊による放射線源の露出・流出の防止を図るための緊急措置 イ　放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等、人命の安全に関する応急措置 ⑵　事故の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救出等に関する必要な措置を実施する。 ⑶　東京消防庁では、「特殊災害支援アドバイザー制度」を導入し、特殊な災害への対応を念頭に、平素からも専門家との連携を強化している。 ⑷　輸送中の事故についても、上記対応を行う。
東京都（総務局）	事故の通報を受けた東京都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を実施する。
事業者等	事業者等（輸送業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第５章　その他の緊急対応

第１節　その他の緊急対応活動

・区民の避難を伴う事故等として想定されるものには、この他にも大規模な火災、危険物および有毒ガス等の漏洩、航空機の墜落などが考えられる。区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した対応を行うが、その事故等の影響が区内全域におよぶ場合は、第 3 部災害応急対策計画に定める災害対策本部に準じた体制をとることとする。

・武力攻撃または武力攻撃の手段に準ずる手段による、武力攻撃事態、緊急対処事態、NBC を使用した攻撃については、荒川区国民保護計画による体制により対応する。

平成 30 年 8 月発行　　登録（30）0040

荒川区地域防災計画
（平成 30 年修正）本冊
編 集 発 行　荒川区防災会議
（荒川区防災会議事務局）
荒川区区民生活部防災課
〒116-0002　東京都荒川区荒川二丁目 25 番 3 号
電　話　03（3802）3111（代）内 492
直　通　03（3803）8711
F A X　03（5810）6262